官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔政　令〕
○道路法施行令の一部を改正する政令（四四四）　四
○漁業災害補償法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（四四五）　六
○漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（四四六）　七
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（四四七）　七
○海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部の施行期日を定める政令（四四九）　八
〔最高裁規則〕
○刑事訴訟規則等の一部を改正する規則（最高裁一七）　九
〔府　令〕
○公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令（内閣府一〇五）　三六
○沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令（同一〇六）　三六
〔府令・省令〕
○下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令（内閣府・総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通二）　三七
○内閣府・厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令（内閣府・厚生労働・経済産業一）　四四
〔省　令〕
○私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（文部科学三一）　五三
○雇用保険法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二六）　六六
○消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令（同一二七）　七〇
○国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同一二八）　七一
○厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令（厚生労働・経済産業一）　七三
○国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・環境三）　七七
○地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省令（同四）　八六
○エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（経済産業八一）　九一
○中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令（同八二）　一八二
○脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令（同八三）　二〇三
○国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・環境六）　二〇八
○割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令（同七）　二一〇
○開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令（国土交通一二三）　二一一
○地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令（同一二四）　二一八
〔規　則〕
○公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則（公正取引委一二）　二三三
〔法規的告示〕
○産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準の一部を改正する告示（内閣府・総務・財務・文部科学・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境一一）　二三四
○沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する件（内閣府・財務六）　二三四
○製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の規定に基づく公正取引委員会の事務総局の職員の携帯する身分を示す証明書の様式を定める件（公正取引委二）　二三五
○地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示の一部を改正する件（総務・財務・厚生労働・農林水産・経済産業・国土交通・環境二）　二三六
○株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを定める件の一部を改正する告示（財務・経済産業一二）　二三七
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（厚生労働三二四）　二三七
○労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率の一部を改正する件（同三二五）　二三八

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、三ページに掲載されています。

（前のページより続き）

○厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件（同三二六）　二三五
○中小企業等の経営強化に関する基本方針の一部を改正する告示（厚生労働・経済産業二）　二三七
○事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示の一部を改正する告示（厚生労働・経済産業・国土交通一）　二三九
○所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定に基づく所得税法第七十六条第七項第二号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものの一部を改正する件（農林水産一九八一）　二四〇
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（同一九八二）　二四二
○漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限を定める件の一部を改正する件（同一九八三）　二四三
○工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（経済産業一八五）　二五五
○工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示（同一八六）　二五七
○平成十三年経済産業省告示第八十九号の一部を改正する件（同一八七）　二六〇
○電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示（経済産業・環境一三）　二六一
○地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する告示（国土交通一〇九四）　二六一
○液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示の一部を改正する告示（同一〇九五）　二六四
○平成十六年国土交通省告示第二百五十七号の一部を改正する告示（同一〇九六）　二六四

〔その他告示〕

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針の一部を改正する件（内閣府・国家公安委・法務・厚生労働一）　二六六
○移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示（国家公安委・総務・文部科学・国土交通一）　二六九
○千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の修正に関する件（外務四七三）　二七九
○アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対する国際連合教育科学文化機関が賛助する第二区分センターとしての指定の更新に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名及び効力発生に関する件（同四七四）　二八〇
○国債証券買入銷却法第一条の規定による国債の買入消却に関する件（財務三三五）　二八三
○貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針の一部を改正する件（農林水産・経済産業・国土交通六）　二八三
○中小企業信用保険法第二条第五項第五号の業種を指定する件（経済産業一八八）　二八三
○道路法施行令別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域（国土交通一〇九七）　二九四
○開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域（同一〇九八）　二九五
○低騒音型建設機械の指定に関する件（同一〇九九）　二九六
○排出ガス対策型建設機械の指定に関する件（同一一〇〇）　二九六
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（防衛二八八）　二九七
○道路に関する件（東北地方整備局一〇八、一〇九）　二九八
○道路に関する件（関東地方整備局二五六～二五八）　二九九
○道路に関する件（中部地方整備局一一二）　二九九
○道路に関する件（中国地方整備局九〇）　二九九
○道路に関する件（四国地方整備局六八）　二九九
○道路に関する件（九州地方整備局一四六～一四八）　二九九

〔官庁報告〕

官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　三〇〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三〇〇
国家試験
司法書士法第三条第二項第二号の規定に基づく認定を受けた者の公告（法務省）　三〇〇

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（令和七年度令和七年十月分）（財務省）　三〇二

本号で公布された法令のあらまし

◇道路法施行令の一部を改正する政令（政令第四百四十四号）（国土交通省）

1　占用料の額の改定

指定区間内の国道に係る占用料の額を改定する。（別表関係）

2　施行期日

この政令は、令和八年四月一日から施行する。（附則関係）

◇漁業災害補償法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百四十五号）（農林水産省）

漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令（政令第四百四十六号）（農林水産省）

1　漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業等に関する所要の規定の整備

漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業及びその対象とする漁業の種類による区分について定めるとともに、漁獲・特定養殖共済の創設に伴うその他の所要の規定の整備を行う。（第五条、第六条、第十一条、第十二条及び第十七条関係）

2　漁獲・特定養殖共済の共済限度額の算定に関する特約の対象となる漁業の種類の漁業に関する規定の整備

漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の漁業に係る生産金額を同共済の対象となる漁業の種類の漁業に係る生産金額に加えることができる特約の対象となる漁業の種類の漁業は、共同漁業権に基づく漁業法第六十条第五項第一号の第一種共同漁業（漁業災害補償法第百四条第一号に掲げる漁業を除く。）に属する漁業の種類である漁業とする。（第十六条関係）

3　養殖共済の対象とする漁業の追加等

養殖共済の対象とする養殖業及びその対象とする養殖業の種類による区分について定めるとともに、養殖共済の対象とする養殖業としてひらめ養殖業、その対象とする養殖業の種類による区分としてひらめ陸上養殖業を追加等し、これに伴い、疾病の共済事故としない養殖業への追加、当該養殖業の再共済区分及び保険区分への追加並びに当該養殖業に係る共済掛金の補助率等の追加等を行う。（第十八条から第二十条まで、第二十五条第一項及び第二項、第三十五条並びに第四十四条第四項関係）

4　養殖施設ごとに共済金の支払を判断する特約の導入に伴う規定の整備

養殖施設ごとに共済金の支払を判断する特約の対象とする養殖業の種類を定めるとともに、同特約において共済金を支払うものとする割合及び同特約において共済金を支払わないものとする割合を百分の八十とすることを定める。（第二十五条第四項及び第五項関係）

5　二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る連合会の再共済金額における団体責任分担共済金額及び特別団体責任分担共済金額の算定の方法に関する規定の整備

二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約が対象とする漁業の種類のうち主要なものに係る漁獲・特定養殖共済についての漁業共済事業により組合が負う共済責任に係る危険の態様を勘案して定めなければならないものとする。（第三十五条関係）

6　共済契約における保険区分に関する規定の整備

二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済に係る共済契約にあっては、その対象とする漁業の種類のうち主要なものに係る共済契約についての再共済契約に係る再共済責任及び当該漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る共済責任の保険をもって一の区分とするものとする。（第三十八条関係）

7　共済契約における共済掛金への国庫補助に関する規定の整備

二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする漁獲・特定養殖共済の共済契約者に係る共済掛金の補助の要件は、当該共済契約に係る当該漁業の種類に第二号漁業又は特定養殖業に属する漁業の種類が含まれないこととする。（第四十四条第一項関係）

8　その他

その他所要の規定の整理を行う。

9　附則

⑴　この政令は、一部の規定を除き、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則第一項関係）

⑵　その他関係政令について所要の改正を行う。（附則第二項関係）

◇海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（政令第四百四十七号）（内閣府本府）

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行期日は、令和八年四月一日とする。

◇海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第四百四十八号）（内閣府本府）

第１　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部改正

1　題名について

題名を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令」に改正する。（題名関係）

2　計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る区域について

公募占用計画及び海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域に関する規定を新設する。（第六条及び第八条関係）

3　設置禁止の例外となる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備について

排他的経済水域における設置の禁止の対象となる設備から除かれる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備に関する規定を新設する。（第七条関係）

第２　国土交通省組織令の一部改正

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の規定の整理を行う。（第百六十二条関係）

第３　環境省組織令の一部改正

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関することを、大臣官房及び大臣官房地域政策課の所掌事務として追加し、水・大気環境局及び自然環境局の所掌事務から海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の規定による調査に関する事務を除く。（第三条、第五条、第六条及び第十九条関係）

第４　施行期日

この政令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。（附則関係）

◇重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令（政令第四百四十九号）（内閣官房）

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

政令

道路法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四十四号

道路法施行令の一部を改正する政令

内閣は、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十九条第二項本文（同法第九十一条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、この政令を制定する。

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第十九条関係）

占用物件	単位	占用料 所在地 第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	二、三〇〇	九四〇	六七〇	五七〇	五三〇
第二種電柱	一本につき一年	三、三〇〇	一、四〇〇	一、〇〇〇	八六〇	八一〇
第三種電柱	一本につき一年	四、五〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇
第一種電話柱	一本につき一年	一、九〇〇	八四〇	六〇〇	五一〇	四七〇
第二種電話柱	一本につき一年	一、三〇〇	一、三〇〇	九六〇	八三〇	七五〇
第三種電話柱	一本につき一年	四、三〇〇	一、八〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
その他の柱類	一本につき一年	一九〇	八四	六〇	五一	四七
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一九	八	六	五	五
地下に設ける電線その他の線類	長さ一メートルにつき一年	三	五	四	三	三
路上に設ける変圧器	一個につき一年	一、九〇〇	八二〇	五九〇	五〇〇	四六〇
地下に設ける変圧器	占用面積一平方メートルにつき一年	一、二〇〇	五〇〇	三六〇	三一〇	二八〇
法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物						

| | | | | | |

法第三十二条第一項第五号に掲げる施設			法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設					
地下街及び地下室				その他のもの	設施助補行運動自				
					その他のもの		道路状況又は構造を交通標識の表示する柱	その他のもの	
階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの			上空に設ける通路	地下に設ける通路		地下に設ける通路	長さ一メートル一年つき一平方メートル占用面積
A×0.004を乗じて得た額	A×0.006を乗じて得た額	A×0.008を乗じて得た額	三、九〇〇	三、九〇〇	一、九〇〇	一、二〇〇	三、一〇〇	三九	三
			一、七〇〇	一、七〇〇	八四〇	五〇〇	一、三〇〇	一七	五
			一、二〇〇	一、二〇〇	六〇〇	三六〇	九六〇	一三	四
			一、〇〇〇	一、〇〇〇	五一〇	三一〇	八二〇	一〇	三
			九四〇	九四〇	四七〇	二八〇	七五〇	九	三

第七条第一号に掲げる物件					法第三十二条第一項第六号に掲げる施設				
旗ざお		標識	看板（アーチその他これらに類するものを除く。）		その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの			
その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		その他のもの	一時的に設けるもの			その他のもの	地下に設ける通路	上空に設ける通路
一本につき一月	一本につき一日	一本につき一年	表示面積一平方メートルにつき年	表示面積一平方メートルにつき月	占用面積一平方メートルにつき月	占用面積一平方メートルにつき日			
三、三〇〇	三三〇	三、一〇〇	三三、〇〇〇	三、三〇〇	三、三〇〇	三三〇	三、九〇〇	九、九〇〇	二六、〇〇〇
五四〇	五四	一、三〇〇	五、四〇〇	五四〇	五四〇	五四	一、七〇〇	一、六〇〇	二、七〇〇
一九〇	一九	九六〇	一、九〇〇	一九〇	一九〇	一九	一、二〇〇	五七〇	九五〇
九〇	九	八二〇	九〇〇	九〇	九〇	九	一、〇〇〇	四七〇	四五〇
五八	六	七五〇	五八〇	五八	五八	六	九四〇	一八〇	二九〇

第七条第八号に掲げる施設					第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	第七条第三号に掲げる施設	第七条第二号に掲げる工作物			
	地下トンネル（地下の地下室に設けるものを除く。）の上又は高架の道路（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの							アーチ		第七条第四号に掲げる施設（催しが際し一時的に設けるものを除く。）	
その他のもの	上空に設けるもの	階数が三以上のもの	階数が二のもの	階数が一のもの				その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの	祭礼、縁日その他のに設けるもの
	占用面積一平方メートルにつき一月						占用面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートル一基につき一月		占用面積一平方メートルにつき一日	
Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇二〇一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	三九〇	三、三〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	三、九〇〇	三三、〇〇〇	三、三〇〇	三三〇
	Aに〇・〇一一を乗じて得た額				一七〇	五四〇		一、七〇〇	五、四〇〇	五四〇	五四
	Aに〇・〇一三を乗じて得た額				一三〇	一九〇		一、三〇〇	一、九〇〇	一九〇	一九
	Aに〇・〇一四を乗じて得た額				一〇〇	九〇		一、〇〇〇	九〇〇	九〇	九
	Aに〇・〇一八を乗じて得た額				四八	五八		四九〇	五八〇	五八	六

第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設	第七条第十三号に掲げる施設		第七条第十二号に掲げる器具	第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物		第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場		第七条第九号に掲げる施設	
	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	上空に設けるもの	その他のもの	建築物	その他のもの	建築物
	占用面積一平方メートルにつき一年								
Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額
	Aに〇・〇一五を乗じて得た額			Aに〇・〇一三を乗じて得た額				Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
	Aに〇・〇一七を乗じて得た額			Aに〇・〇一五を乗じて得た額				Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
	Aに〇・〇二二を乗じて得た額			Aに〇・〇一七を乗じて得た額				Aに〇・〇一五を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
	Aに〇・〇二四を乗じて得た額			Aに〇・〇二二を乗じて得た額				Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇二四を乗じて得た額

附　則

この政令は、令和八年四月一日から施行する。

国土交通大臣　金子　恭之
内閣総理大臣　高市　早苗

漁業災害補償法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四十五号

漁業災害補償法の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）附則第一条第二号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四十六号

漁業災害補償法施行令の一部を改正する政令

内閣は、漁業災害補償法の一部を改正する法律（令和七年法律第三十一号）の一部の施行に伴い、並びに漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）第百四条、第百八条第四項、第百十一条第三項、第百十三条第二項、第百十四条、第百十五条第一項及び第三項、第百二十三条第二項、第百二十四条第二項第二号及び第三項第二号、同条第五項（第一号及び第三号を除く。）、第百四十条第二項、第百四十七条の四並びに第百九十五条第一項各号の規定に基づき、この政令を制定する。

漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「の各種類並びに」を「に属する漁業の種類及び」に、「養殖業の各種類及び法第百二十五条の二に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）の各種類」を「政令で定める養殖業に属する養殖業の種類」に、「種類の漁業」を「漁業」に、「漁獲金額」を「生産金額」に、「漁獲共済又は養殖共済若しくは特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済又は養殖共済」に改める。

第四条の見出し中「第一号漁業」の下に「に属する漁業の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同条中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改める。

第五条の前の見出しを削り、同条及び第六条を次のように改める。

（漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業）

第五条　法第百四条第一号の政令で定める漁業は、共同漁業権に基づく漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十条第五項第一号の第一種共同漁業であつて、わかめ、こんぶ、てんぐさ又はあわびをとる漁業とする。

２　法第百四条第二号の政令で定める漁業は、第一号漁業以外の漁業（養殖業を除く。）であつて次に掲げるものとする。

一　漁船により行う漁業（内水面（農林水産大臣が指定する湖沼を除く。次号において同じ。）において営むもの及び漁業法第三十七条に規定する大臣許可漁業のうち農林水産省令で定めるものを除く。）

二　内水面以外の水面において網漁具を定置して営む漁業

３　法第百四条第三号の政令で定める養殖業は、のり等養殖業（のり又はもずくの養殖業をいう。以下同じ。）、わかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業（ほたて貝、とり貝、えぞいしかげ貝又はひおうぎ貝の養殖業をいう。以下同じ。）、特定かき養殖業（その養殖するかきにつきその生産金額を適正に確認することができる見込みがあるものとして農林水産省令で定める基準に適合する者が営むかきの養殖業をいう。以下同じ。）、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業とする。

（漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業の種類による区分）

第六条　法第百四条の漁獲・特定養殖共済の対象とする漁業の種類による区分は、次のとおりとする。

一　前条第一項の漁業については、次に掲げるとおりとする。

イ　わかめをとる漁業
ロ　こんぶをとる漁業
ハ　てんぐさをとる漁業
ニ　あわびをとる漁業

二　前条第二項各号の漁業については、まき網を使用して営む漁業その他の農林水産省令で定める区分とする。

三　前条第三項の養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　のり等養殖業（網ひびを使用して行うものに限る。以下同じ。）
ロ　わかめ養殖業
ハ　こんぶ養殖業
ニ　真珠母貝養殖業（海面において行うものに限る。以下同じ。）
ホ　ほたて貝等養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）
ヘ　特定かき養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）
ト　くるまえび養殖業
チ　うに養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）
リ　ほや養殖業

第七条第一項中「規定により」を削り、「定めるには」を「定めるときは」に、「漁獲金額」を「漁獲に係る生産金額」に改め、同条第二項中「水域が著しく広く定められる」を「定める一定の水域が著しく広くなる」に、「漁獲金額」を「生産金額」に改める。

第八条第一項各号列記以外の部分中「すべて」を「全て」に改め、「規定により」を削り、同項第一号中「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同項第二号中「前号の」の下に「一定の」を、「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、同項第三号中「すべて」を「全て」に改め、「当該漁業」の下に「の種類の漁業」を加え、「総漁獲金額」を「総生産金額」に改める。

第九条第一項ただし書中「あわせた」を「合わせた」に、「定めなければならない」を「定めるものとする」に改める。

第二十九条中「第十五条第三項及び第十八条の五第四項」を「第十一条第四項及び第二十一条第三項」に改め、同条を第五十条とし、第二十八条の三を第四十九条とする。

第二十八条の二の表第百四十二条の項中「第九十二条第二項若しくは」を「第九十二条第二項又は」に改め、「、第百二十五条の十二第五項」及び「又は第百二条において準用する」を削り、「若しくは第九十二条第二項又は」を「又は第九十二条第二項の規定」に改め、同条を第四十八条とする。

第二十八条の表第八十条第一項の項中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、「漁業の種類ごと」の下に「に（二以上の同条に規定する漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の同条に規定する漁業の種類を一括して）」を加え、「、特定養殖共済にあつては第百二十五条の二に規定する養殖業の種類ごと、」を「に、」に改め、同表第八十二条第一項の項から第八十七条第一項の項までを次のように改める。

第八十二条第一項	農林水産省令で定める基準に従い共済規程	地域共済事業に係る共済規程	被共済者は、当該共済契約に係る漁業の漁獲物、養殖水産動植物、養殖施設又は漁具
第八十五条第一項	被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員を含む。次条、第八十七条、第九十三条第一項第三号から第五号まで及び第百三条において同じ。）は、漁獲・特定養殖共済にあつては当該共済契約に係る漁業の漁獲又は養殖に係る水産動植物、養殖共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖水産動植物、漁業施設共済にあつては当該共済契約に係る共済目的たる養殖施設及び漁具		
第八十五条第二項及び第八十三条第一項	漁獲・特定養殖共済	地域共済事業のうち漁獲又は養殖に係る生産金額の減少で漁業共済事業によつて塡補されないものにつき被共済者に対し共済金を交付する事業	
第八十五条第二項	被共済者（第百五条第一項第一号ロに掲げる組合員にあつては同号ロに規定する中小漁業者、同項第二号ロに掲げる団体にあつてはその構成員。第九十三条第一項第八号において同じ。）	被共済者	
第八十七条第一項	事項として農林水産省令で定める事項	事項	

第二十八条を第四十七条とする。

第二十七条（見出しを含む。）中「てん補する」を「塡補する」に改め、同条を第四十六条とする。

第二十六条中「行なう」を「行う」に改め、同条を第四十五条とする。

第二十五条第三項中「第一項第二号及び第四号並びに前項第四号」を「第二項第二号及び第三号並びに前項第二号」に、「第一項第四号」を「第二項第二号」に改め、「同号」の下に「及び同項第三号」を加え、同項を同条第四項とし、同条第二項第一号中「漁獲共済の共済契約者」を「第二号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約者」に、「当該漁業に係る漁獲共済」を「当該漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「うなぎ養殖業」を「ひらめ養殖業又はうなぎ養殖業」に改め、「属する養殖業」の下に「の種類」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号中「種類の養殖業に」を「養殖業の種類に」に、「第四号㈠及び㈡」を「第十号㈠及び㈡」に、「第五号㈠及び㈡に掲げる養殖業」を「第十一号㈠及び㈡に掲げる区分」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者が、法第百八条第四項の都道府県知事が定める区域ごとに、区域内特定養殖業者の二分の一以上の者について、同時に区域内特定養殖業者から当該養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約の締結の申込みがされた場合（その申込みに際し、当該区域内に住所を有し、かつ、当該種類の特定養殖業を営む区域内特定養殖業者以外の被共済資格者が併せて当該養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約の締結の申込みをした場合を含む。）における当該申込に係る共済契約者であり、かつ、共済契約ごとに、当該共済契約に係る共済金額の共済限度額に対する割合として百分の三十（当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十台未満である真珠母貝養殖業にあつては、百分の四十）以上の割合を選択している者であること。

第二十五条第二項を同条第三項とし、同条第一項第一号中「漁獲共済」を「第二号漁業に属する漁業の種類に係る漁獲・特定養殖共済」に改め、同項第四号を削り、同項第三号中「属する養殖業」及び「定める養殖業」の下に「の種類」を加え、同号を同項第四号とし、同項第二号の表以外の部分中「定める養殖業」の下に「の種類」を加え、「第三項」を「第四項」に、「又は網いけす」を「、網いけす又は養殖池」に改め、「台数」の下に「又は面数」を加え、同号の表中「台数」の下に「又は面数」を加え、『小割り式ひらめ養殖業　二十五台』を削り、『小割り式かわはぎ養殖業　二十五台』を『小割り式かわはぎ養殖業　二十五台　ひらめ陸上養殖業　二十五面』に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　特定養殖業に属する養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約者にあつては、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がのり等養殖業である場合には当該特定養殖業に供用する網ひびの共済責任期間中における最高の柵数が、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がわかめ養殖業、こんぶ養殖業、真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、うに養殖業又はほや養殖業である場合には当該特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が、当該共済契約者の営む当該共済契約に係る特定養殖業がくるまえび養殖業である場合には当該特定養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が、次の表の上欄に掲げる特定養殖業の種類に応じ、同表の下欄に掲げる柵数、台数又は面数（当該共済契約者が当該特定養殖業を営む漁業協同組合又は漁業生産組合である場合には、当該柵数、台数又は面数に、真珠母貝養殖業にあつては十、のり等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業にあつては五を乗じて得た柵数、台数又は面数）に満たないこと。

特定養殖業の種類	柵数、台数又は面数
のり等養殖業	六千五百柵
わかめ養殖業	五百台
こんぶ養殖業	五百台
真珠母貝養殖業	百台
ほたて貝等養殖業	四百五十台
特定かき養殖業	百六十台
くるまえび養殖業	九十七面
うに養殖業	百五十台
ほや養殖業	七百四十台

第二十五条第一項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第百九十五条第一項第一号の政令で定める要件は、二以上の漁業の種類を一括して対象とする共済契約に係る当該漁業の種類に第二号漁業又は特定養殖業に属する漁業の種類が含まれないこととする。

第二十五条を第四十四条とし、第二十四条の二を第四十三条とし、第二十四条を第四十二条とする。

第二十三条第一項中「漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業（真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済（特定藻類養殖業（第六条第三号イからハまでに掲げる養殖業をいう。以下この条において同じ。）、養殖共済」に、「特定貝類等養殖業に」を「第六条第三号ニからリまでに掲げる養殖業の種類の

養殖業に」に改め、同条第二項中「（のり等養殖業、わかめ養殖業及びこんぶ養殖業をいう。以下この条において同じ。）に係る特定養殖共済」を「の種類に係る漁獲・特定養殖共済」に改め、同条第三項中「漁獲共済、養殖共済、特定貝類等養殖業に係る特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済、養殖共済」に、「特定藻類養殖業に係る特定養殖共済」を「特定藻類養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済」に改め、同項第一号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同項第二号中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「第二十五条第二項第一号」を「第四十四条第三項第一号」に改め、同項第三号中「第二十五条第二項第二号」を「第四十四条第三項第三号」に改め、同項第四号中「特定養殖共済にあつては」を「特定養殖業の種類に係る漁獲・特定養殖共済にあつては」に、「第百二十五条の六第一項」を「第百八条第四項」に、「第二十五条第二項第四号」を「第四十四条第三項第二号」に、「当該特定養殖共済」を「当該漁獲・特定養殖共済」に改め、同条第四項中「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「漁獲金額として農林水産省令」を「生産金額として農林水産省令」に、「基準漁獲金額」を「基準生産金額」に改め、同項各号中「漁獲金額」を「生産金額」に改め、同条を第四十一条とし、第二十二条の八を第四十条とし、第二十二条の七を第三十九条とする。

第二十二条の六第一項中「漁獲共済、養殖共済又は特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済又は養殖共済」に、「第五号」を「第八号」に、「、第六号から第八号まで」を「又は第九号から第十一号まで」に改め、「又は第九号から第十一号までに掲げる特定養殖業ごと」を削り、「、当該漁業に属する漁業」の下に「の種類（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類のうち主要なもの。以下この条において同じ。）」を加え、「漁獲共済の共済契約、当該養殖業に属する養殖業」を「漁獲・特定養殖共済の共済契約又は当該養殖業に属する養殖業の種類」に改め、「又は当該特定養殖業に係る特定養殖共済の共済契約」を削り、「に係る漁獲共済の共済契約（」を「の種類に係る漁獲・特定養殖共済の共済契約（」に、「）、当該養殖業に属する養殖業」を「）又は当該養殖業に属する養殖業の種類」に、「（連合会が行う漁業共済事業に係るものに限る。）に係る共済責任の保険をもつて、」を「に係る共済責任の保険をもつて、」に改め、同項中第九号から第十一号までを削り、第八号を第十一号とし、同項第七号中「、小割り式ひらめ養殖業」を削り、「及び小割り式かわはぎ養殖業」を「、小割り式かわはぎ養殖業及びひらめ陸上養殖業」に改め、同号を同項第十号とし、同項中第六号を第九号とし、第五号の次に次の三号を加える。

六　のり等養殖業

七　わかめ養殖業及びこんぶ養殖業

八　真珠母貝養殖業、ほたて貝等養殖業、特定かき養殖業、くるまえび養殖業、うに養殖業及びほや養殖業

第二十二条の六第二項中「前項第六号から第八号まで」を「前項第九号から第十一号まで」に改め、「属する養殖業」の下に「の種類」を加え、同条を第三十八条とする。

第二十二条の五中「第二十一条の三」を「第三十二条」に、「第二十三条から第二十七条まで」を「第四十一条から第四十六条まで」に改め、同条を第三十七条とする。

第二十二条の四の表中「、第百二十五条の三第一項」を削り、同条を第三十六条とする。

第二十二条の三中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「第十三号」を「第二十二号」に、「第十四号から第三十二号まで」を「第二十三号から第四十一号まで」に改め、「、特定養殖共済にあつては特定養殖業の種類ごと」を削り、「属する漁業」の下に「の種類（二以上の漁業の種類を一括して共済契約の対象とする場合は、対象とする二以上の漁業の種類のうち主要なもの）を加え、「、当該養殖業」を「又は当該養殖業」に、「に係る養殖共済又は当該特定養殖業に係る養殖業に係る特定養殖共済」を「の種類に係る養殖共済」に改め、同条第一号を次のように改める。

一　こんぶをとる漁業

第二十二条の三中第三十二号を第四十一号とし、第三十一号を第三十九号とし、同号の次に次の一号を加える。

四十　ひらめ陸上養殖業

第二十二条の三中第三十号を第三十八号とし、第二十二号から第二十九号までを八号ずつ繰り下げ、第二十一号を削り、第二十号を第二十九号とし、第十四号から第十九号までを九号ずつ繰り下げ、第十三号の次に次の九号を加える。

十四　のり等養殖業

十五　わかめ養殖業

十六　こんぶ養殖業

十七　真珠母貝養殖業

十八　ほたて貝等養殖業

十九　特定かき養殖業

二十　くるまえび養殖業

二十一　うに養殖業

二十二　ほや養殖業

第二十二条の三を第三十五条とし、第二十二条の二を第三十四条とする。

第二十二条の見出し中「漁獲共済、養殖共済及び特定養殖共済」を「漁獲・特定養殖共済及び養殖共済」に改め、同条を第三十三条とし、第二十一条の三を第三十二条とする。

第二十一条の二中「第十九条各号」を「第二十七条各号」に改め、同条を第三十一条とし、第二十一条を第三十条とし、第二十条を第二十九条とし、第十九条の二を第二十八条とし、第十九条を第二十七条とする。

第十八条の四から第十八条の九までを削り、第十八条の三を第二十六条とする。

第十八条の二第一項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に、「第十三条各号に掲げる養殖業」を「第十九条各号に規定する養殖業の種類」に改め、同条第二項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に、「第十三条第四号から第四十一号までに掲げる養殖業」を「第十九条第三号から第十九号までに規定する養殖業の種類」に改め、同条に次の二項を加える。

4　法第百二十四条第五項各号列記以外の部分の政令で定める養殖業の種類は、第十九条第三号から第十七号までに規定する養殖業の種類とする。

5　法第百二十四条第五項各号列記以外の部分の政令で定める割合及び同項第二号の政令で定める割合は、百分の八十とする。

第十八条の二を第二十五条とする。

第十八条第一項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に、「、小割り式三年魚ふぐ養殖業及び小割り式ひらめ養殖業」を「及び小割り式三年魚ふぐ養殖業」に改め、同条第二項中「種類の養殖業」を「養殖業の種類」に改め、「に属する養殖業」を削り、「各年における当該養殖業」の下に「の種類」を加え、同条を第二十四条とし、第十七条を第二十三条とする。

第十六条第二号中「養殖業」の下に「及び陸地において営む養殖業」を加え、同条を第二十二条とする。

第十五条第一項中「法第百十八条第一項の農林水産省令で定める」を「養殖共済の対象とする」に改め、「、当該養殖業」の下に「の種類の養殖業」を、「おける当該養殖業の」の下に「種類に係る」を加え、同条第二項中「養殖共済」を「種類に係る養殖共済」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条第一項の表中小割り式ひらめ養殖業の項を削り、小割り式かわはぎ養殖業の項の次に次のように加える。

ひらめ陸上養殖業	ひらめ（本養殖しているものでふ化の年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌年）の事業場ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）

第十四条第二項の表に次のように加える。

ひらめ陸上養殖業	ひらめ（本養殖しているものでふ化の年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌年）の事業場ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものに限る。）

第十四条を第二十条とする。

第十三条中「次に掲げるもの」を「かき養殖業、真珠養殖業、はまち養殖業、たい養殖業、さけ・ます養殖業、ふぐ養殖業、かんぱち養殖業、すずき養殖業、ひらまさ養殖業、まあじ養殖業、しまあじ養殖業、まはた養殖業、すぎ養殖業、まさば養殖業、くろまぐろ養殖業、めばる養殖業、かわはぎ養殖業、ひらめ養殖業及びうなぎ養殖業」に改め、同条各号を削り、同条を第十八条とし、同条の次に次の一条を加える。

（養殖共済の対象とする養殖業の種類による区分）

第十九条　法第百十四条の養殖共済の対象とする養殖業の種類による区分は、次のとおりとする。

一　かき養殖業については、かき養殖業（縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）とする。

二　真珠養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　一年貝真珠養殖業（海面において、施術した真珠貝で施術の年の翌年の単位漁場区域（法第百十八条第一項に規定する単位漁場区域をいう。以下同じ。）ごとに組合が共済規程で定める日までのものを縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　二年貝真珠養殖業（海面において、施術した真珠貝でイに規定する日の翌日以後のものを縄等により垂下して行うものに限る。以下同じ。）

三　はまち養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚はまち養殖業（ぶりでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚はまち養殖業（ぶりでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚はまち養殖業（ぶりでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

四　たい養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚たい養殖業（まだい、ちだい、くろだい、はまふえふき、いしだい又はいしがきだい（以下「まだい等」という。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚たい養殖業（まだい等でイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚たい養殖業（まだい等でイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

五　さけ・ます養殖業については、小割り式さけ・ます養殖業（ぎんざけ、にじます又はさくらます（以下「ぎんざけ等」という。）の幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

六　ふぐ養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚ふぐ養殖業（とらふぐでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚ふぐ養殖業（とらふぐでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚ふぐ養殖業（とらふぐでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

七　かんぱち養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚かんぱち養殖業（かんぱちでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚かんぱち養殖業（かんぱちでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚かんぱち養殖業（かんぱちでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

八　すずき養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚すずき養殖業（すずきでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚すずき養殖業（すずきでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚すずき養殖業（すずきでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

九　ひらまさ養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式二年魚ひらまさ養殖業（ひらまさでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式三年魚ひらまさ養殖業（ひらまさでイに規定する日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十　まあじ養殖業については、小割り式まあじ養殖業（まあじの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

十一　しまあじ養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式一年魚しまあじ養殖業（しまあじでふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日までのものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式二年魚しまあじ養殖業（しまあじでイに規定する日の翌日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式三年魚しまあじ養殖業（しまあじでイに規定する日の翌日から一年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十二　まはた養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式二年魚まはた養殖業（まはた、やいとはた又はくえ（以下「まはた等」という。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式三年魚まはた養殖業（まはた等でイに規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式四年魚まはた養殖業（まはた等でイに規定する日から二年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ニ　小割り式五年魚まはた養殖業（まはた等でイに規定する日から三年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十三　すぎ養殖業については、小割り式すぎ養殖業（すぎの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

十四　まさば養殖業については、小割り式まさば養殖業（まさばの幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

十五　くろまぐろ養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式二年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでふ化の年の翌年の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式三年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでイに規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式四年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでイに規定する日から二年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ニ　小割り式五年魚くろまぐろ養殖業（くろまぐろでイに規定する日から三年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十六　めばる養殖業については、次に掲げるとおりとする。

イ　小割り式二年魚めばる養殖業（めばる又はくろそい（以下「めばる等」という。）でふ化の年の翌年（八月から十二月までの間にふ化したものにあつては、ふ化の年の翌々年）の単位漁場区域ごとに組合が共済規程で定める日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ロ　小割り式三年魚めばる養殖業（めばる等でイに規定する日から一年を経過した日から一年以内のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

ハ　小割り式四年魚めばる養殖業（めばる等でイに規定する日から二年を経過した日以後のものを網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）

十七　かわはぎ養殖業については、小割り式かわはぎ養殖業（かわはぎ又はうまづらはぎ（以下「かわはぎ等」という。）の幼魚を網いけすに放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

十八　ひらめ養殖業については、ひらめ陸上養殖業（陸地において営む養殖業（海水を養殖の用に供するものに限る。以下同じ。）であつて、ひらめの幼魚を養殖池（水槽を含む。以下同じ。）に放養して行うものをいう。以下同じ。）とする。

十九　うなぎ養殖業については、うなぎ養殖業（公共の用に供しない内水面において営む養殖業であつて、にほんうなぎの幼魚を養殖池に放養して行うものに限る。以下同じ。）とする。

第十二条の二の見出し中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「種類の漁業」を「漁業の種類」に改め、同条中「種類の漁業」を「漁業の種類」に、「及び第二号漁業」を「、第二号漁業及び特定養殖業に属する漁業の種類」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の見出し中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同条を第十五条とし、同条の次に次の一条を加える。

（漁獲・特定養殖共済の対象とならない漁業の種類の漁業）

第十六条　法第百十一条第三項の政令で定める漁業の種類の漁業は、共同漁業権に基づく漁業法第六十条第五項第一号の第一種共同漁業（第一号漁業を除く。）に属する漁業の種類の漁業とする。

第十一条の見出し中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同条中「第二十三条第三項第二号及び第二十五条第二項第一号」を「第四十一条第三項第二号及び第四十四条第三項第一号」に、「の営む当該漁業」を「の営む対象漁業（法第百十一条第一項の対象漁業をいう。以下この条において同じ。）」に、「をする漁業」を「をする第一号漁業及び第二号漁業」に改め、「属する漁業」の下に「の種類」を加え、「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に、「漁獲金額」を「生産金額」に、「通ずる当該漁業」を「通ずる対象漁業」に、「の当該漁業」を「の対象漁業」に、「存する当該漁業」を「存する対象漁業」に改め、同条を第十四条とする。

第十条の見出し中「漁獲共済」を「漁獲・特定養殖共済」に改め、同条を第十三条とする。

第九条の二第一号中「第六条第二号」を「第五条第二項第二号」に改め、同条第三号中「漁獲金額」を「漁獲に係る生産金額」に改め、同条を第十条とし、同条の次に次の二条を加える。

（特定養殖業に係る区域の設定）

第十一条　都道府県知事は、法第百八条第四項の区域を定めるときは、法第百四条第三号に規定する特定養殖業（以下「特定養殖業」という。）を営む者がその組合員となつている漁業協同組合（以下「特定養殖業組合」という。）の地区（その地区が他の都道府県の区域にわたる特定養殖業組合については、その地区のうち当該都道府県の区域に係る部分に限る。以下同じ。）ごとに、その地区の全部が一の区域となるように定めなければならない。ただし、特定養殖業組合の地区の全部又は一部が同一の種類の特定養殖業に係る他の特定養殖業組合の地区の一部となつているときは、これらの地区の全部を合わせた区域が一の区域となるように定めるものとする。

2　都道府県知事は、前項の規定により区域を定める場合においてその定める区域が著しく広くなるときは、同項の規定にかかわらず、区域を二以上に分けて定めることができる。

3　都道府県知事は、第一項の規定により区域を定める場合において、その定める区域が著しく狭く定められ、又はその定める区域に係る法第百八条第四項に規定する区域内特定養殖業者（以下「区域内特定養殖業者」という。）となるべき者の数が著しく少なくなるときは、第一項の規定にかかわらず、当該区域と同項の規定により定める他の区域とを合わせて一の区域として定めることができる。

4　都道府県知事が法第百八条第四項の区域を定めた場合には、第七条第三項の規定を準用する。

（区域内特定養殖業者に係る要件）

第十二条　法第百八条第四項の政令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当するものであることとする。

一　法第百八条第四項の規定により定められた区域に係る特定養殖業を営む日数が一年を通じて九十日（当該区域につき、九十日を超え百二十日までの範囲内で、農林水産省令で定めるところにより都道府県知事がこれと異なる日数を定めたときは、その日数）を超えること。

二　前号の特定養殖業の養殖に係る生産金額が一年を通じて百三十万円を超えること。

附則第二項中「第二十三条第一項及び第三項」を「第四十一条第一項及び第三項」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第四十一条、第四十四条関係）

区分	補助限度率	補助率
一　第一号漁業	百分の八十	百分の三十
二　第二号漁業		
(一)　定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が十トン未満のもの	百分の八十	百分の三十
(二)　定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が十トン以上二十トン未満のもの	百分の八十	百分の二十五
(三)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業以外の定置漁業	百分の八十	百分の三十
(四)　定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が二十トン以上五十トン未満のもの	百分の六十五	百分の十五
(五)　漁業法第六十条第三項に規定する定置漁業	百分の六十五	百分の二十
(六)　定置漁業以外の漁業のうち当該共済契約に係る漁業に使用する漁船の合計総トン数が五十トン以上のもの	百分の六十	百分の十

三　真珠母貝養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台未満のもの	百分の七十五	百分の二十七・五	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台以上三十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(四)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
四　ほたて貝等養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百四十五台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百四十五台以上二百二十九台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百二十九台以上のもの	百分の六十	八分の一	
五　特定かき養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上八十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が八十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
六　くるまえび養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖いけすの共済責任期間中における最高の面数が十六面未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖いけすの共済責任期間中における最高の面数が十六面以上三十二面未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用する養殖いけすの共済責任期間中における最高の面数が三十二面以上のもの	百分の六十	八分の一	
七　うに養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十五台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二十五台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	

八　ほや養殖業			
(一)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百二十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が百二十台以上二百五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る特定養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が二百五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
九　かき養殖業			
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上八十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が八十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
十　一年貝真珠養殖業			
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台未満のもの	百分の七十五	百分の二十七・五	
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台以上三十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(四)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	
十一　二年貝真珠養殖業			
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台未満のもの	百分の七十五	百分の二十七・五	
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が十五台以上三十台未満のもの	百分の七十五	四分の一	
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が三十台以上五十台未満のもの	百分の六十五	六分の一	
(四)　当該共済契約に係る養殖業に供用するいかだの共済責任期間中における最高の台数が五十台以上のもの	百分の六十	八分の一	

十二　小割り式一年魚はまち養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
十三　小割り式二年魚はまち養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
十四　小割り式三年魚はまち養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
十五　小割り式一年魚たい養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
十六　小割り式二年魚たい養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

十七　小割り式三年魚たい養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
十八　小割り式さけ・ます養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
十九　小割り式一年魚ふぐ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
二十　小割り式二年魚ふぐ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
二十一　小割り式三年魚ふぐ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

二十二　小割り式一年魚かんぱち養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
二十三　小割り式二年魚かんぱち養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
二十四　小割り式三年魚かんぱち養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
二十五　小割り式一年魚すずき養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
二十六　小割り式二年魚すずき養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

二十七　小割り式三年魚すずき養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
二十八　小割り式二年魚ひらまさ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
二十九　小割り式三年魚ひらまさ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十　小割り式まあじ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十一　小割り式一年魚しまあじ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

三十二　小割り式二年魚しまあじ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十三　小割り式三年魚しまあじ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十四　小割り式二年魚または養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十五　小割り式三年魚または養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十六　小割り式四年魚または養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

三十七　小割り式五年魚または養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十八　小割り式すぎ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
三十九　小割り式まさば養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十　小割り式二年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十一　小割り式三年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

四十二　小割り式四年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十三　小割り式五年魚くろまぐろ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十四　小割り式二年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十五　小割り式三年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十六　小割り式四年魚めばる養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一

四十七　小割り式かわはぎ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が八台以上十三台未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する網いけすの共済責任期間中における最高の台数が十三台以上のもの	百分の六十	八分の一
四十八　ひらめ陸上養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が八面未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が八面以上十三面未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池の共済責任期間中における最高の面数が十三面以上のもの	百分の六十	八分の一
四十九　うなぎ養殖業		
(一)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が七万五千尾未満のもの	百分の七十五	四分の一
(二)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が七万五千尾以上十五万尾未満のもの	百分の六十五	六分の一
(三)　当該共済契約に係る養殖業に供用する養殖池に放養するにほんうなぎの共済責任期間中における合計数量が十五万尾以上のもの	百分の六十	八分の一
五十　はえ縄式養殖施設		
(一)　第三号(一)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	百分の二十七・五
(二)　第三号(一)、第四号(一)、第七号(一)及び第八号(一)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	四分の一
(三)　第三号(三)、第四号(二)、第五号(二)、第七号(二)及び第八号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十五	六分の一
(四)　第三号(四)、第四号(三)、第五号(三)、第七号(三)及び第八号(三)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十	八分の一
(五)　第九号(一)、第十号(一)及び第十一号(一)に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
(六)　第九号(二)、第十号(三)及び第十一号(三)に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
(七)　第九号(三)、第十号(四)及び第十一号(四)に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一
(八)　第十号(一)及び第十一号(一)に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	百分の五十五
五十一　くい打ち式養殖施設		
(一)　第五号(一)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	四分の一
(二)　第五号(二)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十五	六分の一
(三)　第五号(三)に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十	八分の一

㈣　第九号㈠に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
㈤　第九号㈡に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
㈥　第九号㈢に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一
五十二　いかだ		
㈠　第三号㈠に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	百分の二十七・五
㈡　第三号㈡、第四号㈠、第五号㈠、第七号㈠及び第八号㈠に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の七十五	四分の一
㈢　第三号㈢、第四号㈡、第五号㈡及び第八号㈡に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十五	六分の一
㈣　第三号㈣、第四号㈢、第五号㈢及び第八号㈢に掲げる特定養殖業に供用するもの	百分の六十	八分の一
㈤　第九号㈠、第十号㈡及び第十一号㈡に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
㈥　第九号㈡、第十号㈢及び第十一号㈢に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
㈦　第九号㈢、第十号㈣及び第十一号㈣に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一
㈧　第十号㈠及び第十一号㈠に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	百分の五十五
五十三　網いけす		
㈠　第十二号㈠、第十三号㈠、第十四号㈠、第十五号㈠、第十六号㈠、第十七号㈠、第十八号㈠、第十九号㈠、第二十号㈠、第二十一号㈠、第二十二号㈠、第二十三号㈠、第二十四号㈠、第二十五号㈠、第二十六号㈠、第二十七号㈠、第二十八号㈠、第二十九号㈠、第三十号㈠、第三十一号㈠、第三十二号㈠、第三十三号㈠、第三十四号㈠、第三十五号㈠、第三十六号㈠、第三十七号㈠、第三十八号㈠、第三十九号㈠、第四十号㈠、第四十一号㈠、第四十二号㈠、第四十三号㈠、第四十四号㈠、第四十五号㈠、第四十六号㈠及び第四十七号㈠に掲げる養殖業に供用するもの	百分の七十五	二分の一
㈡　第十二号㈡、第十三号㈡、第十四号㈡、第十五号㈡、第十六号㈡、第十七号㈡、第十八号㈡、第十九号㈡、第二十号㈡、第二十一号㈡、第二十二号㈡、第二十三号㈡、第二十四号㈡、第二十五号㈡、第二十六号㈡、第二十七号㈡、第二十八号㈡、第二十九号㈡、第三十号㈡、第三十一号㈡、第三十二号㈡、第三十三号㈡、第三十四号㈡、第三十五号㈡、第三十六号㈡、第三十七号㈡、第三十八号㈡、第三十九号㈡、第四十号㈡、第四十一号㈡、第四十二号㈡、第四十三号㈡及び第四十七号㈡に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十五	三分の一
㈢　第十二号㈢、第十三号㈢、第十四号㈢、第十五号㈢、第十六号㈢、第十七号㈢、第十八号㈢、第十九号㈢、第二十号㈢、第二十一号㈢、第二十二号㈢、第二十三号㈢、第二十四号㈢、第二十五号㈢、第二十六号㈢、第二十七号㈢、第二十八号㈢、第二十九号㈢、第三十号㈢、第三十一号㈢、第三十二号㈢、第三十三号㈢、第三十四号㈢、第三十五号㈢、第三十六号㈢、第三十七号㈢、第三十八号㈢、第三十九号㈢、第四十号㈢、第四十一号㈢、第四十二号㈢、第四十三号㈢及び第四十七号㈢に掲げる養殖業に供用するもの	百分の六十	四分の一

附　則

（施行期日）

1　この政令は、漁業災害補償法の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。ただし、第二十八条の二の表第百四十二条の項の改正規定（「、第百二十五条の十二第五項」を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正）

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一漁業災害補償法施行令（昭和三十九年政令第二百九十三号）の項中「第十五条第三項及び第十八条の五第四項」を「第十一条第四項及び第二十一条第三項」に改める。

総務大臣　林　芳正
農林水産大臣　鈴木　憲和
内閣総理大臣　高市　早苗

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四十七号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四十八号

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十九号）の施行に伴い、並びに海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）第十七条第二項第十四号、第三十一条及び第三十三条第三項第十四号（同法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）並びに国家行政組織法（昭和二十三年法律第百二十号）第七条第四項及び第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令の一部改正）

第一条　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律施行令（平成三十一年政令第四十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律施行令

第一条中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律（」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号。」に改める。

第二条中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に改める。

第三条中「第十条第一項ただし書」を「第十三条第一項ただし書」に改める。

第四条中「第十条第一項第四号」を「第十三条第一項第四号」に改める。

第五条中「第十条第四項」を「第十三条第四項」に改め、同条第二号中「第十九条第一項」を「第二十二条第一項」に改める。

第六条中「第十条第一項」を「第十三条第一項」に、「第二十三条第一項、第二十四条第一項」を「第二十七条第一項、第二十八条第一項」に、「、第二十五条第一項」を「、第二十九条第一項」に、「第二十六条第一項」を「第三十条第一項」に改め、同条ただし書中「第二十四条第一項」を「第二十八条第一項」に、「第二十五条第一項」を「第二十九条第一項」に改め、同条を第九条とし、第五条の次に次の三条を加える。

（公募占用計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域）

第六条　法第十七条第二項第十四号の政令で定める区域は、次に掲げる区域とする。

一　当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域の上空の区域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の最上部の高さまでの区域

二　当該海洋再生可能エネルギー発電設備を設置する海域の海底の区域のうち、当該海洋再生可能エネルギー発電設備の最下部の深さまでの区域

（設置禁止の例外となる海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備）

第七条　法第三十一条の政令で定める海洋再生可能エネルギー源を電気に変換する設備は、羽根（長さが十メートル以下のものに限る。）の回転により海域における風力を電気に変換する設備であって、当該電気を専ら当該設備又はこれと一体として設置される設備において使用するものとする。

（海洋再生可能エネルギー発電設備設置計画に記載すべき情報の管理に関する事項に係る海域の上空及び海底の区域）

第八条　第六条の規定は、法第三十三条第三項第十四号（法第三十七条第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める区域について準用する。

（国土交通省組織令の一部改正）

第二条　国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第百六十二条第六号中「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」を「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律」に改める。

（環境省組織令の一部改正）

第三条　環境省組織令（平成十二年政令第二百五十六号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第四十七号を第四十八号とし、第三十六号から第四十六号までを一号ずつ繰り下げ、第三十五号の次に次の一号を加える。

三十六　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律（平成三十年法律第八十九号）の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関すること。

第三条第二項中「第三十八号及び第三十九号」を「第三十九号及び第四十号」に、「同項第四十五号」を「同項第四十六号」に改める。

第五条第十六号中「事業に関すること」の下に「（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものを除く。）」を加え、「第三十八号」を「第三十九号」に改める。

第六条第十四号中「事業に関すること」の下に「（海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第十九条中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に関する法律の規定による調査に関する事務で環境省の所掌に属するものに関すること。

附　則

この政令は、海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和八年四月一日）から施行する。

内閣総理大臣　高市　早苗
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

政令第四百四十九号

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律の一部の施行期日を定める政令

内閣は、重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律（令和七年法律第四十二号）附則第一条第三号の規定に基づき、この政令を制定する。

重要電子計算機に対する不正な行為による被害の防止に関する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行期日は、令和八年四月一日とする。

内閣総理大臣　高市　早苗

最高裁規則

最高裁判所

○最高裁判所規則第十七号

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

刑事訴訟規則等の一部を改正する規則

（刑事訴訟規則の一部改正）

第一条　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一編　総則（第一条）	第一編　［同上］
［第一章～第八章　略］	［第一章～第八章　同上］
第九章　押収、捜索等（第九十三条―第百条）	第九章　押収及び捜索（第九十三条―第百条）
［第十章～第十六章　略］	［第十章～第十六章　同上］
［第二編～第六編　略］	［第二編～第六編　同上］
第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十二）	第七編　裁判の執行（第二百九十四条の二―第二百九十五条の十一）
［第八編　略］	［第八編　同上］
附則	附則
（証人等の尋問調書）	（証人等の尋問調書）
第三十八条　［略］	**第三十八条**　［同上］
2　調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。	2　［同上］
［一　略］	［一　同上］
二　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者が宣誓をしなかつたときは、その事由	二　証人が宣誓をしないときは、その事由
［三～七　略］	［三～七　同上］
八　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量	八　法第百五十七条の六第三項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量
［九・十　略］	［九・十　同上］
3　調書（法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かさせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。	3　調書（法第百五十七条の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体を除く。次項及び第五項において同じ。）は、裁判所書記官をしてこれを供述者に読み聞かさせ、又は供述者に閲覧させて、その記載が相違ないかどうかを問わなければならない。
［4～6　略］	［4～6　同上］
7　法第百五十七条の六第五項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。	7　法第百五十七条の六第四項の規定により記録媒体がその一部とされた調書については、その旨を調書上明らかにしておかなければならない。
（検証、押収等の調書）	（検証、押収の調書）
第四十一条　検証、差押状を発しないでする押収又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令をいう。以下同じ。）（同項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録（法第九十九条第二項に規定する電磁的記録をいう。以下同じ。）の提供については、調書を作らなければならない。	**第四十一条**　検証又は差押状若しくは記録命令付差押状を発しないでする押収については、調書を作らなければならない。

［2　略］

3　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）をしたとき、又は電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させたときは、押収物の品目又は当該電磁的記録の標目を記載した目録を作り、これを調書に添付しなければならない。

（差押状等の執行調書、捜索調書）

第四十三条　差押状若しくは捜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の捜索については、執行又は捜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

［2・3　略］

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条　公判調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～二十　略］

二十一　証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の宣誓の有無及びこれらの者に宣誓をさせなかつたときは、その事由

［二十二～二十七　略］

二十八　法第百五十七条の六第四項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

［二十九～三十一　略］

三十二　公判廷における検証、押収及び電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）による電磁的記録の提供

［三十三～四十七　略］

四十八　決定及び命令。ただし、次に掲げるものを除く。

［イ～ヘ　略］

ト　証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第百五十七条の六第四項）

［チ　略］

［四十九～五十一　略］

［2　略］

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

［2・3　略］

［2　同上］

3　押収をしたときは、その品目を記載した目録を作り、これを調書に添附しなければならない。

（差押状等の執行調書、捜索調書）

第四十三条　差押状、記録命令付差押状若しくは捜索状の執行又は勾引状若しくは勾留状を執行する場合における被告人若しくは被疑者の捜索については、執行又は捜索をする者が、自ら調書を作らなければならない。

［2・3　同上］

（公判調書の記載要件・法第四十八条）

第四十四条　［同上］

［一～二十　同上］

二十一　証人に宣誓をさせなかつたこと及びその事由

［二十二～二十七　同上］

二十八　法第百五十七条の六第三項の規定により証人の同意を得てその尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録したこと並びにその記録媒体の種類及び数量

［二十九～三十一　同上］

三十二　公判廷においてした検証及び押収

［三十三～四十七　同上］

四十八　［同上］

［イ～ヘ　同上］

ト　証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定（法第百五十七条の六第三項）

［チ　同上］

［四十九～五十一　同上］

［2　同上］

（公判調書未整理の場合の録音体の再生等）

第五十二条の十九　公判調書が次回の公判期日までに整理されなかつたときは、裁判所は、検察官、被告人又は弁護人の請求により、次回の公判期日において又はその期日までに、前回の公判期日における証人、鑑定人、通訳人又は翻訳人の尋問及び供述、被告人に対する質問及び供述並びに訴訟関係人の申立て又は陳述を録音した録音体又は法第百五十七条の六第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録した記録媒体について、再生する機会を与えなければならない。

［2・3　同上］

第九章　押収、捜索等

（押収、捜索等についての秘密、名誉の保持）

第九十三条　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索及び電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）については、秘密を保ち、かつ、処分を受ける者の名誉を害しないように注意しなければならない。

（差押状等の記載事項・法第百七条）

第九十四条　差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

（準用規定）

第九十五条　差押状又は捜索状については、第七十二条の規定を準用する。

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等）

第九十六条　法第百十九条又は第百二十条第一項の証明書又は目録は、捜索又は差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九十七条　差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

（押収物等の処置）

第九十八条　［略］

2　押収物に記録された電磁的記録及び電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により提供させた電磁的記録については、消去、改変又は漏えいを防ぐため、相当の処置をしなければならない。

（差押状の執行調書の記載）

第九十九条　［略］

［削る］

（押収、捜索の立会い）

第百条　差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

2　差押状又は捜索状を執行するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（決定の告知・法第百五十七条の二等）

第百七条の二　法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第四項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

［2　略］

第九章　押収及び捜索

（押収、捜索についての秘密、名誉の保持）

第九十三条　押収及び捜索については、秘密を保ち、且つ処分を受ける者の名誉を害しないように注意しなければならない。

（差押状等の記載事項・法第百七条）

第九十四条　差押状、記録命令付差押状又は捜索状には、必要があると認めるときは、差押え、記録命令付差押え又は捜索をすべき事由をも記載しなければならない。

（準用規定）

第九十五条　差押状、記録命令付差押状又は捜索状については、第七十二条の規定を準用する。

（捜索証明書、押収品目録の作成者・法第百十九条等）

第九十六条　法第百十九条又は第百二十条の証明書又は目録は、捜索、差押え又は記録命令付差押えが令状の執行によつて行われた場合には、その執行をした者がこれを作つて交付しなければならない。

（差押状等執行後の処置）

第九十七条　差押状、記録命令付差押状又は捜索状の執行をした者は、速やかに執行に関する書類及び差し押さえた物を令状を発した裁判所に差し出さなければならない。検察官の指揮により執行をした場合には、検察官を経由しなければならない。

（押収物の処置）

第九十八条　［同上］

［新設］

（差押状、記録命令付差押状の執行調書の記載）

第九十九条　［同上］

2　記録命令付差押状の執行をした者が第九十六条又は前条の処分をしたときも、前項と同様とする。

（押収、捜索の立会い）

第百条　差押状又は記録命令付差押状を発しないで押収をするときは、裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

2　差押状、記録命令付差押状又は捜索状を執行するときは、それぞれ他の検察事務官、司法警察職員又は裁判所書記官を立ち会わせなければならない。

（決定の告知・法第百五十七条の二等）

第百七条の二　法第百五十七条の二第一項及び第百五十七条の三第一項の請求に対する決定、法第百五十七条の四第一項に規定する措置を採る旨の決定、法第百五十七条の六第一項及び第二項に規定する方法により証人尋問を行う旨の決定並びに同条第三項の規定により証人の尋問及び供述並びにその状況を記録媒体に記録する旨の決定は、公判期日前にする場合においても、これを送達することを要しない。

［2　同上］

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

第百七条の三　裁判所は、法第百五十七条の六第二項に規定する方法によつて尋問する場合（証人が他の裁判所の構内以外の場所に在席する場合に限る。）は、尋問前に、証人の陳述の内容に不当な影響を与えるおそれがあると認める者の在席する場所でないことその他証人の在席する場所が当該方法によつて尋問するために適当であることを確認しなければならない。

（尋問上の注意、在廷証人）

第百十三条　［略］

2　証人が、法第百五十七条の六第一項に規定する同一構内にいるとき、又は同条第二項に規定する同一構内以外にある場所であつて適当と認めるものにいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

（宣誓の方式・法第百五十四条）

第百十八条　宣誓は、証人が、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、証人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

［削る］

2‖　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

（宣誓・法第百六十六条）

第百二十八条　［略］

2　宣誓は、鑑定人が、良心に従つて誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができない場合にあつては、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。

［削る］

（鑑定のための閲覧等）

第百三十四条　［略］

2　前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第五項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

［3　略］

（処分をすべき裁判官・法第百七十九条）

第百三十七条　証拠保全の請求は、次に掲げる地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所の裁判官にこれをしなければならない。

一　押収（電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により電磁的記録を提供させることを除く。）については、押収すべき物の所在地

二‖　電磁的記録提供命令については、これを受ける者の現在地

［三～五　略］

［2　略］

（映像等の送受信による通話の方法による尋問・法第百五十七条の六）

第百七条の三　法第百五十七条の六第二項の同一構内以外にある場所であつて裁判所の規則で定めるものは、同項に規定する方法による尋問に必要な装置の設置された他の裁判所の構内にある場所とする。

（尋問上の注意、在廷証人）

第百十三条　［同上］

2　証人が裁判所の構内（第百七条の三に規定する他の裁判所の構内を含む。）にいるときは、召喚をしない場合でも、これを尋問することができる。

（宣誓の方式・法第百五十四条）

第百十八条　宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

2‖　宣誓書には、良心に従つて、真実を述べ何事も隠さず、又何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。

3‖　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、且つこれに署名押印させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4‖　宣誓は、起立して厳粛にこれを行わなければならない。

（宣誓・法第百六十六条）

第百二十八条　［同上］

2　宣誓は、宣誓書によりこれをしなければならない。

3‖　宣誓書には、良心に従つて誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。

（鑑定のための閲覧等）

第百三十四条　［同上］

2　前項の規定にかかわらず、法第百五十七条の六第四項に規定する記録媒体は、謄写することができない。

［3　同上］

（処分をすべき裁判官・法第百七十九条）

第百三十七条　［同上］

一　押収（記録命令付差押えを除く。）については、押収すべき物の所在地

二‖　記録命令付差押えについては、電磁的記録を記録させ又は印刷させるべき者の現在地

［三～五　同上］

［2　同上］

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）

第百五十五条　差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物

［二～六　略］

七　日出前、日没後に差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

八　法第二百十八条第三項の許可を請求するときは、その旨、事由及び同項の規定により漏らしてはならない旨を命ずべき期間

九　法第二百二十二条第八項の許可を請求するときは、その旨及び立ち入るべき住居、邸宅、建造物又は船舶

十　前号に規定する場合において、同号に規定する住居、邸宅、建造物又は船舶において、日出前、日没後に、電磁的記録提供命令をする場合における法第二百二十二条第一項において準用する法第百十条の規定による令状の提示をする必要があるときは、その旨及び事由

２　身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第八項に規定する事項を記載しなければならない。

［３　略］

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第二百十九条）

第百五十七条の三　法第二百十八条の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同条第一項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。この場合において、法第二百十八条第三項の許可をするときは、正当な理由がなく、同項の規定による命令に違反したときは、法第二百二十二条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第百七十六条の二　［略］

［２・３　略］

４　前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第二百十八条）

第百五十五条　差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は捜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物

［二～六　同上］

七　日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

［新設］

［新設］

２　身体検査令状の請求書には、前項に規定する事項のほか、法第二百十八条第五項に規定する事項を記載しなければならない。

［３　同上］

［新設］

（呼称の定め等・法第二百七十一条の二等）

第百七十六条の二　［同上］

［２・３　同上］

４　前項に規定する場合において、第一項に規定する個人特定事項に係る名称が氏名であり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第百十八条第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十六条の二第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　［略］

［２・３　略］

４　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第一項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項及び第五十二条の十五第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」と、第百十八条第一項中「署名する」とあるのは「署名し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書する」とする。

（還付等に関する規定の活用）

第百七十八条の十七　検察官は、公訴の提起後は、その事件に関し押収している物又は電磁的記録提供命令（法第百二条の二第一項第一号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）により移転させた電磁的記録について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物又は電磁的記録を利用することができるようにするため、法第二百二十二条第一項の規定において準用する法第百二十三条第一項から第三項まで及び第百二十三条の二第一項の規定の活用を考慮しなければならない。

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十五　公判前整理手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

［一～六　略］

七　通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかつたときは、その事由

［略］

八　通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその事由

九～二十一　［略］

［２　略］

（準用規定）

第二百十七条の二十九　期日間整理手続については、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十二までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十第一項、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四（見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七条

（呼称の定め等・法第二百九十九条の四等）

第百七十八条の十　［同上］

［２・３　同上］

４　前項に規定する場合において、第一項の規定による氏名に代わる呼称の定めがあり、その氏名に係る者が当該事件の訴訟に関する書類に署名すべきときは、署名に代えて同項の規定により定められた呼称を自書することができる。この場合における第三十八条第六項、第五十二条の五第二項第四号及び第三項、第五十二条の十五第二項第四号及び第三項、第六十条並びに第百十八条第三項の規定の適用については、第三十八条第六項、第五十二条の五第三項、第五十二条の十五第三項及び第百十八条第三項中「署名押印させなければならない」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させなければならない」と、第五十二条の五第二項第四号及び第五十二条の十五第二項第四号中「署名押印させる」とあるのは「署名押印させ、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書させる」と、第六十条中「を記載して署名押印しなければならない」とあるのは「を記載して、署名押印し、又は第百七十八条の十第一項の規定により定められた呼称を自書しなければならない」とする。

（還付等に関する規定の活用）

第百七十八条の十七　検察官は、公訴の提起後は、その事件に関し押収している物について、被告人及び弁護人が訴訟の準備をするに当たりなるべくその物を利用することができるようにするため、法第二百二十二条第一項の規定により準用される法第百二十三条（押収物の還付等）の規定の活用を考慮しなければならない。

（公判前整理手続調書の記載要件・法第三百十六条の十二）

第二百十七条の十五　［同上］

［一～六　同上］

七　［新設］

［同上］

八～十九　［新設］

［同上］

［２　同上］

（準用規定）

第二百十七条の二十九　期日間整理手続については、前款（第二百十七条の十九を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定（見出しを含む。）中「公判前整理手続期日」とあるのは「期日間整理手続期日」と、「公判前整理手続調書」とあるのは「期日間整理手続調書」と読み替えるほか、第二百十七条の二から第二百十七条の四までの見出し中「第三百十六条の二」とあるのは「第三百十六条の二十八」と、第二百十七条の三及び第二百十七条の四中「第三百十六条の二第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第一項」と、第二百十七条の五から第二百十七条の十二までの見出し、第二百十七条の十四（見出しを含む。）、第二百十七条の十五から第二百十七条の十八までの見出し、第二百十七条の二十第一項、第二百十七条の二十一の見出し、第二百十七条の二十二（見出しを含む。）、第二百十七条の二十三の見出し、第二百十七条の二十四（見出しを含む。）、第二百十七条の二十五の見出し、第二百十七条の二十六（見出しを含む。）、第二百十七条の二十七の見出し及び同条第一項並びに前条（見出しを含む。）中「法」とあるのは「法第三百十六条の二十八第二項において準用する法」と、第二百十七条

の十五第一項第十九号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第二十号イ中「第百五十七条の二第一項」とあるのは「第百五十七条の三第一項」と、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七条の二十の見出し中「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十五中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六　法第五百九条の規定による差押え、捜索、電磁的記録提供命令又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　差し押さえるべき物、捜索すべき場所、身体若しくは物、提供させるべき電磁的記録、提供させるべき者及び提供の方法又は検証すべき場所、身体若しくは物

［二～七　略］

八　日出前、日没後に差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

［2・3　略］

（電磁的記録提供命令の令状の記載要件・法第五百十条）

第二百九十五条の十　法第五百九条第一項の規定による電磁的記録提供命令の令状には、正当な理由がなく、同項の規定による電磁的記録提供命令に違反したときは、法第五百十三条の二の規定により刑罰に処せられることがある旨をも記載しなければならない。

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条）

第二百九十五条の十一　［略］

（準用規定等）

第二百九十五条の十二　［略］

2　第四十一条、第四十三条及び第一編第九章の規定（第百条第一項の規定を除く。）は裁判所又は裁判官が法第五百十一条及び第五百十二条の規定によつてする押収又は捜索について、第百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の規定によつてする検証について、第四十一条、第九十三条、第九十八条及び第百条第一項の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の二の規定によつてする電磁的記録提供命令（当該電磁的記録提供命令により電磁的記録を提供させることを含む。）について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

［3・4　略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

の十五第一項第十七号中「第三百十六条の二十三第三項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第三項」と、同項第十八号イ中「第百五十七条の二第一項」とあるのは「第百五十七条の三第一項」と、「第三百十六条の五第九号」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の五第九号」と、第二百十七条の十七中「第一回公判期日」とあるのは「期日間整理手続終了後の最初の公判期日」と、第二百十七条の二十の見出し中「第三百十六条の十三」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十三」と、同条第二項中「第三百十六条の十七第一項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の十七第一項」と、第二百十七条の二十五中「第三百十六条の二十三第二項」とあるのは「第三百十六条の二十八第二項において準用する法第三百十六条の二十三第二項」と読み替えるものとする。

（差押え等の令状請求書の記載要件・法第五百九条）

第二百九十五条の六　法第五百九条の規定による差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証のための令状の請求書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　差し押さえるべき物、記録させ若しくは印刷させるべき電磁的記録及びこれを記録させ若しくは印刷させるべき者又は捜索し若しくは検証すべき場所、身体若しくは物

［二～七　同上］

八　日出前又は日没後に差押え、記録命令付差押え、捜索又は検証をする必要があるときは、その旨及び事由

［新設］

［2・3　同上］

［新設］

（鑑定処分許可請求書の記載要件・法第五百十五条）

第二百九十五条の十　［同上］

（準用規定等）

第二百九十五条の十一　［同上］

2　第四十三条及び第一編第九章の規定（第百条第一項の規定を除く。）は裁判所又は裁判官が法第五百十一条及び第五百十二条の規定によつてする押収又は捜索について、第百一条の規定は裁判所又は裁判官が法第五百十一条の規定によつてする検証について、それぞれ準用する。この場合において、第四十三条第一項中「被告人若しくは被疑者」とあるのは、「裁判の執行を受ける者」と読み替えるものとする。

［3・4　同上］

（少年審判規則の一部改正）

第二条　少年審判規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（押収、捜索、検証、鑑定嘱託等・法第六条の五） **第九条の二**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）中、司法警察職員の行う押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同規則第百五十八条の二から第百五十八条の八までを除く。）は、法第六条の五第一項の規定による押収、捜索、電磁的記録提供命令、検証及び鑑定の嘱託について準用する。 （証人尋問等・法第十四条等） **第十九条**　刑事訴訟規則中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、法第十四条第一項の規定による証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳並びに法第十五条第一項の規定による検証、押収、捜索及び電磁的記録提供命令について準用する。	（押収、捜索、検証、鑑定嘱託・法第六条の五） **第九条の二**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）中、司法警察職員の行う押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託に関する規定（同規則第百五十八条の二から第百五十八条の八までを除く。）は、法第六条の五第一項の規定による押収、捜索、検証及び鑑定の嘱託について準用する。 （証人尋問等・法第十四条等） **第十九条**　刑事訴訟規則中、裁判所の行う証人尋問、鑑定、通訳、翻訳、検証、押収及び捜索に関する規定は、保護事件の性質に反しない限り、法第十四条第一項の規定による証人尋問、鑑定、通訳及び翻訳並びに法第十五条第一項の規定による検証、押収及び捜索について準用する。

（少年の保護事件に係る補償に関する規則の一部改正）

第三条　少年の保護事件に係る補償に関する規則（平成四年最高裁判所規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（調査） **第七条**　［略］ ２　少年審判規則第十二条、第十九条（検証、押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索及び同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）に係る部分を除く。）及び第十九条の二の規定は、法第七条の調査について準用する。	（調査） **第七条**　［同上］ ２　少年審判規則第十二条、第十九条（検証、押収及び捜索に係る部分を除く。）及び第十九条の二の規定は、法第七条の調査について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正）

第四条　犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（［　］で注記した項番号を含む。）に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第三十一条　削除	（証人等の宣誓） **第三十一条**　証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。 2　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。 3　裁判長は、証人に宣誓書を朗読させ、かつ、これに署名させなければならない。証人が宣誓書を朗読することができないときは、裁判長は、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。 4　裁判長は、相当と認めるときは、前項前段の規定にかかわらず、同項前段に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。 5　前二項の宣誓書には、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載しなければならない。 6　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。 7　前各項の規定は、当事者本人の尋問について準用する。
（鑑定人の宣誓） **第三十二条**　［1］　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。 2　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。 3　裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。 4　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽鑑定の罰を告げなければならない。 5　［略］	（鑑定人の宣誓） **第三十二条**　［1］　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載しなければならない。 2　前条第二項から第四項まで及び第六項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。 ［新設］ 3　［同上］
備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

（犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部改正に伴う調整規定）

第五条　この規則の施行の日（以下「施行日」という。）が民事訴訟規則等の一部を改正する規則（令和六年最高裁判所規則第十四号）の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次 ［第一章～第五章　略］ 第六章　刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例 ［第一節　略］ 第二節　審理及び裁判等（第二十四条―第三十一条）	目次 ［第一章～第五章　同上］ 第六章　［同上］ ［第一節　同上］ 第二節　審理及び裁判等（第二十四条―第二十九条）

第三節　異議等（第三十二条―第三十六条）
第四節　補則（第三十七条―第四十条）
第七章　雑則（第四十一条）
附則

（民事訴訟規則の準用）

第十九条　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四十一条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。

［２　略］

（主張書面の提出の方法等）

第二十六条　当事者は、その主張を記載した書面（第三十条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［２～４　略］

（証人等の宣誓）

第二十七条　証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

２　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

３　第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

４　裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

５　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

６　前各項の規定は、当事者本人の尋問及び損害賠償命令事件において当事者を代表する法定代理人の尋問について準用する。

（鑑定人の宣誓）

第二十八条　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

第三節　異議等（第三十条―第三十四条）
第四節　補則（第三十五条―第三十八条）
第七章　雑則（第三十九条）
附則

（民事訴訟規則の準用）

第十九条　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則（平成十二年最高裁判所規則第十三号）第三十九条第一項において準用する刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第六十条の規定」と読み替えるものとする。

［２　同上］

（主張書面の提出の方法等）

第二十六条　当事者は、その主張を記載した書面（第二十八条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［２～４　同上］

［新設］

［新設］

2　前条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項ただし書」とあるのは、「次条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

3　鑑定人の宣誓は、宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。この場合における裁判長による宣誓の趣旨の説明及び虚偽鑑定の罰の告知は、これらの事項を記載した書面を鑑定人に送付する方法によって行う。

第二十九条～第四十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二十七条～第三十九条　［同上］

3　第一項の場合において、民事訴訟規則等の一部を改正する規則の一部を次のように改正する。

附則第四十八条のうち、犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の目次の改正規定、同規則第十九条を改め、同条を同規則第二十条とする改正規定、同規則第二十六条を改め、同条を同規則第二十九条とする改正規定、同規則第二十九条の次に三条を加える改正規定のうち第三十一条及び第三十二条に係る部分、同規則第二十七条を改め、同条を同規則第三十三条とする改正規定、同規則第二十八条を改め、同条を同規則第三十六条とする改正規定、同規則第二十九条を改め、同条を同規則第三十七条とする改正規定、同規則第三十条を改め、同条を同規則第三十八条とする改正規定、同規則第三十一条を改め、同条を同規則第三十九条とする改正規定、同規則第三十二条を改め、同条を同規則第四十条とする改正規定、同規則第四十一条とする改正規定、同規則第三十四条を改め、同条を同規則第四十二条とする改正規定、同規則第三十五条を改め、同条を同規則第四十九条とする改正規定、同規則第三十六条を同規則第五十三条とする改正規定、同規則第三十七条を改め、同条を同規則第五十四条とする改正規定、同規則第三十八条を同規則第五十五条とする改正規定並びに同規則第三十九条を同規則第五十六条とする改正規定を次のように改める。

改正後	改正前
目次	目次
［第一章～第四章　略］	［第一章～第四章　同上］
第五章　民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第二十一条）	第五章　民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解（第十三条―第二十条）
第六章　刑事訴訟手続に伴う犯罪被害者等の損害賠償請求に係る裁判手続の特例	第六章　［同上］
第一節　損害賠償命令の申立て等（第二十二条―第二十四条）	第一節　損害賠償命令の申立て等（第二十一条―第二十三条）
第二節　審理及び裁判等（第二十五条―第三十七条）	第二節　審理及び裁判等（第二十四条―第三十一条）
第三節　異議等（第三十八条―第四十二条）	第三節　異議等（第三十二条―第三十六条）
第四節　補則（第四十三条―第五十五条）	第四節　補則（第三十七条―第四十条）
第七章　雑則（第五十六条）	第七章　雑則（第四十一条）
附則	附則
（民事訴訟規則の準用）	（民事訴訟規則の準用）
第二十条　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則第一編第三章第一節（第十四条第二項から第四項まで、第十五条第二項から第四項まで、第十六条、第十七条後段並びに第十八条第二項及び第三項を除く。）及び第四節（第二十三条第三項を除く。）並びに第八章（第五十二条の十九第一項第二号及び第二項、第五十二条の二十第七項から第九項まで、第五十二条の二十一第二項、第五十二条の二十二第二項及び第三項並びに第五十二条の二十三を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第十五条第一項及び第二十三条第一項中「書面又は電磁的記録により」とあるのは「書面で」と、同条第二項中「又は電磁的記録が私人により作成されたもの」とあるのは「が私文書」と、同規則第五十二条の二十一第一項中「この規則の規定（第五十二条の十九（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第五十六条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。	**第十九条**　法第六章に規定する民事上の争いについての刑事訴訟手続における和解に関する手続については、民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）第一編第三章第一節（選定当事者及び特別代理人の規定を除く。）及び第四節並びに第七章（第五十二条の十第一項第二号及び第二項並びに第五十二条の十二第二項を除く。）の規定を準用する。この場合において、同規則第五十二条の十二第一項中「この規則の規定（第五十二条の十（秘匿事項届出書面の記載事項等）第一項を除く。次項において同じ。）」とあるのは、「犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則第四十一条第一項において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定」と読み替えるものとする。
2　和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の二第一項の規定を準用する。	2　和解記録の正本、謄本又は抄本については、民事訴訟規則第三十三条の規定を準用する。

3　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十第三項、第五項本文又は第六項の規定により文書から秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

4　第一項において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第二十一条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（主張書面の提出の方法等）

第二十九条　当事者は、その主張を記載した書面（第四項及び第三十六条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［2　略］

3　当事者は、法第四十五条において準用する民事訴訟法第二百三十一条の二第一項の申出をするには、これと同時に、当該申出に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。）を記録した記録媒体二個（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた数）を提出するとともに、電磁的記録に記録された情報の内容から明らかな場合を除き、電磁的記録の標目、作成者及び立証趣旨を明らかにした証拠説明書二通（相手方の数が二以上であるときは、その数に一を加えた通数）を提出しなければならない。この場合においては、第一項ただし書の規定を準用する。

4　主張書面の提出又は第二項若しくは前項の申出をする当事者は、主張書面の写し又は相手方に送付すべき第二項の文書の写し及びその文書に係る証拠説明書若しくは相手方に送付すべき前項の電磁的記録を記録した記録媒体及びその電磁的記録に係る証拠説明書について直送をすることができる。ただし、損害賠償命令事件に係る刑事被告事件において、刑事訴訟法第二百七十一条の二第二項の規定による起訴状抄本等（同項に規定する起訴状抄本等をいう。）の提出があった場合又は同法第三百十二条の二第二項の規定による訴因変更等請求書面抄本等（同項に規定する訴因変更等請求書面抄本等をいう。）の提出があった場合は、この限りでない。

5　裁判所書記官は、第一項及び第二項の写し並びに第三項の記録媒体又は当該記録媒体に記録されている事項を出力することによって作成した書面（以下この項において「出力書面」という。）並びに第二項及び第三項の証拠説明書（第二項の写し並びに同項及び第三項の証拠説明書についてはそのうちの一通を、同項の記録媒体についてはそのうちの一個を除く。）を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十六条第一項の決定があった場合であって、当該写し若しくは当該記録媒体若しくは当該出力書面又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載され、又は記録された部分があるときは、当該写し若しくは当該記録媒体若しく

［新設］

（主張書面の提出の方法等）

第二十六条　当事者は、その主張を記載した書面（第三十条において「主張書面」という。）の提出をするには、これと同時に、その写し一通（相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、裁判長の定める期間内に提出すれば足りる。

［2　同上］

［新設］

［新設］

3　裁判所書記官は、前二項の写し及び前項の証拠説明書（同項の写し及び証拠説明書については、そのうちの一通を除く。）を相手方に送付しなければならない。ただし、法第四十二条第一項の決定があった場合であって、当該写し又は当該証拠説明書中に当該決定に係る個人特定事項が記載された部分があるときは、当該写し又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載した書面を相手方に送付しなければならない。

は当該出力書面又は当該証拠説明書に代えて、当該個人特定事項に代えて同条第二項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第五項前段の規定により定めた事項を記載し、又は記録した書面又は記録媒体を相手方に送付しなければならない。

6　前項の規定は、第四項本文の規定による直送がされた場合には、適用しない。

7　第五項ただし書の規定により送付する書面又は記録媒体については、第二十四条の規定を準用する。

［削る］

第三十一条　削除

（鑑定人の宣誓）

第三十二条　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項及び第五項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3　裁判長は、相当と認めるときは、第一項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

4　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、虚偽鑑定の罰を告げなければならない。

5　［略］

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第三十三条　損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項及び次条において「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

［2　略］

4　［新設］　前項ただし書の規定により送付する書面については、第二十三条の規定を準用する。

（証人等の宣誓）

第二十七条　証人の宣誓は、尋問の前にさせなければならない。ただし、特別の事由があるときは、尋問の後にさせることができる。

2　宣誓は、起立して厳粛に行わなければならない。

3　第一項の宣誓は、裁判長が、証人に対し、良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、証人がこれを述べることができないときは、裁判長は、証人に宣誓書（良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨を記載した書面をいう。次項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

4　裁判長は、相当と認めるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、同項ただし書に規定する署名に代えて、宣誓書に宣誓の趣旨を理解した旨の記載をさせることができる。

5　裁判長は、宣誓の前に、宣誓の趣旨を説明し、かつ、偽証の罰を告げなければならない。

6　前各項の規定は、当事者本人の尋問及び損害賠償命令事件において当事者を代表する法定代理人の尋問について準用する。

［新設］

（鑑定人の宣誓）

第二十八条　鑑定人の宣誓は、裁判長が、鑑定人に対し、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べさせる方式によりしなければならない。ただし、鑑定人がこれを述べることができないときは、裁判長は、鑑定人に宣誓書（良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面をいう。第三項において同じ。）に署名させ、裁判所書記官にこれを朗読させなければならない。

2　前条第二項、第四項及び第五項の規定は、鑑定人に宣誓させる場合について準用する。この場合において、同条第四項中「前項ただし書」とあるのは、「次条第一項ただし書」と読み替えるものとする。

［新設］

［新設］

3　［同上］

（証人等の陳述等の調書記載の省略等）

第二十九条　損害賠償命令事件に関する手続における口頭弁論又は審尋の調書については、裁判長の許可を得て、証人、鑑定人、参考人若しくは当事者本人（次項において「証人等」という。）の陳述又は検証の結果の記載を省略することができる。この場合において、当事者は、裁判長が許可をする際に、意見を述べることができる。

［2　同上］

（決定における申立書等の引用・法第三十七条）

第三十六条　法第三十七条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十七条）

第三十七条　法第三十七条第三項の規定による決定書の送達は、その正本によってする。

（異議の申立ての方式等・法第三十八条）

第三十八条　法第三十八条第一項の異議の申立ては、書面でしなければならない。

［２　略］

３　法第四十五条において準用する民事訴訟法第百六十一条第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十八条）

第三十九条　［略］

［２・３　略］

（法第三十九条第一項等の規定による指定等）

第四十条　法第三十九条第一項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第四十三条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

［２・３　略］

（特例による書証の申出の方式・法第四十一条）

第四十一条　法第四十一条（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第四十条第二項（法第四十三条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

［２　略］

（書証の写しの提出を要する場合・法第四十一条）

第四十二条　法第四十一条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

［２　略］

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式等・法第四十四条等）

第四十九条　［略］

２　第五十三条において準用する民事訴訟規則第三十四条第三項本文、第五項本文若しくは第七項又は第五十二条の二十第三項、第五項本文若しくは第六項の規定により文書その他の物件から秘密記載部分又は秘匿事項記載部分を除いたものが提出された場合には、当該文書その他の物件の閲覧、謄写又は複製は、その提出されたものによってさせることができる。

３　第五十三条において準用する民事訴訟規則第五十二条の二十二第一項の規定により、法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条第二項の規定による届出に係る書面（以下この項において「秘匿事項届出書面」という。）から法第四十五条において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第一項の取消し又は同条第二項の許可の裁判に係る部分以外の部分（秘匿事項又は秘匿事項を推知することができる事項が記載された部分に限る。）を除いたものが提出された場合には、秘匿事項届出書面の閲覧又は謄写は、その提出されたものによってさせることができる。

（決定における申立書等の引用・法第三十三条）

第三十条　法第三十三条第一項第二号及び第三号に掲げる事項を記載するには、申立書その他の主張書面を引用することができる。

（決定書の送達・法第三十三条）

第三十一条　法第三十三条第三項の規定による決定書の送達は、その正本によってする。

（異議の申立ての方式等・法第三十四条）

第三十二条　法第三十四条第一項の異議の申立ては、書面でしなければならない。

［２　同上］

３　法第四十一条において準用する民事訴訟法第百六十一条第二項に掲げる事項を記載した第一項の書面は、準備書面を兼ねるものとする。

（異議の申立てをする権利の放棄及び異議の申立ての取下げ・法第三十四条）

第三十三条　［同上］

［２・３　同上］

（法第三十五条第一項等の規定による指定等）

第三十四条　法第三十五条第一項（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定による指定及びその変更は、損害賠償命令の申立てについての裁判に対する適法な異議の申立て又は法第三十九条第一項若しくは第二項の決定の時までに書面でしなければならない。

［２・３　同上］

（特例による書証の申出の方式・法第三十七条）

第三十五条　法第三十七条（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による書証の申出は、法第三十六条第二項（法第三十九条第四項において準用する場合を含む。）の規定により送付された記録中の書証とすべき文書ごとに、文書の標目、作成者その他文書の特定のために必要な事項を記載した書面でしなければならない。

［２　同上］

（書証の写しの提出を要する場合・法第三十七条）

第三十六条　法第三十七条の規定による書証の申出をする場合において、相手方に損害賠償命令事件の当事者でない者があるときは、当該申出をする時までに、書証とすべき文書の写し一通（当該文書を送付すべき損害賠償命令事件の当事者でない相手方の数が二以上であるときは、その数の通数）を提出しなければならない。

［２　同上］

（損害賠償命令事件の記録の正本等の様式・法第四十条等）

［新設］

第三十七条　［同上］

［新設］

（民事訴訟規則の準用）

第五十三条　［略］

（検察官に対する調査嘱託・法第四十六条）

第五十四条　法第四十六条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十六条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十一条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第五十五条　［略］

（刑事訴訟規則の準用等）

第五十六条　［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

4　前条及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則附則第四十八条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される犯罪被害者等の権利利益の保護を図るための刑事手続に付随する措置に関する規則の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いで前条の規定によって改正されるものとする。

（心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則の一部改正）

第六条　心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律による審判の手続等に関する規則（平成十六年最高裁判所規則第十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（事実の取調べの申出・法第二十四条）	（事実の取調べの申出・法第二十四条）
第二十四条　検察官、法第二条第四項に規定する指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、捜索、同法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分の申出をすることができる。	**第二十四条**　検察官、指定入院医療機関の管理者若しくは保護観察所の長又は対象者、保護者若しくは付添人は、裁判所又は裁判官に対し、証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳並びに官公署、医療施設その他の公私の団体に対して必要な事項の報告、資料の提出その他の協力を求める処分の申出をすることができる。
（鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等）	（鑑定人の宣誓の方式・法第二十四条等）
第二十五条　宣誓は、鑑定人が、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を述べる方式（当該事項を述べることができないときは、裁判所書記官が当該事項を記載した書面を朗読し、鑑定人が当該書面に署名する方式）によりしなければならない。 2　鑑定人の宣誓は、前項の方式によるほか、良心に従って誠実に鑑定することを誓う旨を記載した書面に鑑定人が署名して裁判所に提出する方式によってもさせることができる。 3　前項の規定により同項の書面を提出する方式によって宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。	**第二十五条**　鑑定人の宣誓書には、良心に従って誠実に鑑定をすることを誓う旨を記載して、鑑定人が署名押印しなければならない。 2　鑑定人の宣誓は、前項の宣誓書を朗読する方式によるほか、当該宣誓書を裁判所に提出する方式によってもさせることができる。 3　前項の規定により宣誓書を提出する方式によって宣誓をさせるに当たっては、虚偽の鑑定をしたときは刑罰が科されることがある旨を記載した書面を鑑定人に送付しなければならない。
（証人尋問等・法第二十四条）	（証人尋問等・法第二十四条）
第二十七条　刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収（刑事訴訟法第百二条の二第一項に規定する電磁的記録提供命令（同項第一号イに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）を含む。）、同項に規定する電磁的記録提供命令（同号ロに掲げる方法による提供を命ずるものに限る。）、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、電磁的記録提供命令、捜索、通訳及び翻訳について準用する。	**第二十七条**　刑事訴訟規則中裁判所の行う証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳に関する規定は、処遇事件の性質に反しない限り、法第二十四条第三項の規定による証人尋問、鑑定、検証、押収、捜索、通訳及び翻訳について準用する。

（民事訴訟規則の準用）

第三十八条　［同上］

（検察官に対する調査嘱託・法第四十二条）

第三十九条　法第四十二条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の四第四項（第一号に係る部分に限る。）の規定により、法第四十二条第一項又は同条第四項において読み替えて準用する民事訴訟法第百三十三条の二第二項の決定に係る個人特定事項に係る者の意見を聴くに当たって、その者の連絡先を明らかにするためその他必要があると認めるときについては、第二十条の規定を準用する。

（民事訴訟費用等に関する規則の準用）

第四十条　［同上］

（刑事訴訟規則の準用等）

第四十一条　［同上］

（裁判員の参加する刑事裁判に関する規則の一部改正）

第七条　裁判員の参加する刑事裁判に関する規則（平成十九年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（裁判員等選任手続調書の記載要件） **第二十六条**　裁判員等選任手続調書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一～十三　略］ 十四　通訳人の宣誓の有無及び通訳人に宣誓をさせなかったときは、その理由 ［略］ 十五　通訳人が宣誓、通訳又は供述を拒んだこと及びその理由 十六　［略］ 十七　［略］ 十八　［略］ 十九　［略］ ［2　略］ （証人等の尋問調書） **第四十四条**　刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十八号の符号を記載するものとする。 ［2～4　略］ （公判調書） **第四十六条**　公判調書には、刑事訴訟規則第四十四条（第一項第二十八号を除く。）に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 一　立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二十六条第一項第十八号の符号 ［二～七　略］ ［2　略］ （鑑定手続実施決定があった場合の公判前整理手続調書） **第四十七条**　鑑定手続実施決定があった場合には、公判前整理手続調書には刑事訴訟規則第二百十七条の十五に規定する事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。 ［一　略］ 二　鑑定人の宣誓の有無及び鑑定人に宣誓をさせなかったときは、その理由 三　［略］ 四　鑑定人が宣誓、鑑定又は供述を拒んだこと及びその理由	（裁判員等選任手続調書の記載要件） **第二十六条**　［同上］ ［一～十三　同上］ ［新設］ 十四　［同上］ ［新設］ 十五　［同上］ 十六　［同上］ 十七　［同上］ ［2　同上］ （証人等の尋問調書） **第四十四条**　刑事訴訟規則第三十八条の調書には、立ち会った裁判員及び補充裁判員の氏名の記載に代えて、これらの者の第二十六条第一項第十六号の符号を記載するものとする。 ［2～4　同上］ （公判調書） **第四十六条**　［同上］ 一　立ち会った裁判員及び補充裁判員の第二十六条第一項第十六号の符号 ［二～七　同上］ ［2　同上］ （鑑定手続実施決定があった場合の公判前整理手続調書） **第四十七条**　［同上］ ［一　同上］ ［新設］ 二　［同上］ ［新設］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（民事訴訟規則の一部改正）

第八条　民事訴訟規則（平成八年最高裁判所規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条） **第百五条の五**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条（処罰等の請求）、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十一まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載、電磁的記録提供命	（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条） **第百五条の五**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条（処罰等の請求）、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求

令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の記載要件）、第二百九十五条の十二（準用規定等）第一項、第二百九十九条（裁判官に対する取調等の請求）第一項及び第三百条（令状の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

（民事訴訟規則の一部改正に伴う調整規定）

第九条　施行日が民事訴訟規則等の一部を改正する規則の施行の日前である場合には、前条の規定は、適用しない。

2　前項の場合において、民事訴訟規則の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条）	（過料の裁判の執行に関する調査・法第百八十九条）
第百五条の二　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条（処罰等の請求）、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十一まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載、電磁的記録提供命令の令状の記載要件及び鑑定処分許可請求書の記載要件）、第二百九十五条の十二（準用規定等）第一項、第二百九十九条（裁判官に対する取調等の請求）第一項及び第三百条（令状の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。	**第百五条の二**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条（処罰等の請求）、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで（差押え等の令状請求書の記載要件、資料の提供等、身体検査令状の記載要件、令状の返還に関する記載及び鑑定処分許可請求書の記載要件）、第二百九十五条の十一（準用規定等）第一項、第二百九十九条（裁判官に対する取調等の請求）第一項及び第三百条（令状の有効期間）の規定は、法第百八十九条（過料の裁判の執行）第三項（法及び他の法令において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

3　前条及び民事訴訟規則等の一部を改正する規則第一条の規定が同一の日に施行されるときは、これらの規定により改正される民事訴訟規則の規定は、同条の規定によってまず改正され、次いで前条の規定によって改正されるものとする。

（非訟事件手続規則の一部改正）

第十条　非訟事件手続規則（平成二十四年最高裁判所規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（過料の裁判の執行に関する調査・法第百二十一条）	（過料の裁判の執行に関する調査・法第百二十一条）
第七十三条　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十一まで、第二百九十五条の十二第一項、第二百九十九条第一項及び第三百条の規定は、法第百二十一条第三項（法第五十三条第七項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条、第五百十一条の二及び第五百十三条第七項から第十項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。	**第七十三条**　刑事訴訟規則（昭和二十三年最高裁判所規則第三十二号）第百五十八条、第二百九十五条の六から第二百九十五条の十まで、第二百九十五条の十一第一項、第二百九十九条第一項及び第三百条の規定は、法第百二十一条第三項（法第五十三条第七項において準用する場合を含む。）において読み替えて準用する刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第七編第二章（第五百十一条及び第五百十三条第六項から第八項までを除く。）の規定による過料の裁判の執行に関する調査について準用する。

附　則

この規則は、情報通信技術の進展等に対応するための刑事訴訟法等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十九号）附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

府令

○内閣府令第百五号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

公正取引委員会事務総局組織規則（昭和五十三年総理府令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（取引適正化調査室並びに企画官及び上席取引適正化検査官）	（下請取引調査室並びに企画官及び上席下請取引検査官）
第七条　取引部企業取引課に、取引適正化調査室並びに企画官二人及び上席取引適正化検査官二人を置く。	**第七条**　取引部企業取引課に、下請取引調査室並びに企画官二人及び上席下請取引検査官二人を置く。
2　取引適正化調査室は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。	2　下請取引調査室は、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務のうち、報告及び検査、勧告並びに公表に関する事務をつかさどる。
3　取引適正化調査室に、室長を置く。	3　下請取引調査室に、室長を置く。
4　［略］	4　［同上］
5　上席取引適正化検査官は、命を受けて、第二項の報告の受理並びに同項の検査、勧告及び公表を実施し、並びにそれらの実施に関する事務を整理する。	5　上席下請取引検査官は、命を受けて、第二項の報告の受理並びに同項の検査、勧告及び公表を実施し、並びにそれらの実施に関する事務を整理する。
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この府令は、令和八年一月一日から施行する。

○内閣府令第百六号

内閣府本府組織令（平成十二年政令第二百四十五号）第五十五条第四項の規定に基づき、沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

沖縄総合事務局組織規則の一部を改正する内閣府令

沖縄総合事務局組織規則（平成十三年内閣府令第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（公正取引課の所掌事務）	（公正取引課の所掌事務）
第十八条　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十八条**　公正取引課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行その他製造委託等に関する取引に関すること。	七　下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行その他下請取引に関すること。
［八～十六　略］	［八～十六　同上］
（用地課の所掌事務）	（用地課の所掌事務）
第六十一条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第六十一条**　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～八　略］	［一～八　同上］
九　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。	九　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。
［十～十九　略］	［十～十九　同上］
（建設産業・地方整備課の所掌事務）	（建設産業・地方整備課の所掌事務）
第六十五条の二　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第六十五条の二**　建設産業・地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。
［一～六　略］	［一～六　同上］
七　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による	七　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による

事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（用地課及び河川課の所掌に属するものを除く。）。

［八～四十　略］

（河川課の所掌事務）

第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～二十四　略］

二十五　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

［二十六～二十九　略］

（海技試験官及び首席海技試験官の職務）

第九十条　海技試験官は、命を受けて、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務を分掌する。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和八年一月一日から施行する。

事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（用地課及び河川課の所掌に属するものを除く。）。

［八～四十　同上］

（河川課の所掌事務）

第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～二十四　同上］

二十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

［二十六～二十九　同上］

（海技試験官及び首席海技試験官の職務）

第九十条　海技試験官は、命を受けて、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務を分掌する。

2　［同上］

府令・省令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定に基づき、下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令

下請中小企業振興法施行規則（平成十五年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
受託中小企業振興法施行規則	下請中小企業振興法施行規則
（定義）	（定義）
第一条　この命令において使用する用語は、受託中小企業振興法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この命令において使用する用語は、下請中小企業振興法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（振興事業計画に係る承認の申請）	（振興事業計画に係る承認の申請）
第二条　法第五条第一項の規定により振興事業計画に係る承認を受けようとする委託事業者及び中小受託事業者等は、様式第一による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。	**第二条**　法第五条第一項の規定により振興事業計画に係る承認を受けようとする親事業者及び下請事業者等は、様式第一による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
一　当該委託事業者（法人である場合に限る。）の資本金の額又は出資の総額	一　当該親事業者（法人である場合に限る。）の資本金の額又は出資の総額
二　当該委託事業者の常時使用する従業員の数	二　当該親事業者の常時使用する従業員の数

三　当該委託事業者（法人である場合に限る。）の定款
四　当該委託事業者の振興事業計画に係る事業所の所在地、名称、責任者名、常時使用する従業員の数及び主要品目ごとの生産金額又は売上高
五　当該中小受託事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合にあっては、その構成員）の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び当該委託事業者との間の取引の状況
六　当該中小受託事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の団体名及び代表者名並びに構成員の振興事業計画に参加することの有無
七　振興事業計画について議決をした当該中小受託事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し
八　当該中小受託事業者等の最近一期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（振興事業計画の変更に係る承認の申請）

第三条　法第七条第一項の規定により振興事業計画の変更に係る承認を受けようとする委託事業者及び中小受託事業者等は、様式第二による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　振興事業計画の変更について議決をした当該中小受託事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し

二・三　（略）

三　当該親事業者（法人である場合に限る。）の定款
四　当該親事業者の振興事業計画に係る事業所の所在地、名称、責任者名、常時使用する従業員の数及び主要品目ごとの生産金額又は売上高
五　当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合にあっては、その構成員）の氏名又は名称、資本金の額又は出資の総額、常時使用する従業員の数及び当該親事業者との間の取引の状況
六　当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の団体名及び代表者名並びに構成員の振興事業計画に参加することの有無
七　振興事業計画について議決をした当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し
八　当該下請事業者等の最近一期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）

（振興事業計画の変更に係る承認の申請）

第三条　法第七条第一項の規定により振興事業計画の変更に係る承認を受けようとする親事業者及び下請事業者等は、様式第二による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　振興事業計画の変更について議決をした当該下請事業者等（法第五条第一項に規定する団体である場合に限る。）の総会又は総代会の議事録の写し

二・三　（略）

（特定連携事業計画に係る認定の申請）

第四条　法第八条第一項の規定により特定連携事業計画に係る認定を受けようとする特定中小受託事業者は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定中小受託事業者（法人である場合に限る。）の定款
二　当該特定中小受託事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
三　特定連携事業を共同で行う特定中小受託事業者、特定会社及び共同事業者並びに特定連携事業の実施に協力する者（以下「連携参加者」と総称する。）の当該特定連携事業計画に関する同意書の写し
3　（略）

（特定連携事業計画の変更に係る認定の申請）

第五条　法第十条第一項の規定により特定連携事業計画の変更に係る認定を受けようとする特定中小受託事業者は、様式第四による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定連携事業計画に従って行われる特定連携事業の実施状況を記載した書類
二・三　（略）

（軽微な変更に係る届出）

第六条　（略）

2　法第十条第二項の規定により特定連携事業計画の軽微な変更に係る届出をしようとする特定中小受託事業者は、様式第五による届出書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

（特定下請連携事業計画に係る認定の申請）

第四条　法第八条第一項の規定により特定下請連携事業計画に係る認定を受けようとする特定下請事業者は、様式第三による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定下請事業者（法人である場合に限る。）の定款
二　当該特定下請事業者の最近二期間の事業報告書、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類がない場合にあっては、最近一年間の事業内容の概要を記載した書類）
三　特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者、特定会社及び共同事業者並びに特定下請連携事業の実施に協力する者（以下「連携参加者」と総称する。）の当該特定下請連携事業計画に関する同意書の写し
3　（略）

（特定下請連携事業計画の変更に係る認定の申請）

第五条　法第十条第一項の規定により特定下請連携事業計画の変更に係る認定を受けようとする特定下請事業者は、様式第四による申請書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。

一　当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の実施状況を記載した書類
二・三　（略）

（軽微な変更に係る届出）

第六条　（略）

2　法第十条第二項の規定により特定下請連携事業計画の軽微な変更に係る届出をしようとする特定下請事業者は、様式第五による届出書一通及びその写し一通を主務大臣に提出しなければならない。

（実施状況の報告）

第七条　認定特定中小受託事業者は、認定計画の終了時における実施状況について、原則として終了後三月以内に、主務大臣に様式第六により報告しなければならない。

（権限の委任）

第八条　法第八条第一項、第十条第一項から第三項まで及び第十四条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該特定連携事業計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

２　法第八条第一項、第十条第一項から第三項まで及び第十四条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。この項において同じ。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　特定中小受託事業者が共同で作成した特定連携事業計画であって当該特定連携事業計画に従って行われる特定連携事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）

二　特定中小受託事業者が共同で作成した特定連携事業計画であって当該特定連携事業計画に従って行われる特定連携事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）

三　特定中小受託事業者が共同で作成した特定連携事業計画であって当該特定連携事業計画に従って行われる特定連携事業の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限

当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）

四　特定中小受託事業者が共同で作成した特定連携事業計画であって当該特定連携事業計画に従って行われる特定連携事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限

当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

五　特定中小受託事業者が共同で作成した特定連携事業計画であって当該特定連携事業計画に従って行われる特定連携事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限

当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長

（実施状況の報告）

第七条　認定特定下請事業者は、認定計画の終了時における実施状況について、原則として終了後三月以内に、主務大臣に様式第六により報告しなければならない。

（権限の委任）

第八条　法第八条第一項、第十条第一項から第三項まで及び第十四条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものに限る。）は、当該特定下請連携事業計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する経済産業局長に委任されるものとする。ただし、経済産業大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

２　法第八条第一項、第十条第一項から第三項まで及び第十四条第二項の規定による主務大臣の権限（経済産業大臣に属するものを除く。この項において同じ。）のうち、次の各号に掲げるものは、当該各号に定める者に委任されるものとする。ただし、主務大臣が自らその権限を行うことを妨げない。

一　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が総務大臣の所管に属するものに関する総務大臣の権限

当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する総合通信局長（沖縄総合通信事務所長を含む。）

二　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が財務大臣の所管に属するものに関する財務大臣の権限（国税庁の所掌に係るものに限る。）　当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する国税局長（沖縄国税事務所長を含む。）

三　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が厚生労働大臣の所管に属するものに関する厚生労働大臣の権限

当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方厚生局長（四国厚生支局の管轄区域内にある場合にあっては、四国厚生支局長）

四　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が農林水産大臣の所管に属するものに関する農林水産大臣の権限

当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方農政局長又は北海道農政事務所長

五　特定下請事業者が共同で作成した特定下請連携事業計画であって当該特定下請連携事業計画に従って行われる特定下請連携事業の全部又は一部が国土交通大臣の所管に属するものに関する国土交通大臣の権限

当該計画の代表者の主たる事務所の所在地を管轄する地方整備局長及び北海道開発局長、地方運輸局長（国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第四条第一項第十五号、第十八号、第八十六号、第八十七号、第九十二号、第九十三号及び第百二十八号に掲げる事務並びに同項第八十六号に掲げる事務に係る同項第十九号及び第二十二号に掲げる事務に係る権限については、運輸監理部長を含む。）又は地方航空局長

様式第一から様式第六までを次のように改める。

様式第一（第２条関係）

振興事業計画に係る承認申請書

年　　月　　日

大臣　殿

委託事業者
　所在地（住所）
　名　称
　代表者の氏名
委託事業者の振興事業計画に係る事業所
　所在地（住所）
　名　称
　責任者の氏名
中小受託事業者等
　所在地（住所）
　名　称
　代表者の氏名

受託中小企業振興法第５条第１項の規定により、別紙の計画について承認を受けたいので申請します。

（記載要領）

申請者は以下の要領に従って、振興事業計画の必要事項を、別表１－１及び１－２は全ての事項について、別表１－３から１－７までは該当する事項について記載するものとする。

１　振興事業の目標及び内容

（１）委託事業者の発注分野の明確化

別表１－１に記載すること。

「発注分野」の欄には、計画参加中小受託事業者に何をどれだけ発注するかを明確に記載すること。

「発注割合」の欄には、全ての中小受託事業者への発注に対する割合を示すこととし、できるだけ個々の中小受託事業者別に記入すること。

計画期間中に各事項に変更を行うことが予定されているときは、その旨を明確に記載すること。

（２）委託事業者の発注方法及び取引条件の改善

別表１－２に記載すること。

全ての事項について、「現状」及び「改善内容」の欄にできる限り具体的に記入すること。

「委託事業者の発注方法の改善」の欄には、長期発注計画の提示及び発注契約の長期化、発注の安定化、納期及び納入頻度の適正化、発注の手続事務の円滑化、発注内容の明確化等について記載すること。

「取引条件の改善」の欄には、対価の決定の方法、納品の検査の方法、支給材の支給、設備等の貸与の方法等について記載すること。

（３）中小受託事業者の施設又は設備の導入、技術の向上及び事業の共同化等

別表１－３から１－６までのうち該当するものについて記載すること。

「目標」の欄は、設備を新設する場合にはその設備の種類、機能、台数及び必要な資金の額を記載すること。

「技術改善の内容及び方法」の欄は、例えば「○○の作業技術の向上を委託事業者の事業所での研修により図る」と記入すること。

「共同化の形態」の欄は、中小受託事業者のグループごとに、合併、協業化、共同出資会社、業務提携等の区分により記入すること。

（４）中小受託事業者等を中心とする共同事業

別表１－７のうち該当するものについて記載すること。

「共同（利用施設）事業の種類」の欄には、例えば「○○センターの設置」、「○○の共同購入」と記入すること。

２　振興事業の実施時期

別表２に記載すること。

振興事業計画の実施期間は、原則として１年以上３年以内とする。

３　振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

中小受託事業者等のうち該当するものについて別表３に記載すること。株式会社日本政策金融公庫からの借入れ又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による高度化事業に係る資金の借入れを行う場合にはその旨及び金額を記載すること。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

（別表１－１）

委託事業者の発注分野の明確化

製品等の名称	発注分野	中小受託事業者名	発注割合	
			振興事業着手前	振興事業終了時

（別表１－２）

委託事業者の発注方法及び取引条件の改善

事　　項	現　　状	改善内容
委託事業者の発注方法の改善		
取引条件の改善		

（別表１－３）

中小受託事業者の施設又は設備の導入

現　　状	目　　標

（別表１－４）

中小受託事業者の技術の向上

技術改善の内容及び方法	参加する中小受託事業者名	委託事業者の協力の内容

（別表１－５）

中小受託事業者の事業の共同化

共同化の形態	参加する中小受託事業者名	共同化の理由	共同化の目標及び内容	委託事業者の協力の内容

（別表１－６）

その他の振興事業

その他の振興事業の種類	事業の目標及び内容	委託事業者の協力の内容

（別表１－７）

中小受託事業者等を中心とする共同事業

共同（利用施設）事業の種類	参加する中小受託事業者名	事業の目標及び内容	実施予定時期	所要資金（千円）	委託事業者の協力の内容

（別表２）

振興事業の実施時期

開　　始	終　　了
年　月　日	年　月

（別表３）

振興事業を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

名　　称	設備資金		運転資金		合　　計
	借入れ	自己資金	借入れ	自己資金	
中小受託事業者等（団体である場合）					
中小受託事業者					

様式第二（第３条関係）

振興事業計画の変更に係る承認申請書

年　　月　　日

大臣　殿

委託事業者
　所在地（住所）
　名　称
　代表者の氏名
委託事業者の振興事業計画に係る事業所
　所在地（住所）
　名　称
　責任者の氏名
中小受託事業者等
　所在地（住所）
　名　称
　代表者の氏名

　年　月　日付けで承認を受けた振興事業計画について下記のとおり変更したいので、受託中小企業振興法第７条第１項の規定により承認を申請します。

記

１　変更事項の内容
２　変更の事由

（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第三（第４条関係）

特定連携事業計画に係る認定申請書

年　　月　　日

大臣　殿

住　　所
名 称 及 び
代表者の氏名

　受託中小企業振興法第８条第１項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
　申請者は以下の要領に従って、特定連携事業計画の必要事項を記載し、受託中小企業振興法第９条の認定要件を満たすことを示すこと。

１　特定連携事業の目標
　次の要領により別表１及び別表２に記載すること。

（１）別表１
　特定連携事業を実施する事業分野について、該当する欄に記載し、特定中小受託事業者それぞれにおいて特定受託取引への依存の状態の改善を図る計画であることを示すこと。
　特定連携事業を実施する特定中小受託事業者（該当する特定会社がある場合は当該特定会社を含む。）の名称等を記載すること。

（２）別表２
　特定中小受託事業者それぞれについて収入金額の実績及び予定並びにその内訳について記載すること。特定委託事業者が複数あるときは特定委託事業者それぞれについて記載すること。

２　特定連携事業の内容及び実施時期
　次の要領により別表３及び別表４に記載すること。

（１）別表３
①特定連携事業の内容及び実施時期を該当する欄に記載すること。
②計画の実施期間は３年以上５年以内とすること。

（２）別表４
①番号は、１、２、１－１、１－２、１－１－１、１－１－２というように、実施項目を関連付けて記載すること。
②実施項目は、具体的な実施内容を記載すること。

3　特定連携事業を共同で行う共同事業者又は協力者がある場合は、当該共同事業者又は協力者の名称及び住所並びにその代表者の氏名
該当する者がある場合には、別表１の該当する欄に記載すること。

4　共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容
特定連携事業のために共同事業者又は協力者が提供する経営資源について、共同事業者又は協力者ごとに別表３の該当する欄に記載すること。

5　特定連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法
別表５に記載すること。必要資金額については、計画期間の間のみ記載すること。必要資金額と各負担者の負担額の合計が一致するように記載すること。

6　その他
別表１の特定連携事業の業種は、日本標準産業分類に掲げる細分類項目と番号（四桁）を記載すること。

（別表１）
特定連携事業計画

事業名	
申請者	
名　　称： 代表者名：	
特定連携事業の目標	
特定委託事業者以外の者との取引を開始又は拡大し、特定受託取引への依存の状態を改善させるための目標（注）	
連携参加者（特定中小受託事業者）	
	①名称、②住所、③代表者名、④資本金、⑤従業員数、⑥業種（細分類番号）、⑦決算月、⑧特定委託事業者の概要（名称、住所、業種（細分類番号））
1	
2	
3	
連携参加者（特定会社）	
	①名称、②住所、③代表者名、④資本金、⑤従業員数、⑥業種（細分類番号）、⑦特定中小受託事業者それぞれの出資割合
1	
2	
連携参加者（共同事業者）	
	①名称、②住所、③代表者名、④資本金、⑤従業員数、⑥業種（細分類番号）
1	
2	
連携参加者（協力者）	
	①名称、②住所、③代表者名、④資本金、⑤従業員数、⑥業種（細分類番号）
1	
2	

（注）特定委託事業者以外の者との取引を開始又は拡大するため、特定委託事業者以外の者の課題及びニーズに対応して実施する連携事業の内容を含めた連携事業による目標を記載すること。

（別表２）

特定中小受託事業者それぞれにおける特定受託取引への依存の状態の改善

		前年又は前事業年度	１年後（　年　月期）	２年後（　年　月期）	３年後（　年　月期）	４年後（　年　月期）	５年後（　年　月期）
①							
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						
①							
	②						
	③						
	④						
	⑤						
	⑥						

（注）①特定中小受託事業者の名称
②特定委託事業者の名称
③収入金額
④特定委託事業者との受託取引による収入金額
⑤特定委託事業者との受託取引による収入の割合（④／③）
⑥特定委託事業者以外の事業者との取引による収入金額

（別表３）

特定連携事業の内容等

特定連携事業の内容等
（１）特定連携事業の内容 ①組織体制（注 1） ②中核的な役割を担う者の具体的な役割の内容等 ③知識連携と取引連携の組合せ（注 2） ④特定委託事業者以外の者の課題等に対応した製品又は役務の提供（注 3） ⑤その他特定連携事業の実施に関する事項 （２）事業の実施時期 年　月　～　年　月

連携参加者（特定中小受託事業者）		
	名称	特定連携事業のために提供する経営資源（設備、技術、知識、技能等）
1		
2		
3		
4		
5		

連携参加者（特定会社・共同事業者・協力者）		
	名称	特定連携事業のために提供する経営資源（設備、技術、知識、技能等）
1		
2		
3		

（注 1）事業計画の連携参加者間での共有、規約等の整備状況等について記載すること。

（注 2）ノウハウの共有及び向上に向けた活動（知識連携）と取引先開拓に向けた活動（取引連携）を組み合わせた連携活動による個々の事業者における効果等を記載すること。

（注 3）（イ）特定委託事業者以外の者の課題及びニーズの把握、（ロ）連携参加者の経営資源の共有、（ハ）それらを踏まえた特定委託事業者以外の者の課題及びニーズに対応した製品の生産及び販売又は役務の提供について具体的に記載すること。

（別表４）

実施計画の内容

番号	計画		
	実施項目	実施時期	
		開始	終了

（別表５）

資金計画　（単位　千円）

		１年後（　年　月期）	２年後（　年　月期）	３年後（　年　月期）	４年後（　年　月期）	５年後（　年　月期）
①設備投資額						
②運転資金額						
③必要資金額合計						
１（負担者名）						
	④	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑤	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑥	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑦	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑧	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
２（負担者名）						
	④	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑤	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑥	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑦	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑧	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
３（負担者名）						
	④	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑤	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑥	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑦	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑧	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
４（負担者名）						
	④	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑤	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑥	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑦	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）
	⑧	（　）	（　）	（　）	（　）	（　）

（注）④株式会社日本政策金融公庫からの借入れ
⑤その他政府系金融機関からの借入れ
⑥民間金融機関からの借入れ
⑦株式、新株予約権又は新株予約権付社債等の発行
⑧自己資金

様式第四（第５条関係）

認定特定連携事業計画の変更に係る認定申請書

年　　月　　日

大臣　殿

住　　所
名　称　及　び
代表者の氏名

　年　月　日付けで認定を受けた特定連携事業計画について下記のとおり変更したいので、受託中小企業振興法第１０条第１項の規定に基づき認定を申請します。

記

１　変更事項
２　変更事項の内容

（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
　変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第五（第６条関係）

認定特定連携事業計画の軽微な変更に係る届出書

年　　月　　日

大臣　殿

住　　所
名　称　及　び
代表者の氏名

　年　月　日付けで認定を受けた特定連携事業計画について軽微な変更がありましたので、受託中小企業振興法第１０条第２項の規定に基づき届け出ます。

記

１　軽微な変更事項
２　軽微な変更事項の内容

（備考）
　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
　軽微な変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載すること。

様式第六（第７条関係）

認定特定連携事業計画の実施状況報告書

年　月　日

大臣　殿

住　所
名称及び
代表者の氏名

年　月　日付けで認定を受けた特定連携事業計画について、実施状況を下記のとおり報告します。

記

１　特定連携事業の目標の達成状況
２　実施した特定連携事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
１．特定連携事業の目標の達成状況
（１）特定連携事業の目標の達成状況を要約的に記載する。
（２）特定中小受託事業者それぞれにおいて特定受託取引への依存の状態の改善を示す数値の達成状況を記載する。
２．実施した特定連携事業の内容及び適用を受けた支援措置の内容について、計画と実績を対比させてそれぞれ記載すること。

附　則

この命令は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

○内閣府令・厚生労働省令・経済産業省令第一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第三十一条第一項、第三項及び第四項、第三十三条第一項並びに第二項第三号ニ、第四号ニ及び第六号、第三十五条第一項及び第三項、第三十六条、第三十八条、第四十条第一項、第四十一条第六項並びに第九十一条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、内閣府・厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

内閣府・厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく安定供給確保支援法人に関する命令

（定義）
第一条　この命令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（安定供給確保支援法人の指定の申請）
第二条　法第三十一条第一項の規定により指定を受けようとする法人（以下「申請法人」という。）は、様式第一による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。
一　定款の写し
二　登記事項証明書
三　役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
四　指定の申請に関する意思の決定を証する書類
五　安定供給確保支援業務の実施に関する基本的な計画
六　安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類
七　申請法人が法第三十一条第二項各号に該当しない旨を誓約する書類
八　役員が法第三十一条第二項第三号に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類
九　申請法人の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
十　安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類
２　主務大臣は、前項の申請書及び同項各号に掲げる書類のほか、申請法人が法第三十一条第一項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出を求めることができる。
３　二以上の主務大臣に第一項の申請書（同項各号に掲げる書類及び第二項の書類を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（対象となる法人）
第三条　法第三十一条第一項の主務省令で定める法人は、次のとおりとする。
一　公益社団法人
二　公益財団法人
三　特定非営利活動法人

（安定供給確保支援法人の業務）
第四条　安定供給確保支援法人は、安定供給確保取組方針の定めるところにより、安定供給確保支援業務を公正かつ適正に行わなければならない。
２　安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三項第三号に掲げる業務により収集した情報を公表する場合には、公表に当たって適切な評価を実施した上で、刊行物への掲載、インターネットの利用その他広く周知を図ることができる方法によって行わなければならない。
３　安定供給確保支援法人は、法第三十一条第三項第四号に掲げる業務を行うに当たっては、相談窓口を設置した上で、特定重要物資等の安定供給確保を図ろうとする者の照会及び相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行わなければならない。

（供給確保支援実施基準）

第五条　主務大臣は、法第三十一条第四項の規定により供給確保支援実施基準を定めるに当たっては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　安定供給確保支援業務の具体的内容及び実施体制に関する事項

二　安定供給確保支援業務の実施方法に関する事項

三　安定供給確保支援業務に関する秘密の保持に関する事項

四　その他安定供給確保支援業務の実施に関し必要な事項

（安定供給確保支援法人の名称等の変更の届出）

第六条　法第三十二条第二項の規定による届出は、様式第二による届出書により行わなければならない。

（安定供給確保支援業務規程の認可の申請等）

第七条　安定供給確保支援法人は、法第三十三条第一項前段の規定により安定供給確保支援業務規程の認可を受けようとするときは、様式第三による申請書に当該認可に係る安定供給確保支援業務規程を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

2　安定供給確保支援法人は、法第三十三条第一項後段の規定により安定供給確保支援業務規程の変更の認可を受けようとするときは、様式第四による申請書に次に掲げる書類を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

一　変更する規定の新旧対照表

二　変更後の安定供給確保支援業務規程

三　変更に関する意思の決定を証する書類

3　二以上の主務大臣に前二項の申請書（第一項の安定供給確保支援業務規程及び前項各号に掲げる書類を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（安定供給確保支援業務規程の記載事項）

第八条　法第三十三条第二項第三号ニの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　助成金の交付の対象とする認定供給確保事業の選定の方法及び実施体制に関する事項

二　助成金の交付の期間に関する事項

三　助成金の交付の取消し及び返還に関する事項

四　その他助成金の交付に関し必要な事項

2　法第三十三条第二項第四号ニの主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　利子補給金の支給の対象とする認定供給確保事業の選定の基準並びに利子補給金の支給の方法及び実施体制に関する事項

二　利子補給金の支給の期間に関する事項

三　利子補給金の支給の停止に関する事項

四　その他利子補給金の支給に関し必要な事項

3　法第三十三条第二項第六号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　安定供給確保支援業務に関して知り得た秘密の保持に関する事項

二　法第三十一条第三項第三号に掲げる業務に関して知り得た情報の管理に関する事項

三　法第三十一条第三項第四号に掲げる業務に関する相談窓口の設置に関する事項

四　法第三十一条第三項第一号及び第二号に掲げる業務の支援対象となる認定供給確保事業者に対する監査の実施に関する事項

（事業計画等の認可の申請等）

第九条　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第一項前段の規定により事業計画書及び収支予算書の認可を受けようとするときは、毎事業年度開始の一月前までに（第三十一条第一項の指定を受けた日の属する事業年度にあっては、その指定を受けた後遅滞なく）、様式第五による申請書に当該認可に係る事業計画書及び収支予算書を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

2　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第一項後段の規定により事業計画書又は収支予算書の変更の認可を受けようとするときは、様式第六による申請書に変更後の事業計画書又は収支予算書を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

3　二以上の主務大臣に前二項の申請書（前二項の事業計画書及び収支予算書を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（事業報告書等の提出）

第十条　安定供給確保支援法人は、法第三十五条第三項の規定により事業報告書及び収支決算書を提出するときは、毎事業年度終了後三月以内に、貸借対照表を添付して、これを主務大臣に提出しなければならない。

2　二以上の主務大臣に前項の事業報告書及び収支決算書（同項の貸借対照表を含む。以下この項において同じ。）を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該事業報告書及び収支決算書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（区分経理の方法）

第十一条　法第三十六条の規定による区分経理の方法は、同条各号に掲げる業務のうち、二以上の業務に関連する収入及び費用について、その性質又は目的に従って区分する等の適正な基準により行うものとする。

（帳簿の記載）

第十二条　安定供給確保支援法人は、法第三十八条の帳簿を一年ごとに閉鎖し、閉鎖後五年間保存しなければならない。

2　法第三十八条の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　安定供給確保支援業務の実施状況

二　法第三十四条第二項の規定により国から交付された補助金の額の総額

三　法第三十四条第二項の規定により国から交付された補助金の執行の状況

四　法第三十六条各号に掲げる業務ごとに充てた補助金の額

五　安定供給確保支援法人基金を設ける場合にあっては、当該安定供給確保支援法人基金を運用して得た利子その他の収入金の総額

3　前項各号に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって第一項に規定する帳簿の保存に代えることができる。

（安定供給確保支援業務の休廃止の許可の申請）

第十三条　安定供給確保支援法人は、法第四十条第一項の規定による許可を受けようとするときは、様式第七による申請書を主務大臣に提出しなければならない。

2　二以上の主務大臣に前項の申請書を提出する場合には、いずれか一の主務大臣を経由して、他の主務大臣に提出することができる。この場合において、当該申請書は、当該一の主務大臣が提出を受けた日において当該他の主務大臣に提出されたものとみなす。

（安定供給確保支援業務の引継ぎ）

第十四条　法第四十一条第一項又は第二項の規定による指定の取消しを受けた安定供給確保支援法人は、遅滞なく、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務を引き継ぐこと。

二　主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に帳簿その他の安定供給確保支援業務に関する書類を引き継ぐこと。

三　主務大臣が選定する安定供給確保支援法人に安定供給確保支援業務に係る財産（次号による納付に係る金額に相当するものを除く。）を引き渡すこと。

四　交付を受けた補助金のうち、主務大臣が定める金額を国庫に納付すること。

五　その他主務大臣が必要と認める事項

（立入検査の証明書）

第十五条　法第四十八条第六項の規定により立入検査をする職員の身分を示す証明書は、様式第八によるものとする。

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

安定供給確保支援法人指定申請書

年　　月　　日

主 務 大 臣　名　殿

住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

安定供給確保支援法人として指定を受けたいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）第31条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地
２．安定供給確保支援業務を開始しようとする年月日
３．業務の内容
４．組織の概要

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．記載事項のうち業務の内容及び組織の概要については、添付書類において把握可能である場合においては、記載不要とする。
３．以下の書類を添付する。
・定款の写し
・登記事項証明書
・役員及び安定供給確保支援業務に関する事務に従事する職員の氏名及び略歴を記載した書類
・指定の申請に関する意思の決定を証する書類
・安定供給確保支援業務の実施に関する基本的な計画
・安定供給確保支援業務を適正かつ確実に実施できることを証する書類
・申請法人が法第31条第２項各号に該当しない旨を誓約する書類
・役員が法第31条第２項第３号に該当しない者である旨を当該役員が誓約する書類
・申請法人の直近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書並びに最終の財産目録（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
・安定供給確保支援業務に関し知り得た秘密を確実に保持するために講ずる措置に関する書類

様式第二（第６条関係）

安定供給確保支援法人名称等変更届出書

年　　月　　日

主 務 大 臣　名　殿

住　　所
名　　称
代 表 者 の 氏 名

（１）安定供給確保支援法人の名称又は住所
（２）安定供給確保支援業務を行う営業所又は事務所の所在地

を変更するので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第32条第２項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．変更事項

届出事項	変更前	変更後	変更年月日	備考

２．変更の理由

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第三（第７条第１項関係）

安定供給確保支援業務規程認可申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

安定供給確保支援業務規程について認可を受けたいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第33条第１項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．以下の書類を添付する。
・安定供給確保支援業務規程

様式第四（第７条第２項関係）

安定供給確保支援業務規程変更認可申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

安定供給確保支援業務規程について変更の認可を受けたいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第33条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．変更の内容
２．変更予定年月日
３．変更の理由

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．以下の書類を添付する。
・変更する規定の新旧対照表
・変更後の安定供給確保支援業務規程
・変更に関する意思の決定を証する書類

様式第五（第９条第１項関係）

安定供給確保支援法人事業計画書等認可申請書

年　　月　　日

主務大臣名殿

住所
名称
代表者の氏名

事業計画書及び収支予算書の認可を受けたいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第35条第１項の規定に基づき、別添のとおり申請します。

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．以下の書類を添付する。
・事業計画書
・収支予算書

様式第六（第９条第２項関係）

安定供給確保支援法人事業計画書（収支予算書）変更認可申請書

年　　月　　日

主務大臣名殿

住所
名称
代表者の氏名

事業計画書（収支予算書）の変更の認可を受けたいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第35条第１項の規定に基づき、下記のとおり申請します。

記

１．変更事項
２．変更内容
３．変更理由

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．以下の書類を添付する。
・変更後の事業計画書又は収支予算書

様式第七（第13条第１項関係）

安定供給確保支援業務休廃止許可申請書

年　　月　　日

主務大臣　名　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

安定供給確保支援業務の一部（全部）を休止（廃止）したいので、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第40条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

１．休止（廃止）しようとする安定供給確保支援業務の範囲
２．休止（廃止）しようとする年月日
３．休止しようとする場合にあっては、その期間
４．休止（廃止）の理由
５．業務の引継ぎに関する事項
６．業務により得た財産及び基金の取扱いに関する事項

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第八（第15条関係）

表

年　月　日発行第　号（　年　月　日まで有効）

職　名	氏　名	生　年　月　日

（写真）

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第48条第６項による立入検査証

（発　行　権　者）

裏

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律抜粋

（報告徴収及び立入検査）

第四十八条　（略）

２～５　（略）

６　主務大臣は、この章の規定の施行に必要な限度において、安定供給確保支援法人に対し、安定供給確保支援業務に関し必要な報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、安定供給確保支援法人の営業所若しくは事務所その他必要な場所に立ち入り、安定供給確保支援業務に関し質問させ、若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

７　（略）

８　前三項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

９　第五項から第七項までの規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第九十六条　次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

一～四　（略）

五　第四十八条第五項から第七項まで、第五十八条第二項又は第八十四条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六・七　（略）

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ｂ８とする。

省令

○文部科学省令第三十一号

私立学校教職員共済法（昭和二十八年法律第二百四十五号）第四十七条第二項及び第四十九条、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第六十五条並びに被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十八条第三項及び附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第四条の規定による改正前の私立学校教職員共済法第四十七条第二項及び第四十九条の規定に基づき、私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

文部科学大臣　松本　洋平

私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

第一条　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（短期給付） **第四条**　［略］ 2　法第二十五条において準用する組合法第四十四条の規定により給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該給付の請求書に、所定の添付書類のほか、死亡した受給権者（法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類及び当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。 ［項を削る。］ 3　前二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、当該書類が加入者の資格を喪失した後の給付に係るものであるときは、第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と、前項中「当該学校法人等の証明を受けた当該給付」とあるのは「当該給付」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」とする。 4　［略］	（短期給付） **第四条**　［同上］ 2　法第二十五条において準用する組合法第四十四条の規定により給付の支給を受けようとする者は、当該学校法人等の証明を受けた当該給付の請求書に、所定の添付書類のほか、死亡した受給権者（法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項に規定する受給権者をいう。第六項において同じ。）と請求者との身分関係を明らかにすることができる書類及び当該給付の支払を受けるべきであつた者でその支払を受けなかつたものの死亡を証する書類を添えて、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。 3　前二項の規定により事業団に書類（請求書を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合において、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、前二項の規定にかかわらず、当該書類を第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。 4　第一項又は第二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受けることができるときは、第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該書類を第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。 5　第一項又は第二項の規定により事業団に書類を提出する場合において、当該書類が加入者の資格を喪失した後の給付に係るものであるときは、第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と、第二項中「当該学校法人等の証明を受けた当該給付」とあるのは「当該給付」と、「当該学校法人等を経て、事業団」とあるのは「事業団」とする。 6　［同上］

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。

一～六　［略］

２～６　［略］

（年間の高額療養費の申請等）

第五条の二　［略］

２　［略］

３　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報（番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報をいう。以下同じ。）を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一・二　［略］

４・５　［略］

（退職等年金給付）

第十七条　［略］

２　前項の規定にかかわらず、退職等年金給付の請求に際しては、学校法人等の証明及び学校法人等の経由を要しないものとする。

（生存の確認等）

第十七条の二　事業団は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の二第四項の規定により退職等年金給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月において、地方公共団体情報システム機構から当該支給期月に支給する退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。以下同じ。）の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

２～５　［略］

（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

（限度額適用・標準負担額減額の認定等）

第四条の十三　施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の六第一項第一号ホ、第二号ホ若しくはヘ、第三号ホ若しくはヘ若しくは第四号ロ（これらの規定を同条第四項又は第五項において引用する場合を含む。）に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定又は同条第四項若しくは第五項に規定する文部科学省令で定めるところによる事業団の認定（施行令第六条において準用する組合法施行令第十一条の三の五第二項第五号に掲げる区分に該当する者に対して行われるものに限る。）（以下この条において単に「認定」という。）を受けようとする者（その者が被扶養者であるときは、その受けようとする者を扶養する加入者）は、その事実を証明する証拠書類を添えて、次に掲げる事項を記載した申請書を、当該学校法人等を経て、事業団に提出しなければならない。この場合においては、第四条第三項の規定を準用する。

一～六　［同上］

２～６　［同上］

（年間の高額療養費の申請等）

第五条の二　［同上］

２　［同上］

３　事業団は、第一項の規定による申請書の提出を受けたときは、次に掲げる事項を、前項第一号の証明書を交付した者又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該証明書と同一の内容を含む利用特定個人情報を提供した者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

一・二　［同上］

４・５　［同上］

（退職等年金給付）

第十七条　［同上］

２　前項の規定にかかわらず、退職等年金給付の請求に際しては、学校法人等の経由を要しないものとする。

（生存の確認等）

第十七条の二　事業団は、法第二十五条において準用する組合法第七十五条の二第四項の規定により退職等年金給付を支給する月（以下この項において「支給期月」という。）の前月において、地方公共団体情報システム機構から当該支給期月に支給する退職等年金給付の受給権者に係る本人確認情報の提供を受け、必要な事項について確認を行うものとする。

２～５　［同上］

（受給権者の異動報告等）

第二十条　退職等年金給付の受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の受給権者が氏名を変更したこと、転居したこと又

２～５　［略］

（年金受給権の消滅の届出）

第二十二条　退職等年金給付の年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、遺族、法第二十五条において準用する組合法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。

一～五　［略］

２　［略］

（電磁的方法による手続）

第四十条の二　［略］

２　情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う申請等（同法第三条第八号に規定する申請等をいう。以下この項において同じ。）を行う場合において、当該申請等に係る書類に添付すべきこととされている書類に記載されている事項又は記載すべき事項を送信するときは、事業団は、当該送信に係る事項の確認のために必要があるときは、当該申請等を行う者に対し当該書類の提出を求めることができる。

３　第一項の規定は、法第四十六条の規定による文部科学大臣への報告について準用する。

（様式及び提出書類の特例）

第四十一条　［略］

２　［略］

３　この省令の規定によつて事業団に提出すべき報告書、申請書、申出書、請求書又は届書に添えるべき書類について、他の法令の規定にかかわらず、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該書類と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該書類を提出することを要しない。ただし、事業団が当該書類の提出を要するものとして共済運営規則で定める場合は、この限りでない。

４　この省令の規定によつて事業団に提出すべき届書について、他の法令の規定にかかわらず、共済運営規則で定めるところにより、事業団が地方公共団体情報システム機構から当該届書と同一の内容を含む本人確認情報の提供を受けることができるとき又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該届書と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、当該届書の提出を省略することができる。

は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

２～５　［同上］

（年金受給権の消滅の届出）

第二十二条　退職等年金給付の年金受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（職務障害年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより職務遺族年金が支給されることとなるときを除く。）は、遺族、法第二十五条において準用する組合法第四十四条第一項の規定により支払未済の給付の支給を受ける者若しくは戸籍法（昭和二十二年法律第二百二十四号）の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書に年金証書を添えて事業団に提出しなければならない。ただし、当該退職等年金給付の年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～五　［同上］

２　［同上］

（電磁的記録による手続）

第四十条の二　［同上］

［項を加える。］

２　前項の規定は、法第四十六条の規定による文部科学大臣への報告について準用する。

（様式等の特例）

第四十一条　［同上］

２　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第三十条第一項第十一号	十一　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下同じ。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	十一　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等

（老齢厚生年金の請求等）

第四十二条　老齢厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第三十条から第三十五条の四まで及び第四十条の二（同令第三十条第二項第三号の三及び第四号の三並びに第三項、第三十条の三、第三十条の五の二第二項第二号から第五号まで、第三十条の六、第三十一条の二第二項、第三十五条の三第三項第二号から第四号まで並びに第四十条の二第六項を除く。以下「老齢厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、老齢厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、老齢厚生年金請求等規定のうち次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第三十条第一項第十一号	十一　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　払渡しを受ける機関に金融機関を希望する者（ロ及びハに規定する者を除く。）　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　払渡しを受ける機関に郵便貯金銀行（郵政民営化法（平成十七年法律第九十七号）第九十四条に規定する郵便貯金銀行をいう。以下同じ。）の営業所又は郵便局（簡易郵便局法（昭和二十四年法律第二百十三号）第二条に規定する郵便窓口業務を行う日本郵便株式会社の営業所であつて郵便貯金銀行を所属銀行とする銀行代理業（銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第二条第十四項に規定する銀行代理業をいう。）の業務を行うものをいう。以下同じ。）（以下「郵便貯金銀行の営業所等」という。）を希望する者（預金口座への払込みを希望する者を除く。）　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	十一　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等

ハ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者　その旨	［略］	［略］
十二　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［略］	［略］
預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	第三十条第二項第九号	［略］
前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	［略］	［略］

ハ　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預貯金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する者　その旨	［同上］	［同上］
十二　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法 十三　給付事由が生じた際に加入者である場合は、その事実を明らかにする学校法人等の証明	［同上］	［同上］
預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）	［同上］	［同上］
前項第十一号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	第三十条第二項第九号	［同上］
	［同上］	［同上］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十条の二第一項第四号ロ並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［略］	［略］	［略］
第四十四条第一項第九号	九　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨	九　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等
［略］	［略］	［略］
	十　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［略］

（障害厚生年金及び障害手当金の請求等）

第四十三条　障害厚生年金及び障害手当金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第四十四条から第五十一条の四まで及び第五十六条の二（同令第四十七条の二第一項第四号ロ及びハ、第四十七条の二の二第三項及び第四項、第四十八条の二、第五十条の二第一項第四号ロ並びに第五十六条の二第六項を除く。以下「障害厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、障害厚生年金請求等規定中「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

［同上］	［同上］	［同上］
第四十四条第一項第九号	九　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨 ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨	九　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等
［同上］	［同上］	［同上］
	十　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［同上］

第四十四条第二項第十号	前項第九号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類
［略］	［略］	［略］

2　［略］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第十四号	十四　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項	十四　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等
［略］	［略］	［略］
	イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号	
	ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	
	ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	

第四十四条第二項第十号	前項第九号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）
［同上］	［同上］	［同上］

2　［同上］

（遺族厚生年金の請求等）

第四十四条　遺族厚生年金（事業団が支給するものに限る。）に係る請求、届出その他の行為については、厚生年金保険法施行規則第六十条から第六十八条の三まで、第七十条の二及び第七十三条の二（同令第六十条第三項第十号及び第十一号並びに第五項、第六十二条の二第三項、第六十七条の二並びに第七十三条の二第六項を除く。以下「遺族厚生年金請求等規定」という。）に定めるところによるものとする。この場合において、遺族厚生年金請求等規定中「第一号厚生年金被保険者期間」とあるのは「第四号厚生年金被保険者期間」と、「機構」とあり、及び「厚生労働大臣」とあるのは「事業団」とするほか、次の表の上欄に掲げる同令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六十条第一項第十四号	十四　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項	十四　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等
［同上］	［同上］	［同上］
	イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号	
	ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地	
	ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	

ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨			
十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［略］	［略］	［略］
	第六十条第三項第十四号	第一項第十四号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	［略］
十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	［略］	［略］
	第六十条の二第一項第三号	三　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	［略］
		三　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第七号に規定する預金口座等	［略］

ニ　第三十条第一項第十一号ニに規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨			
十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	［同上］	［同上］	［同上］
	第六十条第三項第十四号	第一項第十四号イに掲げる者にあつては、預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類	［同上］
十五　平成二十四年一元化法改正前私学共済法第二十五条において準用する改正前国共済法附則第十二条の十二第一項第一号に掲げる一時金である給付を受けているときは、当該一時金の返還方法	預金口座の口座番号についての当該払渡希望金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）	［同上］	［同上］
	第六十条の二第一項第三号	三　次のイからニまでに掲げる者の区分に応じ、当該イからニまでに定める事項 イ　第三十条第一項第十一号イに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び預金口座の口座番号 ロ　第三十条第一項第十一号ロに規定する者　払渡希望郵便貯金銀行の営業所等の名称及び所在地 ハ　第三十条第一項第十一号ハに規定する者　払渡希望金融機関の名称及び公金受取口座の口座番号並びに公金受取口座への払込みを希望する旨	［同上］
		三　私立学校教職員共済法施行規則第二十四条第一項第九号に規定する預金口座等	［同上］

二　第三十条第一項第十一号二に規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨		
［略］	［略］	［略］

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条　年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公金受取口座への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

2～4　［略］

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第五十一条　厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。

一～五　［略］

2　老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める届書を事業団に提出しなければならない。

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第五十二条　［略］

2　［略］

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　［略］

三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類

二　第三十条第一項第十一号二に規定する者　同号イの預金口座を公金受取口座とすることを希望する旨		
［同上］	［同上］	［同上］

（厚生年金保険給付の受給権者の異動報告等）

第五十条　年金受給権者は、改氏名若しくは転居したとき、住居表示に関する法律（昭和三十七年法律第百十九号）により住居表示が変更されたとき、個人番号に変更があつたとき又は年金の払渡金融機関を変更しようとするときは、その旨（公金受取口座への払込みを希望するときは、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として、公金受取口座を希望する旨を含む。）並びに氏名、生年月日、住所、本人確認番号及び年金証書の記号番号を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該年金受給権者が氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

2～4　［同上］

（厚生年金保険給付の受給権の消滅の届出）

第五十一条　厚生年金保険給付の受給権者が死亡し、又はその権利を喪失したとき（老齢厚生年金の受給権者が六十五歳に達したとき及び老齢厚生年金又は障害厚生年金を受ける権利を有していた者が死亡したことにより遺族厚生年金が支給されることとなるときを除く。）は、その遺族、厚生年金保険法第三十七条第一項の規定による未支給の厚生年金保険給付を受ける者若しくは戸籍法の規定による死亡の届出義務者又は年金を受ける権利を喪失した者は、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該受給権者が死亡したことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

一～五　［同上］

2　老齢厚生年金の繰下げ待機者が老齢厚生年金の支給の繰下げの申出を行うまでの間において前項に定める場合に該当するときは、同項に定める届書を事業団に提出しなければならない。ただし、当該老齢厚生年金繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が地方公共団体情報システム機構から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

（未支給の厚生年金保険給付の請求）

第五十二条　［同上］

2　［同上］

3　前二項の請求書には、次の各号に掲げる書類を添えなければならない。

一・二　［同上］

三　預金口座の口座番号についての当該払渡金融機関の証明書、預金通帳の写しその他の預金口座の口座番号を明らかにすることができる書類（事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができないときに限る。）

附　則

（老齢基礎年金等の裁定に係る請求）

8　国民年金法施行令（昭和三十四年政令第百八十四号）第一条第一項に規定する老齢基礎年金、障害基礎年金又は遺族基礎年金の支給を受けようとする加入者、加入者であつた者又はこれらの者の遺族は、所定の請求書その他必要な書類を事業団に提出しなければならない。

［項を削る。］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第二条　社会保障協定の実施に伴う私立学校教職員共済法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年文部科学省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（適用証明書の提出等） **第四条**　［略］ **第五条**　［略］ 2　［略］ 3　施行規則第二条第二項、第三項及び第八項の規定は、適用証明書について準用する。	（適用証明書の提出等） **第四条**　［同上］ **第五条**　［同上］ 2　［同上］ 3　施行規則第二条第三項から第五項までの規定は、適用証明書について準用する。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十七年文部科学省令第三十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれを対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
附　則 （改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用） **第八条**　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。	**附　則** （改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出等の改正前私学共済規則の適用） **第八条**　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る届出その他の行為（附則第三条から前条までに係るものを除く。）に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額
第十七条第一項	長期給付	改正前私学共済法による職域加算額

［略］	［略］
［略］	［略］
ただし、	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、
［略］	［略］
第二十条第一項	
［略］	［略］
ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］
第二十条第五項	
［略］	［略］
ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］
第二十二条第一項（各号を除く。）	
［略］	［略］
ならない。ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］

［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
［同上］	［同上］
第二十条第一項	
［同上］	［同上］
転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
知事等	地方公共団体情報システム機構
できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき
［同上］	［同上］
第二十条第五項	
［同上］	［同上］
転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと
知事等	地方公共団体情報システム機構
［同上］	［同上］
第二十二条第一項（各号を除く。）	
［同上］	［同上］
知事等	地方公共団体情報システム機構
［同上］	［同上］

第二十二条第二項	［略］	［略］
ならない。ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない	［略］
［略］	［略］	［略］

（改正前私学共済法による職域加算額の提出書類に係る特例）

第十条　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求を行う場合において、当該請求と同一の事由による厚生年金保険法による保険給付の請求を行うときは、附則第三条から第五条までの規定により読み替えられた改正前私学共済規則の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

2　改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る附則第八条により読み替えて適用する改正前私学共済規則第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の三及び第二十条に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

3　［略］

4　改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

5　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による職域加算額について準用する。

6　事業団に改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

第二十二条第二項	［同上］	［同上］
知事等	［同上］	地方公共団体情報システム機構
［同上］	［同上］	［同上］

（改正前私学共済法による職域加算額の請求及び届出に係る特例）

第十条　旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付の請求を行う場合において、当該給付と同一の給付事由による厚生年金保険法による保険給付の請求を行うときは、附則第三条から第五条までの規定により読み替えられた改正前私学共済規則の規定にかかわらず、当該規定による請求書及び書類の提出を省略することができる。

2　旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る附則第八条により読み替えて適用する改正前私学共済規則第十七条の二、第十七条の二の二、第十七条の三及び第二十条に規定する届出を行う場合において、同時に厚生年金保険法の給付（脱退一時金及び脱退手当金に係るものを除く。）に係る同一の事由による届出を行うときは、これらの規定にかかわらず、これらの規定による届書及び当該届書に添えるべき書類の提出を省略することができる。

3　［同上］

4　改正前私学共済法による職域加算額の受給権者の死亡により、附則第八条により読み替えられた改正前私学共済規則第十七条第一項の規定に基づき請求を行う者は、当該請求に係る請求書にその者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号。次条において「番号利用法」という。）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

5　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで及び第四十一条第二項の規定は、旧職域加算退職給付、旧職域加算障害給付又は旧職域加算遺族給付に係る請求又は届出について準用する。

［項を加える。］

［条を削る。］

（添付書類の特例）

第十条の二　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項又は第二項の規定により事業団に改正前私学共済法による職域加算額に係る書類（請求書を除く。以下この項及び次項において同じ。）を提出する場合において、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む番号利用法第十九条第八号に規定する利用特定個人情報の提供を受けることができるときは、改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該書類を同条第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

2　前項に規定する場合において、事業団が地方公共団体情報システム機構から改正前私学共済法による職域加算額に係る書類と同一の内容を含む本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けることができるときは、改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項又は第二項の規定にかかわらず、当該書類を同条第一項の請求書に併せて提出することを要しないものとする。

3　事業団に改正前私学共済法による職域加算額の支給に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和三年法律第三十八号）第三条第一項、第四条第一項及び第五条第二項の規定による登録に係る預金口座（以下「公金受取口座」という。）への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法による年金である給付等の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付（以下「改正前私学共済法による年金である給付」という。）及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条第一項	ただし、	ただし、同条第一項中「当該学校法人等の証明を受けた所定の請求書その他の書類を、当該学校法人等を経て、」とあるのは「所定の請求書その他の書類を」と読み替えるものとし、

（平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前私学共済法等による年金である給付の支給に係る改正前私学共済規則の適用等）

第十二条　平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為に係る改正前私学共済規則の規定の適用については、改正前私学共済規則中次の表の上欄に掲げる改正前私学共済規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第十七条の二第四項			
［略］	［略］	［略］	［略］

第二十条第一項		
［略］	［略］	［略］
ならない。ただし、当該年金受給権者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない	［略］

第二十条第三項		
［略］	［略］	［略］
転居又は住居表示	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	［略］
知事等	地方公共団体情報システム機構	［略］
提供を受け、	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、	［略］

第二十条第五項		
［略］	［略］	［略］
ならない。ただし、当該繰下げ待機者が転居したこと又は住居表示が変更されたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない	［略］

第二十二条第一項（各号を除く。）		
［略］	［略］	［略］
相続人	者	［略］

第十七条の二第四項		
［同上］	［同上］	［同上］

第二十条第一項		
［同上］	［同上］	［同上］
転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと	［同上］
できるとき	できるとき及び年金の払渡金融機関が変更されたことにつき、事業団が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受けることができるとき	［同上］

第二十条第三項		
［同上］	［同上］	［同上］
転居又は住居表示	転居、住居表示若しくは個人番号の変更、改氏名又は年金の払渡金融機関	［同上］
提供を受け、	提供を受け、又は番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む利用特定個人情報の提供を受け、	［同上］

第二十条第五項		
［同上］	［同上］	［同上］
転居したこと又は住居表示が変更されたこと	氏名を変更したこと、転居したこと又は住居表示若しくは個人番号が変更されたこと	［同上］

第二十二条第一項（各号を除く。）		
［同上］	［同上］	［同上］
相続人	者	［同上］

ならない。ただし、当該年金受給権者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	［略］	ならない
第二十二条第一項第一号	［略］	ならない。ただし、当該繰下げ待機者が死亡したことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
［略］	［略］	ならない。ただし、当該加給年金額の対象者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない
第二十六条の二第二項第二号	［略］	［略］
［略］	［略］	［略］
第二十六条の三	ならない。ただし、当該配偶者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］	［略］
第三十一条の五第一号	［略］	［略］
第三十二条	ならない。ただし、当該配偶者が同項第一号に該当するに至つたことにつき、事業団が知事等から本人確認情報の提供を受けることができるときは、この限りでない	ならない
［略］	［略］	［略］

2　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

	第二十二条第一項第一号	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	第二十六条の二第二項第二号	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	第三十一条の五第一号	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］

2　改正前私学共済規則第十七条第二項、第十八条、第二十四条第一項、第二項、第四項及び第五項、第二十六条、第二十九条、第三十条、第三十一条、第三十三条の三から第三十三条の六まで、第三十三条の九第一項第四号、第二項第二号及び第三項、第三十三条の十一の二から第三十三条の十三まで並びに第三十四条の二第二項の規定は、平成二十四年一元化法附則第七十九条の規定による改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求、届出その他の行為については、適用しない。

（国会議員等となったときの支給停止の届出）

第十三条　改正前私学共済法による退職共済年金及び旧私学共済法による年金である給付（退職を給付事由とするものに限る。）（以下この条から附則第十六条までにおいて「改正前私学共済法による退職共済年金等」という。）の受給権者は、厚生年金保険法第四十六条第一項に規定する国会議員又は地方公共団体の議会の議員（以下「国会議員等」という。）となったときは、速やかに、次に掲げる事項を記載した届書を事業団に提出しなければならない。ただし、衆議院議長、参議院議長又は地方公共団体の議会の議長に対する資料の提供の求めその他の方法により、事業団が当該受給権者に係る第三号から第五号までに掲げる事項を確認したときは、この限りでない。

一～六　［略］

２～４　［略］

（改正前私学共済法による年金である給付等の提出書類に係る特例）

第十八条の二　私立学校教職員共済法施行規則第二十条の二、第二十一条第二項から第四項まで、第四十条の二第二項及び第四十一条第二項から第四項までの規定は、改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付について準用する。

２　改正前私学共済規則第十七条において準用する同令第四条第一項の規定により事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（配偶者又は子の氏名を記載するものに限る。）を提出する者は、当該請求書又は届書に当該配偶者又は子の個人番号を記載しなければならない。ただし、事業団がその必要がないと認める場合にあっては、この限りでない。

３　事業団に改正前私学共済法による年金である給付及び旧私学共済法による年金である給付に係る請求書又は届書（払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号を記載するものに限る。）を提出する者は、支給を受けようとする預金口座として公金受取口座への払込みを希望する場合は、払渡金融機関の名称及び預金通帳の記号番号に代えて、公金受取口座の払渡金融機関の名称及び口座番号並びに支給を受けようとする預金口座として公金受取口座を希望する旨を記載するものとする。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中私立学校教職員共済法施行規則第十七条第二項の改正規定、第四十二条の表の改正規定（同表第三十条第一項第十一号の項中「第二十四条第一項第九号」を「第二十四条第一項第七号」に改める部分を除く。）、附則第八項の改正規定及び附則第九項を削る改正規定並びに第三条中私立学校教職員共済法施行規則等の一部を改正する省令附則第八条の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）及び附則第十二条第一項の表の改正規定（同表第十七条第一項の項に係る部分に限る。）は、令和八年四月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十六号

雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第六十二条第一項及び第二項の規定に基づき、雇用保険法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

雇用保険法施行規則の一部を改正する省令

雇用保険法施行規則（昭和五十年労働省令第三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（雇用調整助成金） **第百二条の三**　雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。 一　（略）	（雇用調整助成金） **第百二条の三**　雇用調整助成金は、次の各号のいずれにも該当する事業主に対して、支給するものとする。 一　（略）

二　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　（略）

ロ　前号の事業所の被保険者（出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働被保険者を除く。以下この条において「出向対象被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向をさせ、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この条において「出向先事業主」という。）と締結した出向に関する契約に基づき、出向をした者の賃金についてその一部を負担した事業主（以下この条において「出向元事業主」という。）であること。

(1)～(5)　（略）

三・四　（略）

2～7　（略）

附　則

（産業雇用安定助成金に関する暫定措置）

第十五条の四の四　（略）

2　災害特例人材確保支援コース奨励金は、次の各号に定める事業主に対して支給するものとする。

一　令和六年能登半島地震に際し対象区域内に所在する事業所の事業主のうち、当該地震に伴う経済上の理由により、当該事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この条において「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（都道府県労働局長に届け出た出向計画（以下この号及び第五項において「出向計画」という。）に基づき出向先事業主が行う事業に当該出向した者が従事する事業所における当該従事する期間（以下この号及び次項において「出向期間」という。）の初回の出向をした日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）及び日雇労働被保険者を除く。第七項において「出向元事業所被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向をさせ、当該出向をした者に係る出向の状況及び出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備しているもの（以下この条において「出向元事業主」という。）

イ　出向期間の初日が令和六年十二月十七日から令和八年十二月三十一日までの間にある出向であつて、当該出向の期間が一箇月以上の期間であり、かつ出向をした日から起算して二年を経過する日までの間に終了し、当該出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰するものであること。

ロ～ホ　（略）

二　（略）

3　災害特例人材確保支援コース奨励金の額は、次の各号に掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当する事業主　当該事業主が同号イからホまでのいずれにも該当する出向をした者（第五項において「出向対象被保険者」という。）に係る令和八年十二月三十一日までの出向期間（以下この項及び次項において「支給対象期間」という。）における賃金につい

二　次のいずれかに該当する事業主であること。

イ　（略）

ロ　前号の事業所の被保険者（出向をした日の前日において当該事業所の事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等及び日雇労働被保険者を除く。以下「出向対象被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向をさせ、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この条において「出向先事業主」という。）と締結した出向に関する契約に基づき、出向をした者の賃金についてその一部を負担した事業主（以下この条において「出向元事業主」という。）であること。

(1)～(5)　（略）

三・四　（略）

2～7　（略）

附　則

（産業雇用安定助成金に関する暫定措置）

第十五条の四の四　（略）

2　災害特例人材確保支援コース奨励金は、次の各号に定める事業主に対して支給するものとする。

一　令和六年能登半島地震に際し対象区域内に所在する事業所の事業主のうち、当該地震に伴う経済上の理由により、当該事業所において、急激に事業活動の縮小を余儀なくされた事業主であつて、あらかじめ出向をさせた者を雇い入れる事業主（以下この条において「出向先事業主」という。）と出向に関する契約を締結し、雇用する被保険者（都道府県労働局長に届け出た出向計画（以下この号及び第五項において「出向計画」という。）に基づき出向先事業主が行う事業に当該出向した者が従事する事業所における当該従事する期間（以下この号及び次項において「出向期間」という。）の初回の出向をした日の前日において当該事業主に被保険者として継続して雇用された期間が六箇月未満である被保険者、解雇を予告された被保険者等（解雇を予告された被保険者その他これに準ずる者（当該解雇その他離職の日の翌日において安定した職業に就くことが明らかな者を除く。）をいう。以下この条において同じ。）及び日雇労働被保険者を除く。第七項において「出向元事業所被保険者」という。）について次のいずれにも該当する出向をさせ、当該出向をした者に係る出向の状況及び出向をした者の賃金についての負担状況を明らかにする書類を整備しているもの（以下この条において「出向元事業主」という。）

イ　出向期間の初日が令和六年十二月十七日から令和七年十二月三十一日までの間にある出向であつて、当該出向の期間が一箇月以上の期間であり、かつ出向をした日から起算して一年を経過する日までの間に終了し、当該出向の終了後出向元事業主の当該出向に係る事業所に復帰するものであること。

ロ～ホ　（略）

二　（略）

3　災害特例人材確保支援コース奨励金の額は、第一号から第二号までに掲げる事業主の区分に応じて、当該各号に定める額とする。

一　前項第一号に該当する事業主　当該事業主が前項第一号イからホまでのいずれにも該当する出向をした者（第五項において「出向対象被保険者」という。）に係る令和七年十二月三十一日までの出向期間（以下この項及び次項において「支給対象期間」という。）における賃金

て同号の契約に基づいて負担した額（当該額及び出向先事業主が同号の契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額に、出向契約において出向元事業主が負担した額を当該合計額で除して得た率を乗じて得た額）の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額

二　前項第二号に該当する事業主　当該事業主が支給対象期間における賃金について同号の契約に基づいて負担した額（当該額及び出向元事業主が同号の契約に基づいて負担した額の合計額が、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額を超える場合は、出向前における通常賃金に支給対象期間の日数を乗じて得た額に、出向契約において出向先事業主が負担した額を当該合計額で除して得た率を乗じて得た額）の三分の二（中小企業事業主にあつては、五分の四）の額

4～9　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十七号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

消費生活協同組合法施行規則の一部を改正する省令

消費生活協同組合法施行規則（昭和二十三年大蔵省・法務庁・厚生省・農林省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（共済事業専業組合の子会社の範囲等） **第二百二十七条**　（略） 2　法第五十三条の十八第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～二十四　（略） 二十五　国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。次号イにおいて同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 二十六　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ　（略） 二十七・二十八　（略） 3　（略）	（共済事業専業組合の子会社の範囲等） **第二百二十七条**　（略） 2　法第五十三条の十八第一項第一号ロに規定する厚生労働省令で定める業務は、次に掲げる業務とする。 一～二十四　（略） 二十五　算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 二十六　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務 イ　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引 ロ　（略） 二十七・二十八　（略） 3　（略）

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○厚生労働省令第百二十八号

国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六条第十一号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第五十一条第二号の規定に基づき、国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

国民健康保険法施行規則及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令

（国民健康保険法施行規則の一部改正）

第一条　国民健康保険法施行規則（昭和三十三年厚生省令第五十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（資格情報通知書による通知）	（資格情報通知書による通知）
第七条の三　（略）	**第七条の三**　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前二項の規定は、第一項各号に掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付を受けている場合を除く。）について準用する。	3　前二項の規定は、第一項各号までに掲げる事項に変更が生じた場合（資格確認書の交付を受けている場合を除く。）について準用する。
（事業勘定及び直営診療施設勘定）	（事業勘定及び直営診療施設勘定）
第十六条　令第一条に規定する事業勘定においては、保険料又は国民健康保険税、一部負担金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険保険給付費等交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債及び諸収入をもつてその歳入とし、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金支出金、保健事業費、基金積立金、公債費、予備費、諸支出金その他の諸費をもつてその歳出とする。	**第十六条**　令第二条に規定する事業勘定においては、保険料又は国民健康保険税、一部負担金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国民健康保険保険給付費等交付金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債及び諸収入をもつてその歳入とし、総務費、保険給付費、国民健康保険事業費納付金、財政安定化基金支出金、保健事業費、基金積立金、公債費、予備費、諸支出金その他の諸費をもつてその歳出とする。
2　令第一条に規定する直営診療施設勘定においては、診療収入、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都道府県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債及び諸収入をもつてその歳入とし、総務費、医業費、施設整備費、基金積立金、公債費、予備費、諸支出金その他の諸費をもつてその歳出とする。	2　令第二条に規定する直営診療施設勘定においては、診療収入、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国庫支出金、都道府県支出金、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、市町村債及び諸収入をもつてその歳入とし、総務費、医業費、施設整備費、基金積立金、公債費、予備費、諸支出金その他の諸費をもつてその歳出とする。
附　則	**附　則**
（法第六条第十一号の厚生労働省令で定める者の特例）	（新設）
第五条　法第六条第十一号に規定する厚生労働省令で定める者は、令和十年三月三十一日までの間、本則第一条各号に掲げる者のほか、次に掲げる者とする。	
一　日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ　二〇二七）の関係者であつて、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動を行うもの（本則第一条第一号に該当する者を除く。）	
二　日本の国籍を有しない者であつて、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動を行うもの（本則第一条第一号に該当する者を除く。）	

2　前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する者（法第六条第一号から第十号まで及び本則第一条第五号に該当する者を除く。）が、都道府県の区域内に住所を有するに至つてから又は法第六条各号のいずれにも該当しなくなつてから十四日以内に、その者の属する世帯の世帯主が本則第二条又は第三条に規定する届書を当該世帯主が住所を有する市町村に提出した場合（当該届書を提出する時点において、当該世帯に属する者のうち、前項各号に該当する全ての者（法第六条第一号から第十号まで及び本則第一条第五号に該当する者を除く。）について当該届書を提出する場合であつて、かつ、高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成第十九年厚生労働省令第百二十九号）附則第二十八条第一項各号に該当する全ての者（高齢者の医療の確保に関する法律第五十一条第一号及び高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第九条第六号に該当する者を除く。）について同令附則第二十八条第二項に規定する届書を後期高齢者医療広域連合に提出するときに限る。）は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（次項において「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者とすることができる。

3　前二項の規定にかかわらず、世帯において、前項の規定により都道府県等が行う国民健康保険の被保険者としているものがいる場合又は高齢者の医療の確保に関する法律施行規則附則第二十八条第二項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としているものがいる場合は、当該世帯に属する法第五条に該当する者であつて、第一項各号に該当する者（法第六条第一号から第十号まで及び本則第一条第五号に該当する者を除く。）は、都道府県等が行う国民健康保険の被保険者とする。

（高齢者の医療の確保に関する法律施行規則の一部改正）

第二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行規則（平成十九年厚生労働省令第百二十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
附　則 （法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者の特例） **第二十八条**　法第五十一条第二号の厚生労働省令で定める者は、令和十年三月三十一日までの間、本則第九条各号に掲げる者のほか、次に掲げる者とする。 一　日本の国籍を有しない者であって、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、令和九年に開催される二千二十七年国際園芸博覧会（ＧＲＥＥＮ×ＥＸＰＯ　二〇二七）の関係者であって、公益社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会（令和三年十一月十五日に一般社団法人二千二十七年国際園芸博覧会協会という名称で設立された法人をいう。）が適当と認めるものが、当該博覧会に係る事業に従事する活動を行うもの（本則第九条第一号に該当する者を除く。） 二　日本の国籍を有しない者であって、入管法第七条第一項第二号の規定に基づく入管法別表第一の五の表の下欄に掲げる活動として法務大臣が定める活動のうち、前号に掲げる活動を指定されて在留する者の配偶者又は子として行う日常的な活動を行うもの（本則第九条第一号に該当する者を除く。） 2　前項の規定にかかわらず、前項各号に該当する者（法第五十一条第一号、本則第九条第六号に該当する者を除く。以下この項において同じ。）が、七十五歳に達してから、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有するに至ってから若しくは法第五十一条各号のいずれにも該当しなくなってから十四日以内に、当該者が本則第十条又は第十一条に規定する届書を後期高齢者	**附　則** （新設）

医療広域連合に提出した場合又は前項各号に該当する者であって、後期高齢者医療広域連合の区域内に住所を有する六十五歳以上七十五歳未満の者（法第五十一条各号のいずれかに該当する者を除く。）が、法第五十条第二号に規定する障害の状態にあるとして、本則第八条に規定する申請を行った場合（当該届書を提出する時点又は当該申請を行う時点において、当該世帯に属する者のうち、前項各号に該当する全ての者（法第五十一条第一号及び本則第九条第六号に該当する者を除く。）について当該届書を提出する又は本則第八条第一項に規定する申請を行う場合であって、かつ、当該世帯に属する国民健康保険法施行規則附則第五条第一項各号に該当する全ての者（国民健康保険法第六条第一号から第十号まで及び国民健康保険法施行規則第一条第五号に該当する者を除く。）が同令附則第五条第二項に規定する届書を市町村に提出するときに限る。）、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とすることができる。

3　前二項の規定にかかわらず、世帯において、前項の規定により後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者としているものがいる場合又は国民健康保険法施行規則附則第五条第二項の規定により都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険の被保険者としているものがいる場合は、当該世帯に属する法第五十条各号のいずれかに該当する者であって、第一項各号に該当する者（法第五十一条第一号及び本則第九条第六号に該当する者を除く。）は、後期高齢者医療広域連合が行う後期高齢者医療の被保険者とする。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省経済産業省令第一号

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第九条第一項、第三項第九号及び第四項第四号、第十条第一項並びに第十二条の規定に基づき、並びに同法を実施するため、厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

厚生労働省・経済産業省関係経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律に基づく供給確保計画の認定等に関する省令

（定義）

第一条　この省令において使用する用語は、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（供給確保計画の認定の申請）

第二条　法第九条第一項の規定により供給確保計画の認定を受けようとする者（以下この条及び第四条において「申請者」という。）は、様式第一による申請書を厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

2　前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

一　申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの及び申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書

二　申請者の最近三期間の事業報告の写し、貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）

三　当該供給確保計画を実施することにより、特定重要物資等の安定供給確保が持続的に達成されるための適切な設備投資、研究開発、需給がひっ迫した場合（以下「需給ひっ迫時」という。）の対応その他の取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置を講じる見込みがあることを示す書類

四　申請者が次のいずれにも該当しないことを証する書類

イ　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から五年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）

ロ　法人でその役員のうちに暴力団員等があるもの

ハ　暴力団員等がその事業活動を支配する者

3　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、供給確保計画が法第九条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。

4　法第九条第三項第九号の主務省令で定める事項は、供給確保計画に記載された取組の実施に際して他の法令（外国の法令を含む。）に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許認可等」という。）を必要とする場合には、当該許認可等を受けていることを証する事項又はその許認可等の申請の状況を明らかにした事項とする。

（取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置）

第三条　法第九条第四項第四号の主務省令で定める措置は、次に掲げるものとする。

一　需給ひっ迫時における措置として次に掲げるいずれかの措置

イ　平時（特定重要物資等の需給及び価格が安定し、円滑な取引が実施されているときをいう。以下同じ。）を上回る特定重要物資等の生産、平時に実施した在庫又は備蓄の全部又は一部の放出その他の需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の供給に資する措置

ロ　特定重要物資等の代替となる物資の使用又は供給その他の需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の依存の低減の実現に資する措置
ハ　平時の取引先以外からの特定重要物資等の調達その他の需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の供給源の多様化に資する措置
ニ　イからハまでに掲げるもののほか、需給ひっ迫時に実施する特定重要物資等の安定供給確保に資する措置
二　特定重要物資等の供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置
（供給確保計画の認定）
第四条　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、法第九条第一項の規定により供給確保計画の提出を受けた場合において、速やかに同条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、当該供給確保計画の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、申請者に様式第二による認定書を交付するものとする。
２　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、前項の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第三による通知書を当該申請者に交付するものとする。
３　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第一項の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に対し、様式第四により、当該認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。
一　認定の日付
二　供給確保計画認定番号
三　認定供給確保事業者の名称
四　認定供給確保計画の概要
（供給確保計画の変更に係る認定の申請及び認定）
第五条　法第十条第一項の規定により供給確保計画の変更の認定を受けようとする認定供給確保事業者（以下「変更申請者」という。）は、様式第五による申請書を厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。
２　前項の申請書の提出は、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。ただし、第二号に掲げる書類については、既に厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出されている当該書類の内容に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書類の添付を省略することができる。
一　変更前の供給確保計画に従って行われる取組の実施状況を記載した書類
二　第二条第二項各号に掲げる書類
３　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請書及び前項の書類のほか、変更後の供給確保計画が法第十条第三項において準用する法第九条第四項各号に掲げる要件に適合することを確認するために必要と認める書類の提出その他必要な協力を求めることができる。
４　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第一項の申請書の提出を受けた場合において、速やかに法第十条第三項において準用する法第九条第四項の定めに照らしてその内容を審査し、変更の認定の申請のあった認定供給確保計画の変更の認定をするときは、その提出を受けた日から原則として一月以内に、変更申請者に様式第六による認定書を交付するものとする。
５　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、前項の変更の認定をしないときは、その旨及びその理由を記載した様式第七による通知書を変更申請者に交付するものとする。
６　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、第四項の変更の認定をしたときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に対し、様式第八により、当該変更の認定について、次に掲げる事項を通知するものとする。
一　変更の認定の日付
二　変更後の供給確保計画認定番号
三　認定供給確保事業者の名称
四　変更後の認定供給確保計画の概要
（供給確保計画の軽微な変更）
第六条　法第十条第一項ただし書の主務省令で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。
一　氏名又は住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地）の変更
二　認定供給確保計画の実施期間の六月以内の変更
三　認定供給確保計画を実施するために必要な資金の額及びその調達方法の変更であって、当該資金の額について十パーセント未満の増減を伴うもの（ただし、助成金の額の変更を除く。）
四　前三号に掲げるもののほか、認定供給確保計画に記載されている内容の実質的な変更を伴わない変更
２　前項に規定する認定供給確保計画の軽微な変更を行った認定供給確保事業者は、法第十条第二項の規定により、遅滞なく、様式第九によりその旨を厚生労働大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。
（認定供給確保計画の変更の指示）
第七条　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、法第十一条第二項の規定により認定供給確保計画の変更を指示するときは、当該変更の指示の内容及びその理由を記載した様式第十による通知書を当該変更の指示を受ける認定供給確保事業者に交付するものとする。
（認定供給確保計画の認定の取消し）
第八条　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、法第十一条第一項又は第二項の規定により認定供給確保計画の認定を取り消すときは、その旨及びその理由を記載した様式第十一による通知書を当該認定が取り消される認定供給確保事業者に交付するものとする。
２　厚生労働大臣及び経済産業大臣は、認定供給確保計画の認定を取り消したときは、当該認定に係る特定重要物資等について安定供給確保支援業務を行う安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に対し、様式第十二により、その認定を取り消した日付、供給確保計画認定番号及び事業者の名称を通知するものとする。
（定期の報告）
第九条　法第十二条の規定により報告をしようとする認定供給確保事業者は、認定供給確保計画の実施期間の各事業年度における実施状況について、原則として当該事業年度終了後三月以内に、様式第十三による報告書を厚生労働大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。
（申請等の方法）
第十条　法第九条第一項、法第十条第一項及び第二項並びに法第十二条並びに第二条、第五条、第六条及び前条の規定による厚生労働大臣及び経済産業大臣に対する認定申請書、変更申請書、届出書、報告書その他の書類の提出は、厚生労働大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大臣に、正本及びその写し各一通を提出することにより行うことができる。この場合において、当該書類は、当該一の大臣が提出を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。
（取組の実施の支障時等の報告）
第十一条　認定供給確保事業者は、認定供給確保計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときは、遅滞なく、厚生労働大臣及び経済産業大臣にその旨を報告しなければならない。
２　前項の報告は、厚生労働大臣又は経済産業大臣のいずれか一の大臣に報告することにより行うことができる。この場合において、当該報告は、当該一の大臣が報告を受けた日において他の大臣に報告されたものとみなす。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一（第２条第１項関係）

供給確保計画の認定申請書

年　月　日

厚生労働大臣　殿

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第１項の規定に基づき、下記の計画について認定を受けたいので申請します。

記

１　名称等

申請者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者名（申請者が法人の場合） ＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金の額又は出資の総額 ＿＿＿＿＿＿＿＿

常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿＿＿＿

法人番号（申請者が法人の場合） ＿＿＿＿＿＿＿＿

日本標準産業分類における該当中分類名称並びに該当小分類名称及びその番号

＿＿＿＿＿＿＿＿

担当者連絡先（所属、氏名、電話番号、FAX 番号、電子メールアドレス等）

（注）申請者が複数の場合は、申請者ごとに欄を追加して記載。

＿＿＿＿＿＿＿＿

２　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資又はその生産に必要な原材料等の品目

この供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資

＿＿＿＿＿＿＿＿

特定重要物資の生産に必要な原材料等の品目①

＿＿＿＿＿＿＿＿

特定重要物資の生産に必要な原材料等の品目②

＿＿＿＿＿＿＿＿

（注）３以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、「特定重要物資等の品目②」以降に、欄を追加して記載すること。

３　安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等の供給の現状

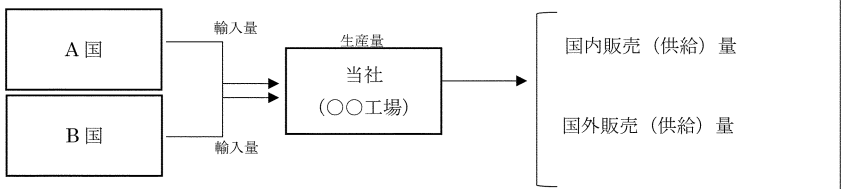
（１）特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状

特定重要物資等の品目名：		
①生産量		
①－１ 国内生産量		/月
①－２ 国外生産量		/月
①－３ 主要な原材料国内生産量（原材料毎）		/月
①－４ 主要な原材料国外生産量（原材料毎）		/月
②調達量		
②－１　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－２　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－３　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－４　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
③最終製品販売量		
③－１　国内販売（供給）量		/月
③－２　国外販売（供給）量		/月

（注１）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して記載すること。
（注２）取組実施前の前事業年度の実績をもとに記載すること。
（注３）いずれの項目についても、単位（台、式、ｔ等）の記載を行うこと。
（注４）必要に応じ、行を追加して記載すること。
（注５）原材料等とは、特定重要物資の生産に必要な原材料、部品、設備、機器、装置又はプログラムを指す。
（注６）記載対象は、取引量の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

（２）上記（１）で記載した供給先・調達先を含め、当該特定重要物資等に係るサプライチェーンの現状について、図などを用いて簡潔に記載すること。

（記載例）



（注１）申請者が複数の場合は、申請者ごとにそれぞれ（１）及び（２）を記載すること。
（注２）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して記載すること。

4　取組の内容及び目標

（１）取組の背景

（注）安定供給確保を図ろうとする特定重要物資等のサプライチェーンの現状（特定少数国・地域への依存の程度、代替供給確保の可能性等）、取組を実施しなかった場合の供給途絶リスク等の課題、当該特定重要物資等の今後の市場の見通し及び世界情勢を踏まえ、当該特定重要物資等の安定供給確保を図るために当該取組を実施する必要性について記載すること。

（２）特定重要物資等の安定供給確保に関する目標（見込み）

特定重要物資等の品目名：
（記載例） ○○（品目名）について、国内生産体制を整備することにより、海外からの供給途絶時においても国内へ切れ目なく供給するため、○○工場において○○（品目名）の生産に必要な新たな設備を導入する。

（注１）安定供給確保取組方針において定められている基本的な目標及び方向性を踏まえ、安定供給確保のための取組全体を通して達成しようとする、安定供給確保を図るために必要な供給能力等の目標を記載すること。
（注２）取組の実施により供給確保を図ろうとする品目の取引先及び供給量並びに原材料の調達先・調達量等が変化すると見込まれる場合はその内容及び目標を記載すること。
（注３）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの品目ごとに記載すること。

（３）取組の内容及び目標数値

実施予定の取組番号を下表から選択し、実施予定の取組ごとに具体的な取組内容及び事業計画終了年度において達成しようとする目標を具体的に記載すること

取組番号	取組
１.	生産基盤の整備
２.	供給源の多様化
３.	備蓄
４.	生産技術の導入・開発・改良
５.	使用の合理化
６.	代替となる物資の開発
７.	その他

特定重要物資等の品目名：			
取組番号	目標数値	具体的な取組内容	取組主体

（注１）複数の異なる種類の取組を一貫して実施する場合は、取組番号欄に複数の取組番号を記載することとして差し支えない。その際、記載内容がいずれの取組番号に該当するものかわかるように具体的な取り組み内容を記載すること。
（注２）１つの取組により２以上の品目の安定供給確保を図る場合は、品目ごとに目標数値を記載すること。
（注３）具体的な計画内容の記載に当たっては、事業開始年度及び事業終了年度並びに取組により直接的に達成が見込まれる定量的な中間目標等を設定している場合はその内容も併せて記載すること。
（注４）当該取組を実施する上で、これまでの原材料等の調達先又は調達方法を変更し、新たな調達に関する計画・取組を行う場合は、当該計画・取組を併せて記載すること。
（注５）当該計画を認定した場合は、当該表の記載内容について安定供給確保支援法人又は安定供給確保支援独立行政法人に対し通知する。

（４）目標数値設定の根拠

特定重要物資等の品目名：

（注１）数値算出の根拠となる計算式やそれに用いた数値の根拠並びに当該物資の市場の見通し及び世界情勢等の背景を踏まえて記載すること。
（注２）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上欄を追加してそれぞれの取組ごとに記載すること。

5　計画の実施内容

（１）計画の概要

１～３行程度で簡潔に記載

（注）本申請書により複数の取組を申請する場合には、当該複数の取組をまとめた実施概要を記載すること。

（２）計画全体のスケジュール

特定重要物資等の品目名：	
2025 年度	（記載例） ○月　○○工場での土壌整備開始 ○月
2026 年度	○月　○○工場での設備導入完了 ○月
2027 年度	
2028 年度	○月　○○を達成【中間目標】
2029 年度	
2030 年度	
2031 年度	
2032 年度	○月　○○を達成

（注）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

（３）取組実施時期

特定重要物資等の品目名：			
取組の内容	着手 （発注）	設備設置、研究開発等 に要する期間	供給開始 （初出荷）
	年　月	年　月～　年　月 （少なくとも○ヶ月間必要）	年　月
	年　月	年　月～　年　月 （少なくとも○ヶ月間必要）	年　月
	年　月	年　月～　年　月 （少なくとも○ヶ月間必要）	年　月
継続生産期間：　　年			

（注１）取組の内容については、上記４（３）で選択したものを記載すること。
（注２）着手とは、取組を実施する上で必要な発注、購入、契約等を実施し、取組を開始することをいう。
（注３）複数の異なる取組を一貫して実施する場合は、行を追加して取組種類ごとに記載すること。また、複数の取組を実施する場合及び２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は上表を追加して記載すること。

（４）取組において支援措置の対象とする施設の内容

特定重要物資等の品目名：					
取組の内容（注１）					
施設の名称					
施設の所在地（住所）					
敷地面積		㎡	建築面積		㎡
施設の説明 （現在の施設との相違点や必要性など）					
安定供給確保への効果 （施設整備により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載）					
総従業員数（うち技術者数）（注２）	人（　　人）				

（注１）取組の内容については、上記４（３）で選択したものを記載すること。
（注２）取組開始時に予定する従業員の人数を記載すること。
（注３）土地・建物の所有関係に関する資料、施設の配置図、設計図、設備の配置図を提出すること。
（注４）複数の施設を整備する場合は、上表を追加し、個別施設ごとに記載すること。

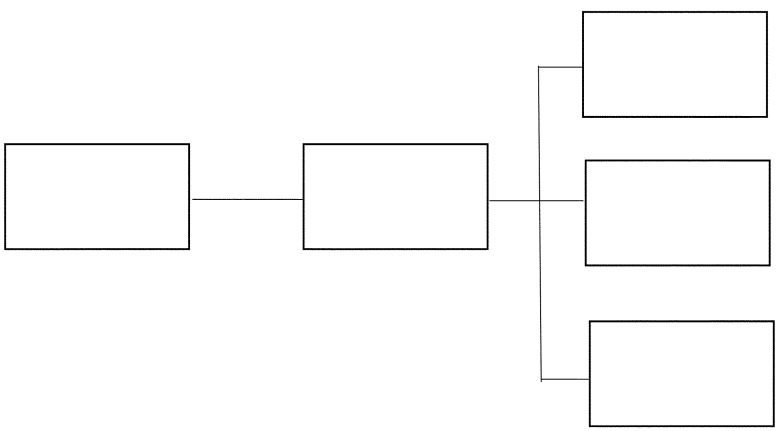
（５）取組において支援措置の対象とする設備の内容

特定重要物資等の品目名：	
取組の内容	
設備の名称	
設備の所在地（住所）	
単価及び数量	単価（円）： 数量（単位）：
合計金額（円）	
設備の説明	（現在保有している設備等と比較した供給能力や製品スペック、生産性等の相違点）
安定供給確保への効果	（設備導入により達成される供給能力等の具体的な能力向上の想定を記載）

（注１）取組の内容については、上記４（３）で選択したものを記載すること。
（注２）複数の設備を導入する場合は、上表を追加し、個別設備ごとに記載すること。
（注３）設備に関するカタログや仕様書等の設備の概要がわかる資料を添付すること。

6　取組の実施体制

（実施体制図（記載例））



（実施体制に関する状況）

（取組に関するものを含め、生産・調達や保有技術等の情報を適切に管理するための体制の整備状況）

（注１）安定供給確保のための取組に関係する主な部署、その人数の見込み及び担当者の氏名・役職・役割分担等を、図などを活用して記載すること。その際、安定供給確保取組方針第〇章第〇節に関する事項を実施体制に関する状況として記載すること。また、省令※第11条の報告を行う体制についても明記すること。なお、取組の実施に際する社内及び取引先における情報の管理やサイバーセキュリティの確保等の観点から、情報を適切に管理（情報開示に関する社内規定の整備を含む。）するための体制の整備状況について、また、経済活動における人権の尊重の観点から、特定重要物資等のサプライチェーン上の人権問題に関し、対策を実施するための社内体制の整備状況について、それぞれ記載すること。

（注２）共同申請の場合は、共同事業全体での実施体制図を具体的に記載すること。

7　取組を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施予定の取組の内容 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（単位：百万円）

調達方法 / 費用	政府関係金融機関からの借入れ	民間金融機関等からの借入れ	助成金	その他	事業費合計	備考
2025年度	（額） （金融機関名）	（額） （金融機関名）	（資金内訳）			
2026年度						
2027年度						
2028年度						
2029年度						
2030年度						
2031年度						
2032年度						
合計額						

（注１）「政府関係金融機関からの借入れ」には政府関係金融機関からの借入れによる調達額を、「民間金融機関等からの借入れ」には政府関係金融機関以外の金融機関等からの借入れによる調達額を、「その他」には出資、社債の発行、リースその他「政府関係金融機関からの借入れ」、「民間金融機関等からの借入れ」及び「自己資金」以外の調達方法による調達額を、それぞれ調達先の名称及び金額の内訳とともに記載すること。

（注２）民間金融機関からの融資について信用保証協会による保証を受ける期待がある場合には、その旨を、借入先金融機関名とともに「備考」に記載すること。

（注３）８において、株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を希望する場合には、想定金融機関名および支援措置により受ける想定支援額を、「備考」欄に記載すること。

（注４）複数の取組を実施する場合は、「実施予定の取組の内容」欄及び上表を追加して取組ごとに記載すること。

（注５）計画実施期間内の資金の調達方法について年度ごとに記載すること。

8　期待する支援措置等

（１）期待する支援措置

支援措置	（希望する場合〇）
a.　株式会社日本政策金融公庫法の特例（ツーステップローン）	
b.　中小企業投資育成株式会社法の特例	
c.　中小企業信用保険法の特例	
d.　安定供給確保支援法人による助成	
e.　安定供給確保支援法人による認定供給確保事業者に貸付けを行う金融機関に対する利子補給の支給	

（２）（１）の支援措置の対象とする設備（上記の支援措置のいずれかを希望する場合のみ記載）

（単位：百万円）

	設備投資所要資金額	導入する設備等の種類	数量	単価	希望する措置金額と方法	設置場所
（導入年度を記載）					〇円 （例：(1)のa）	〇〇工場
（導入年度を記載）						
（導入年度を記載）						
合計額						

9　その他安定供給確保取組方針への適合性の確保に関する事項

項目	措置の内容
1.サプライチェーンを含む必要な供給能力確保に関する計画の整備	□現在及び計画期間中の市場動向又はその見込みを踏まえた計画である。 （具体的な措置内容）※自由記載
2．外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）や国内関係法の適切な遵守	□特定重要物資等の安定供給を図る上で遵守すべき国内関係法を遵守する。 （具体的な措置内容）※自由記載
3．事業継続計画の策定	□BCP を策定している。 （具体的な措置内容）※自由記載
4.本計画に基づく取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたときの報告体制の構築	□計画に記載された取組の実施に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認めたとき、その概要及び取組に対する影響等を厚生労働大臣に報告する体制を構築している。 （具体的な措置内容）※自由記載
5．経営体制に関する状況（注３）	（具体的な措置内容）※自由記載 （記載例） ・コーポレートガバナンスに関する規定を策定し、必要な体制を構築又はそれに準ずる取組を実施している。 ・安定供給確保に影響を生じさせるような外国の関係法令が現時点で存在しないことを確認している。
6.その他取組方針への適合性に関する事項（注４）	（具体的な措置内容）※自由記載 （記載例） ・自社の日本国外の拠点の活用について、有事の際には供給が途絶するなど流通リスクがあることを考慮し、適切な措置を講じている。

（注１）必要に応じて各項目を証明する書類を提出すること。

（注２）確保措置の内容欄の「□」にチェックを入れるか、具体的な措置については必要に応じて記載すること。

（注３）経営体制に関する状況として、①事業者の立地状況及び当該立地に基づく外国の法的環境等による影響の有無並びにその状況、②コーポレートガバナンスに関する規程等の整備状況について記載すること。

（注４）本申請に係る特定重要物資等の安定供給確保取組方針第〇章において、人材育成・確保等の要件・配慮事項が課されている場合はそれらの事項についてもれなく記載すること。

１０　取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置

項目	措置の内容
（１）需給ひっ迫時の対応	□平時を上回る特定重要物資等の生産、平時に実施した在庫又は備蓄の全部又は一部の供給その他の需給がひっ迫した場合に実施する特定重要物資等の供給に資する措置を実施する。 （具体的な措置内容）※自由記載
（２）供給能力の維持若しくは強化に資する投資又は依存の低減の実現に資する設備投資、研究開発その他の措置	（具体的な措置内容）※自由記載 （記載例） ・継続的な設備投資又はより効率的な製図工程の実現、コスト縮減のための研究開発を実施する。 ・次世代の人材育成に取り組む。 ・感染症流行など有事の際の需要にも対応可能な供給計画を作成する。

１１　許認可等の取得又は申請の状況

必要となる許認可等の名称及び根拠法令	取得又は申請の状況
○○許可（●法第●条）	○年○月に取得済（有効期限：○年○月） ○年○月に申請（○月に許可見込み）

（注１）取組の実施に際して他の法令（外国の法令を含む。）に基づく行政庁の許可、認可、承認その他これらに類するもの（以下この号において「許認可等」という。）を必要とする場合には、その許認可等の取得又は申請の状況について記載すること。

（注２）許認可等を受けていることを証する書面若しくは許認可等の申請の状況を明らかにした書面又はこれらに代わる書面を提出すること。

１２　申請を行う事業者の営む業種における競争の状況（複数の事業者による申請を行う場合）

（注）申請を行う事業者の営む事業の属する事業分野における競争の状況は、安定供給確保を図る特定重要物資等を生産する事業者の同業者の中において占める地位、市場占有率その他の競争の状況を把握するために参考となるべき事項並びに申請を行う複数の事業者が共同して取組を実施することについて合意した具体的な内容について記載すること。

添付書類目次

添付書類

１－（１）	申請者の定款の写し又はこれに準ずるもの
１－（２）	申請者が登記をしている場合には、当該登記に係る登記事項証明書
２－（１）	申請者の最近三期間の事業報告の写し
２－（２）	申請者の最近三期間の貸借対照表及び損益計算書（これらの書類を作成していない場合には、これらに準ずるもの）
３	省令※第２条第２項第３号に該当することを証する書類
４	省令※第２条第２項第４号イ、ロ及びハのいずれにも該当しないことを証する書類
５	安定供給確保取組方針第〇章に定める認定要件に該当することを証する書類

（備考）

１．厚生労働大臣・経済産業大臣の求めに応じ、必要な書類を提出するよう努めること。

２．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第二（第４条第１項関係）

供給確保計画の認定通知書

番　　号

年　　月　　日

殿

厚生労働大臣　名

経済産業大臣　名

年　　月　　日付けで認定申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第４項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

１．認定の日付

２．供給確保計画認定番号

３．申請者の名称及び代表者の氏名

４．申請者の住所

（備考）

１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

２．申請のあった認定申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第三（第４条第２項関係）

供給確保計画の不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

厚生労働大臣　名
経済産業大臣　名

年　　月　　日付けで認定申請のあった供給確保計画について、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第四（第４条第３項関係）

供給確保計画の認定通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

厚生労働大臣　名
経済産業大臣　名

年　　月　　日付けで認定申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第９条第４項の規定に基づき認定しましたので、同条第６項の規定に基づき通知します。

記

１．認定の日付

２．供給確保計画認定番号

３．認定供給確保事業者の名称

４．認定供給確保計画の概要

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
「４．認定供給確保計画の概要」中、認定供給確保事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

様式第五（第５条第１項関係）

供給確保計画の変更申請書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第１項の規定に基づき、下記の変更の認定を受けたいので申請します。

記

１．供給確保計画認定番号

２．変更事項

３．変更事項の内容

変更後	変更前

４．変更理由

５．添付を省略する書類（既に提出されている書類のうち、内容に変更がないもの）

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第六（第５条第４項関係）

供給確保計画の変更認定通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

厚生労働大臣　名

経済産業大臣　名

年　　月　　日付けで変更申請のあった認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第３項において準用する同法第９条第４項の規定に基づき認定しましたので通知します。

記

１．変更の認定の日付

２．変更後の供給確保計画認定番号

３．変更申請者の名称又は変更後の代表者の氏名

４．変更申請者の住所

（備考）
１．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２．申請のあった変更申請書及び添付書類の写しを添付する。

様式第七（第５条第５項関係）

認定供給確保計画の変更の不認定通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

厚生労働大臣　名
経済産業大臣　名

年　　月　　日付けで変更申請のあった供給確保計画について、下記の理由により認定をしないものとします。

記

不認定の理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第八（第５条第６項関係）

供給確保計画の変更の認定通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

厚生労働大臣　名
経済産業大臣　名

年　　月　　日付けで変更の認定の申請のあった供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第３項において準用する同法第９条第４項の規定に基づき認定しましたので、同法第10条第３項において準用する同法第９条第６項の規定に基づき下記の事項について通知します。

記

１．変更の認定の日付

２．変更後の供給確保計画認定番号

３．認定供給確保事業者の名称

４．変更後の認定供給確保計画の概要

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
「４．変更後の認定供給確保計画の概要」中、認定供給確保事業者の営業上の秘密に該当する部分については、これを通知の対象として記載していない。

様式第九（第６条第２項関係）

認定供給確保計画の軽微な変更の届出書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給確保計画の軽微な変更について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第10条第２項の規定に基づき、下記のとおり届け出ます。

記

１．供給確保計画認定番号

２．変更事項

３．変更事項の内容

変更後	変更前

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（記載要領）
変更事項の内容については、変更前と変更後を対比して記載する。

様式第十（第７条関係）

認定供給確保計画の変更指示の通知書

番　　号
年　　月　　日

殿

厚生労働大臣　名

経済産業大臣　名

年　　月　　日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第２項の規定に基づき、下記のとおり変更を指示します。

記

１．供給確保計画認定番号

２．変更指示の内容

３．変更指示の理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十一（第８条第１項関係）

認定供給確保計画の認定取消通知書

番　　号
年　月　日

殿

厚生労働大臣　名
経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第１項又は第２項の規定に基づき、下記の理由により認定を取り消します。

記

１．供給確保計画認定番号

２．認定取消しの理由

（教示）
この処分に対して不服があるときは、行政不服審査法（平成26年法律第68号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、主務大臣に対して審査請求をすることができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、審査請求をすることができなくなります。）。
また、この処分に対して取消しを求める訴訟を提起する場合は、行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、国を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過した場合には、正当な理由がない限り、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十二（第８条第２項関係）

認定供給確保計画の認定取消通知書

番　　号
年　月　日

殿

厚生労働大臣　名
経済産業大臣　名

年　月　日付けで認定をした認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第11条第１項又は第２項の規定に基づき認定を取り消しましたので、同条第３項において準用する同法第９条第６項の規定に基づき下記の事項について通知します。

記

１．認定を取り消した日付

２．認定を取り消した供給確保計画認定番号

３．認定を取り消した事業者の名称

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第十三（第９条第１項関係）

認定供給確保計画の実施状況報告書

年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

経済産業大臣　殿

住　　所
名　　称
代表者の氏名

　　年　　月　　日付けで認定を受けた認定供給確保計画について、経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第12条の規定に基づき、　　年度の実施状況を下記のとおり報告します。

記

１　供給確保計画認定番号　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

２　認定供給確保計画が参照する安定供給確保取組方針に係る特定重要物資　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

３　特定重要物資等ごとの生産、調達及び販売の現状について

特定重要物資等の品目名：		
①生産量		
①－１ 国内生産量		/月
①－２ 国外生産量		/月
①－３ 主要な原材料国内生産量（原材料毎）		/月
①－４ 主要な原材料国外生産量（原材料毎）		/月
②調達量		
②－１　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－２　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－３　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
②－４　原材料名 （調達先企業名称、国・地域の名称）		/月
③最終製品販売量		
③－１　国内販売（供給）量		/月
③－２　国外販売（供給）量		/月

（注１）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合は、上表を追加して記載すること。
（注２）取組実施後の直近の事業年度の実績をもとに記載すること。
（注３）いずれの項目についても、単位（台、式、ｔ等）の記載を行うこと。
（注４）必要に応じ、行を追加して記載すること。
（注５）原材料等の供給状況を把握するため、特定重要物資等の生産のために基幹的な役割を果たす原材料と位置づけるものについて記載すること。
（注６）記載対象は、取引量の多い上位３社（企業の名称及び調達先国・地域）について記載すること。なお、３以上の調達先国・地域を記載することは差し支えない。

４　実施した特定重要物資等の供給確保のための取組の実績

取組番号	取組の内容
１	（例）●●製造設備の能力増強 ・・・
２	

（注１）取組の内容については、供給確保計画と実績の比較を含め、報告すること。
（注２）株式会社日本政策金融公庫法の特例による支援措置を受けた場合には、金融機関名及び当該金融機関に係る金額を記載すること。
（注３）３以上の取組を実施する場合は、行を追加して記載すること。

５　目標の達成状況

特定重要物資等の品目名：	
計画時の目標数値	
目標数値の達成状況	

（注）２以上の品目の安定供給確保を図ろうとする場合には、上表を追加して記載すること。

６　特定重要物資等の安定供給確保のための取組を円滑かつ確実に実施するために行う措置の実績

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

○農林水産省
環境省
経済産業省令第三号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に基づき、国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

国際協力排出削減量の記録等に関する省令の一部を改正する省令

国際協力排出削減量の記録等に関する省令（令和七年農林水産省経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（事業設計書等の提出） **第二条**　法第四十三条第一項の規定による提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。 ２　（略） ３　法第四十三条第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　法第四十三条第四項の規定による確認の申請書 （削る） 二　（略） （認定検証機関の確認） **第三条**　法第四十三条第二項の認定検証機関の確認は、事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われなければならない。 （認定検証機関の認定） **第四条**　法第四十四条第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三項各号に掲げる要件に適合することを証する書類及び当該申請に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて、電磁的方法により主務大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） ２　（略）	（事業設計書等の提出） **第二条**　法第五十七条の二第一項の規定による提出は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。以下同じ。）により行わなければならない。 ２　（略） ３　法第五十七条の二第一項の主務省令で定める書類は、次に掲げるものとする。 一　法第五十七条の二第四項の規定による確認の申請書 二　事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者の連絡先その他の当該国際温室効果ガス排出削減等協力事業の実施を担当する者に対しての連絡の方法等に関する書類 三　（略） （認定検証機関の確認） **第三条**　法第五十七条の二第二項の認定検証機関の確認は、事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われなければならない。 （認定検証機関の認定） **第四条**　法第五十七条の三第一項の認定の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、第三項各号に掲げる要件に適合することを証する書類及び当該申請に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき提出することが求められる書類を添えて、電磁的方法により主務大臣に提出しなければならない。 一・二　（略） ２　（略）

３　主務大臣は、法第四十四条第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　次のいずれかに該当する機関であること。

イ　国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（以下この号において単に「ＩＳＯ」という。）一四〇六四―二に基づき、法第四十四条第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ＩＳＯ一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

（削る）

ロ　イに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

二・三　（略）

（認定検証機関の休廃止等の届出）

第五条　認定検証機関は、法第四十四条第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならない。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請）

第六条　法第四十五条第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

２　（略）

３　法第四十五条第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　法第四十五条第三項に規定する検証を行った認定検証機関の名称

三　（略）

（認定検証機関の検証）

第七条　法第四十五条第三項の認定検証機関の検証は、法第四十三条第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

３　主務大臣は、法第五十七条の三第一項の認定の申請をした者が次の各号に掲げる要件のいずれにも適合していると認めるときは、同項の規定による認定を行うものとする。

一　次のいずれかに該当する機関であること。

イ　国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（以下この号において単に「ＩＳＯ」という。）一四〇六四―二に基づき、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務その他関連する業務を行うことができる機関として、ＩＳＯ一四〇六五に適合している旨の認証を受けている機関

ロ　京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度の下で運営組織として指定を受けている機関

ハ　イ又はロに掲げる機関に類するものとして主務大臣が認めた機関

二・三　（略）

（認定検証機関の休廃止等の届出）

第五条　認定検証機関は、法第五十七条の三第二項各号に掲げる業務の全部又は一部を休止し、又は廃止したときは、その旨を電磁的方法により主務大臣に届け出なければならない。

（削減等が行われた温室効果ガスの量の記録の申請）

第六条　法第五十七条の四第一項の規定による提出は、電磁的方法により行わなければならない。

２　（略）

３　法第五十七条の四第二項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　（略）

二　法第五十七条の四第三項に規定する検証を行った認定検証機関の名称

三　（略）

（認定検証機関の検証）

第七条　法第五十七条の四第三項の認定検証機関の検証は、法第五十七条の二第一項に定める事業設計書に係る国際温室効果ガス排出削減等協力事業に適用される相手国の権限ある当局との間の取決めに基づき行われるものとする。

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○農林水産省・経済産業省・環境省令第四号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部の施行に伴い、及び地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）に基づき、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令の一部を改正する省令

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく指定実施機関に関する省令（令和七年農林水産省経済産業省環境省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（指定実施機関の指定の申請） **第二条**　法第五十七条の四第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～十　（略） 十一　法第五十七条の五第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面 十二　（略） （事務の一部委託の承認申請） **第三条**　指定実施機関は、法第五十七条の四第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書又はこれに類するもの 四　（略） （削る） 五・六　（略） （削る） 七　（略） 八　受託者が法第五十七条の五第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面 九　（略） （事務の一部委託の承認基準） **第四条**　主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があった場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。 一～四　（略） 五　受託者が法第五十七条の五第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。 六・七　（略） （名称等の変更の届出） **第五条**　指定実施機関は、法第五十七条の六第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。 一～三　（略）	（指定実施機関の指定の申請） **第二条**　法第五十七条の十九第二項の指定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一～四　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一～十　（略） 十一　法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面 十二　（略） （事務の一部委託の承認申請） **第三条**　指定実施機関は、法第五十七条の十九第四項の承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。 一～五　（略） ２　前項の申請書には、次に掲げる書類を添えなければならない。 一・二　（略） 三　受託者が法人である場合には、受託者の定款及び登記事項証明書 四　（略） 五　受託者が法人である場合には、受託者の役員の氏名及び略歴を記載した書類 六・七　（略） 八　委託しようとする事務を行う者の氏名及び略歴を記載した書類 九　（略） 十　受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までのいずれにも該当しないことを誓約する書面 十一　（略） （事務の一部委託の承認基準） **第四条**　主務大臣は、前条第一項の申請書の提出があった場合において、その申請が次の各号のいずれにも適合すると認めるときは、これを承認するものとする。 一～四　（略） 五　受託者が法第五十七条の二十第二項第二号から第四号までに掲げる要件に該当しないこと。 六・七　（略） （名称等の変更の届出） **第五条**　指定実施機関は、法第五十七条の二十一第二項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を主務大臣に提出しなければならない。 一～三　（略）

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第六条　指定実施機関は、法第五十七条の七第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、役員として選任しようとする者の就任承諾書及び法第五十七条の五第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

（事務規程の認可の申請）

第七条　指定実施機関は、法第五十七条の九第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事務規程の案を添え、主務大臣に提出しなければならない。

２　指定実施機関は、法第五十七条の九第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（事務規程の記載事項）

第八条　法第五十七条の九第二項第四号の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（事業計画等の認可の申請）

第九条　指定実施機関は、法第五十七条の十第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、主務大臣に提出しなければならない。

２　指定実施機関は、法第五十七条の十第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（事業報告書等の提出）

第十条　指定実施機関は、法第五十七条の十第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添え、主務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十一条　指定実施機関は、法第五十七条の十二に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、国際協力排出削減量関係事務を廃止するときまで保存しなければならない。

２　法第五十七条の十二の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関する事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

３　（略）

（国際協力排出削減量関係事務の休廃止の許可）

第十二条　指定実施機関は、法第五十七条の十五第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（国際協力排出削減量関係事務の引継ぎ）

第十三条　指定実施機関は、法第五十七条の十八第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（役員の選任又は解任の認可の申請）

第六条　指定実施機関は、法第五十七条の二十二第一項の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

２　前項の場合において、選任の認可を受けようとするときは、同項の申請書に、役員として選任しようとする者の就任承諾書及び法第五十七条の二十第二項第四号イ又はロの規定に関する誓約書を添えなければならない。

（事務規程の認可の申請）

第七条　指定実施機関は、法第五十七条の二十四第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事務規程の案を添え、主務大臣に提出しなければならない。

２　指定実施機関は、法第五十七条の二十四第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（事務規程の記載事項）

第八条　法第五十七条の二十四第二項第四号の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関し必要な事項は、次のとおりとする。

一～十　（略）

（事業計画等の認可の申請）

第九条　指定実施機関は、法第五十七条の二十五第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び収支予算書を添え、主務大臣に提出しなければならない。

２　指定実施機関は、法第五十七条の二十五第一項後段の変更の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（事業報告書等の提出）

第十条　指定実施機関は、法第五十七条の二十五第二項の事業報告書及び収支決算書に貸借対照表を添え、主務大臣に提出しなければならない。

（帳簿の備付け等）

第十一条　指定実施機関は、法第五十七条の二十七に規定する帳簿を一年ごとに閉鎖し、国際協力排出削減量関係事務を廃止するときまで保存しなければならない。

２　法第五十七条の二十七の主務省令で定める国際協力排出削減量関係事務に関する事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

３　（略）

（国際協力排出削減量関係事務の休廃止の許可）

第十二条　指定実施機関は、法第五十七条の三十第一項の許可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を主務大臣に提出しなければならない。

一～三　（略）

（国際協力排出削減量関係事務の引継ぎ）

第十三条　指定実施機関は、法第五十七条の三十三第三項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一～三　（略）

○**経済産業省令第八十一号**

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律施行規則（昭和五十四年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第三十五条　（略）	**第三十五条**　（略）
2　前項の規定にかかわらず、法第十五条第一項、第二十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。	2　前項の規定にかかわらず、法第十五条第一項、第二十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による計画（以下この項において単に「計画」という。）を提出しようとする年度（四月一日から翌年三月三十一日までをいう。以下同じ。）の四月一日前に終了した直近の年度（以下この項において「申請前年度」という。）において申請前年度を含めて過去二年度以上継続して次に掲げる要件のいずれかを満たす者は、当該要件のいずれかを満たしている限りにおいて、計画を最後に提出した日から起算して五年を超えない範囲内で特定事業者等が定める期間の終期の属する年度の七月末日までに、様式第八による計画書一通を提出すればよい。ただし、災害その他やむを得ない事由により当該期限までに提出することが困難であるときは、経済産業大臣が当該事由を勘案して定める期限までに提出すればよい。
一　（略）	一　（略）
二　エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること（当該特定事業者等が行う事業のうち、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該特定事業者等が設置している全ての工場等（特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。）におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。）。	二　エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値が判断基準に掲げる目指すべき水準を達成していること（当該特定事業者等が行う事業のうち、判断基準に掲げる目指すべき水準を達成している事業におけるエネルギーの年度の使用量が当該特定事業者等が設置している全ての工場等（特定連鎖化事業者にあつては、当該特定連鎖化事業者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含み、認定管理統括事業者にあつては、その管理関係事業者が設置している工場等を含む。）におけるエネルギーの年度の使用量の過半を占めている場合に限る。）。
3　（略）	3　（略）
4　データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室（以下この項において「データセンター」という。）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業を行う者が第一項又は第二項のいずれかの規定により法第十五条第一項、第二十七条第一項又は第三十九条第一項の規定による計画を提出する場合には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定める当該事業におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するためのデータセンター（技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難なものを除く。）及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針に係る書類を添付しなければならない。	（新設）
第三十七条　法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。	**第三十七条**　法第十六条第一項、第二十八条第一項又は第四十条第一項の経済産業省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　エネルギーの使用の合理化に関する判断基準及び非化石エネルギーへの転換に関する法第五条第二項に規定する判断の基準の遵守状況並びに電気の需要の最適化に資する措置に関する法第五条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置	五　判断基準の遵守状況及び電気の需要の最適化に資する措置に関する法第五条第三項に規定する指針に従つて講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置
六・七　（略）	六・七　（略）
八　エネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値	八　判断基準に定めるベンチマーク指標に基づき算出される値
九・十　（略）	九・十　（略）

様式第九を次のように改める。

様式第９（第36条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

定　期　報　告　書

殿

年　　月　　日

住　所
法人名
法人名（英語表記）
法人番号
銘柄コード
代表者の役職名
代表者の氏名

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第１６条第１項、第２８条第１項又は第４０条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定－第１表 事業者の名称等

特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無

有の場合

変更前の事業者の名称　：

変更前の事業者の所在地　：〒

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度											
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
												連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl												
	揮発油		kl												
	ナフサ		kl												
	ジェット燃料油		kl												
	灯油		kl												
	軽油		kl												
	Ａ重油		kl												
	Ｂ・Ｃ重油		kl												
	石油アスファルト		t												
	石油コークス		t												
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t												
		石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t												
		その他可燃性天然ガス	千m³												
	石炭	輸入原料炭	t												
		コークス用原料炭	t												
		吹込用原料炭	t												
		輸入一般炭	t												
		国産一般炭	t												
		輸入無煙炭	t												
	石炭コークス		t												
	コールタール		t												
	コークス炉ガス		千m³												
	高炉ガス		千m³												
	発電用高炉ガス		千m³												
	転炉ガス		千m³												
	その他	都市ガス	千m³												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
非化石燃料	黒液		t												
	木材		t												
	木質廃材		t												
	バイオエタノール		kl												
	バイオディーゼル		kl												
	バイオガス		千m³												
	その他バイオマス		t												
	RDF		t												
	RPF		t												
	廃タイヤ		t												
	廃プラスチック		t												
	廃油		kl												
	廃棄物ガス		千m³												
	混合廃材		t												
	水素		t												
	アンモニア		t												
	その他	（　　）	GJ												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		産業用以外の蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		温水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		冷水	GJ												
		うち非化石	GJ												
	その他	（　　）	GJ												

| | | |

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh						
	５月	千 kWh						
	６月	千 kWh						
	７月	千 kWh						
	８月	千 kWh						
	９月	千 kWh						
	１０月	千 kWh						
	１１月	千 kWh						
	１２月	千 kWh						
	１月	千 kWh						
	２月	千 kWh						
	３月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

２　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

３　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

４　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　１　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

２　ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度（４月１日から翌年３月 31 日までをいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。

４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。

５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。

６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。

７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－７　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□ 熱 □ 電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		換算係数		エネルギーの種類
数値	熱量 GJ	数値	単位	数値	熱量 GJ	数値	単位	

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1’）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ-1）=（Ⓐ-1’）-Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ-1）の構成割合（%） （Ⓓ-1）=（Ⓒ-1）/（Ⓓ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-1）=（Ⓒ-1）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-1）=（Ⓕ-1）/（Ⓖ-1）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-1）=（Ⓓ-1）×（Ⓗ-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（Ⓘ-1）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（Ⓘ-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（Ⓘ-3）
事業者全体		（Ⓢ-1）（合計）	（Ⓢ-1’）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	（Ⓤ-1）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ-1）	（Ⓧ-1）	（Ⓨ-1）=（Ⓦ-1）/（Ⓧ-1）×100 （Ⓩ-1）=（Ⓘ-1）+（Ⓘ-2）+（Ⓘ-3）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-1）（Ⓧ-1）（Ⓨ-1）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）ⒷⒷ’（Ⓒ-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ-1）まで記入すること。
５　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（Ⓐ-1’）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2）	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2’）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ-2）＝（Ⓐ-2’）－Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ-2）の構成割合（%） （Ⓓ-2）＝（Ⓒ-2）／（Ⓤ-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-2）＝（Ⓒ-2）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-2）＝（Ⓕ-2）／（Ⓖ-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-2）＝（Ⓓ-2）×（Ⓗ-2）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（①-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（②-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（③-2）
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ-2’）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ’（合計）	（Ⓤ-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ-2）	（Ⓧ-2）	（Ⓨ-2）＝（Ⓦ-2）／（Ⓧ-2）×100 （Ⓩ-2）＝（①-2）＋（②-2）＋（③-2）＋…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-2）（Ⓧ-2）（Ⓨ-2）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）ⒷⒷ’（Ⓒ-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ-2）まで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ-2’）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ’-1’）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ’	（Ⓒ’-1）=（Ⓐ’-1’）-Ⓑ-Ⓑ’	（Ⓒ’-1）の構成割合（%） （Ⓓ’-1）=（Ⓒ’-1）/（Ⓤ’-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 （Ⓕ’-1）=（Ⓒ’-1）/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 （Ⓖ’-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （Ⓗ’-1）=（Ⓕ’-1）/（Ⓖ’-1）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ’-1）=（Ⓓ’-1）×（Ⓗ’-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ’-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（②’-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（③’-2）
事業者全体		（Ⓢ-1） （合計）	（Ⓢ’-1’） （合計）	Ⓣ （合計）	Ⓣ’ （合計）	（Ⓤ’-1） （合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ’-1）	（Ⓧ’-1）	（Ⓨ’-1）=（Ⓦ’-1）/（Ⓧ’-1）×100 （Ⓩ’-1）=（Ⓘ’-1）+（②’-1）+（③’-1）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。
２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ'-1）（Ⓧ'-1）（Ⓨ'-1）は記入不要。
３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）（Ⓐ'-1'）ⒷⒷ'（Ⓒ'-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ'-1）まで記入すること。
４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-1'）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

２－２　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2）	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ'-2'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ'-2）=（Ⓐ'-2'）×-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ'-2）の構成割合（%） （Ⓓ'-2）=（Ⓒ'-2）/（Ⓤ'-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 （Ⓕ'-2）=（Ⓒ'-2）/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 （Ⓖ'-2）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （Ⓗ'-2）=（Ⓕ'-2）/（Ⓖ'-2）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ'-2）=（Ⓓ'-2）×（Ⓗ'-2）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（Ⓘ'-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（Ⓘ'-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（Ⓘ'-2）
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ'-2'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ'-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ'-2）	（Ⓧ'-2）	（Ⓨ'-2）=（Ⓦ'-2）/（Ⓧ'-2）×100 （Ⓩ'-2）=（Ⓘ'-2）+（Ⓘ'-2）+（Ⓘ'-2）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-2）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ　（Ⓦ'-2）（Ⓧ'-2）（Ⓨ'-2）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）（Ⓐ'-2'）ⒷⒷ'（Ⓒ'-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ'-2）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-2'）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓘ-1	Ⓚ-1	Ⓛ-1	Ⓜ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓘ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2	Ⓜ-2	

備考　特定－第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（Ⓩ-1）、（Ⓩ-2）」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分		□　月別　□　時間帯別					５年度間平均原単位変化
	年度	年度	年度	年度	年度	年度	
電気需要最適化評価原単位							
対前年度比（%）		Ⓘ'-1	Ⓚ'-1	Ⓛ'-1	Ⓜ'-1		
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位							
対前年度比（%）		Ⓘ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2	Ⓜ'-2		

備考　特定－第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓩ'-1）、（Ⓩ'-2）」を求めた場合は、対前年度比（%）のみ記入すること。

３　非化石エネルギーの使用状況

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－４　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　３－１、３－２及び３－３では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。

２　３－１、３－２及び３－３の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。

①　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②　「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。

③　特定第２表１－４に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。

３　３－１、３－２及び３－３の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。

４　３－２及び３－３において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び２において同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　事業者の過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　１　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第７に規定する区分のいずれかを記入すること。

２　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

３　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

達成率　＝　（①　－　②）／（①　－　③）

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第７　備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

２　洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

３　貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第７　備考６に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第７　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

４　圧縮ガス・液化ガス製造業（17）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における全事業所において LNG 冷熱を利用している場合のベンチマーク目標値又は当該事業における一部の事業所において LNG 冷熱を利用している場合若しくは全事業所において LNG を利用していない場合のベンチマーク目標値のいずれかを記入すること。

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

２　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

３　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定－第８表　データセンター業のエネルギーの使用の状況等

１－１　データセンター事業者のエネルギーの使用の状況

契約電力（kW）	事業者計							
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業						
最大受電容量（kW）	事業者計							
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業						
情報処理設備の電気使用量（kWh）	事業者計		（うち、非化石電気の割合　％）					
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
付帯設備の電気使用量（kWh）	事業者計		（うち、非化石電気の割合　％）					
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
総電気使用量（kWh）	事業者計		（うち、非化石電気の割合　％）					
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　％）					
PUE の値	事業者平均							
	事業区分別平均	ハウジング型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業						
エネルギー消費原単位	事業区分別平均			年度	年度	年度	年度	年度
		ハウジング型データセンター業（指標：　）	原単位					
			対前年度比（％）	／				
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業（指標：　）	原単位					
			対前年度比（％）	／				
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業（指標：　）	原単位					
			対前年度比（％）	／				
エネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化（％）	事業者平均							
	事業区分別平均	ハウジング型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業						
稼働率（％）	事業者平均							
	事業区分別平均	ハウジング型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業						

備考　１　本表は、データセンター業（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業）におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl 以上であるデータセンター事業者（データセンター業を行う者）が記載すること。

２　ハウジング型データセンター業とは、データセンター業のうち自らの工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備を他の者に提供する事業をいう。

３　ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業とは、データセンター業のうち自ら工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所及び情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいう。

４　ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業とは、データセンター業のうち工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備の提供を他の者から受け、自ら情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいう。

５　データセンター業の事業区分別のエネルギー消費原単位は、当該事業区分の用に供するデータセンターにおける年度のエネルギー使用量を除す指標を、当該事業区分別に設定し、記入すること。また、連続的な評価を行う観点から、設定した指標は基本的に変更しないこと。

（１）ハウジング型データセンター業の場合、当該データセンターにおける情報処理設備の年度のエネルギー使用量

（２）ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業又はホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業の場合、当該データセンターにおけるサーバ型電子計算機の数、サーバ型電子計算機等を設置するラックの数、又はその他のサーバ型電子計算機に係る指標

１－２　データセンターのエネルギーの使用の状況

データセンターの名称	
併設するデータセンターの名称	
所有者	
運営者	
所在地	
新設年度	
稼働開始年度	
事業区分	
主たる用途	

契約電力（kW）						
最大受電容量（kW）						
情報処理設備の電気使用量（kWh）		（うち、非化石電気の割合　　%）				
付帯設備の電気使用量（kWh）		（うち、非化石電気の割合　　%）				
総電気使用量（kWh）		（うち、非化石電気の割合　　%）				
PUE の値						
設計時 PUE の値						
エネルギー消費原単位		年度	年度	年度	年度	年度
	原単位（指標：　）					
	対前年度比（%）					
エネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化（%）						
稼働率（%）						
その他						

備考　１　本表は、データセンター業におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500kl 以上であるデータセンター事業者が運営又は利用する、以下のいずれかに該当するデータセンターについて記載すること。

（１）エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500kl 以上

（２）サーバ型電子計算機室の面積が 300 ㎡以上

２　技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難である以下のデータセンターについては、その他にその旨を記載すること。

（１）次のいずれかに該当するハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター

①データセンターではない建築物を転用して新設したもの

②令和６年度又は令和 10 年度以前に新設されたハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンターと受電設備を共有しているもの

（２）（１）に該当するハウジング型データセンターに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型データセンター

特定－第９表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準	
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項	
（１）取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	□ 策定している □ 策定していない
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□ 全て含めている □ 大半含めている □ 一部含めている □ 含めていない
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない （整備完了予定年　　年度）
（３）責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□ 配置済み □ 一部配置している □ 配置していない
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□ 全ての工場等で実施している □ 大半の工場等で実施している □ 一部の工場等で実施している □ 実施していない
（４）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（５）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（６）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	□ 実施している □ 大半で実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（７）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない
（８）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	□ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない

Ⅰ－２	
１　工場等単位、設備単位での基本的実施事項	
（１）設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（２）エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備予定年　　年度）
（３）エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（４）既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（５）エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
（６）休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置	
ISO50001の活用状況	□　認証取得している □　認証取得を検討している （取得予定年　　年度） □　検討していない

特定－第１０表　その他事業者が実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

４　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの３に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

5　非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの２に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

6　新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	
設計効率（発電端・HHV)(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千 kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考　１　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
２　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。
３　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。
４　バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。
５　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7　バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量（kW）													
設計効率(発電端・HHV)(%)													
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入))													
設備から得られた電気のエネルギー量(千 kWh)													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)													
設備に投入したエネルギー量(GJ)													
設備に投入した副生物のエネルギー量(GJ)													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

備考　１　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。
（１）バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）
（２）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成 31 年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの
２　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第９の特定－第10表６の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第10表６の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。
３　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。
４　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「４月」から「３月」の欄は、電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（１（２）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。
５　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

８　屋根設置太陽光発電設備の設置状況

設置状況		出力			面積
設置済み			kW		㎡
年度設置予定			kW		㎡
年度設置予定			kW		㎡
屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等					
耐震基準及び積載荷重 ＼ １建屋あたりの屋根面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上
新耐震基準及び旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格建築物を除く。）	0kg/㎡以上 3kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	3kg/㎡以上 6kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	6kg/㎡以上 10kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	10kg/㎡以上	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	不明	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	小計	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物		㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
合計					㎡
					㎡
屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件					
	屋根面積				
	屋根の積載荷重				
	屋根形状				
	建屋の築年数				
	その他				
条件を満たす屋根の合計面積					㎡
条件を満たす屋根の合計面積のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの割合					%

備考　１　本表は、エネルギー管理指定工場等を合計した値を記載すること。なお、エネルギー管理指定工場等以外の工場等の値についても計上することができる。

２　設置予定の屋根太陽光発電設備の出力及び面積について、設置予定年度が３年度以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等については、１建屋当たりの屋根面積及び積載荷重ごとに区分された報告欄に対して、上段に「屋根設置太陽光発電設備を設置済みの面積の合計（㎡）」、下段に「屋根の面積の合計（屋根設置太陽光発電設備以外の構造物が設置されている部分、特定用途に日常的に利用している部分及び他の法令において屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない部分の面積を除く。）（㎡）」を記入すること。なお、１建屋に耐震基準又は積載荷重の異なる屋根が複数ある場合は、それぞれの屋根を分けて該当する報告欄に計上すること。

４　新耐震基準の建築物とは、1981年（昭和56年）６月１日以降に建築確認が完了した建築物を指す。旧耐震基準の建築物とは、1981年（昭和56年）５月31日までに建築確認が完了した建築物を指す。既存耐震不適格建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第３項に定める既存耐震不適格建築物を指す。

５　屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件については、設置が可能と判断する条件を該当する欄に記入すること。

特定－第１１表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

特定－第１２表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第１３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第13表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第13表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第13表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		
t－CO_2／千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 13 表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 13 表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 13 表の４の５及び４の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、特定－第 13 表の６の７及び６の８に記載すること。

６の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　別	合　計　量
１．	$t-CO_2$
２．	$t-CO_2$
３．	$t-CO_2$
４．	$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 13 表の６の２、６の３及び６の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第 13 表の６の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第 13 表の６の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		$t-CO_2$	―
（うち再エネ電力由来）		$t-CO_2$	―
（うち再エネ熱由来）		$t-CO_2$	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。

８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t-CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t-CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t-CO_2$
④①～③の合計		$t-CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧　⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

６の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	t－CO_2
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	t－CO_2
	③①及び②の合計	t－CO_2
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　①及び②の量の合計量
④　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

６の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

６の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

６の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。

３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。

２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定－総括表　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第２条第１項に定める数値以上の事業者の一覧

１　認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

２　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

認定－第１表　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	〒
代表者の役職名	
代表者の氏名	
主たる事業	
細分類番号	
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無 有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒	

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度											
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	Ａ重油	kl												
	Ｂ・Ｃ重油	kl												
	石油アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油ガス　液化石油ガス（LPG）	t												
	石油ガス　石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス　液化天然ガス（LNG）	t												
	可燃性天然ガス　その他可燃性天然ガス	千m³												
	石炭　輸入原料炭	t												
	石炭　コークス用原料炭	t												
	石炭　吹込用原料炭	t												
	石炭　輸入一般炭	t												
	石炭　国産一般炭	t												
	石炭　輸入無煙炭	t												
	石炭コークス	t												
	コールタール	t												
	コークス炉ガス	千m³												
	高炉ガス	千m³												

	発電用高炉ガス	転炉ガス	その他 都市ガス	その他 （　）	小計	黒液	木材	木質廃材	バイオエタノール	バイオディーゼル	バイオガス	その他 バイオマス	RDF	RPF	廃タイヤ	廃プラスチック	廃油	廃棄物ガス	混合廃材	木炭	アンモニア	その他 （　）	その他 （　）	小計	産業用蒸気 うち非化石	産業用以外の蒸気 うち非化石	温水 うち非化石	冷水 うち非化石	その他 （　）
	千m^3	千m^3	千m^3	GJ	GJ	t	t	t	kl	kl	千m^3	t	t	t	t	t	kl	千m^3	t	t	t	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ

	他 うち非化石	その他 地熱	その他 温泉熱	その他 太陽熱	その他 雪氷熱	その他 （　）	その他 （　）	小計 うち非化石	電気事業者 電気事業者	電気事業者 うち非化石	電気事業者からの買電 オフサイト型PPA（裏み付けなし）	電気事業者からの買電 オフサイト型PPA（裏み付けあり）	電気事業者からの買電 自己託送 非燃料由来の非化石電気	電気事業者からの買電 自己託送 上記以外の自己託送	上記以外の電気の買電 うち非化石	上記以外の電気の買電 重み付け非化石	上記以外の電気の買電 （　）	自家発電 太陽光	自家発電 風力	自家発電 地熱	自家発電 地熱 うち非化石
	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kW	千kW	千kWh	千kWh

水力		千kWh													
		kW													
その他非燃料由来の非化石	（　）	千kWh													
		kW													
	（　）	千kWh													
		kW													
その他燃料	化石	千kWh		※1								※1		※1	
	非化石	千kWh		※1								※1		※1	
その他熱	化石	千kWh		※1								※1		※1	
	非化石	千kWh		※1								※1		※1	
小計		千kWh													
うち非化石		千kWh													
重み付け非化石		千kWh													
合計　GJ															
うち非化石　GJ															
原油換算　kl															
うち非化石　kl															
前年度原油換算kl															
対前年度比（%）															

備考　1　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2　※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算kl	数値	原油換算kl	数値	原油換算kl
月別	４月	千kWh						
	５月	千kWh						
	６月	千kWh						
	７月	千kWh						
	８月	千kWh						
	９月	千kWh						
	１０月	千kWh						
	１１月	千kWh						
	１２月	千kWh						
	１月	千kWh						
	２月	千kWh						
	３月	千kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh						
	需給が厳しい時間帯	千kWh						
	その他の時間帯	千kWh						
合計								

備考　1　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30分単位又は60分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2　原油換算kl欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　1　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

2　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

4　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　1　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2　ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－７　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

認定－第３表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

認定－第４表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第５表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
				燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業					
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣					
	商標又は商号等			t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
1	工場等に係る事業の名称					
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣			t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
2	工場等に係る事業の名称					
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣			t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
3	工場等に係る事業の名称					
	細分類番号					
	当該事業を所管する大臣			t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人か

ら供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定－第５表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第５表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定－第５表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の５及び４の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、認定－第５表の６の７及び６の８に記載すること。

６の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　別	合　計　量
１．	t－CO_2
２．	t－CO_2
３．	t－CO_2
４．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第５表の６の２、６の３及び６の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		$t-CO_2$	―
（うち再エネ電力由来）		$t-CO_2$	―
（うち再エネ熱由来）		$t-CO_2$	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。
８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t-CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t-CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t-CO_2$
④①～③の合計		$t-CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧　⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

６の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	$t-CO_2$
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	$t-CO_2$
	③①及び②の合計	$t-CO_2$
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　①及び②の量の合計量
④　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

６の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

６の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

６の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第１表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス

指定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度							
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料		原油（コンデンセートを除く。）	kl								
		原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
		揮発油	kl								
		ナフサ	kl								
		ジェット燃料油	kl								
		灯油	kl								
		軽油	kl								
		Ａ重油	kl								
		Ｂ・Ｃ重油	kl								
		石油アスファルト	t								
		石油コークス	t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t								
	石油ガス	石油系炭化水素ガス	千m³								
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								
	可燃性天然ガス	その他可燃性天然ガス	千m³								
	石炭	輸入原料炭	t								
	石炭	コークス用原料炭	t								
	石炭	吹込用原料炭	t								
	石炭	輸入一般炭	t								
	石炭	国産一般炭	t								
	石炭	輸入無煙炭	t								
		石炭コークス	t								
		コールタール	t								
		コークス炉ガス	千m³								

	高炉ガス	発電用高炉ガス	転炉ガス	その他	都市ガス	その他	小計	黒液	木材	木質廃材	バイオエタノール	バイオディーゼル	バイオガス	その他バイオマス	RDF	RPF	廃タイヤ	廃プラスチック	廃油	廃棄物ガス	混合廃材	水素	アンモニア	その他	その他	小計	産業用蒸気	他者から購入した熱	うち非化石	温水	うち非化石	産業用以外の蒸気	うち非化石	冷水	うち非化石
	千Nm³	千Nm³	千Nm³	GJ	千Nm³	GJ	GJ	t	t	t	kl	kl	千Nm³	t	t	t	t	t	kl	千Nm³	t	t	t	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ

	うち非化石	その他	うち非化石	地熱	温泉熱	太陽熱	雪氷熱	その他使用した熱	その他	その他	小計	うち非化石	電気事業者	電気事業者から	うち非化石	オフサイト型PPA（重み付けなし）	オフサイト型PPA（重み付けあり）	自己託送	非化石電気	非燃料由来の	上記以外の自己託送	うち非化石	重み付け	非化石	うち非化石	重み付け	非化石	上記以外の買電	（　）	うち非化石	重み付け	非化石	うち非化石	他事業所からの供給	うち非化石
	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	GJ	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh	千kWh

自家発電	重み付け非化石	千kWh								
	太陽光	千kWh								
		kW								
	風力	千kWh								
		kW								
	地熱	千kWh								
		kW								
	水力	千kWh								
		kW								
	その他非燃料由来の非化石 （　　）	千kWh								
		kW								
	（　　）	千kWh								
		kW								
	その他燃料 化石	千kWh		※1						
	その他燃料 非化石	千kWh		※1						
	その他熱 化石	千kWh		※1						
	その他熱 非化石	千kWh		※1						
	小計	千kWh								
	うち非化石	千kWh								
	重み付け非化石	千kWh								
合計 GJ										
うち非化石 GJ										
原油換算 kl				ⓐ				ⓑ		ⓑ’
うち非化石 kl										
前年度原油換算 kl										
対前年度比（%）										

備考　１　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生ため に使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

２　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度 使用量 数値	年度 使用量 原油換算 kl
月別	４月	千kWh		
	５月	千kWh		
	６月	千kWh		
	７月	千kWh		
	８月	千kWh		
	９月	千kWh		
	１０月	千kWh		
	１１月	千kWh		
	１２月	千kWh		
	１月	千kWh		
	２月	千kWh		
	３月	千kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千kWh		
	需給が厳しい時間帯	千kWh		
	その他の時間帯	千kWh		
合計		千kWh		

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

２　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

３　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　１　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

２　ディマンド・リスポンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３．	GJ・kWh	kl	%

指定－第３表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定－第４表　エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：　　）（単位：　　）	ⓒ	

指定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
原単位＝ $\dfrac{\text{エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ'－ⓑ－ⓑ'）}}{\text{生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）}}$		

備考　ⓐ'はⓐの非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位	＝ 電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kl) ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定－第４表ⓒ)		

３　非化石エネルギーの使用状況

		年度
非化石電気の使用状況	＝ 補正後の非化石電気 合計原油換算 kl ／ 補正後の電気 合計原油換算 kl	%

備考　以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第６表　過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		ⓓ	ⓔ	ⓕ	ⓖ	

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分	□　月別　□　時間帯別					
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		ⓓ’	ⓔ’	ⓕ’	ⓖ’	

３　非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標 年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第７表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１%以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１%以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（二）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定－第８表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１　工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第１号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
（1）　空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（2）　ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（2）－2　太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（3）　照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（4）　受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 □　BEMSを採用した □　BEMSを採用していない
（5）　ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（5）－2　太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（6）　事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定			□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない			
（7）　業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（8）　その他エネルギーの使用の合理化	事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供 □　情報提供している □　一部の賃借事業者に情報提供している □　情報提供していない			

	データセンター業におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上であるデータセンター事業者は、令和11年度以降に新設されたデータセンターを運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する場合の基準エネルギー効率の遵守 □ 遵守している □ 遵守していない

２－１　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第２号関係）

対象項目（設備）	運転の管理等	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置
（1）　燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2）　加熱及び冷却並びに伝熱の合理化				
（2－1）　加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2－2）　空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（2－2）－2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（3）　廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済 （　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	

（4）　熱の動力等への変換の合理化					
（4－1）　蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理		蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（4－2）　発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組		発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	熱利用 □　実施している □　実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設の際、判断基準どおり措置した □　新設の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	バイオマス・水素・アンモニア混焼 □　実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
		副生物混焼 □　実施している □　実施していない			
（4－2）－2 太陽光発電設備等				太陽光発電設備等の保守及び点検	
				保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	
				管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（4－3）　コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組		コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	熱利用 □　実施している □　実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	バイオマス・水素・アンモニア混焼 □　実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
		副生物混焼 □　実施している □　実施していない			
（5）　放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止					
（5－1）　放射、伝導等による熱の損失の防止			熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置
			計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
			管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（5－2）　抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理		受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（6）　電気の動力、熱等への変換の合理化					
（6－1）　電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理		電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（6－2）　照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理		照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　%） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済 （　　%） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	

２－２　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力（kW）						
設備の用途						
実績効率（%）						
設計効率（%）						
燃料種ごとの基本情報						
燃料種						
年間使用量（GJ）						
熱量構成比（%）						
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）						
高効率化に向けた取組						
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）						
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）						
バイオマスの種類						
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）						
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）						
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）						
副生物・廃棄物の種類						
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正値（%）						

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。
２　「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。
３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。
４　「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。
５　「調整力稼働による補正値」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準の別表第７　備考２に規定する補正値を加算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

指定－第９表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

４　屋根設置太陽光発電設備の設置状況

設置状況		出力		面積	
設置済み		kW		㎡	
年度設置予定		kW		㎡	
年度設置予定		kW		㎡	
屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等					
耐震基準及び積載荷重 ＼ １建屋あたりの屋根面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上
新耐震基準及び旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格建築物を除く。）	0kg/㎡以上 3kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	3kg/㎡以上 6kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	6kg/㎡以上 10kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	10kg/㎡以上	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	不明	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	小計	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物		㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
合計					㎡
					㎡
屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件					
	屋根面積				
	屋根の積載荷重				
	屋根形状				
	建屋の築年数				
	その他				
条件を満たす屋根の合計面積					㎡
条件を満たす屋根の合計面積のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの割合					%

備考　１　設置予定の屋根太陽光発電設備の出力及び面積について、設置予定年度が３年度以上になる場合には、表の追加を行うこと。

２　屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等については、１建屋当たりの屋根面積及び積載荷重ごとに区分された報告欄に対して、上段に「屋根設置太陽光発電設備を設置済みの面積の合計（㎡）」、下段に「屋根の面積の合計（屋根設置太陽光発電設備以外の構造物が設置されている部分、特定用途に日常的に利用している部分及び他の法令において屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない部分の面積を除く。）（㎡）」を記入すること。なお、１建屋に耐震基準又は積載荷重の異なる屋根が複数ある場合は、それぞれの屋根を分けて該当する報告欄に計上すること。

３　新耐震基準の建築物とは、1981年（昭和56年）６月１日以降に建築確認が完了した建築物を指す。旧耐震基準の建築物とは、1981年（昭和56年）５月31日までに建築確認が完了した建築物を指す。既存耐震不適格建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第３項に定める既存耐震不適格建築物を指す。

４　屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件については、設置が可能と判断する条件を該当する欄に記入すること。

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	t－CO_2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の１にも、備考１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の２にも、備考１（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第10表の３の３にも、必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第10表の５の１及び５の２にも必要事項を記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　１　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

２　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第10表の５の１及び５の２にも必要事項を記入すること。

３の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の１に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の２に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の３に記載すること。
３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定－第10表の５の１及び５の２に記載すること。

５の１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

５の２　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。

３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

６　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。

２　同法第32条第１項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

４　特定－第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　特定－第２表１－１の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあっては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあっては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

６　指定－第２表１－１には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

７　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

８　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

９　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

１０　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

１１　販売した電気の量は、特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

１２　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

１３　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（テラジュール）、PJ（ペタジュール）に代えて記入することができる。

１４　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の下に注記すること。

１５　特定－第２表１－１、特定－第４表、特定－第６表、指定－第２表、指定－第４表、指定－第５表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第４表及び指定－第５表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

１６　特定－第３表の欄Ⓔ及び指定－第４表の欄Ⓒの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてそ

の際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産している場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

１７　特定－第３表及び指定－第５表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

１８　特定－第３表１－１、１－２における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

（１）特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（４桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

（２）事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）について検討すること。

（３）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・　（Ⓐ-1）
②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ-1）、（Ⓥ-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）＝（Ⓤ-1）／（Ⓥ-1）が求められる。
⑧（Ⓦ-1）と前年度の原単位（Ⓧ-1）の比・・・（Ⓨ-1）

（４）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（Ⓩ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1）
②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）
⑥事業分類ごとの（Ⓒ-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧エネルギー消費原単位・・・（Ⓒ-1）/Ⓔ＝（Ⓕ-1）
⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・（Ⓖ-1）
⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ-1）
⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（Ⓗ-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。　（Ⓩ-1）＝（①-1）＋（②-1）＋（③-1）＋・・・

１９　特定－第３表２－１、２－２における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(Ⓒ-1)の構成割合（Ⓓ-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）については、特定－第３表１における算定と同じとすること。

（１）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・　（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ’-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ’-1）、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）＝（Ⓤ’-1）／Ⓥが求められる。
⑧（Ⓦ’-1）と前年度の原単位（Ⓧ’-1）の比・・・（Ⓨ’-1）

（２）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓩ’-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓒ’-1）/Ⓔ＝（Ⓕ’-1）
⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓖ’-1）
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ’-1）
⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓗ’-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。　（Ⓩ’-1）＝（①’-1）＋（②’-1）＋（③’-1）＋・・・

２０　特定－第４表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。なお、特定－第３表１及び２において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1)を記入すること。

また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定－第３表３及び４において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。

２１　特定－第４表及び指定－第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（Ⓙ-1）×（Ⓚ-1）×（Ⓛ-1）×（Ⓜ-1））$^{1/4}$　（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ×ⓔ×ⓕ×ⓖ）$^{1/4}$　（%）

（２）電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（Ⓙ’-1）×（Ⓚ’-1）×（Ⓛ’-1）×（Ⓜ’-1））$^{1/4}$（%）又は

５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ’×ⓔ’×ⓕ’×ⓖ’）$^{1/4}$（%）

２２　特定－第５表は、例えば「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

２３　特定－第６表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関するエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標

の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

２４　特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

２５　特定－第９表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

２６　特定－第 11 表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「(指定区分の変更手続きが必要□)」欄に■印を付すこと。

２７　特定－第 12 表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

２８　特定－第 13 表及び指定－第 10 表の記入に当たっては、特定－第 13 表及び指定－第 10 表に記載された備考欄を参照すること。

２９　指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

３０　指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

３１　指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

３２　指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

３３　指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

３４　認定－第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定－第２表、第 11 表、第 12 表、第 13 表に係る備考をそれぞれ参照すること。

様式第二十一を次のように改める。

様式第 21（第 57 条関係）

※受理年月日	
※処理年月日	

殿

年　　月　　日

住　　所
登録調査機関名
代表者氏名

確認調査結果報告書

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第８４条第３項、第８５条第３項、第８６条第３項又は第８７条第３項の規定に基づき、次のとおり報告します。

事業者単位の報告

特定－第１表　事業者の名称等

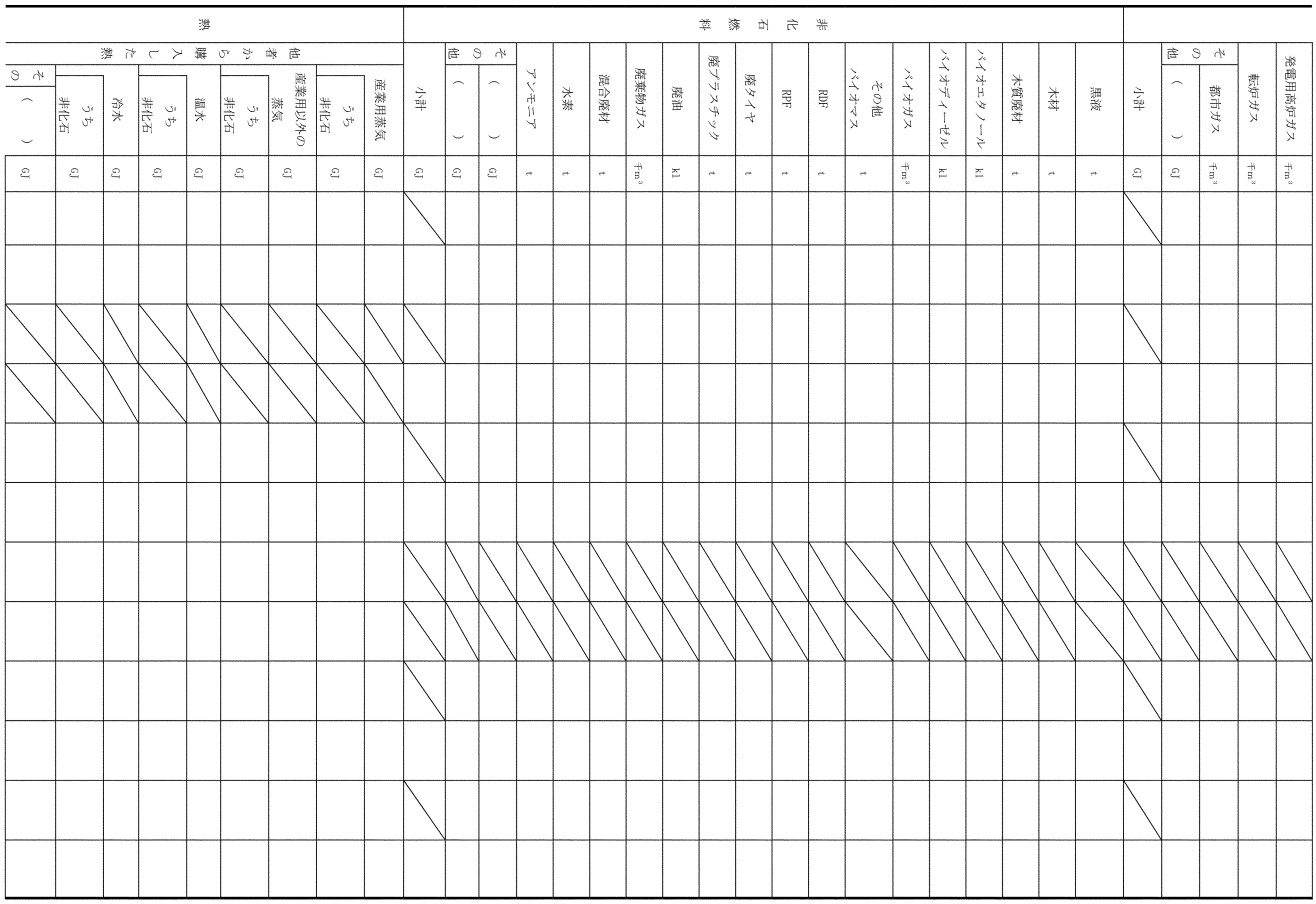
特定事業者番号、特定連鎖化事業者番号又は認定管理統括事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
法人名	
法人名（英語表記）	
法人番号	
銘柄コード	
主たる事務所の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理統括者の職名・氏名	職名 氏名
エネルギー管理企画推進者の職名・氏名・勤務地・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 勤務地　〒 電話（　　－　　－　　） FAX　（　　－　　－　　） メールアドレス
前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無	有・無
有の場合 変更前の事業者の名称　： 変更前の事業者の所在地　：〒	

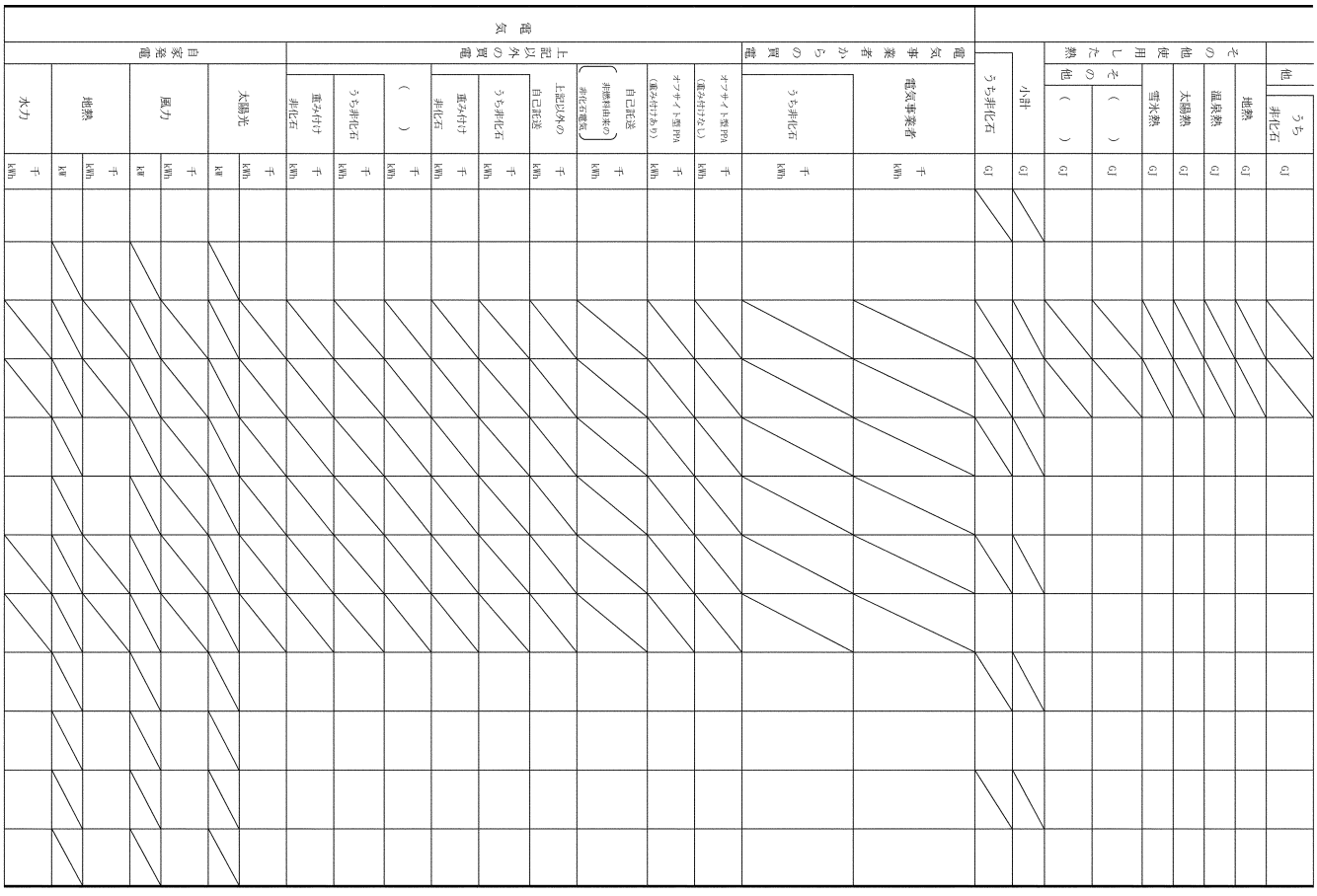
備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

特定－第２表　事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類		単位	年度											
			使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
											連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
			数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）	kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）	kl												
	揮発油	kl												
	ナフサ	kl												
	ジェット燃料油	kl												
	灯油	kl												
	軽油	kl												
	A重油	kl												
	B・C重油	kl												
	石油アスファルト	t												
	石油コークス	t												
	石油ガス　液化石油ガス（LPG）	t												
	石油ガス　石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス　液化天然ガス（LNG）	t												
	可燃性天然ガス　その他可燃性天然ガス	千m³												
	石炭　輸入原料炭	t												
	石炭　コークス用原料炭	t												
	石炭　吹込用原料炭	t												
	石炭　輸入一般炭	t												
	石炭　国産一般炭	t												
	石炭　輸入無煙炭	t												
	石炭コークス	t												
	コールタール	t												
	コークス炉ガス	千m³												
	高炉ガス	千m³												


発電用高炉ガス
転炉ガス
その他 都市ガス
その他 （　）
小計
黒液
木材
木質廃材
バイオエタノール
バイオディーゼル
バイオガス
その他バイオマス
RDF
RPF
廃タイヤ
廃プラスチック
廃油
廃薬物ガス
混合廃材
木炭
アンモニア
その他 （　）
その他 （　）
小計
産業用蒸気 うち非化石
産業用以外の蒸気 うち非化石
温水 うち非化石
冷水 うち非化石
その他 （　）
千m³
GJ
t
kl
千m³
GJ


他 うち非化石
地熱
その他 温泉熱
その他 太陽熱
使用した熱 雪氷熱
使用した熱 その他 （　）
使用した熱 その他 （　）
小計 うち非化石
電気事業者 電気事業者から買電 うち非化石
オフサイト型PPA（重み付けなし）
オフサイト型PPA（重み付けあり）
自己託送 非燃料由来の非化石電気
上記以外の自己託送
上記以外の買電 うち非化石
上記以外の買電 重み付け非化石
上記以外の買電 （　）
自家発電 太陽光
自家発電 風力
自家発電 地熱
自家発電 水力
GJ
千kWh
千kW
千kWh

			kW														
その他非燃料由来の非化石	（　）		千kWh														
			kW														
	（　）		千kWh														
			kW														
その他燃料		化石	千kWh		※1										※1		※1
		非化石	千kWh		※1										※1		※1
その他熱		化石	千kWh		※1										※1		※1
		非化石	千kWh		※1										※1		※1
小計			千kWh														
うち非化石			千kWh														
重み付け非化石			千kWh														
合計　GJ																	
うち非化石　GJ																	
原油換算　kl																	
うち非化石　kl																	
前年度原油換算 kl																	
対前年度比（%）																	

備考　1　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生させるために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2　※1 欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量 8.64 ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh						
	５月	千 kWh						
	６月	千 kWh						
	７月	千 kWh						
	８月	千 kWh						
	９月	千 kWh						
	１０月	千 kWh						
	１１月	千 kWh						
	１２月	千 kWh						
	１月	千 kWh						
	２月	千 kWh						
	３月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

備考　1　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

2　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　1　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること

2　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

3　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

4　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　1　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

2　ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度（４月１日から翌年３月 31 日までをいう。以下同じ。）の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh
□　熱 □　電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。
４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。
５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。
６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。
７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－７　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□　熱 □　電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□　熱 □　電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

特定－第３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギー消費原単位等及び電気需要最適化評価原単位等

１－１　エネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ-1）＝（Ⓐ-1'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-1）の構成割合（%） （Ⓓ-1）＝（Ⓒ-1）／（Ⓤ-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-1）＝（Ⓒ-1）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-1）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-1）＝（Ⓕ-1）／（Ⓖ-1）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-1）＝（Ⓓ-1）×（Ⓗ-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-1）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓘ-3）
事業者全体		（Ⓢ-1）（合計）	（Ⓢ-1'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ-1）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ-1）	（Ⓧ-1）	（Ⓨ-1）＝（Ⓦ-1）／（Ⓧ-1）×100 （Ⓩ-1）＝（Ⓘ-1）＋（Ⓘ-2）＋（Ⓘ-3）＋…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-1）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-1）（Ⓧ-1）（Ⓨ-1）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）ⒷⒷ'（Ⓒ-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ-1）まで記入すること。
５　「非化石燃料補正後のエネルギーの使用量（Ⓐ-1'）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

１－２　連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2）	非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-2'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ-2）＝（Ⓐ-2'）－Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ-2）の構成割合（%） （Ⓓ-2）＝（Ⓒ-2）／（Ⓤ-2）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	エネルギー消費原単位 （Ⓕ-2）＝（Ⓒ-2）/Ⓔ	前年度のエネルギー消費原単位 （Ⓖ-2）	エネルギー消費原単位の対前年度比（%） （Ⓗ-2）＝（Ⓕ-2）／（Ⓖ-2）×100	エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ-2）＝（Ⓓ-2）×（Ⓗ-2）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（①-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（②-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				（③-2）
事業者全体		（Ⓢ-2）（合計）	（Ⓢ-2'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ-2）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	（Ⓦ-2）	（Ⓧ-2）	（Ⓨ-2）＝（Ⓦ-2）／（Ⓧ-2）×100	（Ⓩ-2）＝（①-2）＋（②-2）＋（③-2）＋…

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。
２　工場等に係る事業の名称及び細分類番号は、日本標準産業分類とすること。事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。
３　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」の算出が難しい場合は、「エネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ-2）」を事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ-2）（Ⓧ-2）（Ⓨ-2）は記入不要。
４　事業者全体の「エネルギー消費原単位（Ⓦ-2）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2）ⒷⒷ'（Ⓒ-2）及び事業者全体の（Ⓢ-2）から（Ⓨ-2）まで記入すること。
５　「非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ-2'）」は、（Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

２－１　電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ-1）	電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） （Ⓐ'-1'）	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	（Ⓒ'-1）=（Ⓐ'-1'）-Ⓑ-Ⓑ'	（Ⓒ'-1）の構成割合（%） （Ⓓ'-1）=（Ⓒ'-1）/（Ⓤ'-1）×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 （Ⓕ'-1）=（Ⓒ'-1）/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 （Ⓖ'-1）	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） （Ⓗ'-1）=（Ⓕ'-1）/（Ⓖ'-1）×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） （Ⓘ'-1）=（Ⓓ'-1）×（Ⓗ'-1）/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（Ⓙ'-2）
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（②'-2）
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　　） （単位：　　）				（③'-2）
事業者全体		（Ⓢ-1）（合計）	（Ⓢ'-1'）（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	（Ⓤ'-1）（合計）	100%	Ⓥ （名称：　　） （単位：　　）	（Ⓦ'-1）	（Ⓧ'-1）	（Ⓨ'-1）=（Ⓦ'-1）/（Ⓧ'-1）×100 （Ⓩ'-1）=（①'-1）+（②'-1）+（③'-1）+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定-第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-1）」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-1）」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ（Ⓦ'-1）（Ⓧ'-1）（Ⓨ'-1）は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-1）」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-1）（Ⓐ'-1'）ⒷⒷ'（Ⓒ'-1）及び事業者全体の（Ⓢ-1）から（Ⓨ'-1）まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-1'）」は、（Ⓐ-1）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮したエネルギー使用量を記入すること。

２－２　連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等

番号	事業分類	事業分類ごとの連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位等の計算										
		エネルギーの使用量（原油換算kl） Ⓐ-2	電気需要最適化、非化石燃料の補正及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算kl） Ⓐ'-2'	販売した副生エネルギーの量（原油換算kl） Ⓑ	購入した未利用熱の量（原油換算kl） Ⓑ'	(Ⓒ'-2)=(Ⓐ'-2')×-Ⓑ-Ⓑ'	(Ⓒ'-2)の構成割合（%） (Ⓓ'-2)=(Ⓒ'-2)/(Ⓤ'-2)×100	生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値 Ⓔ	電気需要最適化評価原単位 (Ⓕ'-2)=(Ⓒ'-2)/Ⓔ	前年度の電気需要最適化評価原単位 (Ⓖ'-2)	電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%） (Ⓗ'-2)=(Ⓕ'-2)/(Ⓖ'-2)×100	電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度（%） (①'-2)=(Ⓓ'-2)×(Ⓗ'-2)/100
1	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				(①'-2)
2	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				(②'-2)
3	工場等に係る事業の名称 細分類番号							（名称：　） （単位：　）				(③'-2)
事業者全体		(Ⓢ-2)（合計）	(Ⓢ'-2')（合計）	Ⓣ（合計）	Ⓣ'（合計）	(Ⓤ'-2)（合計）	100%	Ⓥ （名称：　） （単位：　）	(Ⓦ'-2)	(Ⓧ'-2)	(Ⓨ'-2)=(Ⓦ'-2)/(Ⓧ'-2)×100 (Ⓩ'-2)=(①'-2)+(②'-2)+(③'-2)+…	

備考　１　エネルギー管理指定工場等及びエネルギー管理指定工場等以外の工場等を事業分類ごとに合計した値をそれぞれ記入すること。なお、工場等の事業分類は、「特定－第３表　１－１エネルギー消費原単位等」と同じでなければならない。

２　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2)」の算出が難しい場合は、「電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度の合計値（Ⓩ'-2)」を事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比としてもよい。その際、Ⓥ　(Ⓦ'-2)(Ⓧ'-2)(Ⓨ'-2)は記入不要。

３　事業者全体の「電気需要最適化評価原単位（Ⓦ'-2)」が算出できる場合は、事業分類ごとの（Ⓐ-2)(Ⓐ'-2')ⒷⒷ'(Ⓒ'-2)及び事業者全体の（Ⓢ-2)から（Ⓨ'-2)まで記入すること。

４　「電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（Ⓐ'-2')」は、(Ⓐ-2）の非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じ、同判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮し、連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー使用量を記入すること。

特定－第４表　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

１　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-1	Ⓚ-1	Ⓛ-1	Ⓜ-1	
連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ-2	Ⓚ-2	Ⓛ-2	Ⓜ-2	

備考　特定－第３表１－１、１－２において事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体のエネルギー消費原単位の対前年度比（%）（Ⓩ-1）、（Ⓩ-2）」を求めた場合は、対前年度比(%）のみ記入すること。

２　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			□　月別	□　時間帯別		
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-1	Ⓚ'-1	Ⓛ'-1	Ⓜ'-1	
連携省エネルギー措置を踏まえた電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		Ⓙ'-2	Ⓚ'-2	Ⓛ'-2	Ⓜ'-2	

備考　特定－第３表２－１、２－２において事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比の寄与度から「事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）（Ⓩ'-1）、（Ⓩ'-2）」を求めた場合は、対前年度比(%）のみ記入すること。

３　非化石エネルギーの使用状況

３－１　非化石電気の使用状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	非化石電気の使用状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度
使用電気全体に占める非化石電気の比率		%	%	%	%	%	%

３－２　定量目標の目安に関する指標の状況

区分	対象となる事業	指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					定量目標の目安	目標
				年度	年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－３　その他の指標の状況

指標	指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）	指標の状況					目標
		年度	年度	年度	年度	年度	年度

３－４　非化石エネルギーの使用状況の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　３－１、３－２及び３－３では、中長期計画書に記載した目標に関する報告を行うこと。
２　３－１、３－２及び３－３の報告においては、以下に示すエネルギー種等について勘案した数値を記載すること。
①　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。
②　「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入する。
③　特定第２表１－４に記載した証書等の原油換算エネルギー相当分を分子に加算すること。
３　３－１、３－２及び３－３の「指標の範囲における全体のエネルギー使用量（原油換算 kl）」には、各指標の範囲で使用するエネルギーの使用量全体について、直近年度の値を記載する。
４　３－２及び３－３において、複数の指標に関する報告を行う場合は、必要な行を追加して行うこと。

特定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　事業者の過去５年度間のエネルギー消費原単位（連携省エネルギー計画の認定を受けた場合は連携省エネルギー措置を踏まえた原単位。以下この表及び２において同じ。）が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又は事業者のエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　事業者の過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は事業者の電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

特定－第６表　ベンチマーク指標の状況（該当する事業者のみ記入）

区分	対象となる事業の名称（セクター）	対象事業のエネルギー使用量（原油換算 kl）	ベンチマーク指標の状況（単位）					ベンチマーク指標の見込み	達成率	目標年度における目標値（単位）
			年度	年度	年度	年度	年度			

備考　１　「区分」の欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準の別表第７に規定する区分のいずれかを記入すること。

２　「ベンチマーク指標の見込み」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、当該ベンチマーク指標の見込みを記載すること。

３　「達成率」の欄には、以下の計算式で計算される値を代入すること。

達成率　＝　（①　－　②）／（①　－　③）

ただし、①は本報告の報告対象年度の前年度のベンチマーク指標の値、②は本報告の報告対象年度のベンチマークの指標、③は昨年度以前で直近に提出した中長期計画書に記載した、本報告の報告対象年度のベンチマークの指標の見込みとすること。

特定－第７表　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

１－１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、根拠となる情報

備考　１　判断基準のベンチマーク指標の算出に当たり、判断基準の別表第７　備考に規定する補正値により補正を行う場合には、補正前のベンチマーク指標、補正の根拠となる値及び補正算定式を記入すること。

２　洋紙製造業（４Ａ）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における再生可能エネルギーの使用率及びその種類を記入し、再生可能エネルギー使用率が 72%未満の者は、当該使用率に応じたベンチマーク目標値及びその算定式を記入すること。

３　貸事務所業（12）のベンチマーク指標報告事業者は、ベンチマーク指標の算出に当たり用いた面積区分（判断基準の別表第７　備考６に規定する面積区分をいう。）ごとのエネルギー使用量及び延床面積を記入すること。また、ベンチマーク指標の算出に当たり特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積（判断基準の別表第７　備考７に規定する「特殊なエネルギー使用量」及び「特殊なエネルギー使用面積」をいう。）を控除した場合には、当該エネルギー使用量及び使用面積を記入すること。

４　圧縮ガス・液化ガス製造業（17）のベンチマーク指標報告事業者は、当該事業における全事業所において LNG 冷熱を利用している場合のベンチマーク目標値又は当該事業における一部の事業所において LNG 冷熱を利用している場合若しくは全事業所において LNG を利用していない場合のベンチマーク目標値のいずれかを記入すること。

１－２　判断基準のベンチマークの状況に関し、参考となる情報

２　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関し、参考となる情報

発電方式	発電効率（%）	火力発電量に占める発電量比率（%）
石炭による火力発電		
可燃性天然ガス及び都市ガスによる火力発電		
石油その他の燃料による火力発電		

備考　電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電方式ごとの「発電効率」と「火力発電量に占める発電量比率」を記入すること。

設備の名称	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマスのみ記入））	
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）	
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）	
設備に投入したエネルギー量（GJ）	
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）	
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）	
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）	

備考　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の算出に関して用いた発電設備のうち、副生物、バイオマス、水素又はアンモニアを投入した発電設備については投入した副生物、バイオマス、水素又はアンモニアのエネルギー量等、熱電併給型動力発生装置については熱として活用した量等を記入すること。

３　電力供給業及び石炭火力電力供給業のベンチマーク指標の向上に関して共同で実施した措置に関し、参考となる情報

特定－第８表　データセンター業のエネルギーの使用の状況等

１－１　データセンター事業者のエネルギーの使用の状況

契約電力（kW）	事業者計		
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	
最大受電容量（kW）	事業者計		
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	
情報処理設備の電気使用量（kWh）	事業者計		（うち、非化石電気の割合　%）
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
付帯設備の電気使用量（kWh）	事業者計		（うち、非化石電気の割合　%）
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
総電気使用量（kWh）	事業者計		（うち、非化石電気の割合　%）
	事業区分別計	ハウジング型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	（うち、非化石電気の割合　%）
PUEの値	事業者平均		
	事業区分別平均	ハウジング型データセンター業	
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	

エネルギー消費原単位	事業区分別平均		年度	年度	年度	年度	年度
		ハウジング型データセンター業（指標：　）	原単位					
			対前年度比（%）					
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業（指標：　）	原単位					
			対前年度比（%）					

		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業（指標：　）	原単位					
			対前年度比（%）	／				
エネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化（%）	事業者平均							
	事業区分別平均	ハウジング型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業						
稼働率（%）	事業者平均							
	事業区分別平均	ハウジング型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業						
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業						

備考　１　本表は、データセンター業（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業）におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上であるデータセンター事業者（データセンター業を行う者）が記入すること。

２　ハウジング型データセンター業とは、データセンター業のうち自らの工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備を他の者に提供する事業をいう。

３　ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業とは、データセンター業のうち自ら工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所及び情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいう。

４　ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業とは、データセンター業のうち工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備の提供を他の者から受け、自ら情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいう。

５　データセンター業の事業区分別のエネルギー消費原単位は、当該事業区分の用に供するデータセンターにおける年度のエネルギー使用量を除す指標を、当該事業区分別に設定し、記入すること。また、連続的な評価を行う観点から、設定した指標は基本的に変更しないこと。

（１）ハウジング型データセンター業の場合、当該データセンターにおける情報処理設備の年度のエネルギー使用量

（２）ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業又はホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業の場合、当該データセンターにおけるサーバ型電子計算機の数、サーバ型電子計算機等を設置するラックの数、又はその他のサーバ型電子計算機に係る指標

１－２　データセンターのエネルギーの使用の状況

データセンターの名称	
併設するデータセンターの名称	
所有者	
運営者	
所在地	
新設年度	
稼働開始年度	
事業区分	
主たる用途	

契約電力（kW）						
最大受電容量（kW）						
情報処理設備の電気使用量（kWh）		（うち、非化石電気の割合　%）				
付帯設備の電気使用量（kWh）		（うち、非化石電気の割合　%）				
総電気使用量（kWh）		（うち、非化石電気の割合　%）				
PUEの値						
設計時PUEの値						
エネルギー消費原単位	／	年度	年度	年度	年度	年度
	原単位（指標：　）					
	対前年度比（%）	／				
エネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化（%）						
稼働率（%）						
その他						

備考　１　本表は、データセンター業におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上であるデータセンター事業者が運営又は利用する、以下のいずれかに該当するデータセンターについて記載すること。

（１）エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上

（２）サーバ型電子計算機室の面積が300㎡以上

２　技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難である以下のデータセンターについては、その他にその旨を記載すること。

（１）次のいずれかに該当するハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター

①データセンターではない建築物を転用して新設したもの

②令和６年度又は令和10年度以前に新設されたハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンターと受電設備を共有しているもの

（２）（１）に該当するハウジング型データセンターに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型データセンター

特定－第９表　事業者のエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況

		対象項目別評価点
Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準		
Ⅰ－１　全ての事業者が取り組むべき事項		
（１）取組方針の策定 設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。	□　策定している □　策定していない	
取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標、当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含めること。	□　全て含めている □　大半含めている □　一部含めている □　含めていない	
（２）管理体制の整備 設置している全ての工場等について、全体として効率的かつ効果的なエネルギーの使用の合理化を図るための管理体制を整備すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備完了予定年　　年度）	
（３）責任者等の配置等 (2)で整備された管理体制に「エネルギー管理統括者」、「エネルギー管理企画推進者」並びに「エネルギー管理者」及び「エネルギー管理員」を配置すること。	□　配置済み □　一部配置している □　配置していない	
①エネルギー管理統括者の責務 ア．設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持、新設、改造及び撤去並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
イ．取組方針に従い、エネルギー管理者及びエネルギー管理員に対し取り組むべき業務を指示するなど、当該取組方針に掲げるエネルギーの使用の合理化に関する目標の達成に係る監督を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
ウ．取組方針の遵守状況やエネルギー管理者及びエネルギー管理員からの報告等を踏まえ、次期の取組方針の案を取りまとめ、取締役会等の業務執行を決定する機関への報告を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
エ．エネルギーの使用の合理化に資する人材（エネルギー管理者及びエネルギー管理員等）を育成すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
②エネルギー管理企画推進者の責務 エネルギー管理統括者とエネルギー管理者及びエネルギー管理員の間の意思疎通の円滑化を図ること等によりエネルギー管理統括者の業務を補佐すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
③現場実務を管理する者の責務 ア．設置している工場等ごとにおけるエネルギーの使用の合理化に関する業務（エネルギーを消費する設備及びエネルギーの使用の合理化に関する設備の維持並びにエネルギーの使用の方法の改善及び監視）の実施状況等を把握すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
イ．取組方針やエネルギー管理統括者からの指示等を踏まえ、エネルギーの使用の合理化に関する業務を確実に実施すること。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
ウ．ア．のエネルギー管理を踏まえた工場等のエネルギーの使用の合理化の状況に係る分析結果についてエネルギー管理統括者に対する報告を行うこと。	□　全ての工場等で実施している □　大半の工場等で実施している □　一部の工場等で実施している □　実施していない	
（４）資金・人材の確保 エネルギーの使用の合理化を図るために必要な資金・人材を確保すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５）従業員への周知・教育 設置している全ての工場等における従業員に取組方針の周知を図るとともに、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する教育を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６）取組方針の遵守状況の確認等 客観性を高めるため内部監査等の手法を活用することの必要性を検討し、その設置している工場等における取組方針の遵守状況を確認するとともに、その評価を行うこと。なお、その評価結果が不十分である場合には改善を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（７）取組方針の精査等 取組方針及び遵守状況の評価方法を定期的に精査し、必要に応じ変更すること。善を行うこと。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
（８）文書管理による状況把握 (1)取組方針の策定、(2)管理体制の整備、(3)責任者等の配置等、(6)取組方針の遵守状況の確認等及び(7)取組方針の精査等の結果を記載した書面を作成、更新及び保管することにより、状況を把握すること。	□　実施している □　一部実施している □　実施していない	
Ⅰ－２		
１　工場等単位、設備単位での基本的実施事項		
（１）設備の運転効率化や生産プロセスの合理化等による生産性の向上を通じ、エネルギーの使用の合理化を図ること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（２）エネルギー管理に係る計量器等の整備を行うこと。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない （整備予定年　　年度）	
（３）エネルギー消費量の大きい設備の廃熱等の発生状況を、優先順位等をつけて把握・分析し課題を抽出すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（４）既存の設備に関し、エネルギー効率や老朽化の状況等を把握・分析し、エネルギーの使用の合理化の観点から更新、改造等の優先順位を整理すること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（５）エネルギーを消費する設備の選定、導入においては、エネルギー効率の高い機器を優先するとともに、その能力・容量に係る余裕度の最適化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
（６）休日や非操業時等においては、操業の開始及び停止に伴うエネルギー損失等を考慮した上でエネルギー使用の最小化に努めること。	□　実施している □　大半で実施している □　一部実施している □　実施していない	
Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置		
ISO50001の活用状況	□　認証取得している □　認証取得を検討している （取得予定年　　年度） □　検討していない	
全　体　評　価	総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している	

特定－第１０表　その他事業者が実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

４　エネルギーの使用の合理化に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	中長期計画作成指針	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄、「中長期計画作成指針」の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅡの３に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

５　非化石エネルギーへの転換に関する中長期計画書記載事項の実施状況

内容	該当する工場等	中長期計画書記載の有無	実施状況

備考　「内容」の欄の欄及び「該当する工場等」の欄には、昨年度以前で直近に提出した中長期計画書のⅣの２に記載した、本報告の報告対象年度に実施する予定の計画を記載すること。

６　新設した発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

設備の名称	
設備を設置した工場等の名称	
設備を設置した工場等の所在地	〒
運転開始年月日	
設備容量(kW)	
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））	
設計効率（発電端・HHV）(%)	
設備から得られる電気のエネルギー量(千kWh)	
設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量(GJ)	
設備に投入するエネルギー量(GJ)	
設備に投入する副生物のエネルギー量(GJ)	
設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量(GJ)	
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項	

備考　１　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、当該年度に運転開始したもののみ記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

２　「燃料種ごとの基本情報」の欄には、新設時に想定する項目を記入すること。

３　「設計効率」の欄には、新設時に想定する定格時の発電効率を記入すること。

４　バイオマス燃料若しくは副生物を石炭と混焼する場合又はバイオマス燃料を石炭以外の化石燃料と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料又は副生物の代わりに石炭等の化石燃料を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料又は副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。バイオマス燃料及び副生物を石炭と混焼する場合のみ、「設計効率」の欄にはバイオマス燃料及び副生物の代わりに石炭を使用することを想定した設計効率を記入し、括弧内にバイオマス燃料及び副生物を使用する場合の設計効率を記入すること。

５　「設備から得られる電気のエネルギー量」「設備から得られる熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入するエネルギー量」「設備に投入する副生物のエネルギー量」「設備に投入するバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、「設計効率」の欄に記入する発電効率の算出に関して用いた新設時に想定する年間の量を記入すること。

7　バイオマス混焼等を行う発電専用設備に関する事項（該当する事業者のみ記入）

報告対象年度													
設備の名称													
設備を設置した工場等の名称													
設備を設置した工場等の所在地	〒												
運転開始年月日													
設備容量（kW）													
設計効率（発電端・HHV）（%）													
燃料種ごとの基本情報（①燃料種名、②年間使用量、③熱量構成比（%）、④原料原産国（バイオマス燃料のみ記入））													
設備から得られた電気のエネルギー量（千kWh）													
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）													
設備に投入したエネルギー量（GJ）													
設備に投入した副生物のエネルギー量（GJ）													
設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量（GJ）													
月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
月別実績効率（発電端・HHV）（%）	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年間実績
発電専用設備の新設に当たっての措置の適用に関する配慮事項													

備考　1　電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、次に掲げるものについては本様式に毎年度記入すること。ただし、離島に設置したものは除く。

（１）バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（次に掲げるものを除く。）

（２）バイオマス燃料又は副生物を石炭と混焼し、平成31年度以降に発電専用設備の新設に当たっての措置の適用をうけるもの

2　「設計効率」の欄には、当該設備の新設時に報告した様式第９の特定－第10表６の「設計効率」の欄又は様式第21の特定－第10表６の「設計効率」の欄 に記入した数値を記入すること。

3　「設備から得られた電気のエネルギー量」「設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量」「設備に投入したエネルギー量」「設備に投入した副生物のエネルギー量」「設備に投入したバイオマス燃料のエネルギー量」の欄には、新設時に想定する年間の量を記入すること。

4　「月別バイオマス燃料又は副生物の熱量構成比」「月別実績効率」の欄のうち「４月」から「３月」の欄は、電気事業法第２条第１項第14号に定める発電事業の用に供する発電専用設備であって、バイオマス燃料を混焼し、平成 28 年度以降に運転開始したもの（１（２）に掲げるものを除く。）についてのみ記入すること。

5　「月別実績効率」の欄には、バイオマス燃料又は副生物を使用する場合の実績効率を記入すること。

8　屋根設置太陽光発電設備の設置状況

設置状況	出力	面積
設置済み	kW	㎡
年度設置予定	kW	㎡
年度設置予定	kW	㎡

屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等

耐震基準及び積載荷重 ＼ 1建屋あたりの屋根面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上
新耐震基準及び旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格建築物を除く。）	0kg/㎡以上 3kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	3kg/㎡以上 6kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	6kg/㎡以上 10kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	10kg/㎡以上	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	不明	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	小計	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物		㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
合計					㎡
					㎡

屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件

屋根面積	
屋根の積載荷重	
屋根形状	
建屋の築年数	
その他	

条件を満たす屋根の合計面積	㎡
条件を満たす屋根の合計面積のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの割合	%

備考　1　本表は、エネルギー管理指定工場等を合計した値を記載すること。なお、エネルギー管理指定工場等以外の工場等の値についても計上することができる。

2　設置予定の屋根太陽光発電設備の出力及び面積について、設置予定年度が３年度以上になる場合には、表の追加を行うこと。

3　屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等については、１建屋当たりの屋根面積及び積載荷重ごとに区分された報告欄に対して、上段に「屋根設置太陽光発電設備を設置済みの面積の合計（㎡）」、下段に「屋根の面積の合計（屋根設置太陽光発電設備以外の構造物が設置されている部分、特定用途に日常的に利用している部分及び他の法令において屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない部分の面積を除く。）（㎡）」を記入すること。なお、１建屋に耐震基準又は積載荷重の異なる屋根が複数ある場合は、それぞれの屋根を分けて該当する報告欄に計上すること。

4　新耐震基準の建築物とは、1981年（昭和56年）６月１日以降に建築確認が完了した建築物を指す。旧耐震基準の建築物とは、1981年（昭和56年）５月31日までに建築確認が完了した建築物を指す。既存耐震不適格建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第３項に定める既存耐震不適格建築物を指す。

5　屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件については、設置が可能と判断する条件を該当する欄に記入すること。

特定－第１１表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒		
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒		
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒		
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒		

特定－第１２表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号	工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒			
	〒			
	〒			
	〒			

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

特定－第１３表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
1	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
2	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2
3	工場等に係る事業の名称				
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣		t－CO_2	t－CO_2	t－CO_2

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて特定－第13表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第13表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて特定－第13表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している事業者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
2	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		
3	工場等に係る事業の名称		t－CO_2
	細分類番号		
	当該事業を所管する大臣		

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて特定－第13表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	t－CO_2

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 13 表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 13 表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、特定－第 13 表の４の５及び４の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、特定－第 13 表の６の７及び６の８に記載すること。

６の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　　別	合　計　量
１．	t－CO_2
２．	t－CO_2
３．	t－CO_2
４．	t－CO_2

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、特定－第 13 表の６の２、６の３及び６の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、特定－第 13 表の６の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、特定－第 13 表の６の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		t－CO_2	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t－CO_2	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t－CO_2	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		t－CO_2	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		t－CO_2	―
（うち再エネ電力由来）		t－CO_2	―
（うち再エネ熱由来）		t－CO_2	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。
４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。
５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。
６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。
７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。
８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	t－CO_2
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	t－CO_2
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		t－CO_2
④①～③の合計		t－CO_2
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧　⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

６の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	t－CO_2
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	t－CO_2
	③①及び②の合計	t－CO_2
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　①及び②の量の合計量
④　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

６の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
		$t-CO_2$
合　計　量		$t-CO_2$

備考　１　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
２　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
３　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
４　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
５　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、事業者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	$t-CO_2/kWh$		$t-CO_2$

備考　１　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
２　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
３　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
４　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
５　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

６の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t-CO_2$

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

６の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

認定－総括表　認定管理統括事業者及び管理関係事業者において、エネルギーの使用量が令第２条第１項に定める数値以上の事業者の一覧

１　認定管理統括事業者

認定管理統括事業者番号	認定管理統括事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

２　管理関係事業者

管理関係事業者番号	管理関係事業者の名称	法人名	法人名（英語表記）	法人番号	銘柄コード

認定－第１表　事業者の名称等

認定管理統括事業者番号 又は管理関係事業者番号	
特定排出者番号	
事業者の名称	
法人番号	
主たる事務所の所在地	〒
代表者の役職名	
代表者の氏名	
主たる事業	
細分類番号	

前回報告からの事業者の名称及び所在地についての変更の有無　　有・無

有の場合

変更前の事業者の名称　：

変更前の事業者の所在地　：〒

備考　「主たる事業」及び「細分類番号」の欄には、行っている事業について、日本標準産業分類の細分類に従い、分類の名称及び番号を記入すること。

認定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置を踏まえたエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度											
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量		連携省エネルギー措置を踏まえた使用量			
												連携分を除いたエネルギー使用量		連携分のエネルギー使用量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料	原油（コンデンセートを除く。）		kl												
	原油のうちコンデンセート（NGL）		kl												
	揮発油		kl												
	ナフサ		kl												
	ジェット燃料油		kl												
	灯油		kl												
	軽油		kl												
	Ａ重油		kl												
	Ｂ・Ｃ重油		kl												
	石油アスファルト		t												
	石油コークス		t												
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t												
		石油系炭化水素ガス	千m³												
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t												
		その他可燃性天然ガス	千m³												
	石炭	輸入原料炭	t												
		コークス用原料炭	t												
		吹込用原料炭	t												
		輸入一般炭	t												
		国産一般炭	t												
		輸入無煙炭	t												
	石炭コークス		t												
	コールタール		t												
	コークス炉ガス		千m³												
	高炉ガス		千m³												
	発電用高炉ガス		千m³												
	転炉ガス		千m³												
	その他	都市ガス	千m³												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
非化石燃料	黒液		t												
	木材		t												
	木質廃材		t												
	バイオエタノール		kl												
	バイオディーゼル		kl												
	バイオガス		千m³												
	その他バイオマス		t												
	RDF		t												
	RPF		t												
	廃タイヤ		t												
	廃プラスチック		t												
	廃油		kl												
	廃棄物ガス		千m³												
	混合廃材		t												
	水素		t												
	アンモニア		t												
	その他	（　　）	GJ												
		（　　）	GJ												
	小計		GJ												
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		産業用以外の蒸気	GJ												
		うち非化石	GJ												
		温水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		冷水	GJ												
		うち非化石	GJ												
		その（　　）	GJ												

| | | |

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度					
			使用量		連携分を除いたエネルギー使用量		連携省エネルギー分のエネルギー使用量	
			数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl	数値	原油換算 kl
月別	４月	千 kWh						
	５月	千 kWh						
	６月	千 kWh						
	７月	千 kWh						
	８月	千 kWh						
	９月	千 kWh						
	１０月	千 kWh						
	１１月	千 kWh						
	１２月	千 kWh						
	１月	千 kWh						
	２月	千 kWh						
	３月	千 kWh						
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh						
	需給が厳しい時間帯	千 kWh						
	その他の時間帯	千 kWh						
合計								

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

２　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

３　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

４　設置する指定工場等のうち最も多い事業所の日数を記載すること。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　１　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、設置する工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

２　ディマンド・リスポンス実施量は、設置する工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　証書等による非化石エネルギーの使用量の算出に係る情報

熱・電気の別	クレジット特定番号等	無効化及び償却日又は移転日	非化石エネルギー量
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh
□ 熱 □ 電気			GJ・kWh

備考　１　本表は、証書等の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた証書等の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　証書等は、無効化及び償却日又は移転日ごとに記載すること。

４　熱・電気の別の欄では、非化石熱の使用量を証する証書等である場合には熱を、非化石電気の使用量を証する証書等である場合には電気を選択すること。

５　クレジット特定番号等の欄には、無効化及び償却又は移転した証書等を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載し、非化石証書を記入する際は、「非化石証書」と記載すること。

６　無効化及び償却日又は移転日の欄には、無効化及び償却を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載し、非化石証書を記入する際には空欄とすること。

７　非化石エネルギー量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

８　本表に記載した全ての非化石エネルギー量について、事業者が無効化及び償却又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

１－７　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□ 熱 □ 電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	３．	GJ・kWh	kl	%

２　連携省エネルギー措置の実績

２－１　連携省エネルギー措置に係るエネルギー使用量の合計と省エネ効果

２－２　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量の算出の方法

２－３　連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量等

エネルギーの種類	換算係数		連携省エネルギー措置に係る実際のエネルギー使用量		連携省エネルギー措置に係る換算係数		連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギー使用量	
	数値	単位	数値	熱量GJ	数値	単位	数値	熱量GJ

認定－第３表　事業者の設置する工場等のうちエネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の一覧

現在の指定区分（指定区分に変更がある場合には、□を■とする）	エネルギー管理指定工場等番号	工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					
第　種（指定区分の変更手続きが必要□）			〒					

認定－第４表　現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であつて、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等の一覧

工場等の名称	工場等の所在地	日本標準産業分類における細分類番号				工場等に係る事業の名称	エネルギーの使用量（原油換算kl）
	〒						
	〒						
	〒						

備考　１　本表に記載した工場等については、当該工場等ごとに指定－第１表から第10表までに定められた事項を報告すること。

２　備考１の報告の際には、指定－第１表から第10表までの「エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等」を「現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等」とみなす。

３　備考１の報告の際には、指定－第１表の「エネルギー管理指定工場等番号」及び「エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先」の欄は記入不要。

認定－第５表　事業者の全体及び事業分類ごとのエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量等

排出年度：　　年度

１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類		エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素		
			燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素
事業者全体	主たる事業		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
	商標又は商号等				
1	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
2	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				
3	工場等に係る事業の名称		$t-CO_2$	$t-CO_2$	$t-CO_2$
	細分類番号				
	当該事業を所管する大臣				

備考　１　排出年度の欄には、当該年度を記載すること。

２　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した温室効果ガス算定排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素（廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く。）の欄には、燃料（都市ガスを含む。以下同じ。）の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）を記載すること。

５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

６　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、他人から供給された電気及び熱の使用に伴う二酸化炭素の欄には、次に掲げる方法により算定した量を合算した量を記載すること。

（１）次に掲げるアの量から、イ及びウの量を控除し、エの量を加算した量

ア　他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

イ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの無効化量

ウ　非化石電源二酸化炭素削減相当量

エ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものの移転量

（２）次に掲げるオの量から、カの量を控除し、キの量を加算した量

オ　他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

カ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの無効化量

キ　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものの移転量

７　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の１及び４の２にも、備考６（１）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の３及び４の４にも、備考６（１）のうちイからエまでに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の６の１にも、備考６（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の４の５及び４の６にも、備考６（２）のうちカ及びキに掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて認定－第５表の６の１にも、必要事項を記載すること。

８　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量のうち、燃料の使用に伴う二酸化炭素の排出量及び廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定－第５表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

９　本報告に係る事業者が、電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している場合は、本表に加えて認定－第５表の２に必要事項を記載すること。

１０　特定連鎖化事業者にあっては、商標又は商号等の欄に当該連鎖化事業に係る特定の商標、商号その他の表示について記載すること。

２　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設を設置している特定排出者に係る燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

番号	事業分類			エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素
事業者全体		主たる事業		$t-CO_2$
		細分類番号		
		当該事業を所管する大臣		
1	工場等に係る事業の名称			$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
2	工場等に係る事業の名称			$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			
3	工場等に係る事業の名称			$t-CO_2$
	細分類番号			
	当該事業を所管する大臣			

備考　１　番号１から３までの項には、事業分類ごとに合計した排出量を記載すること。なお、事業分類は、日本標準産業分類（細分類）ごととする。また、事業分類が４分類以上になる場合には、項の追加を行うこと。

２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて認定－第５表の６の７及び６の８にも必要事項を記載すること。

４　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令の規定に基づいて行うこと。

３　事業者の調整後温室効果ガス排出量

調整後温室効果ガス排出量	$t-CO_2$

備考　調整後温室効果ガス排出量の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより算定した量を記載する。

４の１　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の算定排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の２　調整後温室効果ガス排出量のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		
$t-CO_2/千m^3$		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の４　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の５　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４の６　調整後温室効果ガス排出量のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、調整後温室効果ガス排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

５　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。

２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の１及び４の２に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の３及び４の４に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、認定－第５表の４の５及び４の６に記載すること。

３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、認定－第５表の６の７及び６の８に記載すること。

６の１　温室効果ガス算定排出量又は調整後温室効果ガス排出量の算定に用いた国内認証排出削減量、海外認証排出削減量及び非化石電源二酸化炭素削減相当量

種　別	合　計　量
１．	$t-CO_2$
２．	$t-CO_2$
３．	$t-CO_2$
４．	$t-CO_2$

備考　本表の各欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定める国内認証排出削減量の種別ごとの合計量、環境大臣及び経済産業大臣が定める海外認証排出削減量の種別ごとの合計量並びに環境大臣及び経済産業大臣が定める非化石電源二酸化炭素削減相当量の種別ごとの合計量を記載すること。併せて、認定－第５表の６の２、６の３及び６の４に、本欄に記載した国内認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の５に、本欄に記載した海外認証排出削減量に係る情報を、認定－第５表の６の６に、本欄に記載した非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報を記載すること。

６の２　国内認証排出削減量に係る情報

削減量の種別			
クレジット特定番号等	無効化日又は移転日	無効化量又は移転量	方法論の種別
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
～		$t-CO_2$	再エネ電力由来・再エネ熱由来・その他
合　計　量		$t-CO_2$	―
（うち再エネ電力由来）		$t-CO_2$	―
（うち再エネ熱由来）		$t-CO_2$	―

備考　１　本表は、国内認証排出削減量の種別ごとに記載すること。

２　算定に用いた国内認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

３　国内認証排出削減量は、無効化日又は移転日ごとに記載すること。

４　クレジット特定番号等の欄には、無効化又は移転した国内認証排出削減量を特定する番号を、クレジットブロックのユニット開始番号とユニット終了番号を「～」でつなぐことにより記載すること。

５　無効化日又は移転日の欄には、排出量調整無効化を行った日付又は登録簿上に記載された移転の日付を記載すること。

６　無効化量は正の値、移転量は負の値で記載すること。

７　方法論の種別の欄には、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー電気の使用により削減されたものについては「再エネ電力由来」、国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギー熱の使用により削減されたものについては「再エネ熱由来」、その他の方法論によるクレジットについては「その他」に○をすること。

８　本表に記載した全ての国内認証排出削減量について、特定排出者が無効化又は移転を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の３　国内認証排出削減量のうち電力に係る情報及び非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報等

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン電力証書	$t-CO_2$
	②再エネ電力の導入に係るクレジット	$t-CO_2$
③非化石電源二酸化炭素削減相当量		$t-CO_2$
④①～③の合計		$t-CO_2$
⑤他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		$t-CO_2$

⑥電気事業者から小売供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2
⑦他人から供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2
⑧電気事業者から小売供給された電気の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量	t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン電力証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　非化石電源二酸化炭素削減相当量
④　①～③の量の合計量
⑤　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑥　⑤のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の基礎排出係数を乗じて算定した量
⑦　他人から供給された電気の使用量に、排出係数（電気事業者から供給された場合は電気事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量
⑧　⑦のうち、電気事業者から小売供給された電気の使用量に、電気事業者別の調整後排出係数を乗じて算定した量

６の４　国内認証排出削減量のうち熱に係る情報

国内認証排出削減量の種別ごとの量	①グリーン熱証書	t－CO_2
	②再エネ熱の導入に係るクレジット	t－CO_2
	③①及び②の合計	t－CO_2
④他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2
⑤他人から供給された熱の使用量に調整後排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量		t－CO_2

備考　本表の各欄には、それぞれ次に掲げる量を記載すること。
①　グリーンエネルギー二酸化炭素削減相当量認証制度において認証された量のうちグリーン熱証書に係る量
②　国内認証排出削減量のうち再生可能エネルギーの導入に係るクレジットの無効化量及び移転量の合計量
③　①及び②の量の合計量
④　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の基礎排出係数）を乗じて算定した量
⑤　他人から供給された熱の使用量に、排出係数（熱供給事業者から供給された場合は熱供給事業者別の調整後排出係数）を乗じて算定した量

６の５　海外認証排出削減量に係る情報

削減量の種別		
識別番号	無効化日	無効化量
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
		t－CO_2
合　計　量		t－CO_2

備考　1　本表は、海外認証排出削減量の種別ごとに記載すること。
2　算定に用いた海外認証排出削減量の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
3　識別番号の欄には、無効化した海外認証排出削減量を識別する番号の全て（制度記号、ホスト国名コード、クレジット発行国名コード、クレジットブロックのユニット開始番号、クレジットブロックのユニット終了番号、プロジェクト番号、クレジット発行回数、クレジット発行年及び排出削減年を示す、アルファベット、記号及び数字）を記載すること。
4　無効化日の欄には、排出量調整無効化を行った日付を記載すること。
5　本表に記載した全ての海外認証排出削減量について、特定排出者が無効化を行ったことを確認できる資料を添付すること。

６の６　非化石電源二酸化炭素削減相当量に係る情報

種　別	非化石証書の量	全国平均係数	補　正　率	種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量
	kWh	t－CO_2/kWh		t－CO_2

備考　1　本表は非化石証書の種別ごとに記載すること。
2　全国平均係数及び補正率の欄には、毎年度環境省及び経済産業省が公表する値を記載すること。
3　種別ごとの非化石電源二酸化炭素削減相当量の欄には、非化石証書の量に全国平均係数及び補正率を乗じて得られた非化石電源二酸化炭素削減相当量を記載すること。
4　算定に用いた非化石証書の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。
5　本表に記載した全ての非化石証書の量について、特定排出者が所有することを確認できる資料を添付すること。

６の７　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　1　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
2　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

６の８　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。
２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて当該燃料の製造者又は利用者と合意していることが確認できる書類を添付すること。
３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

７　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。
２　同法第32条第１項の規定による情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。
３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付すること。

エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等単位の報告

指定－第１表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等の名称等

エネルギー管理指定工場等番号	
当該工場等の名称	
当該工場等の所在地	〒
主たる事業	
細分類番号	
エネルギー管理者（員）の職名・氏名・連絡先	職名 氏名 エネルギー管理士免状番号又は講習修了番号 電話（　　－　　－　　） FAX（　　－　　－　　） メールアドレス

指定－第２表 事業者のエネルギーの使用量等

１－１　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等のエネルギーの使用量等

エネルギーの種類			単位	年度							
				使用量		他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量		販売した副生エネルギーの量		購入した未利用熱の量	
				数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ	数値	熱量GJ
化石燃料		原油（コンデンセートを除く。）	kl								
		原油のうちコンデンセート（NGL）	kl								
		揮発油	kl								
		ナフサ	kl								
		ジェット燃料油	kl								
		灯油	kl								
		軽油	kl								
		Ａ重油	kl								
		Ｂ・Ｃ重油	kl								
		石油アスファルト	t								
		石油コークス	t								
	石油ガス	液化石油ガス（LPG）	t								
		石油系炭化水素ガス	千m³								
	可燃性天然ガス	液化天然ガス（LNG）	t								
		その他可燃性天然ガス	千m³								
	石炭	輸入原料炭	t								
		コークス用原料炭	t								
		吹込用原料炭	t								
		輸入一般炭	t								
		国産一般炭	t								
		輸入無煙炭	t								
		石炭コークス	t								
		コールタール	t								
		コークス炉ガス	千m³								
		高炉ガス	千m³								
		発電用高炉ガス	千m³								
		転炉ガス	千m³								
	その他	都市ガス	千m³								
		（　　）	GJ								
		小計	GJ								
非化石燃料		黒液	t								
		木材	t								
		木質廃材	t								
		バイオエタノール	kl								
		バイオディーゼル	kl								
		バイオガス	千m³								
		その他バイオマス	t								
		RDF	t								
		RPF	t								
		廃タイヤ	t								
		廃プラスチック	t								
		廃油	kl								
		廃棄物ガス	千m³								
		混合廃材	t								
		水素	t								
		アンモニア	t								
	その他	（　　）	GJ								
		（　　）	GJ								
		小計	GJ								
熱	他者から購入した熱	産業用蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ								
		産業用以外の蒸気	GJ								
		うち非化石	GJ								
		温水	GJ								
		うち非化石	GJ								
		冷水	GJ								

電気	電気事業者からの買電	電気事業者	千kWh										
		うち非化石	千kWh										
	上記以外の買電	オフサイト型PPA（重み付けなし）	千kWh										
		オフサイト型PPA（重み付けあり）	千kWh										
		自己託送（非燃料由来の非化石電気）	千kWh										
		上記以外の自己託送	千kWh										
		うち非化石	千kWh										
		重み付け非化石	千kWh										
		（　　）	千kWh										
		うち非化石	千kWh										
		重み付け非化石	千kWh										
		他事業所からの供給	千kWh										
		うち非化石	千kWh										
		重み付け非化石	千kWh										
	自家発電	太陽光	千kWh										
			kW										
		風力	千kWh										
			kW										
		地熱	千kWh										
			kW										
		水力	千kWh										
			kW										
		その他非燃料由来の非化石（　　）	千kWh										
			kW										
		その他非燃料由来の非化石（　　）	千kWh										
			kW										
		その他燃料 化石	千kWh		※1								
		その他燃料 非化石	千kWh		※1								
		その他熱 化石	千kWh		※1								
		その他熱 非化石	千kWh		※1								
		小計	千kWh										
		うち非化石	千kWh										
		重み付け非化石	千kWh										
合計 GJ													
うち非化石 GJ													
原油換算 kl					ⓐ						ⓑ		ⓑ’
うち非化石 kl													
前年度原油換算 kl													
対前年度比（%）													

電気	上記以外の買電	うち非化石	GJ										
		その他（　　）	GJ										
		その他うち非化石	GJ										
	その他使用した熱	地熱	GJ										
		温泉熱	GJ										
		太陽熱	GJ										
		雪氷熱	GJ										
		その他（　　）	GJ										
		その他（　　）	GJ										
	小計		GJ										
	うち非化石		GJ										

備考　1　他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した燃料の使用量については、自ら使用する熱・電気を発生ために使用する化石燃料及び非化石燃料も含めた全体のエネルギー使用量の内数とすること。

2　※1欄に記入する熱量換算値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値を用いること。また、この熱量換算値は小計欄には含めないこと。

１－２　電気需要最適化を踏まえた電力使用量の内訳

時間帯		単位	年度 使用量 数値	年度 使用量 原油換算 kl
月別	４月	千 kWh		
	５月	千 kWh		
	６月	千 kWh		
	７月	千 kWh		
	８月	千 kWh		
	９月	千 kWh		
	１０月	千 kWh		
	１１月	千 kWh		
	１２月	千 kWh		
	１月	千 kWh		
	２月	千 kWh		
	３月	千 kWh		
時間帯別	出力制御時間帯	千 kWh		
	需給が厳しい時間帯	千 kWh		
	その他の時間帯	千 kWh		
合計		千 kWh		

備考　１　事業者単位で月別・時間帯別のいずれか１つを選択して記入すること。なお、時間帯別による報告の際は、30 分単位又は 60 分単位で計測した電気の使用量について、出力制御時間帯、需給が厳しい時間帯又はその他の時間帯にそれぞれ集計したものを記入すること。

２　原油換算 kl 欄には、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める月別電気需要最適化係数又は時間帯別電気需要最適化係数を考慮した値を記入すること。

１－３　電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数

電気の需要の最適化に資する措置を実施した日数	日

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行った日数を記載すること。

２　ディマンド・リスポンスとは、電気の需給に係る状況の変動に応じて電気の需要量を増加又は減少させることをいう。

３　１日に数回ディマンド・リスポンスの対応を行った場合にも、「１日」として報告を行うこと。

１－４　電気の需要の最適化に資する措置の実績値等（任意で報告を求める事項）

アグリゲーター等とのディマンド・リスポンスに関する契約の状況		
ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量	下げディマンド・リスポンス	kW
	上げディマンド・リスポンス	kW
ディマンド・リスポンス実施量	下げディマンド・リスポンス	kWh
	上げディマンド・リスポンス	kWh
	需給調整市場約定量	kWh

備考　１　ディマンド・リスポンス実施時の最大供給容量は、当該工場等におけるディマンド・リスポンス実施時の最も大きい値を記載すること。

２　ディマンド・リスポンス実施量は、当該工場等における年度の合計量を記載すること。

１－５　電気の需要の最適化に資する措置を実施するにあたり活用した設備（任意で報告を求める事項）

自家発電設備	
電気を消費する機械器具	
空気調和設備	
蓄電池及び蓄熱システム	
その他	

備考　１　ディマンド・リスポンスの対応を行うにあたり設置する当該工場等で活用した設備を報告すること。

１－６　熱・電気供給事業者から購入した熱・電気の種別及び非化石割合に係る情報

熱・電気の別	メニュー名	使　用　量		熱・電気供給事業者から購入した熱・電気における非化石割合
□ 熱 □ 電気	１．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	２．	GJ・kWh	kl	%
□ 熱 □ 電気	３．	GJ・kWh	kl	%

指定－第３表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する設備及びエネルギーを消費する主要な設備の概要、稼働状況及び新設、改造又は撤去の状況

	設備の名称	設備の概要	稼働状況	新設、改造又は撤去の状況
エネルギーの使用の合理化に関する設備				
上記以外のエネルギーを消費する主要な設備				

指定－第４表　エネルギーの使用量と密接な関係をもつ値

	年度	対前年度比（%）
生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値　（名称：　　）（単位：　　）	ⓒ	

指定－第５表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況

1　エネルギー消費原単位

	年度	対前年度比（%）
原単位＝ エネルギー使用量（原油換算kl）（指定-第２表ⓐ’－ⓑ－ⓑ’） ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値（指定-第４表ⓒ）		

備考　ⓐ’はⓐの非化石燃料に対して、エネルギーの使用の合理化に関する判断基準で定める補正係数を乗じたエネルギー使用量を記入すること。

2　電気需要最適化評価原単位

		年度	対前年度比（%）
電気需要最適化評価原単位	＝ 電気需要最適化時間帯買電量評価後のエネルギー使用量(原油換算 kl) ／ 生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値(指定－第４表ⓒ)		

3　非化石エネルギーの使用状況

		年度
非化石電気の使用状況	＝ 補正後の非化石電気 合計原油換算 kl ／ 補正後の電気 合計原油換算 kl	%

備考　以下に示すエネルギー種等について勘案して算出すること。

①他者に供給する熱・電気を発生させるために使用した化石燃料及び非化石燃料を分母分子から控除。

②「重み付け非化石」に該当する電気については、非化石エネルギーへの転換に関する判断基準で定める方法により補正した使用量を算入すること。

指定－第６表　過去５年度間のエネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況の変化状況

1　エネルギー消費原単位

	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
エネルギー消費原単位						
対前年度比（%）		ⓓ	ⓔ	ⓕ	ⓖ	

2　電気需要最適化評価原単位

電気の使用量の集計区分			□　月別	□　時間帯別		
	年度	年度	年度	年度	年度	５年度間平均原単位変化
電気需要最適化評価原単位						
対前年度比（%）		ⓓ’	ⓔ’	ⓕ’	ⓖ’	

3　非化石エネルギーの使用状況

	年度	年度	年度	年度	年度	目標年度
非化石電気の使用状況	%	%	%	%	%	%

指定－第７表　エネルギー消費原単位、電気需要最適化評価原単位及び非化石エネルギーの使用状況が改善できなかった場合の理由

１　過去５年度間のエネルギー消費原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（イ）又はエネルギー消費原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ロ）の理由

（イ）の理由
（ロ）の理由

備考　（イ）及び（ロ）共に該当する場合、双方記載すること。

２　過去５年度間の電気需要最適化評価原単位が年平均１％以上改善できなかった場合（ハ）又は電気需要最適化評価原単位が前年度に比べ改善できなかった場合（ニ）の理由

（ハ）の理由
（ニ）の理由

備考　（ハ）及び（ニ）共に該当する場合、双方記載すること。

３　非化石エネルギーの使用状況が向上しなかった場合の理由

指定－第８表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する判断の基準の遵守状況（１又は２のいずれかに記入すること。）

１　工場等であつて専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第１号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置	対象項目別評価点
（１）　空気調和設備、換気設備	空気調和設備、換気設備の管理	空気調和設備、換気設備に関する計測及び記録	空気調和設備、換気設備の保守及び点検	空気調和設備、換気設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（２）　ボイラー設備、給湯設備	ボイラー設備、給湯設備の管理	ボイラー設備、給湯設備に関する計測及び記録	ボイラー設備、給湯設備の保守及び点検	ボイラー設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（２）－２　太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □一部設定済（　　％） □　未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（３）　照明設備、昇降機、動力設備	照明設備、昇降機の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、動力設備の保守及び点検	照明設備、昇降機の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		
（４）　受変電設備	受変電設備の管理	受変電設備に関する計測及び記録	受変電設備の保守及び点検	受変電設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □　設定済 □　一部設定済（　　％） □　未設定	□　新設・更新の際、判断基準どおり措置した □　新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □　当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □　実施している □　一部実施している □　実施していない		

BEMS				BEMSの新設・更新に当たっての措置 □ BEMSを採用した □ BEMSを採用していない
（5）－1　ガスタービン、蒸気タービン、ガスエンジン等専ら発電のみに供される設備（発電専用設備）、コージェネレーション設備	発電専用設備、コージェネレーション設備の管理	発電専用設備、コージェネレーション設備に関する計測及び記録	発電専用設備、コージェネレーション設備の保守及び点検	発電専用設備、コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（5）－2　太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検	
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（6）　事務用機器、民生用機器	事務用機器の管理			事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定			□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない			
（7）　業務用機器	業務用機器の管理	業務用機器に関する計測及び記録	業務用機器の保守及び点検	業務用機器の新設・更新に当たっての措置
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（8）　その他エネルギーの使用の合理化	事業場の居室等を賃貸している事業者は、事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）に対するエネルギー使用量についての情報提供 □ 情報提供している □ 一部の賃借事業者に情報提供している □ 情報提供していない			
	データセンター業におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上であるデータセンター事業者は、令和11年度以降に新設されたデータセンターを運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する場合の基準エネルギー効率の遵守 □ 遵守している □ 遵守していない			
全体評価			総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している	

２－１　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く工場等）における判断の基準の遵守状況（法第５条第１項第２号関係）

対象項目（設備）	運転の管理	計測及び記録	保守及び点検	新設・更新に当たっての措置	対象項目別評価点
（1）　燃料の燃焼の合理化	燃料の燃焼の管理	燃料の燃焼に関する計測及び記録	燃焼設備の保守及び点検	燃焼設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（2）　加熱及び冷却並びに伝熱の合理化					
（2－1）　加熱設備等	加熱及び冷却並びに伝熱の管理	加熱等に関する計測及び記録	加熱等を行う設備の保守及び点検	加熱等を行う設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（2－2）　空気調和設備、給湯設備	空気調和設備、給湯設備の管理	空気調和設備、給湯設備に関する計測及び記録	空気調和設備、給湯設備の保守及び点検	空気調和設備、給湯設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（2－2）－2 太陽熱利用機器等			太陽熱利用機器等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（3）　廃熱の回収利用	廃熱の回収利用の基準	廃熱に関する計測及び記録	廃熱回収設備の保守及び点検	廃熱回収設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない	

	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	□ 当該年度に設備を新設・更新していない	
（4） 熱の動力等への変換の合理化					
（4－1） 蒸気駆動の動力設備	蒸気駆動の動力設備の管理	蒸気駆動の動力設備に関する計測及び記録	蒸気駆動の動力設備の保守及び点検	蒸気駆動の動力設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（4－2） 発電専用設備	発電専用設備の管理・高効率化に向けた取組	発電専用設備に関する計測及び記録	発電専用設備の保守及び点検	発電専用設備の新設に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	熱利用 □ 実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設の際、判断基準どおり措置した □ 新設の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	バイオマス・水素・アンモニア混焼 □ 実施している □ 実施していない 副生物混焼 □ 実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（4－2）－2 太陽光発電設備等			太陽光発電設備等の保守及び点検		
			保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定		
			管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（4－3） コージェネレーション設備	コージェネレーション設備の管理・高効率化に向けた取組	コージェネレーション設備に関する計測及び記録	コージェネレーション設備の保守及び点検	コージェネレーション設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	熱利用 □ 実施している □ 実施していない	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	バイオマス・水素・アンモニア混焼 □ 実施している □ 実施していない 副生物混焼 □ 実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	
（5） 放射、伝導、抵抗等によるエネルギーの損失の防止					

（5－1） 放射、伝導等による熱の損失の防止		熱の損失に関する計測及び記録	熱利用設備の保守及び点検	熱利用設備の新設・更新に当たっての措置	
		計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
		管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（5－2） 抵抗等による電気の損失の防止	受変電設備及び配電設備の管理	受変電設備及び配電設備に関する計測及び記録	受変電設備及び配電設備の保守及び点検	受変電設備及び配電設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（6） 電気の動力、熱等への変換の合理化					
（6－1） 電動力応用設備、電気加熱設備等	電動力応用設備、電気加熱設備等の管理	電動力応用設備、電気加熱設備等に関する計測及び記録	電動力応用設備、電気加熱設備等の保守及び点検	電動力応用設備の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
（6－2） 照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器	照明設備、昇降機、事務用機器の管理	照明設備に関する計測及び記録	照明設備、昇降機、事務用機器の保守及び点検	照明設備、昇降機、事務用機器、民生用機器の新設・更新に当たっての措置	
	管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	計測及び記録に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	保守及び点検に関する管理標準の設定の状況 □ 設定済 □ 一部設定済（　　%） □ 未設定	□ 新設・更新の際、判断基準どおり措置した □ 新設・更新の際、判断基準どおり措置していない □ 当該年度に設備を新設・更新していない	
	管理標準に定めている管理の状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている計測及び記録の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない	管理標準に定めている保守及び点検の実施状況 □ 実施している □ 一部実施している □ 実施していない		
全体評価		総合評価点　　点 評価結果　判断基準に適合している			

２－２　工場等（専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等を除く。）に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備の発電効率等の状況に関し、参考となる情報（出力が 1,000kW 以上の発電専用設備又はコージェネレーション設備のみ記入）

発電所の名称						
施設番号（設備の名称）						
型式						
出力（kW）						
設備の用途						
実績効率（%）						
設計効率（%）						
燃料種ごとの基本情報						
燃料種						
年間使用量（GJ）						
熱量構成比（%）						
設備に投入する排熱エネルギーの有無						
設備から得られた電気のエネルギー量（千 kWh）						
高効率化に向けた取組						
設備から得られた熱のエネルギーのうち熱として活用された量（GJ）						
設備に投入したバイオマスのエネルギー量（GJ）						
バイオマスの種類						
設備に投入した水素のエネルギー量（GJ）						
設備に投入したアンモニアのエネルギー量（GJ）						
設備に投入した副生物・廃棄物のエネルギー量（GJ）						
副生物・廃棄物の種類						
その他設備の高効率化に向けた取組						
調整力稼働による補正値（%）						

備考　１　本表には、工場等に設置する発電専用設備又はコージェネレーション設備単位の情報を記入すること。

２　「施設番号」欄には、複数のボイラー、タービンが蒸気配管等を通じて一体的な構成となっている場合は、一体での効率計算を行うユニット番号を全て記入すること。

３　「設備の用途」欄には、「電気事業用」又は「自家消費用」を記入すること。

４　「実績効率」及び「設計効率」欄には、複数のユニットがある場合は、それぞれのユニットの加重平均値を記入すること。

５　「調整力稼働による補正値」欄には、石炭火力電力供給業であって、判断基準の別表第７　備考２に規定する補正値を加算する場合に、当該補正値及びその算定式を記入すること。

指定－第９表　その他実施した措置

１　エネルギーの使用の合理化に関する事項

措　置　の　概　要

２　電気の需要の最適化に資する措置に関する事項

措　置　の　概　要

３　非化石エネルギーへの転換に関する事項

措　置　の　概　要

4　屋根設置太陽光発電設備の設置状況

設置状況	出力	面積
設置済み	kW	㎡
年度設置予定	kW	㎡
年度設置予定	kW	㎡

屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等					
耐震基準及び積載荷重 ＼ 1建屋あたりの屋根面積		1,000㎡未満	1,000㎡以上2,000㎡未満	2,000㎡以上3,000㎡未満	3,000㎡以上
新耐震基準及び旧耐震基準の建築物（既存耐震不適格建築物を除く。）	0kg/㎡以上 3kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	3kg/㎡以上 6kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	6kg/㎡以上 10kg/㎡未満	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	10kg/㎡以上	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	不明	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
	小計	㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
旧耐震基準の建築物のうち、既存耐震不適格建築物		㎡	㎡	㎡	㎡
		㎡	㎡	㎡	㎡
合計					㎡
					㎡

屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件	
屋根面積	
屋根の積載荷重	
屋根形状	
建屋の築年数	
その他	

条件を満たす屋根の合計面積	㎡
条件を満たす屋根の合計面積のうち、屋根設置太陽光発電設備を設置済みの割合	%

備考　1　設置予定の屋根太陽光発電設備の出力及び面積について、設置予定年度が３年度以上になる場合には、表の追加を行うこと。

2　屋根設置太陽光発電設備を設置済みの屋根面積等については、１建屋当たりの屋根面積及び積載荷重ごとに区分された報告欄に対して、上段に「屋根設置太陽光発電設備を設置済みの面積の合計（㎡）」、下段に「屋根の面積の合計（屋根設置太陽光発電設備以外の構造物が設置されている部分、特定用途に日常的に利用している部分及び他の法令において屋根設置太陽光発電設備の設置が認められない部分の面積を除く。）（㎡）」を記入すること。なお、１建屋に耐震基準又は積載荷重の異なる屋根が複数ある場合は、それぞれの屋根を分けて該当する報告欄に計上すること。

3　新耐震基準の建築物とは、1981 年（昭和 56 年）６月１日以降に建築確認が完了した建築物を指す。旧耐震基準の建築物とは、1981 年（昭和 56 年）５月 31 日までに建築確認が完了した建築物を指す。既存耐震不適格建築物とは、建築物の耐震改修の促進に関する法律第５条第３項に定める既存耐震不適格建築物を指す。

4　屋根設置太陽光発電設備を設置済み又は設置する予定である屋根等の条件については、設置が可能と判断する条件を該当する欄に記入すること。

指定－第１０表　エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等におけるエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素	t－CO_2
	廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素	t－CO_2

備考　1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴うものを除く二酸化炭素の欄には、次に掲げる量（他人への電気又は熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

（１）燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（廃棄物の燃料としての使用及び廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を除く。）

（２）他人から供給された電気の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

（３）他人から供給された熱の使用量に排出係数を乗じて算定した二酸化炭素の排出量

2　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄のうち、廃棄物の原燃料使用に伴う二酸化炭素の欄には、廃棄物の燃料としての使用又は廃棄物を原材料とする燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量（他人への熱の供給に係るものを除く。）の合計量を記載すること。

3　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量に、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第 10 表の３の１にも、備考１（２）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第 10 表の３の２にも、備考１（３）に掲げる量が含まれる場合は、本表に加えて指定－第 10 表の３の３にも、必要事項を記載すること。

4　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の算定において、二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第 10 表の５の１及び５の２にも必要事項を記載すること。

2　電気事業の用に供する発電所又は熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等において燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量

エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素	t－CO_2

備考　1　本報告に係る工場等が、主たる事業として行う電気事業の用に供する発電所又は主たる事業として行う熱供給事業の用に供する熱供給施設が設置されている工場等である場合は、エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の温室効果ガス算定排出量の欄には、燃料の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量を記載すること（他人への電気又は熱の供給に係るものを含む。）。

2　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、本表に加えて指定－第 10 表の５の１及び５の２にも必要事項を記入すること。

3の1　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		
t－CO_2/千m^3		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の２　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		
t－CO_2/kWh		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

３の３　エネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素のうち、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数

係数の値	係数の根拠	係数の適用範囲
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		
t－CO_2/GJ		

備考　本表の各欄には、温室効果ガス算定排出量の算定において、他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数について、係数の値、当該係数の根拠及び適用範囲を記載すること。

４　地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数の内容

備考　１　本表の各欄には、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める算定方法又は係数と異なる算定方法又は係数を用いた場合に、当該算定方法又は係数の内容について説明すること。
２　都市ガスの使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の１に記載すること。他人から供給された電気の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の２に記載すること。他人から供給された熱の使用に伴う二酸化炭素の排出量の算定に用いた係数については、指定－第 10 表の３の３に記載すること。
３　二酸化炭素を大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した場合であって、当該二酸化炭素の量を控除した場合は、指定－第10表の５の１及び５の２に記載すること。

５の１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量

大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	t－CO_2

備考　１　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量の欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者又は利用者と排出量を控除することについて合意しているものの量を記載すること。
２　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、その合計量を記載すること。

５の２　大気中に排出せずに回収し、燃料の製造の用に供した二酸化炭素に関する情報

控除する二酸化炭素の種別		
回収した二酸化炭素に係る情報	回収した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該二酸化炭素を回収した者	
	当該二酸化炭素を回収した年月日	
	当該二酸化炭素を回収した地点	
	当該二酸化炭素の発生由来	
回収した二酸化炭素の使途に係る情報	当該燃料の製造の用に供した二酸化炭素の量	$t-CO_2$
	当該燃料の製造者	
	当該二酸化炭素を引き渡した年月日	
	当該燃料の製造地点	
	当該燃料の種類	

備考　１　本表の各欄には、大気中に排出せずに回収し、燃料（水素等及び二酸化炭素から合成した気体の燃料に限る。）の製造の用に供した二酸化炭素のうち、当該燃料の製造者と排出量を控除することについて合意しているものについて記載すること。

２　本表に記載した二酸化炭素の量を、温室効果ガス算定排出量の算定において控除した場合には、本表に記載した情報について証明できる書類及び当該二酸化炭素の排出量を控除することについて合意していることが確認できる書類を添付すること。

３　控除する二酸化炭素の種別が二以上になる場合には、表の追加を行うこと。

６　権利利益の保護に係る請求及び情報の提供の有無

権利利益の保護に係る請求の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無	その他の関連情報の提供の有無（該当するものに○をすること）	１．有 ２．無

備考　１　本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る報告が地球温暖化対策の推進に関する法律第27条第１項の請求に係るものである場合は、左欄「１．有」に○をすること。

２　同法第32条第１項の規定による本エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー管理指定工場等又は管理関係エネルギー管理指定工場等に係る情報の提供がある場合は右欄「１．有」に○をすること。

３　本表の「１．有」に該当する場合は、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく命令に定める書類を本報告に添付する。

備　考

１　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

２　文字は、かい書で、インキ、タイプによる印字等により明確に記入すること。

３　報告書冒頭の※印を付した「受理年月日」欄及び「処理年月日」欄は記入しないこと。

４　特定－第１表の特定排出者番号の欄には、環境大臣及び経済産業大臣が定めるところにより付された番号を記入すること。

５　特定－第２表１－１の使用量の欄には、特定事業者にあっては、設置している全ての工場等の、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）にあっては、設置している全ての工場等及び加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る全ての工場等の、認定管理統括事業者にあっては、設置している全ての工場等（当該認定管理統括事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）及び管理関係事業者が設置している全ての工場等（当該管理関係事業者が特定連鎖化事業者である場合にあっては、当該者が行う連鎖化事業の加盟者が設置している当該連鎖化事業に係る工場等を含む。以下同じ。）の前年度におけるエネルギーの使用量及び連携省エネルギー措置に関して使用したこととされるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

６　指定－第２表１－１には、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種管理関係エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の前年度におけるエネルギーの使用量を、エネルギーの種類ごとに固有単位での値及び熱量換算した値を記入すること。

７　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の使用していない種類のエネルギーの欄は、省略することができる。

８　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の販売した副生エネルギーの量の欄には、エネルギーの種類ごとに販売したエネルギーを記入すること。

９　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の購入した未利用熱の量の欄には、熱の種類ごとに購入したエネルギーを記入すること。

１０　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「その他の燃料」の「都市ガス」の下の欄には、製油所ガス等の燃料の種類を（　）内に記入し、その使用量を記入すること。複数の種類を記入するときは、新たに欄を設けて記入すること。

１１　販売した電気の量は、特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の「販売した副生エネルギーの量」の欄に記入すること。

１２　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の「自家発電」の販売した副生エネルギーの量の欄に記入する熱量換算した値は、電気の量１千キロワット時を熱量8.64ギガジュールとして換算した値、又は当該電気を発生させるために使用した燃料の発熱量に換算した値を用いること。

１３　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のGJを単位として記入するものについては、必要に応じ、単位をTJ（ﾃﾗｼﾞｭｰﾙ）、PJ（ﾍﾟﾀｼﾞｭｰﾙ）に代えて記入することができる。

１４　特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１のエネルギーの使用量の合計を算出する場合には、エネルギーとエネルギーから発生した副生物の両者を加算することを要しない。なお、この際、加算しなかったエネルギーの種類及びその量を特定－第２表１－１及び指定－第２表１－１の下に注記すること。

１５　特定－第２表１－１、特定－第４表、特定－第６表、指定－第２表、指定－第４表、指定－第５表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を記入すること。また、各表の「対前年度比」の欄には、前年度に提出した定期報告書において記載した値（指定－第４表及び指定－第５表については、前年度値は原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値）を用いて算出し、記入すること。算出方法は、以下のとおり。

$$\text{対前年度比（\%）} = \frac{\text{当該年度値}}{\text{前年度値}} \times 100\ (\%)$$

１６　特定－第３表の欄Ⓔ及び指定－第４表の欄Ⓒの「生産数量又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値」には、生産量、生産額等又は建物延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係をもつ値を記載し、その名称及び単位を（　）内に記入すること。いずれを選択するかについては、年間を通じ同一のものとし、前年度以前に報告をした場合には、原則としてその際に記載したものと同一のものを記載すること。なお、一つの工場において複数の製品を生産し

ている場合等においては、当該工場における主たる製品を定め、主たる製品の生産量と、その他の製品を生産するのに要したエネルギー量で主たる製品を生産したとした場合の主たる製品の生産量を合計した値を工場全体の生産数量として記載することができる。

１７　特定－第３表及び指定－第５表の「原単位」とは、単位生産数量等当たりのエネルギー消費量をいう。

１８　特定－第３表１－１、１－２における事業者の全体又は事業分類ごとのエネルギー消費原単位等の求め方は、以下のとおりとする（連携省エネルギー措置を踏まえる場合、「-1」を「-2」と読み替えるものとする。）。

（１）特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等を、日本標準産業分類細分類番号（４桁）ごと（以下「事業分類ごと」という。）に整理する。ただし、事業の分類番号が同一であっても事業の内容が異なる場合には、事業の内容ごとに整理することができる。

（２）事業ごとに、生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）について検討すること。

（３）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・　（Ⓐ-1）
②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ-1）、（Ⓥ-1）を求めることにより、事業者全体のエネルギー消費原単位（Ⓦ-1）＝（Ⓤ-1）／（Ⓥ-1）が求められる。
⑧（Ⓦ-1）と前年度の原単位（Ⓧ-1）の比・・・（Ⓨ-1）

（４）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の原単位（Ⓦ-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の原単位の対前年度比（Ⓩ-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1）
②非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ-1）
⑥事業分類ごとの（Ⓒ-1）の値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧エネルギー消費原単位・・・（Ⓒ-1）/Ⓔ＝（Ⓕ-1）
⑨前年度のエネルギー消費原単位・・・（Ⓖ-1）
⑩事業分類ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ-1）
⑪事業ごとのエネルギー消費原単位の対前年度比（Ⓗ-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ-1）＝（①-1）＋（②-1）＋（③-1）＋・・・

１９　特定－第３表２－１、２－２における事業者の全体又は事業分類ごとの電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（以下「電気需要最適化評価原単位」という。）等の求め方は、以下のとおりとする。なお、特定事業者が設置する全ての工場等又は特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等の事業分類、(Ⓒ-1)の構成割合（Ⓓ-1）、事業ごとの生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値（Ⓔ）については、特定－第３表１における算定と同じとすること。

（１）Ⓔがそれぞれの事業で同じ単位、若しくは共通のⒺに換算可能であり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出可能な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・　（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑦事業分類ごとの（Ⓒ’-1）及びⒺを事業者全体で合計し、それぞれの合計値（Ⓤ’-1）、Ⓥを求めることにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）＝（Ⓤ’-1）／Ⓥが求められる。
⑧（Ⓦ’-1）と前年度の原単位（Ⓧ’-1）の比・・・（Ⓨ’-1）

（２）Ⓔが事業ごとに異なり、事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難な場合は、事業分類ごとに、以下の数値を記入していくことにより、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓩ’-1）を求める。

①エネルギーの使用量の合計（原油換算 kl）・・・（Ⓐ-1）
②電気需要最適化及び非化石燃料の補正を踏まえたエネルギーの使用量（原油換算 kl）・・・（Ⓐ’-1’）
③販売した副生エネルギーの量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ
④購入した未利用熱の量の合計（原油換算 kl）・・・ Ⓑ’
⑤（Ⓐ-1’）－Ⓑ－Ⓑ’・・・（Ⓒ’-1）
⑥事業分類ごとのⒸの値の、事業者全体の合計値に対する構成割合（%）・・・（Ⓓ-1）
⑦生産数量又は建物の延床面積その他のエネルギーの使用量と密接な関係を持つ値・・・Ⓔ
⑧電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓒ’-1）/Ⓔ＝（Ⓕ’-1）
⑨前年度の電気需要最適化評価原単位・・・（Ⓖ’-1）
⑩事業分類ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（%）・・・（Ⓗ’-1）
⑪事業ごとの電気需要最適化評価原単位の対前年度比（Ⓗ’-1）を（Ⓓ-1）の重みで加重平均し、事業者全体の電気需要最適化評価原単位の対前年度比を求める。（Ⓩ’-1）＝（①’-1）＋（②’-1）＋（③’-1）＋・・・

２０　特定－第４表及び指定－第６表の上段の欄には、当該年度を含む直近５年間の年度を記入すること。また、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。
なお、特定－第３表１及び２において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。
また、連携省エネルギー措置を実施している場合は、「エネルギー消費原単位」及び「電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄には記載せず、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」、並びにそれぞれの「対前年度比」の欄に、原則として当該年度値の算定に使用した計算式により算定した値を記入すること。その際、特定－第３表３及び４において事業者全体の原単位（Ⓦ-1）及び事業者全体の電気需要最適化評価原単位（Ⓦ’-1）が算出困難であった場合は、「連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位」及び「連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位」は空欄とし、「対前年度比」に（Ⓩ-1）及び（Ⓩ’-1）を記入すること。

２１　特定－第４表及び指定－第６表の「５年度間平均原単位変化」の欄には、エネルギー消費原単位及び電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位及び連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位の過去５年度間の対前年度比をそれぞれ乗じた値の４乗根となる値を記入すること。算出方法は、以下のとおり。

（１）エネルギー消費原単位又は連携省エネルギー措置を加味したエネルギー消費原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（Ⓙ-1）×（Ⓚ-1）×（Ⓛ-1）×（Ⓜ-1））$^{1/4}$（%）又は
５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ×ⓔ×ⓕ×ⓖ）$^{1/4}$（%）

（２）電気需要最適化評価原単位又は連携省エネルギー措置を加味した電気需要最適化評価原単位

５年度間平均原単位変化（%）＝（（Ⓙ’-1）×（Ⓚ’-1）×（Ⓛ’-1）×（Ⓜ’-1））$^{1/4}$（%）又は
５年度間平均原単位変化（%）＝（ⓓ’×ⓔ’×ⓕ’×ⓖ’）$^{1/4}$（%）

２２　特定－第５表は、例えば「（ロ）の理由」が「（イ）の理由」と同様になる場合には、「（イ）と同じ」と記入してもよい。

２３　特定－第６表は、事業者がエネルギーの使用の合理化に関する判断基準に定めるベンチマーク指標の対象となる事業（以下「ベンチマーク対象事業」という。）を行っている場合に、ベンチマーク対

象事業の名称、ベンチマーク指標の状況及びベンチマーク対象事業のエネルギー使用量について記入すること。

24　特定－第７表は、事業者がベンチマーク対象となる事業を行っている場合に、ベンチマークの状況に関し、参考となる情報を記載すること。

25　特定－第９表は、該当するものに■印を付すこと。また、該当しない項目については、欄全体に斜線を引くこと。

26　特定－第11表は、特定事業者が設置する全ての工場等、特定連鎖化事業者が設置する全ての工場等及び加盟者が設置する当該連鎖化事業に係る全ての工場等又は認定管理統括事業者が設置する全ての工場等及び管理関係事業者が設置する全ての工場等のうち、第一種エネルギー管理指定工場等、第一種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第一種管理統括エネルギー管理指定工場等、第一種エネルギー管理指定工場等、第二種エネルギー管理指定工場等、第二種連鎖化エネルギー管理指定工場等、第二種管理統括エネルギー管理指定工場等又は第二種管理関係エネルギー管理指定工場等の指定を受けている工場等を全て記入すること。指定区分の変更が必要な場合は、「（指定区分の変更手続きが必要□）」欄に■印を付すこと。

27　特定－第12表は、現在エネルギー管理指定工場等、連鎖化エネルギー管理指定工場等、管理統括エネルギー指定工場等又は管理関係エネルギー指定工場等の指定を受けていない工場等であって、エネルギーの使用量が令第６条に定める数値以上の工場等を全て記入すること。

28　特定－第13表及び指定－第10表の記入に当たっては、特定－第13表及び指定－第10表に記載された備考欄を参照すること。

29　指定－第２表の「産業用蒸気」、「産業用以外の蒸気」、「温水」、「冷水」の使用量を熱量換算する際、別表第２に規定する換算係数に代えて、当該熱を発生させるために使用された化石燃料及び非化石燃料の発熱量を算定する上で適切と認められるものを使用した場合は、当該係数の根拠となる資料を添付すること。

30　指定－第２表に記入する際に、都市ガスについては、供給会社等から提示された単位発熱量を指定－第２表欄外に記入すること。

31　指定－第３表は、原則として各設備の年間のエネルギーの使用量の合計が、当該工場の総エネルギー使用量の８割を網羅するよう記入すること。

32　指定－第８表は、専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等（法第５条第１項第１号）に該当する場合は１、それ以外の工場等（法第５条第１項第２号）に該当する場合は２について、該当する項目に■印を付し、必要な箇所については数値を記入すること。また、該当しない項目については、当該項目の欄全体に斜線を引くこと。

33　指定表において連携省エネルギー措置を踏まえた使用量の報告を行いたい場合は、連携省エネルギー措置を踏まえた使用量を記載した指定表を定期報告書の参考資料として提出することでそれに代えること。

34　認定－第２表、第３表、第４表、第５表の記入に当たっては、特定－第２表、第11表、第12表、第13表に係る備考をそれぞれ参照すること。

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○経済産業省令第八十二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、及び関係法令の規定に基づき、並びに経済産業省設置法及び経済産業省組織令を実施するため、中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

中小企業信用保険法施行規則等の一部を改正する省令

（中小企業信用保険法施行規則の一部改正）

第一条　中小企業信用保険法施行規則（昭和三十七年通商産業省令第十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件）	（法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件）
第四条の二　法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあつては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者であつて、第三号をそれぞれ除く。）とする。	**第四条の二**　法第三条の二第一項の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当することとする（法人の設立後最初の事業年度（以下この条において「設立事業年度」という。）の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合にあつては第一号から第三号までを、設立事業年度の次の事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者である場合（設立事業年度の決算における貸借対照表及び損益計算書がない者であつて、第三号をそれぞれ除く。）とする。
一～四　（略）	一～四　（略）
五　当該中小企業者が、信用保証協会が行う債務の保証に係る保証料（保証の対価として中小企業者が信用保証協会に支払う金銭をいう。）の料率の引上げ（令第二条第七項、第三条第二項及び第四条第二項、情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第六条第二項、受託中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）第二条第二項及び第三条第二項、中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第十条第二項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十	五　当該中小企業者が、信用保証協会が行う債務の保証に係る保証料（保証の対価として中小企業者が信用保証協会に支払う金銭をいう。）の料率の引上げ（令第二条第七項、第三条第二項及び第四条第二項、情報処理の促進に関する法律施行令（昭和四十五年政令第二百七号）第六条第二項、下請中小企業振興法施行令（昭和四十六年政令第二十四号）第二条第二項及び第三条第二項、中小小売商業振興法施行令（昭和四十八年政令第二百八十六号）第十条第二項、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律施行令（平成三年政令第二百四十

四号）第三条第二項、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令（平成四年政令第三百七号）第二項、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第十三条第二項、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第六条第二項、第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第六条の二第二項、第十二条の二第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項及び第二十八条第二項、地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第十六条第二項、物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）第四条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）第三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）第二条第二項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百九十六号）第二条第二項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）第四条第二項、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第三十条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和二年政令第二百五十六号）第七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）第六条第二項の規定により、法第三条の二第一項に規定する無担保保険、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険（以下「公害防止保険」という。）、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険（以下「エネルギー対策保険」という。）、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）、法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）又は法第三条の九第一項に規定する事業再生保険（以下「事業再生保険」という。）の保険関係についての保険料率に加えることとされている率が加えられたことに伴うものに限る。）を条件として、保証人の保証を提供しないことを希望すること。

（公害防止に要する費用）

第八条　法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定

四号）第三条第二項、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第三項の率を定める政令（平成四年政令第三百七号）第二項、中心市街地の活性化に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十三号）第十三条第二項、中小企業等経営強化法施行令（平成十一年政令第二百一号）第六条第二項、第八条第二項、第九条第二項及び第十条第二項、沖縄振興特別措置法施行令（平成十四年政令第百二号）第六条の二第二項、第十二条の二第二項、第十四条第二項、第二十三条第二項及び第二十八条第二項、地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）第十六条第二項、物資の流通の効率化に関する法律施行令（平成十七年政令第二百九十八号）第四条第二項、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律施行令（平成十九年政令第百七十八号）第三条第二項、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十年政令第二百三十四号）第二条第二項、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律施行令（平成二十一年政令第百九十六号）第二条第二項、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の経済産業省関係規定の施行に関する政令（平成二十三年政令第百三十三号）第四条第二項、産業競争力強化法施行令（平成二十六年政令第十三号）第二十一条第二項、第二十二条第二項及び第三十条第二項、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律施行令（令和二年政令第二百五十六号）第七条第二項並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律施行令（令和四年政令第三百九十四号）第六条第二項の規定により、法第三条の二第一項に規定する無担保保険、法第三条の五第一項に規定する公害防止保険（以下「公害防止保険」という。）、法第三条の六第一項に規定するエネルギー対策保険（以下「エネルギー対策保険」という。）、法第三条の七第一項に規定する海外投資関係保険（以下「海外投資関係保険」という。）、法第三条の八第一項に規定する新事業開拓保険（以下「新事業開拓保険」という。）又は法第三条の九第一項に規定する事業再生保険（以下「事業再生保険」という。）の保険関係についての保険料率に加えることとされている率が加えられたことに伴うものに限る。）を条件として、保証人の保証を提供しないことを希望すること。

（公害防止に要する費用）

第八条　法第三条の五第一項に規定する公害防止に要する費用で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第百一号）第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律（平成十年法律第九十二号）第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定

する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二条第一項に規定する経営革新関連保証及び経営力向上関連保証、同法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十条第一項に規定する事業継続力強化関連保証並びに同法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十一条第一項に規定する振興事業関連保証、同条第二項に規定する特定連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する受託中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第五

する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二条第一項に規定する経営革新関連保証及び経営力向上関連保証、同法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十条第一項に規定する事業継続力強化関連保証並びに同法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、物資の流通の効率化に関する法律（平成十七年法律第八十五号）第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律（平成二十年法律第三十三号）第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）

十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～四　（略）

（エネルギー対策保険の対象費用）

第九条　法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な

第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律（昭和四十五年法律第九十号）第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律（令和二年法律第三十七号）第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律（平成二十年法律第六十三号）第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律（令和四年法律第四十三号）第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～四　（略）

（エネルギー対策保険の対象費用）

第九条　法第三条の六第一項に規定するエネルギーの使用の合理化に資する施設又は非化石エネルギーを使用する施設の設置の費用で経済産業省令で定めるものは、別表第二に掲げる施設の設置の費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な

雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第十条第一項に規定する社外高度人材活用新事業分野開拓関連保証、同法第二十二条第一項に規定する経営革新関連保証及び経営力向上関連保証、同法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、同法第六十条第一項に規定する事業継続力強化関連保証並びに同法第六十一条第一項に規定する連携事業継続力強化関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、物資の流通の効率化に関する法律第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する農商工等連携事業関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、受託中小企業振興法第十一条第一項に規定する振興事業関連保証、同条第二項に規定する特定連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する受託中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証、沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証並びに経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律第二十八条第一項に規定する供給確保関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

（海外直接投資の事業に要する資金）

第十条　法第三条の七第一項に規定する海外直接投資の事業に要する資金で経済産業省令で定めるものは、次の各号に掲げる資金（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用

管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、物資の流通の効率化に関する法律第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、受託中小企業振興法第十一条第一項に規定する振興事業関連保証、同条第二項に規定する特定連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する受託中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～五　（略）

（新たな事業の開拓に要する費用）

第十一条　法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、当該中小企業者の申込日において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、発電用施設周辺地域整備法第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、物資の流通の効率化に関する法律第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、同条第二項に規定する特定下請連携事業関連保証及び同法第二十条第一項に規定する下請中小企業取引機会創出事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証、科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律第三十四条の十三第一項に規定する特定新技術事業活動関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～五　（略）

（新たな事業の開拓に要する費用）

第十一条　法第三条の八第一項に規定する新たな事業の開拓に要する費用で経済産業省令で定めるものは、当該中小企業者の申込日において、その商品、その提供する役務の内容若しくは提供の手段等が中小企業において広く普及していない事業若しくは申込日に中小企業において広く企業化されていない技術を用いた事業である旨の公庫若しくは保証協会の認定を受けた事業の開拓又は需要の開拓に要する次の各号に掲げる費用（法第十二条に規定する経営安定関連保証、法第十五条に規定する危機関連保証、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十二条第一項に規定する災害関係保証、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第十条第一項に規定する労働力確保関連保証、中小小売商業振興法第五条の三第一項に規定する中小小売商業関連保証、地域伝統芸能等を活用した行事の実施による観光及び特定地域商工業の振興に関する法律第六条第一項に規定する地域伝統芸能等関連保証、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第十九条第一項に規定する地域経済牽引事業関連保証、中心市街地の活性化に関する法律第五十三

条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、物資の流通の効率化に関する法律第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、受託中小企業振興法第十一条第一項に規定する振興事業関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～四　（略）

条第一項に規定する中心市街地商業等活性化関連保証及び同条第三項に規定する中心市街地商業等活性化支援関連保証、中小企業等経営強化法第五十四条第一項に規定する先端設備等導入関連保証、物資の流通の効率化に関する法律第二十条第一項に規定する流通業務総合効率化関連保証、中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第十三条第一項に規定する経営承継関連保証、同条第三項に規定する経営承継準備関連保証及び同条第六項に規定する経営承継借換関連保証、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第八条第一項に規定する商店街活性化事業関連保証、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第百二十八条第一項に規定する東日本大震災復興緊急保証、下請中小企業振興法第十一条第一項に規定する下請振興関連保証、産業競争力強化法第五十二条第一項に規定する事業再生円滑化関連保証及び同法第五十三条第一項に規定する事業再生計画実施関連保証、地域再生法第十七条の十六第一項に規定する商店街活性化促進事業関連保証、情報処理の促進に関する法律第三十七条第一項に規定する情報処理システム運用・管理関連保証、特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律第二十七条第一項に規定する特定高度情報通信技術活用システム開発供給等関連保証並びに沖縄振興特別措置法第七条の四第一項に規定する観光地形成促進関連保証、同法第三十条の二第一項に規定する情報通信産業振興関連保証、同法第三十五条の五第一項に規定する産業高度化・事業革新関連保証、同法第四十八条第一項に規定する国際物流拠点産業集積関連保証及び同法第五十六条の二第一項に規定する経済金融活性化関連保証に係る借入れに係るものを除く。）とする。

一～四　（略）

（中小企業等経営強化法施行規則の一部改正）

第二条　中小企業等経営強化法施行規則（平成十一年通商産業省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

様式第二十四から様式第二十七までを次のように改める。

様式第24

事業継続力強化計画に係る認定申請書

年　月　日

殿

住　所
名　称
代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第56条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

1　名称等

フ　リ　ガ　ナ

事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額 ＿＿＿＿　常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿

業種 ＿＿＿＿

法人番号 ＿＿＿＿　設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	（人員に関する影響） （建物・設備に関する影響） （資金繰りに関する影響） （情報に関する影響） （その他の影響）

3　事業継続力強化の内容

(1)　自然災害等が発生した場合における対応手順

	項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1	人命の安全確保			
2	非常時の緊急時体制の構築			
3	被害状況の把握 被害情報の共有			
4	その他の取組			

(2)　事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	
C	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための重要情報の保護	

(3)　事業継続力強化設備等の種類

	(2)の項目	取得年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4)　事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

(5)　平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

4　実施時期

年　　月～　　年　　月

5　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

6　その他

(1)　関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和三十一年法律第百二十号)、受託中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2)　その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

(※1)　国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

(※2)　事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格

様式第25

認定事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の役職及び氏名

年　月　日付けで認定を受けた事業継続力強化計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第57条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1　変更事項
2　変更事項の内容

(備考)
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（別紙）

事業継続力強化計画

1　名称等

フ　リ　ガ　ナ

事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿

業種 ＿＿＿＿＿＿

法人番号 ＿＿＿＿＿　設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　事業継続力強化の目標

自社の事業活動の概要	
事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	（人員に関する影響） （建物・設備に関する影響） （資金繰りに関する影響） （情報に関する影響） （その他の影響）

3　事業継続力強化の内容

(1)　自然災害等が発生した場合における対応手順

項目	初動対応の内容	発災後の対応時期	事前対策の内容
1 人命の安全確保			
2 非常時の緊急時体制の構築			
3 被害状況の把握 被害情報の共有			
4 その他の取組			

(2)　事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	
B	事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	
C	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	
D	事業活動を継続するための重要情報の保護	

(3)　事業継続力強化設備等の種類

	(2)の項目	取得年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	

(4)　事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

(5)　平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の事業継続力強化の実効性を確保するための取組

4　実施時期

年　　月～　　年　　月

5　事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額(千円)

6　その他

(1)　関係法令の遵守(必須)

確認項目	チェック欄
事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律(昭和三十一年法律第百二十号)、受託中小企業振興法(昭和四十五年法律第百四十五号)その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

(2)　その他事業継続力強化に資する取組(任意)

確認項目	チェック欄
レジリエンス認証制度(※1)に基づく認証を取得しています。	
ISO22301認証(※2)を取得しています。	
中小企業BCP策定運用指針に基づきBCPを策定しています。	

(※1)　国土強靱化に貢献する団体を認証する制度

(※2)　事業継続マネジメントシステム(BCMS)の国際規格

様式第26

連携事業継続力強化計画に係る認定申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の役職及び氏名

中小企業等経営強化法第58条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（別紙）
連携事業継続力強化計画
1　名称等
(1)　代表者
フ　リ　ガ　ナ
事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿
業種 ＿＿＿＿＿＿＿＿
法人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

(2)　連携事業継続力強化を行う中小企業者（代表者を除く。）

1	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿ 代表者の役職名及び氏名 ＿＿ 資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数 ＿＿ 業種 ＿＿ 法人番号 ＿＿　設立年月日 ＿＿
2	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿ 代表者の役職名及び氏名 ＿＿ 資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数 ＿＿ 業種 ＿＿ 法人番号 ＿＿　設立年月日 ＿＿
3	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿ 代表者の役職名及び氏名 ＿＿ 資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数 ＿＿ 業種 ＿＿ 法人番号 ＿＿　設立年月日 ＿＿

2　連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

1	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿ 常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿＿ 業種 ＿＿＿＿＿＿ 法人番号 ＿＿＿＿＿＿ 設立年月日 ＿＿＿＿＿＿
2	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿ 常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿＿ 業種 ＿＿＿＿＿＿ 法人番号 ＿＿＿＿＿＿ 設立年月日 ＿＿＿＿＿＿
3	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿ 常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿＿ 業種 ＿＿＿＿＿＿ 法人番号 ＿＿＿＿＿＿ 設立年月日 ＿＿＿＿＿＿

3　連携事業継続力強化の目標

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要	
連携事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	□全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザードマップ等によって自然災害等のリスクを認識している。 （認識している場合は、チェック。） （具体的な内容）
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	□全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。 （認識している場合は、チェック。） （具体的な内容）

4　連携事業継続力強化の内容

(1)　連携事業継続力強化における連携の態様

□　組合等を通じた水平的な連携である。（該当する場合は、チェック。） （具体的な内容）
□　サプライチェーンにおける垂直的な連携である。（該当する場合は、チェック。） （具体的な内容）
□　地域における面的な連携である。（該当する場合は、チェック。） （具体的な内容）
□　その他の連携の態様である。（該当する場合は、チェック。） （具体的な内容）

(2)　連携事業者間の協定等の整備状況

(3)　連携事業継続力強化に資する対策及び取組

A	自然災害等が発生した場合における対応手順	対策及び取組内容 □全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めている。（実施している場合は、チェック。） （具体的な内容） □全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めている。（実施している場合は、チェック。） （具体的な内容） □連携事業者間で、自然災害等が発生した場合における指揮命令体制が整備されている。（実施している場合は、チェック。） （具体的な内容） □連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有されている。（実施している場合は、チェック。） （具体的な内容） 連携事業者それぞれの役割
B	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	対策及び取組内容 連携事業者それぞれの役割
C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容 連携事業者それぞれの役割
D	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	対策及び取組内容 連携事業者それぞれの役割
E	事業活動を継続するための重要情報の保護	対策及び取組内容 連携事業者それぞれの役割

5　事業継続力強化設備等の種類

	4(3)の項目	取得年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄

上記設備は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）及び消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）上設置が義務づけられた設備ではありません。	

6　連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

7　平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

8　実施時期

年　　月～　　年　　月

9　連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

10　関係法令の遵守

確認項目	チェック欄
連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止等に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

様式第27

認定連携事業継続力強化計画の変更に係る認定申請書

年　　月　　日

殿

住　　所
名　　称
代表者の役職及び氏名

年　月　日付けで認定を受けた連携事業継続力強化計画について下記のとおり変更したいので、中小企業等経営強化法第59条第1項の規定に基づき認定を申請します。

記

1　変更事項
2　変更事項の内容

（備考）
用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

（別紙）
連携事業継続力強化計画
1　名称等
（1）　代表者
フ　リ　ガ　ナ
事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

代表者の役職名及び氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
資本金又は出資の額　＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿
業種　＿＿＿＿＿＿＿＿
法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（2）　連携事業継続力強化を行う中小企業者（代表者を除く。）

1	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額　＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿ 業種　＿＿＿＿＿＿＿＿ 法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
2	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額　＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿ 業種　＿＿＿＿＿＿＿＿ 法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額　＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿ 業種　＿＿＿＿＿＿＿＿ 法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2　連携事業継続力強化を行う大企業者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

1	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額　＿＿＿＿＿＿　常時使用する従業員の数　＿＿＿＿＿＿ 業種　＿＿＿＿＿＿＿＿ 法人番号　＿＿＿＿＿＿＿＿　設立年月日　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

2	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿ 常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿＿ 業種 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 法人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
3	フ　リ　ガ　ナ 事業者の氏名又は名称 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 住所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 代表者の役職名及び氏名 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 資本金又は出資の額 ＿＿＿＿＿＿ 常時使用する従業員の数 ＿＿＿＿＿＿ 業種 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 法人番号 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿ 設立年月日 ＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

3　連携事業継続力強化の目標

連携事業継続力強化を行う中小企業者及び大企業者の事業活動の概要	
連携事業継続力強化に取り組む目的	
事業活動に影響を与える自然災害等の想定	□全ての連携事業者が、自らの全ての拠点についてハザードマップ等によって自然災害等のリスクを認識している。（認識している場合は、チェック。） （具体的な内容）
自然災害等の発生が事業活動に与える影響	□全ての連携事業者が、人・モノ・金・情報の観点から、自然災害等のリスクによって受ける影響を分析した。（認識している場合は、チェック。） （具体的な内容）

4　連携事業継続力強化の内容

(1)　連携事業継続力強化における連携の態様

□　組合等を通じた水平的な連携である。（該当する場合は、チェック。） （具体的な内容）
□　サプライチェーンにおける垂直的な連携である。（該当する場合は、チェック。） （具体的な内容）
□　地域における面的な連携である。（該当する場合は、チェック。） （具体的な内容）
□　その他の連携の態様である。（該当する場合は、チェック。） （具体的な内容）

(2)　連携事業者間の協定等の整備状況

(3)　連携事業継続力強化に資する対策及び取組

		対策及び取組内容
A	自然災害等が発生した場合における対応手順	□全ての連携事業者が、従業員及び顧客等の避難に関する手順を取り決めている。（実施している場合は、チェック。） （具体的な内容） □全ての連携事業者が、従業員等の安否確認を行う手順を取り決めている。（実施している場合は、チェック。） （具体的な内容） □連携事業者間で、自然災害等が発生した場合における指揮命令体制が整備されている。（実施している場合は、チェック。） （具体的な内容） □連携事業者間で、被害状況を把握し、被害情報について情報発信をする手順が共有されている。（実施している場合は、チェック。）

		（具体的な内容）
		連携事業者それぞれの役割
B	自然災害等が発生した場合における人員体制の整備	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割
C	連携事業継続力強化に資する設備、機器及び装置の導入	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割
D	事業活動を継続するための資金の調達手段の確保	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割
E	事業活動を継続するための重要情報の保護	対策及び取組内容
		連携事業者それぞれの役割

5　事業継続力強化設備等の種類

	4(3)の項目	取得年月	設備等の名称／型式	所在地
1				
2				
3				

	設備等の種類	単価(千円)	数量	金額(千円)
1				
2				
3				

確認項目	チェック欄
上記設備は、建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)及び消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)上設置が義務づけられた設備ではありません。	

6　連携事業継続力強化の実施に協力する者の名称及び住所並びにその代表者の氏名並びにその協力の内容

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

名称	
住所	
代表者の氏名	
協力の内容	

7　平時の推進体制の整備、訓練及び教育の実施その他の連携事業継続力強化の実効性を確保するための取組

8　実施時期

年　　月～　　年　　月

9　連携事業継続力強化を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

実施事項	使途・用途	資金調達方法	金額（千円）

10　関係法令の遵守

確認項目	チェック欄
連携事業継続力強化の実施にあたり、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）その他関係法令に抵触する内容は含みません。	

（経済産業省組織規則の一部改正）

第三条　経済産業省組織規則（平成十三年経済産業省令第一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（統括官公需対策官、統括適正取引検査官及び取引調整官）	（統括官公需対策官、統括下請代金検査官及び取引調整官）
第三百四十九条　取引課に、統括官公需対策官、統括適正取引検査官及び取引調整官それぞれ一人を置く。	**第三百四十九条**　取引課に、統括官公需対策官、統括下請代金検査官及び取引調整官それぞれ一人を置く。
2　（略）	2　（略）
3　統括適正取引検査官は、命を受けて、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する検査に関する事務を処理する。	3　統括下請代金検査官は、命を受けて、下請代金の支払遅延等の防止に関する検査に関する事務を処理する。
4　（略）	4　（略）

（独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令の一部改正）

第四条　独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（業務方法書の記載事項）	（業務方法書の記載事項）
第一条の二　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。	**第一条の二**　機構の行う業務に係る通則法第二十八条第二項の主務省令で定める業務方法書に記載すべき事項は、次のとおりとする。
一～十八　（略）	一～十八　（略）
十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十五条に規定する業務に関する事項	十九　機構法第十五条第一項第二十号に規定する下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二十二条及び第二十五条に規定する業務に関する事項
二十～二十七　（略）	二十～二十七　（略）

（その役員及び職員が養成及び研修の対象となる法人）

第十五条　機構法第十五条第一項第二号の経済産業省令で定める法人は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　受託中小企業振興法第二十四条に規定する受託中小企業振興協会

六　（略）

（下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令の一部改正）

第五条　下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令（平成二十五年経済産業省令第四十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
受託中小企業振興法第二条第七項の状態を定める省令 受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）第二条第七項に規定する経済産業省令で定める状態とは、前事業年度又は前年において第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。 一　一の特定委託事業者からの製造委託等代金（特定中小受託事業者が特定委託事業者からの委託を受けて法第二条第一項各号に掲げる行為をした場合に、当該委託事業者が当該特定中小受託事業者の給付（委託を受けて法第二条第一項第五号及び第六号に掲げる行為をした場合にあっては、役務の提供）に対し支払った代金をいう。）の総額 二　（略）	下請中小企業振興法第二条第五項の状態を定める省令 下請中小企業振興法（以下「法」という。）第二条第五項に規定する経済産業省令で定める状態とは、前事業年度又は前年において第一号に掲げる金額の第二号に掲げる金額に対する割合が二十パーセント以上の割合である状態をいう。 一　一の特定親事業者からの下請代金（特定下請事業者が特定親事業者からの委託を受けて法第二条第二項各号に掲げる行為をした場合に、当該親事業者が当該特定下請事業者の給付（委託を受けて法第二条第二項第五号に掲げる行為をした場合にあっては、役務の提供）に対し支払った代金をいう。）の総額 二　（略）

（その役員及び職員が養成及び研修の対象となる法人）

第十五条　機構法第十五条第一項第二号の経済産業省令で定める法人は、次のとおりとする。

一～四　（略）

五　下請中小企業振興法第二十三条に規定する下請企業振興協会

六　（略）

（下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令の一部改正）

第六条　下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令（令和三年経済産業省令第六十八号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
受託中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令 （認定の申請） **第一条**　この省令において使用する用語は、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 （認定の基準） **第三条**　（略） 2　法第十五条第三項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　受託中小企業取引機会創出事業を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。 二　（略） （軽微な変更） **第四条**　法第十五条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、受託中小企業取引機会創出事業の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。 （受託中小企業取引機会創出事業関連保証の資金の要件） **第八条**　法第二十条第一項の認定事業者が行う受託中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものは、適切な取引慣行を醸成する上で必要となる設備資金及び運転資金であって、受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入に係る資金とする。	下請中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令 （認定の申請） **第一条**　この省令において使用する用語は、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。 （認定の基準） **第三条**　（略） 2　法第十五条第三項第二号の経済産業省令で定める基準は、次の各号のいずれにも該当することとする。 一　下請中小企業取引機会創出事業を継続的に実施するために必要な組織体制及び事業基盤を有していること。 二　（略） （軽微な変更） **第四条**　法第十五条第四項の経済産業省令で定める軽微な変更は、下請中小企業取引機会創出事業の統括責任者又は当該統括責任者を補佐する者以外の者の変更とする。 （下請中小企業取引機会創出事業関連保証の資金の要件） **第八条**　法第二十条第一項の認定事業者が行う下請中小企業取引機会創出事業に必要な資金のうち経済産業省令で定めるものは、適切な取引慣行を醸成する上で必要となる設備資金及び運転資金であって、受発注又は工程管理及び品質管理に用いるシステムの設計、開発又は導入に係る資金とする。

様式第一・第二及び様式第三を次のように改める。

様式第一・第二（第２条及び第５条関係）

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名

住所　〒

認定（更新）申請書

受託中小企業振興法第１５条第１項（第１６条第１項）の規定に基づき、認定（更新）を受けたいので、下記について添付書類を添えて申請します。
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

記

１．実施する者の概要
（１）氏名
（２）事務所の所在地

２．受託中小企業取引機会創出事業に関する事項
（１）受託中小企業取引機会創出事業の内容
（２）受託中小企業取引機会創出事業の実施体制
ア　受託中小企業取引機会創出事業の統括責任者及び当該統括責任者を補佐する者の氏名
イ　その他受託中小企業取引機会創出事業の実施体制に関する事項

（添付書類）
１．第３条第１項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
誓約書
２．第３条第２項各号に掲げる要件に適合することを証する書類
（１）組織図・体制図
（２）業務上知り得た秘密を保持できる体制を備えていることを証する書類（社内規程等）

１．実施する者の概要	
（１）氏名 （２）事務所の所在地	
２．受託中小企業取引機会創出事業に関する事項	
	（１）受託中小企業取引機会創出事業の内容
	（２）受託中小企業取引機会創出事業の実施体制 ア　受託中小企業取引機会創出事業の統括責任者及び当該統括責任者を補佐する者の氏名 イ　その他受託中小企業取引機会創出事業の実施体制に関する事項

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定（更新）申請書を提出する年月日を記載すること。
３　申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
４　一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
５　申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名

住所　〒

誓約書

当社（私）は、受託中小企業振興法第１５条第１項に定める受託中小企業取引機会創出事業を行うとともに、当社の行う受託中小企業取引機会創出事業が、受託中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令第３条第１項各号に適合することを誓約いたします。

以上

（備考）
１　申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
２　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
３　前記基準に適合することを示す書類等につき保管し、経済産業大臣の求めに応じ、提出するよう努めること。
（記載要項）
（１）受託中小企業振興法第１５条第１項第３号に関し、取引の機会の創出のために必要な助言及び情報の提供を行う対象となる、再委託をする見込みのある中小企業者の例を別表１により記載する。
（２）受託中小企業取引機会創出事業を行う者の認定等に関する省令（以下「省令」という。）第３条第１項第１号に規定する、振興基準に定める事項に適合することを示す具体的な取組例を別表２により記載する。
（３）省令第３条第１項第２号に規定する、再委託をする中小企業者の決定に当たって、具体的に考慮する事項等の概要を別表３により記載する。
（４）省令第３条第１項第３号に規定する、再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に更なる再委託をすることを認めないとすることについて、そのための具体的な措置の内容を別表４により記載する。

別表１
助言及び情報の提供を行う再委託をする見込みのある中小企業者の例

中小企業者の名前	住所	中小企業者の行う事業の種類

別表２
振興基準に定める事項に適合することを示す具体的な取組例

振興基準の該当箇所	振興基準に適合する取組の具体的内容

別表３
再委託をする中小企業者の決定に当たって具体的に考慮する事項等の概要

別表４
再委託をする見込みのある中小企業者に対して、当該再委託をした行為の全部を他の事業者に更なる再委託をすることを認めないための具体的措置の内容

様式第三（第６条関係）

年　月　日

経済産業大臣　殿

（ふりがな）
氏名
住所　〒

認定変更届出書

受託中小企業振興法第１５条第１項の認定及び同法第１６条第１項の認定の更新の申請書の内容について、下記のとおり変更がありましたので、届け出ます。

１．変更事項

変更前	
変更後	

２．変更年月日
３．変更理由

（備考）
１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。
２　申請者が法人である場合においては、住所及び氏名は、それぞれの法人の主たる事務所の所在地、名称及びその代表者の氏名を記載すること。
３　一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。
４　申請内容は正しく記載すること。認定後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。

附　則

この省令は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

○経済産業省令第八十三号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号）第五十八条、第六十条第一項第一号、第二号及び第四号並びに第二項第四号、第六十二条第二項、第六十四条第二項、第六十五条、第六十六条第二項第三号及び第四号並びに第七十条第一項及び第二項の規定に基づき、並びに同法を実施するため、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日　経済産業大臣　赤澤　亮正

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令

（用語）

第一条　この省令において使用する用語は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律（令和五年法律第三十二号。以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（登録の申請）

第二条　法第五十八条の規定により申請をしようとする者は、様式第一の登録確認機関登録申請書に次の書類を添えて提出しなければならない。

一　登記事項証明書又はこれに準ずるもの
二　確認業務を行う事業所の名称及び所在地並びに連絡担当者の氏名及び電話番号その他の連絡先を記載した書類
三　申請者が法第五十九条各号の規定に該当しないことを誓約する書類
四　法第三十三条第二項及び第三十五条第二項の規定による確認の方法を説明した書類
五　申請者が法第六十条第一項第各号の規定に適合することを説明した書類

２　前項第三号の誓約書の様式は、様式第二の様式とする。

（公示）

第三条　経済産業大臣は法第六十条第一項の登録をしたときは、登録確認機関の名称及び住所並びに当該登録をした日を公示しなければならない。

（第六十条第一項第一号の経済産業省令で定める基準）

第四条　法第六十条第一項第一号の基準は、国際標準化機構が定めた規格ＩＳＯ（第九条第一項において単に「ＩＳＯ」という。）一四〇六四―三又は国際監査・保証基準審議会が定めた基準ＩＳＳＡ（第九条第一項において単に「ＩＳＳＡ」という。）五〇〇〇その他これに類する基準に準拠して、内国法人（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第二条第十六項に規定する金融商品取引所に上場されている株式を発行している株式会社に限る。）の二酸化炭素の排出量についての検証又は保証する業務（当該二酸化炭素の排出量が適切に算定されていることについて確認する業務をいう。次条第一項第一号及び第二号において「検証等業務」という。）を行った経験を有することとする。

（確認業務の責任者）

第五条　法第六十条第一項第二号の経済産業省令で定めるものは、次のいずれにかに該当する者とする。ただし、確認業務の責任者（確認の結果を記載した書類に署名をする者をいう。）以外の者はこの限りでない。

一　検証等業務に三年以上従事した経験を有する者
二　検証等業務を十件以上行った者
三　公認会計士であって公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第三十四条の四に規定する監査法人の社員その他これに類する者

（確認業務の公正な実施を確保するために必要な体制の基準）

第六条　法第六十条第一項第四号の基準は、登録確認機関において、確認業務を適正に実施するために必要な専門の知識及び能力を有し、当該業務の独立性及び公平性を評価し、当該業務にかかる潜在的な利害関係を特定した上で、それらに対処する適切な体制が整備されていることとする。

（確認機関登録簿の記載事項）

第七条　法第六十条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、連絡担当者の氏名及び電話番号その他の連絡先とする。

（登録確認機関に係る登録の更新）

第八条　法第六十一条の規定により、登録確認機関が登録の更新を受けようとする場合は、第二条から前条までの規定を準用する。

（確認の方法）

第九条　法第六十二条第二項に規定する経済産業省令で定める方法は、ＩＳＯ一四〇六四―三又はＩＳＳＡ五〇〇〇その他これに類する基準に準拠して、事業者の排出目標量又は排出実績量が実施指針（法第三十二条第一項で規定する実施指針をいう。以下この項及び次項において同じ。）で定める方法により設定又は算定されていることについて確認する方法とする。ただし、早期排出削減量（過去の二酸化炭素の排出の削減量を勘案して算定する二酸化炭素の量であって排出目標量の設定の基礎となるものをいう。以下この項において同じ。）の確認を行う場合は、早期排出削減量の算定の基礎となる過去の二酸化炭素の排出の削減量が当該量を証明する資料に記載されている量と同一であること及び実施指針で定める方法により早期排出削減量が算定されていることその他早期排出削減量の算定の基礎となる事実について確認する方法とする。

2　前項前段の規定に基づき、確認業務を行う場合には、当該業務において準拠する基準にかかわらず、事業者の排出目標量（早期排出削減量を除く。この項において同じ。）又は排出実績量が実施指針で定める方法により設定又は算定されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められないことを判断する定量的な水準は、排出目標量又は排出実績量の百分の五以下に相当する量とする。

3　登録確認機関は、事業者の排出目標量又は排出実績量を確認した後、当該排出目標量又は排出実績量の基礎となる事実に変更があり、前項の基準値を超過する場合その他排出目標量又は排出実績量に重要な疑義があると認めるときは、その事業者に対し指摘をし、その是正を求め、それによってもなお改善されないと認めるときは、経済産業大臣へ報告するものとする。

（変更の届出）

第十条　登録確認機関は、法第六十三条の規定により法第六十条第二項第二号から第四号までに掲げる事項の変更の届出をするときは、様式第三による変更届出書を提出しなければならない。

（業務規程）

第十一条　法第六十四条第二項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　確認業務を行う時間及び休日に関する事項
二　事業所の名称及びその事業所が確認業務を行う区域
三　確認の料金の収納の方法に関する事項
四　確認の料金の算定の方法に関する事項
五　確認の実施の方法に関する事項
六　確認に関する公正の確保に関する事項
七　確認業務の責任者の選任及び解任に関する事項
八　確認員の配置に関する事項
九　確認の申請書の保存に関する事項
十　脱炭素成長型投資事業者に対する確認の結果の通知に関する事項
十一　前各号に掲げるもののほか、確認業務に関し必要な事項

2　登録確認機関は、法第六十四条第一項の規定により業務規程の届出をするときは、様式第四の業務規程届出書に業務規程を添えて提出しなければならない。

3　登録確認機関は、法第六十四条第一項の規定により業務規程の変更の届出をするときは、様式第五の業務規程変更届出書を提出しなければならない。

（業務の休廃止）

第十二条　登録確認機関は、法第六十五条の届出をするときは、様式第六の確認業務休止（廃止）届出書に休止又は廃止の理由を記載した書類を添えて提出しなければならない。

（電磁的記録に記録された事項を表示する方法等）

第十三条　法第六十六条第二項第三号の経済産業省令で定める方法は、電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

2　法第六十六条第二項第四号の経済産業省令で定める電磁的方法は、次に掲げるもののうち、登録確認機関が定めるものとする。

一　送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であって、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの
二　電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法

（帳簿）

第十四条　法第七十条第一項の経済産業省令で定める事項は、次のとおりとする。

一　確認を申請した者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
二　確認を行った事業所の名称及び所在地
三　確認の申請を受けた年月日
四　確認を行った脱炭素成長型投資事業者の概要
五　確認の場所
六　確認を行った年月日
七　確認員の氏名
八　確認の結果
九　その他確認に関し必要な事項

2　法第七十条第一項の帳簿は、五年間保存するものとする。

（電磁的方法による保存）

第十五条　前条第一項に掲げる事項が、電磁的方法により記録され、当該記録が必要に応じ電子計算機その他の機器を用いて直ちに表示されることができるようにして保存されるときは、当該記録の保存をもって法第七十条第二項に規定する当該事項が記載された帳簿の保存に代えることができる。

2　前項の規定による保存をする場合には、経済産業大臣が定める基準を確保するよう努めなければならない。

（業務の引継ぎ）

第十六条　登録確認機関は、法第七十一条第二項の規定により経済産業大臣が同項の確認業務の全部又は一部を行う場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一　引き継ぐべき確認業務を経済産業大臣に引き継ぐこと。
二　引き継ぐべき確認業務に関する帳簿及び書類を経済産業大臣に引き渡すこと。
三　その他経済産業大臣が確認業務の引継ぎに関し必要と認める事項を行うこと。

附　則

この省令は、令和八年一月五日から施行する。

様式第１（第２条関係）

登録確認機関登録申請書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住所
名称及び代表者の氏名

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第58条の規定により同法第33条第２項の登録を受けたいので申請します。

確認業務を行う事業所の名称	
確認業務を行う事業所の所在地	
連絡担当者の氏名	
連絡担当者の電話番号	
連絡担当者の電子メールアドレス	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第２（第２条関係）

誓約書

私は、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第59条各号に該当しない者であることを誓約します。

年　　月　　日

氏名

経済産業大臣　殿

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第３（第10条関係）

変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住所
名称及び代表者の氏名

次のとおり名称等の変更をしたいので、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第63条の規定により届け出ます。

変更の内容	
変更の理由	
変更予定年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第４（第11条関係）

業務規程届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住所
名称及び代表者の氏名

別添業務規程のとおり業務規程を定めたので、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第64条第１項の規定により届け出ます。

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第５（第 11 条関係）

業務規程変更届出書

年　　月　　日

経済産業大臣　殿

住所
名称及び代表者の氏名

別添業務規程のとおり業務規程を変更したので、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 64 条第１項の規定により届け出ます。

変 更 の 内 容	
変更の理由	
変更予定年月日	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第６（第 12 条関係）

確認業務休止（廃止）届出書

経済産業大臣　殿

住所
名称及び代表者の氏名

次のとおり確認業務の一部（全部）を休止（廃止）するので、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律第 65 条の規定により届け出ます。

休止の予定年月日及び予定期間（廃止の予定年月日）	
休止（廃止）しようとする確認の業務の内容	

備考　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

○経済産業省環境省令第六号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百二十七号）の施行に伴い、国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令の一部を改正する省令

国際協力排出削減量口座簿の運営等に関する省令（令和七年経済産業省環境省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（法人等保有口座の記録事項） **第三条**　法第四十九条第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） （法人等保有口座の開設の申請） **第四条**　法第五十条第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。 ２　法第五十条第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　（略） ３　法第五十条第四項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。 一・二　（略） （変更の届出） **第五条**　法第五十一条第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によってしなければならない。 ２　（略） （振替手続の申請方法） **第六条**　法第五十二条第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略） （申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合） **第七条**　法第五十二条第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　令第十条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合 二～六　（略） ２　（略） （信託の記録の申請） **第八条**　令第十一条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によってしなければならない。 ２　（略）	（法人等保有口座の記録事項） **第三条**　法第五十七条の八第二項第二号の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～五　（略） （法人等保有口座の開設の申請） **第四条**　法第五十七条の九第三項の申請書の様式は、様式第一のとおりとする。 ２　法第五十七条の九第三項の主務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。 一～四　（略） ３　法第五十七条の九第四項の主務省令で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類その他環境大臣及び経済産業大臣が必要と認める書類とする。 一・二　（略） （変更の届出） **第五条**　法第五十七条の十第一項の規定による届出は、様式第二による届出書によってしなければならない。 ２　（略） （振替手続の申請方法） **第六条**　法第五十七条の十一第二項の主務省令で定める方法は、電子情報処理組織を使用する方法のうち、次の各号のいずれかに該当するものとする。 一・二　（略） （申請による国際協力排出削減量の振替を行わない場合） **第七条**　法第五十七条の十一第四項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。 一　令第二十一条に規定する国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項の記録がある国際協力排出削減量の振替の申請である場合 二～六　（略） ２　（略） （信託の記録の申請） **第八条**　令第二十二条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第三の申請書によってしなければならない。 ２　（略）

（信託の記録の抹消の申請）

第九条　令第十四条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（受託者の変更があった場合の申請）

第十条　令第十六条第一項の申請は、様式第五の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（受託者の解任）

第十一条　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条　令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条　法第五十七条の二の請求は、様式第七の請求書によってしなければならない。

2　（略）

3　環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の二の規定による請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（手数料の納付の方法）

第十七条　令第二十一条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

2　（略）

（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合）

第十八条　令第二十一条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第二号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。

様式第一（第４条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律第50条第３項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

（略）

（信託の記録の抹消の申請）

第九条　令第二十五条第一項の申請（同項第二号に掲げる場合を除く。）は、様式第四の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（受託者の変更があった場合の申請）

第十条　令第二十七条第一項の申請は、様式第五の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（受託者の解任）

第十一条　環境大臣及び経済産業大臣は、裁判所又は主務官庁（その権限の委任を受けた国に所属する行政庁及びその権限に属する事務を処理する都道府県の執行機関を含む。）が受託者を解任した場合において、令第二十八条において準用する令第十七条又は第十八条の規定による嘱託に基づく信託の記録の変更をするときは、受託者を解任した旨及び当該解任した旨の記録をする年月日を記録するものとする。

（信託の記録の変更の申請）

第十二条　令第二十八条において読み替えて準用する令第二十条の申請は、様式第六の申請書によってしなければならない。

2　（略）

（国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第十三条　法第五十七条の十七の請求は、様式第七の請求書によってしなければならない。

2　（略）

3　環境大臣及び経済産業大臣は、法第五十七条の十七の規定による請求があった場合において、遅滞なく、当該請求に係る国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面を交付するものとする。

（手数料の納付の方法）

第十七条　令第二十九条第二項の環境省令・経済産業省令で定める方法は、指定実施機関が行う事務に係る手数料の納付については、指定実施機関が指定する口座に当該手数料を振り込み、かつ、その振込みを証明する書面（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。）を指定実施機関に提出する方法とする。この場合において、当該振込みがあった事実を指定実施機関が確知している場合については、当該書面を提出することを要しない。

2　（略）

（振替の申請に係る手数料を免除することができる場合）

第十八条　令第二十九条第三項の規定による手数料の免除は、同条第一項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合であって、当該申請をする者がその旨を申請書に記載した場合に限り、するものとする。

様式第一（第４条関係）

（略）

地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の９第３項の規定により、法人等保有口座の開設について、次のとおり申請します。

（略）

様式第二（第５条関係） （略） 法人等保有口座名義人の名称等に変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律第51条第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 （略）	**様式第二**（第５条関係） （略） 法人等保有口座名義人の名称等に変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の10第１項の規定により、次のとおり届け出ます。 （略）
様式第三（第８条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第11条第１項の信託の記録について、次のとおり申請します。 （略）	**様式第三**（第８条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第22条第１項の信託の記録について、次のとおり申請します。 （略）
様式第四（第９条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第14条第１項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。 （略）	**様式第四**（第９条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第25条第１項の規定により、信託の記録の抹消について、次のとおり申請します。 （略）
様式第五（第10条関係） （略） 受託者の変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第16条第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略）	**様式第五**（第10条関係） （略） 受託者の変更があったので、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第27条第１項の規定により、次のとおり申請します。 （略）
様式第六（第12条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。 （略）	**様式第六**（第12条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律施行令第28条において読み替えて準用する第20条の規定により、信託の記録の変更について、次のとおり申請します。 （略）
様式第七（第13条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の２の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。 （略）	**様式第七**（第13条関係） （略） 地球温暖化対策の推進に関する法律第57条の17の規定により、国際協力排出削減量口座簿に記録されている事項を証明した書面の交付について、次のとおり請求します。 （略）

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

○環境省令第七号
経済産業省令第七号

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の一部及び地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和七年政令第三百二十七号）の施行に伴い、割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

割当量口座簿の運営等に関する省令を廃止する省令

割当量口座簿の運営等に関する省令（平成十九年経済産業省環境省令第一号）は、廃止する。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年一月一日から施行する。

（経過措置）

2　地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第二条第二項の規定によりなお効力を有することとされた同法第二条の規定による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号。以下「旧法」という。）第九章の規定により算定割当量の管理（旧法第四十三条第一項に規定する算定割当量の管理をいう。）を行っている口座名義人（旧法第四十五条第二項に規定する口座名義人をいう。）に係る旧法第四十五条第三項の規定により当該口座名義人の管理口座に記録されている算定割当量（旧法第二条第七項に規定する算定割当量をいう。）については、この省令による廃止前の割当量口座簿の運営等に関する省令の規定は、なおその効力を有する。

○国土交通省令第百二十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）及び道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）を実施するため、開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

開発道路に関する占用料等徴収規則の一部を改正する省令

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表（第三条関係）

占用物件	占用料					
	単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	三、二〇〇	九四〇	六七〇	五七〇	五三〇
第二種電柱		三、三〇〇	一、〇〇〇	七一〇	六〇〇	五五〇
第三種電柱		四、五〇〇	二、〇〇〇	一、四〇〇	一、二〇〇	一、一〇〇
第一種電話柱		一、九〇〇	八四〇	六〇〇	五一〇	四七〇
第二種電話柱		三、一〇〇	一、三〇〇	九二〇	八一〇	七五〇
第三種電話柱		四、三〇〇	一、八〇〇	一、三〇〇	一、一〇〇	一、〇〇〇
その他の柱類		一、九〇	八四	六〇	五一	四七
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一九	八	六	五	五
地下に設ける電線その他の線類		三一	五一	四一	三	三一

改正前

別表（第三条関係）

占用物件	占用料					
	単位	所在地				
		第一級地	第二級地	第三級地	第四級地	第五級地
第一種電柱	一本につき一年	一、九〇〇	八〇〇	五七〇	四八〇	四三〇
第二種電柱		二、九〇〇	一、三〇〇	八七〇	七三〇	六七〇
第三種電柱		三、九〇〇	一、七〇〇	一、二〇〇	九九〇	九〇〇
第一種電話柱		一、七〇〇	七一〇	五一〇	四三〇	三九〇
第二種電話柱		三、二〇〇	一、一〇〇	八一〇	六八〇	六二〇
第三種電話柱		三、七〇〇	一、六〇〇	一、一〇〇	九四〇	八五〇
その他の柱類		一七〇	七二	五二	四三	三九
共架電線その他上空に設ける線類	長さ一メートルにつき一年	一七	七一	五一	四一	四一
地下に設ける電線その他の線類		二〇	四一	三一	三	二一

	法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物					
	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの
	一個につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年		表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年
外径が〇・〇七メートル未満のもの	一、九〇〇	一、一〇〇	三、九〇〇	一、六〇〇	三三、〇〇〇	三、九〇〇
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	八一〇	五〇〇	一、七〇〇	七一〇	五、四〇〇	一、七〇〇
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	五九〇	三六〇	一、三〇〇	五五〇	一、九〇〇	一、三〇〇
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	五〇〇	三一〇	一、〇〇〇	四三〇	九〇〇	一、〇〇〇
外径が〇・二メートル以上のもの	四六〇	二八〇	九四〇	三九〇	五八〇	九四〇

	法第三十二条第一項第一号に掲げる工作物					
	路上に設ける変圧器	地下に設ける変圧器	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	郵便差出箱及び信書便差出箱	広告塔	その他のもの
	一個につき一年	占用面積一平方メートルにつき一年	一個につき一年		表示面積一平方メートルにつき一年	占用面積一平方メートルにつき一年
外径が〇・〇七メートル未満のもの	一、六〇〇	一、〇〇〇	三、四〇〇	一、四〇〇	三〇、〇〇〇	三、四〇〇
外径が〇・〇七メートル以上〇・一メートル未満のもの	七〇〇	四三〇	一、四〇〇	六〇〇	四、八〇〇	一、四〇〇
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	四九〇	三〇〇	一、〇〇〇	四一〇	一、八〇〇	一、〇〇〇
外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	四一〇	二六〇	八五〇	三六〇	八七〇	八五〇
外径が〇・二メートル以上のもの	三六〇	二三〇	七六〇	三三〇	五九〇	七六〇

法第三十二条第一項第二号に掲げる物件							
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置に地下のもの設置に
長さ一メートルにつき一年							長さ一メートル
一七〇	三一〇	三五〇	四八〇	六一〇	一、一〇〇	二、二〇〇	三
一六	一〇〇	一五〇	二〇〇	三五〇	五〇〇	一、〇〇〇	五
一四	七一	一一〇	一四〇	二五〇	三六〇	七二〇	四
一二	六一	九二	一二〇	三一〇	四六〇	六一〇	三
一〇	五六	八五	一一〇	三〇〇	四三〇	五六〇	二

法第三十二条第一項第二号に掲げる物件							
外径が〇・一メートル以上〇・一五メートル未満のもの	外径が〇・一五メートル以上〇・二メートル未満のもの	外径が〇・二メートル以上〇・三メートル未満のもの	外径が〇・三メートル以上〇・四メートル未満のもの	外径が〇・四メートル以上〇・七メートル未満のもの	外径が〇・七メートル以上一メートル未満のもの	外径が一メートル以上のもの	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置に地下のもの設置に
長さ一メートルにつき一年							長さ一メートル
一五〇	二〇〇	二三〇	二七〇	三一〇	四〇〇	一、〇〇〇	二
一四	一六	一三〇	一七〇	二〇〇	三四〇	八六〇	四
一二	一四	一一〇	一三〇	一六〇	三〇〇	七六〇	三
一〇	一二	九一	一一〇	一三〇	二六〇	六五〇	二
八七	一〇	七一	九一	一〇〇	二三〇	五四〇	一

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設				
	自動車運行補助施設				
	その他のもの	その他のもの		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	自動車運行補助施設による検知の対象として設置するその他の線類
		地下に設けるもの	空上に設けるもの		
	占用面積一平方メートルにつき一年			一本につき一年	ルにつき一年
三、九〇〇	三、九〇〇	一、二〇〇	一、九〇〇	三、一〇〇	三九
一、七〇〇	一、七〇〇	五〇〇	八四〇	一、三〇〇	一七
一、三〇〇	一、三〇〇	三六〇	六〇〇	九六〇	三
一、〇〇〇	一、〇〇〇	三一〇	五一〇	八一〇	一〇
九四〇	九四〇	二六〇	四七〇	七五〇	九

法第三十二条第一項第四号に掲げる施設	法第三十二条第一項第三号に掲げる施設				
	自動車運行補助施設				
	その他のもの	その他のもの		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	自動車運行補助施設による検知の対象として設置するその他の線類
		地下に設けるもの	空上に設けるもの		
	占用面積一平方メートルにつき一年			一本につき一年	ルにつき一年
三、四〇〇	三、四〇〇	一、〇〇〇	一、七〇〇	二、七〇〇	二四
一、四〇〇	一、四〇〇	四三〇	七一〇	一、一〇〇	一四
一、〇〇〇	一、〇〇〇	三〇〇	五一〇	八一〇	一〇
八五〇	八五〇	二六〇	四三〇	六八〇	九
七八〇	七八〇	二三〇	三九〇	六二〇	八

法第三十二条第一項第五号に掲げる施設					法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		看板（アーチであるものを除く。）	
地下街及び地下室			上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	一時的に設けるもの
階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの						
占用面積一平方メートルにつき一年						占用面積一平方メートルにつき一日	占用面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一年
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	二九〇	一八〇	九四〇	六	五八〇	五八	九〇〇	九	九〇	九	一、九〇〇	一九	一九〇	一九	五、四〇〇	五四〇	五四〇	五四	一三、〇〇〇	一三〇	一三〇	一三
			四五〇	二七〇	一、〇〇〇	九	九〇	九	一、三〇〇	一三	一三〇	一三	一九、〇〇〇	一九〇	一九〇	一九	七、四〇〇	七四〇	七四〇	七四	一八、〇〇〇	一八〇	一八〇	一八
			九五〇	五七〇	一、三〇〇	一三	一三〇	一三	一七、〇〇〇	一七〇	一七〇	一七	二三、四〇〇	二三四〇	二三四〇	二三四	九、三〇〇	九三〇	九三〇	九三	二三、〇〇〇	二三〇	二三〇	二三
			二、七〇〇	一、六〇〇	一七〇〇	五四	五四〇	五四	二一、〇〇〇	二一〇〇	二一〇〇	二一〇〇	二八、八〇〇	二八八〇	二八八〇	二八八	一一、七〇〇	一一七〇	一一七〇	一一七	二八、〇〇〇	二八〇〇	二八〇〇	二八〇〇
			一六、〇〇〇	九、六〇〇	三、九〇〇	三一〇	三、一〇〇	三一〇	二六、〇〇〇	二六〇〇	二六〇〇	二六〇〇	三四、六〇〇	三四六〇	三四六〇	三四六〇	一四、〇〇〇	一四〇〇	一四〇〇	一四〇〇	三四、〇〇〇	三四〇〇	三四〇〇	三四〇〇

法第三十二条第一項第五号に掲げる施設					法第三十二条第一項第六号に掲げる施設		看板（アーチであるものを除く。）	
地下街及び地下室			上空に設ける通路	地下に設ける通路	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	一時的に設けるもの
階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの						
占用面積一平方メートルにつき一年						占用面積一平方メートルにつき一日	占用面積一平方メートルにつき一月	表示面積一平方メートルにつき一年
Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	二九〇	一八〇	七八〇	六	五九〇	五九	九〇〇	九	九〇	九	一、八〇〇	一八	一八〇	一八	七、二〇〇	七二〇	七二〇	七二	一八、〇〇〇	一八〇	一八〇	一八
			四三〇	二六〇	八五〇	九	八七〇	八七	一、三〇〇	一三	一三〇	一三	一九、五〇〇	一九五〇	一九五〇	一九五	九、七〇〇	九七〇	九七〇	九七	二四、〇〇〇	二四〇	二四〇	二四
			五、八〇〇	三、五〇〇	一、一五〇	一二	一一五〇	一一五	一七、五〇〇	一七五〇	一七五〇	一七五〇	二五、二〇〇	二五二〇	二五二〇	二五二	一二、六〇〇	一二六〇	一二六〇	一二六	三〇、〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇	三〇〇〇
			一四、五〇〇	八、七〇〇	二、八五〇	二九	二八五〇	二八五	二一、九〇〇	二一九〇	二一九〇	二一九〇	三二、九〇〇	三二九〇	三二九〇	三二九	一六、四〇〇	一六四〇	一六四〇	一六四	三六、〇〇〇	三六〇〇	三六〇〇	三六〇〇

令第七条第一号に掲げる物件						
標識	旗ざお		幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		アーチ	
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの
一本につき一年	一本につき一日	一本につき一月	その面積一平方メートルにつき一日	その面積一平方メートルにつき一月	一基につき一月	
三、一〇〇	三三〇	三、三〇〇	三三〇	三、三〇〇	三三、〇〇〇	一六、〇〇〇
一、三〇〇	五四	五四〇	五四	五四〇	五、四〇〇	二、七〇〇
九六〇	一九	一九〇	一九	一九〇	一、九〇〇	九五〇
八三〇	九	九〇	九	九〇	九〇〇	四五〇
七五〇	六	五八	六	五八	五八〇	二九〇

令第七条第一号に掲げる物件						
標識	旗ざお		幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）		アーチ	
	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その他のもの	車道を横断するもの	その他のもの
一本につき一年	一本につき一日	一本につき一月	その面積一平方メートルにつき一日	その面積一平方メートルにつき一月	一基につき一月	
二、七〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	三〇〇	三、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一五、〇〇〇
一、一〇〇	四八	四八〇	四八	四八〇	四、八〇〇	二、四〇〇
八一〇	一八	一八〇	一八	一八〇	一、八〇〇	九〇〇
六八〇	九	八七	九	八七	八七〇	四三〇
六三〇	六	五九	六	五九	五九〇	二九〇

令第七条第二号に掲げる工作物	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七条第八号に掲げる施設					令第七条第九号に掲げる施設	
				トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの			建築物	その他のもの
						階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの		
占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一月						その他のもの	占用面積一平方メートル	
三、九〇〇	Aに〇・〇三四を乗じて得た額	三、三〇〇	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇一八を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇二六を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額
一、七〇〇		一、四〇	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
一、三〇〇		一、一〇	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇一三を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇二一を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額
一、〇〇〇		九〇	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇二〇を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額
九四〇		八六	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一〇を乗じて得た額

令第七条第二号に掲げる工作物	令第七条第三号に掲げる施設	令第七条第四号に掲げる工事用施設及び同条第五号に掲げる工事用材料	令第七条第六号に掲げる仮設建築物及び同条第七号に掲げる施設	令第七条第八号に掲げる施設					令第七条第九号に掲げる施設	
				トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	上空に設けるもの	地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの			建築物	その他のもの
						階数が一のもの	階数が二のもの	階数が三以上のもの		
占用面積一平方メートルにつき一年		占用面積一平方メートルにつき一月						その他のもの	占用面積一平方メートル	
三、四〇〇	Aに〇・〇三一を乗じて得た額	三、〇〇〇	Aに〇・〇〇八を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇二五を乗じて得た額	Aに〇・〇一を乗じて得た額
一、四〇〇		一、四〇	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇一四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇二三を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額
一、〇〇〇		一、〇〇	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇一二を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇二〇を乗じて得た額	Aに〇・〇一一を乗じて得た額
八五〇		七九	Aに〇・〇一〇を乗じて得た額	Aに〇・〇一〇を乗じて得た額	Aに〇・〇一〇を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇一九を乗じて得た額	Aに〇・〇一〇を乗じて得た額
七六〇		七一	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇一七を乗じて得た額	Aに〇・〇〇六を乗じて得た額	Aに〇・〇〇四を乗じて得た額	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額	Aに〇・〇二二を乗じて得た額	Aに〇・〇一五を乗じて得た額

		トルにつき一年
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇〇九を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇一五を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇一七を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具		Aに〇・〇二二を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇二四を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇三四を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二六を乗じて得た額
令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設		Aに〇・〇二四を乗じて得た額
備考　（略）		Aに〇・〇三四を乗じて得た額

		トルにつき一年
令第七条第十号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇〇七を乗じて得た額
令第七条第十一号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	Aに〇・〇一〇を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇一二を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇一四を乗じて得た額
令第七条第十二号に掲げる器具		Aに〇・〇二〇を乗じて得た額
令第七条第十三号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの	Aに〇・〇二二を乗じて得た額
	上空に設けるもの	Aに〇・〇三一を乗じて得た額
	その他のもの	Aに〇・〇二五を乗じて得た額
令第七条第十四号及び第十五号に掲げる施設		Aに〇・〇二二を乗じて得た額
備考　（略）		Aに〇・〇三一を乗じて得た額

附　則

この省令は、令和八年四月一日から施行する。

○国土交通省令第百二十四号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百八条第六項及び第二百十条第四項の規定に基づき、地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

地方整備局組織規則及び北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

（地方整備局組織規則の一部改正）

第一条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） 八　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。 九～四十四　（略） （河川部の所掌事務） **第八条**　河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十五　（略） 三十六　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。 三十七～四十三　（略） 2・3　（略） （用地部の所掌事務） **第十二条**　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。 七～十六　（略）	（建政部の所掌事務） **第七条**　建政部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～七の二　（略） 八　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。 九～四十四　（略） （河川部の所掌事務） **第八条**　河川部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十五　（略） 三十六　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。 三十七～四十三　（略） 2・3　（略） （用地部の所掌事務） **第十二条**　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～五　（略） 六　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。 七～十六　（略）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の三　（略）

八　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。

九～二十五　（略）

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、建設業者に係るものに関すること。

四　（略）

（建設産業第二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部並びに建設産業第一課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（水政課の所掌事務）

第八十八条　水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

十六　（略）

（計画・建設産業課の所掌事務）

第八十一条　計画・建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部の所掌に属するものを除く。）。

九～二十五　（略）

（建設産業第一課の所掌事務）

第八十三条の二　建設産業第一課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、建設業者に係るものに関すること。

四　（略）

（建設産業第二課の所掌事務）

第八十三条の三　建設産業第二課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一・二　（略）

三　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（河川部及び用地部並びに建設産業第一課の所掌に属するものを除く。）。

四　（略）

（水政課の所掌事務）

第八十八条　水政課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～十四　（略）

十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

十六　（略）

（用地企画課の所掌事務）

第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～六　（略）

七　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

八～十四　（略）

（北海道開発局組織規則の一部改正）

第二条　北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（開発監理部の所掌事務） **第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十七　（略） 二十八　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。 二十九～四十五　（略） （事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十四　（略） 四十五　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。 四十六～五十七　（略） （建設部の所掌事務） **第三条**　建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十一　（略）	（開発監理部の所掌事務） **第一条の二**　開発監理部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～二十七　（略） 二十八　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律（平成二十二年法律第六十七号）に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。 二十九～四十五　（略） （事業振興部の所掌事務） **第二条**　事業振興部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～四十四　（略） 四十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。 四十六～五十七　（略） （建設部の所掌事務） **第三条**　建設部は、次に掲げる事務をつかさどる。 一～三十一　（略）

三十二　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

三十三～五十五　（略）

（用地課の所掌事務）

第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

十一～十七　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の三　（略）

八　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。

九～十八　（略）

（地方整備課の所掌事務）

第五十三条　地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

九～十七　（略）

附　則

この省令は、令和八年一月一日から施行する。

三十二　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

三十三～五十五　（略）

（用地課の所掌事務）

第十四条　用地課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～九　（略）

十　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、補償コンサルタントに係るものに関すること。

十一～十七　（略）

（建設産業課の所掌事務）

第三十九条　建設産業課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七の三　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（開発監理部及び建設部の所掌に属するものを除く。）。

九～十八　（略）

（地方整備課の所掌事務）

第五十三条　地方整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～七　（略）

八　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

九～十七　（略）

規則

○公正取引委員会規則第十二号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第七十六条第一項の規定に基づき、公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

公正取引委員会事務総局組織規程の一部を改正する規則

公正取引委員会事務総局組織規程（昭和四十年公正取引委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（デジタル調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画室にデジタル調査官三十人以内を置く。 ２　［略］ （取引適正化検査官） **第二条の七**　事務総局経済取引局取引部企業取引課取引適正化調査室に取引適正化検査官六十人以内を置く。 ２　取引適正化検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第七条第二項に掲げる事務を処理する。 （地方事務所及び支所の分課） **第三条**　［略］	（デジタル調査官） **第二条の二**　事務総局経済取引局総務課デジタル市場企画室にデジタル調査官十九人以内を置く。 ２　［同上］ （下請取引検査官） **第二条の七**　事務総局経済取引局取引部企業取引課下請取引調査室に下請取引検査官六十人以内を置く。 ２　下請取引検査官は、命を受け、公正取引委員会事務総局組織規則第七条第二項に掲げる事務を処理する。 （地方事務所及び支所の分課） **第三条**　［同上］

北海道事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課
東北事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課
中部事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課
近畿中国四国事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課
中国支所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課
四国支所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課
九州事務所	総務課　取引課　フリーランス課　取引適正化調査課　第一審査課	総務課　取引課　フリーランス課　下請課　第一審査課　第二審査課

（地方事務所及び支所の取引適正化調査課並びに地方事務所及び支所の取引適正化調査官）

第四条の四　地方事務所及び支所の取引適正化調査課においては、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の取引適正化調査課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、第四条の二第一項第一号及び第五号、前条並びに次条第一項の事務を行うことができる。

２　前項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて取引適正化調査官四十人以内を置く。

（地方事務所及び支所の下請課並びに地方事務所及び支所の下請取引調査官）

第四条の四　地方事務所及び支所の下請課においては、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）の施行に関する事務（近畿中国四国事務所の下請課にあっては、支所の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。ただし、特に命じられた場合においては、第四条第十四号、第四条の二第一項第一号及び第五号、前条並びに次条第一項の事務を行うことができる。

２　前項に掲げる事務を処理させるため、各地方事務所及び支所を通じて下請取引調査官四十人以内を置く。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この規則は、令和八年一月一日から施行する。

法規的告示

○内閣府、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第十一号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第四十六条の二の規定に基づき、令和六年内閣府・総務省・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第十一号（産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定特別事業再編事業者が認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編が次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、同法において使用する用語の例による。 一　次のいずれにも該当する者が行う特別事業再編であること。 イ　（略） ロ　次の(1)又は(2)に掲げる者に該当するもの（連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第五号に規定する連結会社をいう。）である場合には、当該認定特別事業再編事業者の常時使用する従業員の数及び同一の連結の範囲に含まれる他の会社の常時使用する従業員の数の合計数が一万人以下であるものに限る。） (1)　（略） (2)　特定中堅企業者（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省、経済産業省告示第一号。以下「実施指針」という。）六ルに規定する評価委員会において実施指針五イ(3)(i)から(iii)までに掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている場合に限る。）であって、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表しているもの 二　（略）	産業競争力強化法第四十六条の二の規定に基づく生産性の向上及び需要の開拓に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする認定特別事業再編事業者が認定特別事業再編計画に従って実施する特別事業再編が次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。なお、この告示において使用する用語は、産業競争力強化法において使用する用語の例による。 一　次のいずれにも該当する者が行う特別事業再編であること。 イ　（略） ロ　次の(1)又は(2)に掲げる者に該当するもの（連結会社（連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和五十一年大蔵省令第二十八号）第二条第五号に規定する連結会社をいう。）である場合には、当該認定特別事業再編事業者の常時使用する従業員の数及び同一の連結の範囲に含まれる他の会社の常時使用する従業員の数の合計数が一万人以下であるものに限る。） (1)　（略） (2)　特定中堅企業者（事業再編の実施に関する指針（平成二十六年財務省、経済産業省告示第一号。以下「実施指針」という。）六ルに規定する評価委員会において実施指針五イ(3)(i)から(iii)までに掲げる観点から十分な経営能力を有していることの確認を受けている場合に限る。）であって、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していることを公表しているもの 二　（略）

○内閣府、財務省告示第六号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号）第十九条第一項第五号の規定に基づき、沖縄振興開発金融公庫法第十九条第一項第五号の規定に基づき主務大臣が定めるものを定める件（平成二十年内閣府、財務省告示第七号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
財務大臣　片山さつき

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～6　略］ 7　次に掲げる者に対する資金であって、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、受託中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図るためのもの ［(1)～(3)　略］ (4)　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 (5)　［略］ (6)　委託事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むもの ［(7)・(8)　略］ ［8～28　略］	沖縄振興開発金融公庫法（昭和四十七年法律第三十一号。以下「公庫法」という。）第十九条第一項第五号に規定する主務大臣が定めるものは、次に掲げる資金とする。 一　特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金（当該資金を調達するために新たに発行する社債（社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第六十六条第一号に規定する短期社債を除く。以下同じ。）を応募その他の方法により取得するための資金を含む。）は、次に掲げる資金とする。 ［1～6　同上］ 7　次に掲げる者に対する資金であって、中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、下請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図るためのもの ［(1)～(3)　同上］ (4)　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）に基づく特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 (5)　［同上］ (6)　親事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組むもの ［(7)・(8)　同上］ ［8～28　同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

○公正取引委員会告示第二号

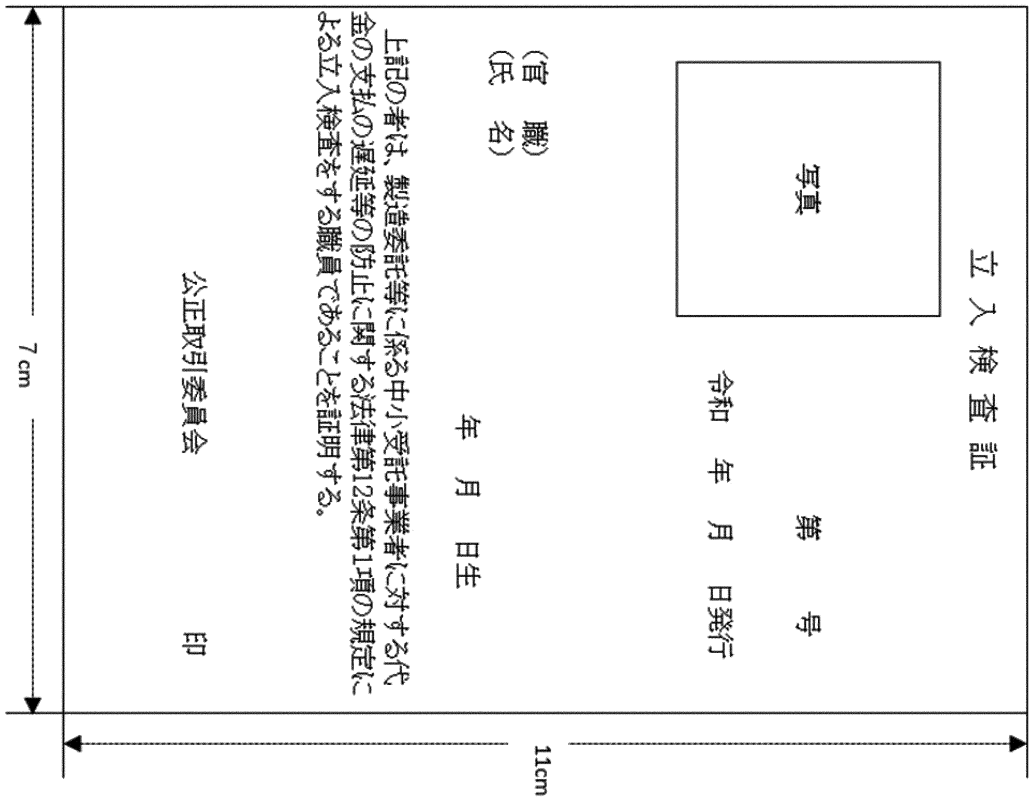
下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、昭和三十一年公正取引委員会告示第三号の全部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日　公正取引委員会委員長　茶谷　栄治

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の規定に基づく公正取引委員会の事務総局の職員の携帯する身分を示す証明書の様式

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第十二条第四項の証明書の様式は、次のとおりとする。

（表）



（裏）

製造委託等に係る中小受託事業者に対する
代金の支払の遅延等の防止に関する法律（抜粋）

第12条第1項

公正取引委員会は、委託事業者（委託事業者が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、委託事業者の分割により製造委託等に関する取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、委託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）の中小受託事業者（中小受託事業者（法人に限る。）が合併により消滅した場合にあつては合併後存続し、又は合併により設立された法人、中小受託事業者（法人に限る。）の分割により当該取引に係る事業の全部又は一部の承継があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を承継した法人、中小受託事業者の当該取引に係る事業の全部又は一部の譲渡があつた場合にあつては当該事業の全部又は一部を譲り受けた事業者。以下この条及び次条において同じ。）に対する製造委託等に関する取引を公正にするため必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第15条

第12条第1項から第3項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○総務省、財務省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省、農林水産省、告示第二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成十九年法律第四十号）第二十五条の規定に基づき、平成二十九年総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省告示第一号（地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準等に関する告示）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
1　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、第一号から第四号の二まで（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものであるとして当該確認を受けようとする場合にあっては第一号から第五号までとし、当該対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものであるとして当該確認を受けようとする場合にあっては次の各号とする。）（当該承認地域経済牽引事業を行う	1　地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（以下「法」という。）第二十五条の規定に基づく地域の成長発展の基盤強化に特に資するものとして主務大臣が定める基準は、同条に規定する主務大臣の確認を受けようとする承認地域経済牽引事業（当該承認地域経済牽引事業を共同して行う場合にあっては、当該承認地域経済牽引事業のうち、当該確認を受けようとする法第十四条第一項に規定する承認地域経済牽引事業者が行うもの。以下「対象事業」という。）が、第一号から第四号の二まで（当該対象事業が地域の成長発展の基盤強化に著しく資するものであるとして当該確認を受けようとする場合にあっては第一号から第五号までとし、当該対象事業が地域の事業者に対して著しい経済的効果を及ぼすものであるとして当該確認を受けようとする場合にあっては次の各号とする。）（当該承認地域経済牽引事業を行う

者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。
一～五　（略）
六　計画承認日が改正産業競争力強化法の施行の日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。
イ～ハ　（略）

者に地方公共団体が含まれる場合にあっては、第四号を除く。）のいずれにも該当することとする。
一～五　（略）
六　計画承認日が改正産業競争力強化法の施行の日以後である場合であって、次のいずれにも該当すること。
イ～ハ　（略）

○財務省・経済産業省告示第十二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、令和七年財務省・経済産業省告示第九号（株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づく特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるもの）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

財務大臣　片山さつき
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	
株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。	
一～六	（略）	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに受託中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図ること。
七	1～3　（略） 4　受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により特定連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 5　（略） 6　委託事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し、又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 7・8　（略）	
八～二十九	（略）	（略）

改正前	
株式会社日本政策金融公庫法別表第一第十四号の下欄の規定に基づき、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものは、次の表の中欄に掲げる中小企業者に対して、それぞれ同表の下欄に定める目的に従って貸付けが行われる長期の資金とする。	
一～六	（略）	中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化並びに下請中小企業の振興並びに空き店舗等の解消を図ること。
七	1～3　（略） 4　下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定により特定下請連携事業計画の認定を受けた連携体を構成する者 5　（略） 6　親事業者の生産拠点の閉鎖、縮小、発注内容の見直し、又は脱炭素化の取組の要請に伴い、自らの取引環境の改善に取り組む者 7・8　（略）	
八～二十九	（略）	（略）

ニ　対象事業者が受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第五項に規定する中小受託事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していること。
2　（略）
（備考）
（略）

ニ　対象事業者が下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）第二条第四項に規定する下請事業者その他の取引先との適切な関係の構築の方針を宣言していること。
2　（略）
（備考）
（略）

○厚生労働省告示第三百二十四号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律（令和七年法律第三十七号）の一部の施行に伴い、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品の一部改正）

第一条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品（昭和三十六年厚生省告示第十八号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十三号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十一号の規定に基づき習慣性があるものとして厚生労働大臣の指定する医薬品

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十四号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等の一部改正）

第二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十四号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等（昭和五十五年厚生省告示第百六十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十六号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十四号等の規定に基づき使用の期限を記載しなければならない医薬品等

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分の一部改正）

第三条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分（昭和五十五年厚生省告示第百六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項第三号及び第三十六条の十一第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二条第十七項第三号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する医薬品の有効成分

（生物学的製剤基準の一部改正）

第四条　生物学的製剤基準（平成十六年厚生労働省告示第百五十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
通則	通則
1～36　（略）	1～36　（略）
37　最終有効年月日は、別に規定する場合を除き、法第43条第１項に規定する検査を受けるべき医薬品にあっては検査に合格した日から、その他のものにあっては自家試験に合格した日から起算するものとする。	37　最終有効年月日は、別に規定する場合を除き、法第43条第１項に規定する検定を受けるべき医薬品にあっては検定に合格した日から、その他のものにあっては自家試験に合格した日から起算するものとする。
38・39　（略）	38・39　（略）

40　各条医薬品についての法第50条第11号の規定による直接の容器等の記載事項は、次のとおりとする。ただし、10mL以下のアンプル又はこれと同等の大きさの直接の容器に収められたものにあっては、外部の容器又は外部の被包に記載することによって省略することができる。

(1)～(4)　（略）

41～45　（略）

（厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養の一部改正）

第五条　厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。 一～七の二　（略） 八　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係るプログラム医療機器の使用又は支給（次の各号に掲げるプログラム医療機器の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。） イ　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の規定による承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた後に、改めて承認を受ける場合（使用目的、効果又は使用方法が変更される場合に限る。）における当該承認に限る。以下「医療機器承認」という。）又は同法第二十三条の二の五第十三項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けた事項の一部を変更しようとする場合（使用目的、効果又は使用方法を変更しようとする場合に限る。）における承認（以下「医療機器一部変更承認」という。）を受けようとする、又は受けた者が製造販売した当該医療機器承認又は医療機器一部変更承認に係るプログラム医療機器（保険適用を希望するものに限る。）であって、評価療養としてその使用又は支給を行うことが適当と認められるものとして別に厚生労働大臣が定めるもの　(1)の条件及び(2)の期間 (1)・(2)　（略） ロ　（略） （保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等の一部改正） **第六条**　保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成十八年厚生労働省告示第四百九十八号）の一部を次の表のように改正する。	**第一条**　健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十三条第二項第三号及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号。以下「高齢者医療確保法」という。）第六十四条第二項第三号に規定する評価療養は、次の各号に掲げるものとする。 一～七の二　（略） 八　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた者が製造販売した当該承認に係るプログラム医療機器の使用又は支給（次の各号に掲げるプログラム医療機器の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる条件及び期間の範囲内で行われるものに限る。） イ　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の規定による承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた後に、改めて承認を受ける場合（使用目的、効果又は使用方法が変更される場合に限る。）における当該承認に限る。以下「医療機器承認」という。）又は同法第二十三条の二の五第十五項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けた事項の一部を変更しようとする場合（使用目的、効果又は使用方法を変更しようとする場合に限る。）における承認（以下「医療機器一部変更承認」という。）を受けようとする、又は受けた者が製造販売した当該医療機器承認又は医療機器一部変更承認に係るプログラム医療機器（保険適用を希望するものに限る。）であって、評価療養としてその使用又は支給を行うことが適当と認められるものとして別に厚生労働大臣が定めるもの　(1)の条件及び(2)の期間 (1)・(2)　（略） ロ　（略）

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
五　告示第一条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品 イ　医薬品医療機器等法第十四条第十三項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、効能又は効果に限る。）の一部変更の承認（以下「医薬品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、	五　告示第一条第六号に規定する別に厚生労働大臣が定める医薬品 イ　医薬品医療機器等法第十四条第十五項（同法第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、効能又は効果に限る。）の一部変更の承認（以下「医薬品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、

当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして薬事審議会（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十一条に規定する薬事審議会をいう。第七号の二イ及び第七号の五イにおいて同じ。）が事前の評価を開始した医薬品（当該評価が終了したものを除く。）

ロ　（略）

七の二　告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器

イ　保険適用されている医療機器であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十三項（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（使用目的、効果又は使用方法に限る。）の一部変更の承認（以下この号及び第七号の四において「医療機器一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が事前の評価を開始したもの

ロ　（略）

七の五　告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める再生医療等製品

イ　保険適用されている再生医療等製品であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第十三項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に限る。）の一部変更の承認（以下「再生医療等製品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が事前の評価を開始したもの

ロ　（略）

七の八　告示第一条第八号イに規定する別に厚生労働大臣が定めるプログラム医療機器

イ　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の規定による承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた後に、改めて承認を受ける場合（使用目的、効果又は使用方法が変更される場合に限る。）における当該承認に限る。以下「医療機器承認」という。）又は同法第二十三条の二の五第十三項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けた事項の一部を変更しようとする場合（使用目的、効果又は使用方法を変更しようとする場合に限る。）における承認（以下「医療機器一部変更承認」という。）の申請前のもの

ロ・ハ　（略）

当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして薬事審議会（厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第十一条に規定する薬事審議会をいう。第七号の二イ及び第七号の五イにおいて同じ。）が事前の評価を開始した医薬品（当該評価が終了したものを除く。）

ロ　（略）

七の二　告示第一条第七号に規定する別に厚生労働大臣が定める医療機器

イ　保険適用されている医療機器であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第十五項（同法第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（使用目的、効果又は使用方法に限る。）の一部変更の承認（以下この号及び第七号の四において「医療機器一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が事前の評価を開始したもの

ロ　（略）

七の五　告示第一条第七号の二に規定する別に厚生労働大臣が定める再生医療等製品

イ　保険適用されている再生医療等製品であって、医薬品医療機器等法第二十三条の二十五第十一項（同法第二十三条の三十七第五項において準用する場合を含む。）の規定による承認事項（用法、用量、使用方法、効能、効果又は性能に限る。）の一部変更の承認（以下「再生医療等製品一部変更承認」という。）の申請（申請書に添付しなければならない資料について、当該申請に係る事項が医学薬学上公知であると認められる場合その他資料の添付を必要としない合理的理由がある場合において、申請者が依頼して実施された臨床試験の試験成績に関する資料の添付を省略して行われるものに限る。）を行うことが適当と認められるものとして薬事審議会が事前の評価を開始したもの

ロ　（略）

七の八　告示第一条第八号イに規定する別に厚生労働大臣が定めるプログラム医療機器

イ　医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項若しくは第二十三条の二の十七第一項の規定による承認（医薬品医療機器等法第二十三条の二の五第一項又は第二十三条の二の十七第一項の規定による承認を受けた後に、改めて承認を受ける場合（使用目的、効果又は使用方法が変更される場合に限る。）における当該承認に限る。以下「医療機器承認」という。）又は同法第二十三条の二の五第十五項（第二十三条の二の十七第五項において準用する場合を含む。）の規定により承認を受けた事項の一部を変更しようとする場合（使用目的、効果又は使用方法を変更しようとする場合に限る。）における承認（以下「医療機器一部変更承認」という。）の申請前のもの

ロ・ハ　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品の一部改正）

第七条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。 一　第一類医薬品 イ　（略） ロ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第十二項に該当するものとして承認され、同法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件（以下「承認条件」という。）として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務（以下「調査義務」という。）が課せられている医薬品（その製造販売の承認のあった日後調査期間（承認条件として付された調査期間をいう。以下同じ。）を経過しているものを除く。）と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品であって、調査義務が課せられている医薬品のうち、調査期間に一年を加えた期間を経過していないもの ハ～ホ　（略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。 一　第一類医薬品 イ　（略） ロ　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第十四条第十一項に該当するものとして承認され、同法第七十九条第一項の規定に基づき、製造販売の承認の条件（以下「承認条件」という。）として当該承認を受けた者に対し製造販売後の安全性に関する調査を実施する義務（以下「調査義務」という。）が課せられている医薬品（その製造販売の承認のあった日後調査期間（承認条件として付された調査期間をいう。以下同じ。）を経過しているものを除く。）と有効成分、分量、用法、用量、効能、効果等が同一性を有すると認められる医薬品であって、調査義務が課せられている医薬品のうち、調査期間に一年を加えた期間を経過していないもの ハ～ホ　（略） 二　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準の一部改正）

第八条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準（平成二十年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　一般用漢方処方に関する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第二項第三号（同条第十三項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の審査に係る基準 （医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合の一部改正）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律関係手数料令（平成十七年政令第九十一号）第七条第一項第二号イ(15)及び(22)の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準は、次の各号に掲げるものとする。 一　（略） 二　一般用漢方処方に関する医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第十四条第二項第三号（同条第十五項及び第十九条の二第五項において準用する場合を含む。）の審査に係る基準

第九条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合（平成二十年厚生労働省告示第三百七十四号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検査を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百三条第三項の規定に基づき検定を要しないものとして厚生労働大臣が指定する医薬品等及び厚生労働大臣が定める場合

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十三号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品の一部改正）

第十条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十三号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品（平成二十一年厚生労働省告示第二十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十五号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び同法第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品として、次のものを指定する。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十五号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品 （略） 二　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十三号及び第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び医薬部外品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び同法第五十九条第九号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬部外品として、次のものを指定する。 一　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第五十条第十三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品 （略） 二　（略）

（予防接種に関する基本的な計画の一部改正）

第十一条　予防接種に関する基本的な計画（平成二十六年厚生労働省告示第百二十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第六　予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項 一　基本的考え方 国は、科学的根拠に基づくデータを可能な限り収集し、感染症発生動向調査による疾病の発生状況及び重篤度の評価、感染症流行予測調査による抗体保有状況の調査、副反応疑い報告の収集及びその評価並びにワクチンの医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四十三条第一項の規定に基づく検査による適正管理等を通じて、予防接種の有効性及び安全性の向上を図る。 二～四　（略）	第六　予防接種の有効性及び安全性の向上に関する施策を推進するための基本的事項 一　基本的考え方 国は、科学的根拠に基づくデータを可能な限り収集し、感染症発生動向調査による疾病の発生状況及び重篤度の評価、感染症流行予測調査による抗体保有状況の調査、副反応疑い報告の収集及びその評価並びにワクチンの国家検定による適正管理等を通じて、予防接種の有効性及び安全性の向上を図る。 二～四　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第八項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品の一部改正）

第十二条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第八項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第三百十七号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第七項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第七項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品は、次に掲げるもの及び再製造単回使用医療機器とする。 1～19　（略）	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第八項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第二十三条の二の五第八項第一号に規定する医療機器又は体外診断用医薬品の区分を定める省令第二条第一項の規定に基づき品目ごとに調査を行うべきものとして厚生労働大臣が指定する医療機器又は体外診断用医薬品は、次に掲げるもの及び再製造単回使用医療機器とする。 1～19　（略）

（医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品の廃止）

第十三条　医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十五条の二の規定に基づき濫用等のおそれのあるものとして厚生労働大臣が指定する医薬品（平成二十六年厚生労働省告示第二百五十二号）は、廃止する。

附　則

この告示は、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性に関する法律等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年五月一日）から適用する。

○厚生労働省告示第三百二十五号

労働基準法施行規則（昭和二十二年厚生省令第二十三号）第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、労働基準法施行規則第三十八条の七から第三十八条の九までの規定に基づき、休業補償の額の算定に当たり用いる率（平成三十一年厚生労働省告示第二百十二号）の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から適用する。ただし、令和七年十二月三十一日以前の休業補償の額の算定に当たり用いる率については、なお従前の例による。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎

本則中「令和七年十月一日から同年十二月三十一日」を「令和八年一月一日から同年三月三十一日」に改める。

別表第一昭和22年度の項中「16,013」を「19,216」に、「19,350」を「23,414」に改め、同表昭和23年度の項中「5,820」を「6,984」に、「7,211」を「8,725」に改め、同表昭和24年度の項中「3,964」を「4,757」に、「4,766」を「5,767」に改め、同表昭和25年度の項中「3,346」を「4,015」に、「4,093」を「4,953」に改め、同表昭和26年4月～6月の項中「2,947」を「3,536」に、「3,649」を「4,415」に改め、同表昭和26年7月～9月の項中「2,788」を「3,346」に、「3,767」を「4,558」に改め、同表昭和27年4月～6月の項中「2,476」を「2,971」に、「3,046」を「3,686」に改め、同表昭和27年7月～9月の項中「2,476」を「2,971」に、「2,942」を「3,560」に改め、同表昭和27年10月～12月の項中「2,360」を「2,832」に改め、同表昭和28年1月～3月の項中「2,321」を「2,785」に改め、同表昭和28年10月～12月の項中「2,496」を「3,020」に改め、同表昭和29年1月～3月の項中「2,065」を「2,478」に、「2,473」を「2,992」に改め、同表昭和29年4月～6月の項中「2,015」を「2,418」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和29年7月～9月の項中「2,015」を「2,418」に、「2,416」を「2,923」に改め、同表昭和29年10月～12月の項中「1,967」を「2,360」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和30年1月～3月の項中「2,015」を「2,418」に改め、同表昭和30年4月～6月の項中「2,000」を「2,400」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和30年7月～9月の項中「2,048」を「2,458」に改め、同表昭和30年10月～12月の項中「1,967」を「2,360」に、「2,496」を「3,020」に改め、同表昭和31年1月～3月の項中「1,967」を「2,360」に、「2,473」を「2,992」に改め、同表昭和31年4月～6月の項中「1,936」を「2,323」に、「2,435」を「2,946」に改め、同表昭和31年7月～9月の項中「1,967」を「2,360」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和31年10月～12月の項中「1,906」を「2,287」に、「2,396」を「2,899」に改め、同表昭和32年1月～3月の項中「1,920」を「2,304」に、「2,435」を「2,946」に改め、同表昭和32年4月～6月の項中「1,888」を「2,266」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和32年7月～9月の項中「1,906」を「2,287」に、「2,376」を「2,875」に改め、同表昭和32年10月～12月の項中「1,872」を「2,246」に改め、昭和33年1月～3月の項中「1,872」を「2,246」に、「2,356」を「2,851」に改め、同表昭和33年4月～6月の項中「1,872」を「2,246」に改め、同表昭和34年4月～6月の項中「1,679」を「2,015」に改め、同表昭和34年10月～12月の項中「2,062」を「2,495」に改め、同表昭和35年1月～3月の項中「2,078」を「2,514」に改め、同表昭和35年4月～6月の項及び昭和35年7月～9月の項中「1,640」を「1,968」に、「2,029」を「2,455」に改め、同表昭和35年10月～12月の項中「1,573」を「1,888」に、「1,963」を「2,375」に改め、同表昭和36年1月～3月の項中「1,559」を「1,871」に、「1,997」を「2,416」に改め、同表昭和36年10月～12月の項中「1,345」を「1,614」に、「1,649」を「1,995」に改め、同表昭和37年1月～3月の項中「1,595」を「1,930」に改め、同表昭和37年4月～6月の項中「1,300」を「1,560」に改め、同表昭和37年7月～9月の項中「1,278」を「1,534」に改め、同表昭和38年4月～6月の項及び昭和38年7月～9月の項中「1,331」を「1,611」に改め、同表昭和38年10月～12月の項中「1,092」を「1,310」に改め、同表昭和39年1月～3月の項中「1,102」を「1,322」に改め、同表昭和39年4月～6月の項中「1,056」を「1,267」に改め、同表昭和39年7月～9月の項中「1,040」を「1,248」に改め、同表昭和39年10月～12月の項中「1,109」を「1,342」に改め、同表昭和40年1月～3月の項中「1,117」を「1,352」に改め、同表昭和41年4月～6月の項窯業・土石製品製造業の欄中「882」を「1,058」に改め、同表昭和41年7月～9月の項窯業・土石製品製造業の欄中「853」を「1,024」に改め、同項その他の製造業の欄中「931」を「1,127」に改め、同表昭和41年10月～12月の項中「895」を「1,083」に改め、同表昭和42年1月～3月の項中「847」を「1,016」に、「901」を「1,090」に改め、同表昭和43年4月～6月の項中「698」を「838」に、「739」を「894」に改め、同表昭和43年7月～9月の項中「726」を「878」に改め、同表昭和44年7月～9月の項中「593」を「712」に改め、同表昭和44年10月～12月の項中「574」を「689」に、「600」を「726」に改め、同表昭和45年1月～3月の項中「588」を「706」に改め、同表昭和46年4月～6月の項中「479」を「575」に、「476」を「576」に改め、

同表昭和47年7月～9月の項中「392」を「470」に改め、同表昭和47年7月～9月の項、昭和47年10月～12月の項その他の製造業の欄及び昭和48年1月～3月の項中「394」を「477」に改め、同表昭和48年10月～12月の項中「322」を「386」に改め、同項その他の製造業の欄中「323」を「391」に改め、同表昭和49年1月～3月の項中「322」を「386」に、「323」を「391」に改め、同表昭和49年7月～9月の項窯業・土石製品製造業の欄中「260」を「312」に改め、同項その他の製造業の欄中「260」を「315」に改め、同表昭和49年10月～12月の項中「258」を「310」に改め、同項輸送用機械器具製造業の欄中「269」を「323」に改め、同項その他の製造業の欄中「257」を「311」に改め、同表昭和50年1月～3月の項中「259」を「311」に、「256」を「310」に改め、同表昭和50年7月～9月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「214」を「257」に改め、同表昭和51年4月～6月の項中「218」を「262」に、「211」を「255」に改め、同表昭和51年7月～9月の項窯業・土石製品製造業の欄中「212」を「254」に改め、同項輸送用機械器具製造業の欄中「214」を「257」に改め、同表昭和52年1月～3月の項輸送用機械器具製造業の欄中「212」を「254」に改め、同表昭和52年10月～12月の項及び昭和53年1月～3月の項中「180」を「216」に改め、同表昭和53年4月～6月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「175」を「210」に改め、同表昭和53年7月～9月の項窯業・土石製品製造業の欄中「178」を「214」に改め、同表昭和53年10月～12月の項中「176」を「211」に改め、同項その他の製造業の欄中「175」を「212」に改め、同表昭和54年1月～3月の項窯業・土石製品製造業の欄中「178」を「214」に改め、同項その他の製造業の欄中「175」を「212」に改め、同表昭和54年4月～6月の項窯業・土石製品製造業の欄中「178」を「214」に改め、同表昭和54年7月～9月の項窯業・土石製品製造業の欄中「176」を「211」に改め、同項輸送用機械器具製造業の欄中「175」を「210」に改め、同表昭和55年1月～3月の項窯業・土石製品製造業の欄中「173」を「208」に改め、同表昭和56年10月～12月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「145」を「174」に改め、同項窯業・土石製品製造業の欄中「148」を「178」に改め、同項その他の製造業の欄中「144」を「174」に改め、同表昭和57年1月～3月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「145」を「174」に改め、同項窯業・土石製品製造業の欄中「145」を「177」に改め、同項その他の製造業の欄中「146」を「177」に改め、同表昭和57年4月～6月の項窯業・土石製品製造業の欄中「144」を「173」に改め、同項その他の製造業の欄、昭和57年7月～9月の項その他の製造業の欄及び昭和58年1月～3月の項その他の製造業の欄中「144」を「174」に改め、同表昭和58年4月～6月の項輸送用機械器具製造業の欄中「145」を「174」に改め、同表昭和60年4月～6月の項非鉄金属製造業の欄中「122」を「146」に改め、同表昭和60年10月～12月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「120」を「144」に改め、同表昭和61年4月～6月の項非鉄金属製造業の欄中「121」を「145」に改め、同項電気機械器具製造業の欄中「146」を「175」に改め、同表昭和61年7月～9月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「120」を「144」に改め、同項窯業・土石製品製造業の欄中「121」を「148」に改め、同項電気機械器具製造業の欄中「145」を「174」に改め、同表昭和62年1月～3月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「120」を「144」に改め、同項電気機械器具製造業の欄中「146」を「175」に改め、同表昭和62年4月～6月の項及び昭和62年10月～12月の項中「121」を「145」に改め、同項その他の製造業の欄中「120」を「145」に改め、同表昭和63年1月～3月の項窯業・土石製品製造業の欄、昭和63年4月～6月の項窯業・土石製品製造業の欄、昭和63年7月～9月の項窯業・土石製品製造業の欄及び昭和63年10月～12月の項ゴム製品製造業の欄中「120」を「144」に改め、同項輸送用機械器具製造業の欄中「121」を「145」に改め、同表平成元年7月～9月の項その他の製造業の欄中「120」を「145」に改め、同表平成2年1月～3月の項輸送用機械器具製造業の欄中「120」を「144」に改め、同表平成2年7月～9月の項その他の製造業の欄中「121」を「146」に改め、同表平成3年4月～6月の項非鉄金属製造業の欄、平成3年7月～9月の項非鉄金属製造業の欄、平成4年4月～6月の項非鉄金属製造業の欄並びに平成4年7月～9月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄及び非鉄金属製造業の欄中「100」を「120」に改め、同項電気機械器具製造業の欄及び平成4年10月～12月の項電気機械器具製造業の欄中「121」を「145」に改め、同表平成5年1月～3月の項電気機械器具製造業の欄中「120」を「144」に改め、同表平成5年4月～6月の項窯業・土石製品製造業の欄中「100」を「122」に改め、同表平成5年7月～9月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成5年10月～12月の項窯業・土石製品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成6年1月～3月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「100」を「121」に改め、同項窯業・土石製品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同表平成6年7月～9月の項その他の製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成7年1月～3月の項その他の製造業の欄中「100」を「122」に改め、同表平成7年4月～6月の項非鉄金属製造業の欄、精密機械器具製造業の欄及びその他の製造業の欄並びに平成7年7月～9月の項食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の欄中「100」を「120」に改め、同項非鉄金属製造業の欄中「100」を「121」に改め、同項その他の製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成8年1月～3月の項食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の欄及び平成8年7月～9月の項ゴム製品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同項その他の製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成9年1月～3月の項輸送用機械器具製造業の欄、平成9年4月～6月の項電気機械器具製造業の欄、平成10年7月～9月の項電気機械器具製造業の欄、平成11年1月～3月の項食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の欄、平成12年1月～3月の項食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の欄、平成13年1月～3月の項食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の欄、平成14年1月～3月の項ゴム製品製造業の欄及び平成21年1月～3月の項パルプ・紙・紙加工品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同項非鉄金属製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成21年4月～6月の項木材・木製品製造業（家具を除く）の欄及び窯業・土石製品製造業の欄中「100」を「120」に改め、同項非鉄金属製造業の欄及び平成21年7月～9月の項窯業・土石製品製造業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成22年1月～3月の項食料品製造業、飲料・たばこ・飼料製造業の欄中「100」を「120」に改め、同項生活関連サービス業、娯楽業の欄中「100」を「121」に改め、同表平成28年1月～3月の項生活関連サービス業、娯楽業の欄中「100」を「122」に改め、同表平成29年1月～3月の項生活関連サービス業、娯楽業の欄及び令和3年4月～6月の項宿泊業、飲食サービス業の欄中「100」を「120」に改め、同表令和2年4月～6月の項非鉄金属製造業の欄中「100」を「121」に改め、同項生活関連サービス業、娯楽業の欄及び令和3年4月～6月の項宿泊業、飲食サービス業の欄中「100」を「120」に改め、同表中

1月～3月	100	100	—	—	100	—	100	100	100	100	—	—	—	100	100	100	—	100	100	100	100	100
令和7年																						

| | | |

ロ　施設基準

(1)　主として実施する医師に係る基準

①　専ら内科、小児科又は病理診断科に従事し、当該診療科について五年以上の経験を有すること。

②　がん薬物療法に関する専門的な知識及び技能を有する医師であること。

(2)　保険医療機関に係る基準

①　内科、小児科又は病理診断科を標榜（ひょうぼう）していること。

②　実施診療科において、がん薬物療法の経験を有する常勤の医師が配置されていること。

③　実施診療科において、病理診断の経験を有する常勤の医師が配置されていること。

④　臨床検査技師が配置されていること。

⑤　病床を百床以上有していること。

⑥　当該療養を実施する病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が、常時、入院患者の数が七又はその端数を増すごとに一以上であること。ただし、当該病棟において、一日に看護を行う看護職員の数が本文に規定する数に相当する数以上である場合には、当該病棟における夜勤を行う看護職員の数が、本文の規定にかかわらず、二以上であること。

⑦　当直体制が整備されていること。

⑧　緊急手術体制が整備されていること。

⑨　二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑩　医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑪　倫理委員会が設置されており、必要な場合に事前に開催すること。

⑫　医療安全管理委員会が設置されていること。

⑬　検査を委託して実施する場合には、衛生検査所であって、当該検査の実施に当たり適切な医療機器等を用いるものに委託すること。

⑭　当該検査を行うにつき、がんゲノム医療中核拠点病院、がんゲノム医療拠点病院又はがんゲノム医療連携病院に該当する等十分な体制が整備されていること。

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～十八　（略）

十九　削除

二十～三十六　（略）

三十七　削除

三十八～五十八　（略）

五十九　血中循環腫瘍ＤＮＡを用いたマルチプレックス遺伝子パネル検査　進行又は再発大腸がん（切除不能なものに限る。）

第三　先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～十八　（略）

十九　プローブ型共焦点レーザー顕微内視鏡による胃上皮性病変の診断　胃上皮性病変

二十～三十六　（略）

三十七　ラメルテオン経口投与療法　悪性腫瘍（六十五歳以上の患者に係るものに限る。）

三十八～五十八　（略）

（新設）

○厚生労働省経済産業省告示第二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、及び中小企業等経営強化法（平成十一年法律第十八号）第三条第一項の規定に基づき、令和三年厚生労働省・経済産業省告示第一号（中小企業等の経営強化に関する基本方針）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
第７　中小企業の事業継続力強化	第７　中小企業の事業継続力強化
１　単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項	１　単独で行う事業継続力強化の内容に関する事項
一～三　（略）	一～三　（略）
四　事業継続力強化に資する対策及び取組	四　事業継続力強化に資する対策及び取組
次の(1)から(7)までに掲げる事項について、二に基づく自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、自らの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。	次の(1)から(7)までに掲げる事項について、二に基づく自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、自らの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。
(1)～(5)　（略）	(1)～(5)　（略）
(6)　委託事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力	(6)　親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力
(7)　（略）	(7)　（略）
五　自然災害等が発生した場合における対応手順の決定・共有	五　自然災害等が発生した場合における対応手順の決定・共有
イ　（略）	イ　（略）
ロ　具体的には、例えば、従業員やその家族の安否確認方法、設備等の安全な停止方法、施設や設備等、在庫や中間財等の被害の把握方法、災害対策本部の設置等社内の緊急時体制の構築方法、中小受託事業者や地方公共団体、商工団体等の関係機関への被害状況の共有方法等が挙げられる。	ロ　具体的には、例えば、従業員やその家族の安否確認方法、設備等の安全な停止方法、施設や設備等、在庫や中間財等の被害の把握方法、災害対策本部の設置等社内の緊急時体制の構築方法、下請や地方公共団体、商工団体等の関係機関への被害状況の共有方法等が挙げられる。
六～九　（略）	六～九　（略）
十　委託事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力	十　親事業者、政府関係金融機関その他の者による事業継続力強化に係る協力
中小企業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、中小企業者が自力で全ての事前対策を講ずることは一定の限界があるため、中小企業者を取り巻く関係者（以下「関係者」という。）による働きかけや支援が重要となる。	中小企業者にとって、様々な経営課題の中で、事業継続力強化に対する優先順位は必ずしも高くない。また、中小企業者が自力で全ての事前対策を講ずることは一定の限界があるため、中小企業者を取り巻く関係者（以下「関係者」という。）による働きかけや支援が重要となる。
事業継続力強化を行う関係者としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構のほか、例えば、サプライチェーンにおける委託事業者、損害保険会社、民間金融機関、政府関係金融機関、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が挙げられ、これら関係者による取組としては、次のようなものが想定される。	事業継続力強化を行う関係者としては、独立行政法人中小企業基盤整備機構のほか、例えば、サプライチェーンにおける親事業者、損害保険会社、民間金融機関、政府関係金融機関、地方公共団体、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会等が挙げられ、これら関係者による取組としては、次のようなものが想定される。
イ　（略）	イ　（略）
ロ　サプライチェーンにおける委託事業者が行う、中小受託事業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組への支援、協力会や業界単位での取組の支援等	ロ　サプライチェーンにおける親事業者が行う、下請中小企業者へのセミナー等を通じた普及啓発、事業継続力強化に向けた取組への支援、下請協力会や業界単位での取組の支援等
ハ～ヘ　（略）	ハ～ヘ　（略）

ト　中小企業団体中央会が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有等国は、中小企業者へのハザードマップ等の周知を促進するため、関係者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係者による中小企業者の事業継続力強化に係る協力の先行的な取組事例について、普及啓発を図るものとする。

なお、サプライチェーンにおける事業継続力強化に当たっては、例えば、委託事業者が中小受託事業者に対して、一方的に防災関連の設備投資を指示し、そのコストを不当に当該中小受託事業者に負担させる、あるいは、委託事業者が中小受託事業者に対して、当該中小受託事業者以外の者による代替生産を可能とするために、一方的に製品に関する営業秘密の無償提供を求める等、委託事業者は中小受託事業者にとって過大な負担を一方的に押しつけることがあってはならない。委託事業者には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）、受託中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）等、関係法令を遵守した上で、中小受託事業者の実情に十分配慮するとともに、そのニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが求められる。

十一　（略）

２　連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項

一～三　（略）

四　連携事業継続力強化における連携の態様

（略）

イ　（略）

ロ　原材料・部品等の需給関係にある複数の委託事業者や中小企業者が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に係る協定等を締結し、当該協定等に基づき、イの取組に加え、委託事業者を中心に、中小受託事業者の事業継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の委託事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組むこと。

ハ　（略）

五　連携事業継続力強化に資する対策及び取組連携事業継続力強化に当たっては、四に掲げる連携の態様を踏まえ、連携事業者が経営資源を相互に融通し合うことにより、事業継続力強化の取組を効果的に行うことが求められる。そのため、１の四から十一までに掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、次のイからトまでに掲げる事項について、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、連携事業者それぞれの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。

イ～ホ　（略）

ヘ　委託事業者、政府関係金融機関その他の者による連携事業継続力強化に係る協力

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

ト　中小企業団体中央会が行う、組合を通じた、リスク認識に向けた注意喚起、事業継続力強化計画の策定促進に向けた普及啓発、事業継続力強化計画の策定に関する指導・助言、組合員企業が有する事前対策に関する知見の共有等国は、中小企業者へのハザードマップ等の周知を促進するため、関係者に対し、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるとともに、関係者による中小企業者の事業継続力強化に係る協力の先行的な取組事例について、普及啓発を図るものとする。

なお、サプライチェーンにおける事業継続力強化に当たっては、例えば、親事業者が下請中小企業者に対して、一方的に防災関連の設備投資を指示し、そのコストを不当に当該下請中小企業者に負担させる、あるいは、親事業者が下請中小企業者に対して、当該下請中小企業者以外の者による代替生産を可能とするために、一方的に製品に関する営業秘密の無償提供を求める等、親事業者は下請中小企業者にとって過大な負担を一方的に押しつけることがあってはならない。親事業者には、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）、下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）等、関係法令を遵守した上で、下請中小企業者の実情に十分配慮するとともに、そのニーズに応じたきめ細かい支援を行うことが求められる。

十一　（略）

２　連携して行う事業継続力強化（以下「連携事業継続力強化」という。）の内容に関する事項

一～三　（略）

四　連携事業継続力強化における連携の態様

（略）

イ　（略）

ロ　原材料・部品等の需給関係にある複数の親事業者や中小企業者が、自然災害等に備えて、自然災害等が発生した場合における相互の支援・協力に係る協定等を締結し、当該協定等に基づき、イの取組に加え、親事業者を中心に、下請中小企業者の事業継続力強化に向けたセミナーの開催、被害状況の共有と迅速な復旧支援に向けた体制の構築等、複数の親事業者や中小企業者が連携して事業継続力強化に取り組むこと。

ハ　（略）

五　連携事業継続力強化に資する対策及び取組連携事業継続力強化に当たっては、四に掲げる連携の態様を踏まえ、連携事業者が経営資源を相互に融通し合うことにより、事業継続力強化の取組を効果的に行うことが求められる。そのため、１の四から十一までに掲げる単独で行う事業継続力強化の対策及び取組を基本としつつ、次のイからトまでに掲げる事項について、自然災害等のリスク認識や事業活動に与える影響、連携事業者それぞれの経営状況等を踏まえ、効果的な対策及び取組を選択して実施するものとする。

イ～ホ　（略）

ヘ　親事業者、政府関係金融機関その他の者による連携事業継続力強化に係る協力

連携事業継続力強化においても、単独で行う事業継続力強化と同様に、中小企業者を取り巻く関係者による働きかけや支援が重要となる。

そうした関係者による取組としては、１の十に掲げる事項に加え、例えば、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による連携事業継続力強化の取組を組成するためのあっせん・情報交換の場の設定、委託事業者がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の中小受託事業者を対象とした一括支援等、地方公共団体が行う地域における面的連携の仲介や環境整備等が挙げられる。

株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府関係金融機関は、サプライチェーンの中核を担う中堅企業（法第二条第二項第三号又は第四号に該当するものをいう。）による中小企業との連携事業継続力強化に係る取組の促進に努めるものとする。

ト　（略）

３　事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

一～四　（略）

五　関係法令の遵守

国は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律、受託中小企業振興法等、関係法令と整合的な事業継続力強化及び連携事業継続力強化の取組を促進するものとする。

六　（略）

そうした関係者による取組としては、１の十に掲げる事項に加え、例えば、中小企業団体中央会、商工会、商工会議所又は独立行政法人中小企業基盤整備機構による連携事業継続力強化の取組を組成するためのあっせん・情報交換の場の設定、親事業者がサプライチェーン全体の事業継続力を強化するために行う複数の下請中小企業者を対象とした一括支援等、地方公共団体が行う地域における面的連携の仲介や環境整備等が挙げられる。

株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府関係金融機関は、サプライチェーンの中核を担う中堅企業（法第二条第二項第三号又は第四号に該当するものをいう。）による中小企業との連携事業継続力強化に係る取組の促進に努めるものとする。

ト　（略）

３　事業継続力強化の促進に当たって配慮すべき事項

一～四　（略）

五　関係法令の遵守

国は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、下請代金支払遅延等防止法、下請中小企業振興法等、関係法令と整合的な事業継続力強化及び連携事業継続力強化の取組を促進するものとする。

六　（略）

○厚生労働省
国土交通省
経済産業省告示第一号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項及び第二十七条の十二の五第一項の規定に基づき、令和四年厚生労働省・経済産業省・国土交通省告示第一号（事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項を定める告示）の一部を次の表のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

厚生労働大臣　上野賢一郎
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項又は第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　中小受託事業者その他の取引先（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を含む。）との適切な関係の構築の方針 三　（略）	租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第五条の六の四第一項又は第二十七条の十二の五第一項に規定する事業上の関係者との関係の構築の方針に記載する事項は、次に掲げる事項とする。 一　（略） 二　下請事業者その他の取引先（消費税法（昭和六十三年法律第百八号）第九条第一項本文の規定により消費税を納める義務が免除される事業者を含む。）との適切な関係の構築の方針 三　（略）

○農林水産省告示第千九百八十一号

所得税法施行令（昭和四十年政令第九十六号）第二百八条の三第三項の規定に基づき、平成二十二年農林水産省告示第五百三十五号（所得税法施行令第二百八条の三第一項第二号の規定に基づく所得税法第七十六条第七項第二号に掲げる契約の内容を主たる内容とする共済に係る契約として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるもの）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　組込型共済契約　所得税法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となって効力を有する一の共済に係る契約であって、次に掲げるものをいう。 イ　農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結するもの ロ　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）第十一条第一項第十二号若しくは第九十三条第一項第六号の二の事業を行う漁業協同組合若しくは水産加工業協同組合又は共済水産業協同組合連合会の締結するもの 二　（略） 三　共済掛金積立金　保険法（平成二十年法律第五十六号）第六十三条及び第九十二条に定める保険料積立金であって、農業協同組合法第十一条の十八又は水産業協同組合法第十五条の三に規定する共済金等の給付に充てるべきものをいう。	（定義） **第一条**　この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 一　組込型共済契約　所得税法第七十六条第五項第三号に掲げる契約の内容と同条第七項第二号に掲げる生命共済契約等の内容とが一体となって効力を有する一の共済に係る契約であって、農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合の締結するものをいう。 （新設） （新設） 二　（略） 三　共済掛金積立金　保険法（平成二十年法律第五十六号）第六十三条及び第九十二条に定める保険料積立金であって、農業協同組合法第十一条の十八に規定する共済金等の給付に充てるべきものをいう。

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○農林水産省告示第千九百八十二号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第五十七条の規定に基づき、平成二十六年農林水産省告示第八百六十七号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の規定に基づき農林水産大臣が定める海域及び漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の農林水産大臣が別に定めて告示するかつお・まぐろ漁業に係る海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。	漁業の許可及び取締り等に関する省令第五十七条の農林水産大臣が別に定めて告示するかつお・まぐろ漁業に係る海域及び漁具に関する制限は、次の表のとおりとする。

海域	漁具に関する制限
（略）	（略）
第二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共	1　全海域	一・二　（略）
	2　北緯二十三度以北の海域（メキシコの排他的経済水	一・二　（略） 三　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続してはならない。 （削る）

海域	漁具に関する制限
（略）	（略）
第二　千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共	1　全海域	一・二　（略） （新設）
	2　北緯二十三度以北の海域（メキシコの排他的経済水	一・二　（略） 三　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続してはならない。

和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する太平洋の海域		
域を除く。）並びに南アメリカ大陸の西海岸線と北緯二度との交点から北緯二度西経九十五度の点に至る直線、北緯二度西経九十五度の点から南緯十五度西経九十五度の点に至る直線、南緯十五度西経九十五度の点から南緯十五度西経八十五度の点に至る直線、南緯十五度西経八十五度の点から南緯三十度西経八十五度の点に至る直線及び南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	1　全海域	第三　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域
	2　東経百四十一度以西、南緯二十五度以南の海域	
	浮玉又は浮縄と枝縄とを接続してはならない。	
	一　次のイからハまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じなければならない。ただし、ニに掲げる措置を講じる場合は、二種類の措置を講じたものとみなす。	
	イ　夜間投縄の実施	
	ロ　吹流し装置の使用	
	ハ　加重枝縄の使用	
	ニ　鈎（はり）覆い装置の使用	

和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約第三条に規定する太平洋の海域		
域を除く。）並びに南アメリカ大陸の西海岸線と北緯二度との交点から北緯二度西経九十五度の点に至る直線、北緯二度西経九十五度の点から南緯十五度西経九十五度の点に至る直線、南緯十五度西経九十五度の点から南緯十五度西経八十五度の点に至る直線、南緯十五度西経八十五度の点から南緯三十度西経八十五度の点に至る直線及び南緯三十度西経百五十度の点に至る直線から成る線以南の海域	東経百四十一度以西、南緯二十五度以南の海域	第三　インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定第二条に規定する海域
	一　次のイからハまでに掲げる漁具に関する措置のうち二以上の種類の措置を講じなければならない。ただし、ニに掲げる措置を講じる場合は、二種類の措置を講じたものとみなす。	
	イ　夜間投縄の実施	
	ロ　吹流し装置の使用	
	ハ　加重枝縄の使用	
	ニ　鈎（はり）覆い装置の使用	

二　前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからハまでに掲げる措置ごとに当該イからハまでに定める方法により講じなければならない。 イ　夜間投縄の実施　次に掲げる方法 (1)　天測暦による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。 (2)　船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。 ロ　吹流し装置の使用　次に掲げる方法 (1)　水面上にある吹流しの長さを百メートル以上とすること。 (2)　吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。 (3)　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンを使用して取り付けること。この場合、おどしは、水面に到達する長さとすること。 (4)　おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (5)　吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。 (6)　予備の吹流し装置を保持すること。 ハ　加重枝縄の使用　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの方式により錘が取り付けられており、これらの方式の内容が、当該(1)から(3)までに定める要件を満たすものであること。 (1)　鈎から一メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が四十五グラムを超えること。 (2)　鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が六十グラムを超えること。 (3)　鈎から四メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が九十八グラムを超えること。	（略）	（略）

二　前号に掲げる措置については、それぞれ次のイからハまでに掲げる措置ごとに当該イからハまでに定める方法により講じなければならない。 イ　夜間投縄の実施　次に掲げる方法 (1)　天測暦による当該海域の日出から日没までの間は、投縄を行わないこと。 (2)　船上の照明は、操業及び航海の安全を考慮した上で最小限のものとすること。 ロ　吹流し装置の使用　次に掲げる方法 (1)　水面上にある吹流しの長さを百メートル以上とすること。 (2)　吹流しは、細く丈夫なもので、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とすること。この場合、海鳥類の順応を防ぐ運動性を確保するため十分に軽く、かつ、風によるよれを防ぐための重量であること。 (3)　おどしは、赤色、橙色又は黄色のはっきりとした色とし、おどし効果のある運動性を確保するため、三叉サルカンを使用して取り付けること。この場合、おどしは、水面に到達する長さとすること。 (4)　おどしの取付間隔は、五メートル以内とし、一組ずつ取り付けること。 (5)　吹流しは、竿先に取り付け、できるだけ高い位置に確保し、餌の付いた鈎が沈む水域上空を捕捉できるようにすること。 (6)　予備の吹流し装置を保持すること。 ハ　加重枝縄の使用　次の(1)から(3)までに掲げるいずれかの方式により錘が取り付けられており、これらの方式の内容が、当該(1)から(3)までに定める要件を満たすものであること。 (1)　鈎から一メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が四十五グラムを超えること。 (2)　鈎から三・五メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が六十グラムを超えること。 (3)　鈎から四メートル以内に錘を取り付ける方式　錘の重量の合計が九十八グラムを超えること。	（略）	（略）

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○農林水産省告示第千九百八十三号

漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第八十条の規定に基づき、令和二年農林水産省告示第二千二百三十八号（漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限を定める件）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

改正後	改正前
漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限は、次のとおりとする。 1　次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。ただし、北緯二十度以南、南緯二十度以北の海域において、さめ以外の魚種をとることを目的とする場合にあっては、次に掲げる要件の全てを満たさなければならない。 一　ワイヤー製の枝縄及びはりすを所持しないこと。 二　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。 2　隣接する浮玉間の鈎の数が五以下である場合には、次の各号に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。 一　ねむり鈎 二　餌魚 3　前項第一号に掲げる漁具は、その形状が円形又は楕円形であって、鈎先が鈎軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であるものを使用しなければならない。 4・5　（略）	漁業の許可及び取締り等に関する省令第八十条の農林水産大臣が定める沿岸まぐろはえ縄漁業に係る漁具に関する制限は、次のとおりとする。 1　次に掲げるいずれかの要件を満たさなければならない。 一　ワイヤー製の枝縄及びはりすを所持しないこと。 二　浮玉又は浮縄と枝縄とを接続しないこと。 2　隣接する浮玉間の鈎の数が五以下である場合には、次の各号に掲げる漁具のうちいずれかの漁具を使用しなければならない。 一　ねむり鈎 二　餌魚 3　前項第二号に掲げる漁具は、その形状が円形又は楕円形であって、鈎先が鈎軸に対して垂直であり、ひねりが十度以下であるものを使用しなければならない。 4・5　（略）

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○経済産業省告示第百八十五号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第四項の規定に基づき、工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事業者の判断の基準（平成二十一年経済産業省告示第六十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準 Ⅰ－1　全ての事業者が取り組むべき事項 （略） (1)　取組方針の策定 事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）及び認定管理統括事業者にあっては中長期的	Ⅰ　エネルギーの使用の合理化の基準 Ⅰ－1　全ての事業者が取り組むべき事項 （略） (1)　取組方針の策定 事業者は、その設置している全ての工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する取組方針（特定事業者、特定連鎖化事業者（当該特定連鎖化事業者が認定管理統括事業者又は管理関係事業者である場合を除く。以下同じ。）及び認定管理統括事業者にあっては中長期的

な計画を含む。管理関係事業者にあっては認定管理統括事業者が作成する中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。ただし、データセンター事業者（データの処理を目的としたコンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室（以下「データセンター」という。）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業（以下「データセンター業」という。）を行う者をいう。以下同じ。）にあっては、今後、急速にデータセンターが新設されることによる電力需要の著しい増加が見込まれており、また、エネルギーの使用の合理化に必要な技術等の発展も見込まれていることを踏まえ、取組方針には、別表第１に掲げる目標並びに当該目標を達成するためのデータセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針（今後、新設するデータセンターにおいて導入する予定の技術、設備及び取組に関する内容を含む。以下同じ。）を含むこと。

⑵～⑼　（略）

Ⅰ－２　（略）

１　（略）

２　エネルギー消費設備等に関する事項

２－１　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

⑴　（略）

⑵　ボイラー設備、給湯設備の管理

①　ボイラー設備、給湯設備の管理

ア．　（略）

イ．ア．の管理基準は、別表第３⒜に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

ウ．～ク．　（略）

②・③　（略）

④　ボイラー設備、給湯設備の新設、更新に当たっての措置

ア．　（略）

イ．ボイラー設備からの廃ガス温度が別表第４⒜に掲げる廃ガス温度を超過する場合には、廃熱利用の措置を講じること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講じること。

ウ．～カ．　（略）

⑵―２・⑶　（略）

⑷　受変電設備、ＢＥＭＳに関する事項

①　受変電設備の管理

ア．　（略）

イ．受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第６に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

②～④　（略）

⑸～⑺　（略）

な計画を含む。管理関係事業者にあっては認定管理統括事業者が作成する中長期的な計画を含む。以下「取組方針」という。）を定めること。その際、取組方針には、エネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するための設備の運用、新設及び更新に対する方針を含むこと。

⑵～⑼　（略）

Ⅰ－２　（略）

１　（略）

２　エネルギー消費設備等に関する事項

２－１　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

⑴　（略）

⑵　ボイラー設備、給湯設備の管理

①　ボイラー設備、給湯設備の管理

ア．　（略）

イ．ア．の管理基準は、別表第１⒜に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

ウ．～ク．　（略）

②・③　（略）

④　ボイラー設備、給湯設備の新設、更新に当たっての措置

ア．　（略）

イ．ボイラー設備からの廃ガス温度が別表第２⒜に掲げる廃ガス温度を超過する場合には、廃熱利用の措置を講じること。また、蒸気ドレンの廃熱が有効利用できる場合は、回収利用の措置を講じること。

ウ．～カ．　（略）

⑵―２・⑶　（略）

⑷　受変電設備、ＢＥＭＳに関する事項

①　受変電設備の管理

ア．　（略）

イ．受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第４に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

②～④　（略）

⑸～⑺　（略）

⑻　その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

データセンター業におけるエネルギーの年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。以下同じ。）の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上であるデータセンター事業者は、令和11年度以降に新設したデータセンターを運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する場合には、国内外における最新技術の動向及び先進的な他者の取組の状況を踏まえ、当該データセンターについて、別表第２に掲げるデータセンターの新設及びデータセンターに係る設備の新設又は更新をする場合の望ましい取組に努めるとともに、同表に掲げるデータセンターの基準エネルギー効率を満たすこと。ただし、技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難なデータセンターにあっては、当該基準エネルギー効率を満たすことについては、この限りでない。

２－２　工場等（２－１に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

⑴　燃料の燃焼の合理化

①　燃料の燃焼の管理

ア．　（略）

イ．ア．の管理標準は、別表第３⑷に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

ウ．・エ．　（略）

②～④　（略）

⑵～（２－２）－２　（略）

⑶　廃熱の回収利用

①　廃熱の回収利用の基準

ア．　（略）

イ．ア．の管理標準は、別表第４⑷に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を基準として廃ガス温度を低下させ、廃熱回収率を高めるように設定すること。

ウ．～オ．　（略）

②～④　（略）

⑷・（４－１）　（略）

（４－２）　発電専用設備（（４－２）－２に該当するものを除く。）

①～③　（略）

⑻　その他エネルギーの使用の合理化に関する事項

事業場の居室等を賃貸している事業者（以下「賃貸事業者」という。）と事業場の居室等を賃借している事業者（以下「賃借事業者」という。）は、共同してエネルギーの使用の合理化に関する活動を推進するとともに、賃貸事業者は、賃借事業者のエネルギーの使用の合理化状況が確認できるようにエネルギー使用量の把握を行い、賃借事業者に情報提供すること。その際、計量設備がある場合は計量値とし、計量設備がない場合は合理的な算定方法に基づいた推計値とすること。

２－２　工場等（２－１に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化に関する事項

⑴　燃料の燃焼の合理化

①　燃料の燃焼の管理

ア．　（略）

イ．ア．の管理標準は、別表第１⑷に掲げる空気比の値を基準として空気比を低下させるように設定すること。

ウ．・エ．　（略）

②～④　（略）

⑵～（２－２）－２　（略）

⑶　廃熱の回収利用

①　廃熱の回収利用の基準

ア．　（略）

イ．ア．の管理標準は、別表第２⑷に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を基準として廃ガス温度を低下させ、廃熱回収率を高めるように設定すること。

ウ．～オ．　（略）

②～④　（略）

⑷・（４－１）　（略）

（４－２）　発電専用設備（（４－２）－２に該当するものを除く。）

①～③　（略）

④　発電専用設備の新設に当たっての措置

ア．　（略）

イ．発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用すること。この際、別表第７に掲げる電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、別表第４の２に掲げる発電効率以上のものを採用すること。

（４－２）－２～⑸　（略）

（５－１）　放射、伝導等による熱の損失の防止

①　断熱の基準

ア．　（略）

イ．工業炉を新たに炉床から建設するときは、別表第５㈠に掲げる炉壁外面温度の値（間欠式操業炉又は１日の操業時間が12時間を超えない工業炉のうち、炉内温度が500℃以上のものについては、別表第５㈠に掲げる炉壁外面温度の値又は炉壁内面の面積の70パーセント以上の部分をかさ密度の加重平均値1.0以下の断熱物質によって構成すること。）を基準として、炉壁の断熱性を向上させるように断熱化の措置を講じること。また、既存の工業炉についても施工上可能な場合には、別表第５㈠に掲げる炉壁外面温度の値を基準として断熱化の措置を講じること。

②～④　（略）

（５－２）　抵抗等による電気の損失の防止

①　受変電設備及び配電設備の管理

ア．・イ．　（略）

ウ．受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第６に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

エ．～キ．　（略）

②～④　（略）

⑹～（６－２）　（略）

Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している全ての工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（別表第６の２㈠に掲げる時間帯別電気需要最適化係数又は別表第６の２㈡に掲げる換算係数を用いて算出する原単位をいう。以下「電気需要最適化評価原単位」という。）を管理し、その設置している全ての工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均１パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、１及び２に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

④　発電専用設備の新設に当たっての措置

ア．　（略）

イ．発電専用設備を新設する場合には、国内の火力発電専用設備の平均的な受電端発電効率と比較し、年間で著しくこれを下回らないものを採用すること。この際、別表第５に掲げる電力供給業に使用する発電専用設備を新設する場合には、別表第２の２に掲げる発電効率以上のものを採用すること。

（４－２）－２～⑸　（略）

（５－１）　放射、伝導等による熱の損失の防止

①　断熱の基準

ア．　（略）

イ．工業炉を新たに炉床から建設するときは、別表第３㈠に掲げる炉壁外面温度の値（間欠式操業炉又は１日の操業時間が12時間を超えない工業炉のうち、炉内温度が500℃以上のものについては、別表第３㈠に掲げる炉壁外面温度の値又は炉壁内面の面積の70パーセント以上の部分をかさ密度の加重平均値1.0以下の断熱物質によって構成すること。）を基準として、炉壁の断熱性を向上させるように断熱化の措置を講じること。また、既存の工業炉についても施工上可能な場合には、別表第３㈠に掲げる炉壁外面温度の値を基準として断熱化の措置を講じること。

②～④　（略）

（５－２）　抵抗等による電気の損失の防止

①　受変電設備及び配電設備の管理

ア．・イ．　（略）

ウ．受電端における力率については、95パーセント以上とすることを基準として、別表第４に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させること。ただし、発電所の所内補機を対象とする場合は、この限りでない。

エ．～キ．　（略）

②～④　（略）

⑹～（６－２）　（略）

Ⅱ　エネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

事業者は、上記Ⅰに掲げる諸基準を遵守するとともに、その設置している全ての工場等におけるエネルギー消費原単位及び電気の需要の最適化に資する措置を評価したエネルギー消費原単位（別表第４の２㈠に掲げる時間帯別電気需要最適化係数又は別表第４の２㈡に掲げる換算係数を用いて算出する原単位をいう。以下「電気需要最適化評価原単位」という。）を管理し、その設置している全ての工場等全体として又は工場等ごとにエネルギー消費原単位又は電気需要最適化評価原単位を中長期的にみて年平均１パーセント以上低減させることを目標として、技術的かつ経済的に可能な範囲内で、１及び２に掲げる諸目標及び措置の実現に努めるものとする。

また、別表第７に掲げる事業におけるエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上である者は、同表に掲げる指標を向上又は低減させるよう努めるものとし、その際、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲げる水準となることを目指すものとする。この際、データセンター事業者にあっては、別表第１に掲げる目標の達成にも努めるべく、エネルギーの使用の合理化に関する取組が外部から適切に評価されることを通じ、更なるエネルギーの使用の合理化の促進に繋げるため、様式第１によるエネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するためのデータセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針並びに様式第２によるエネルギーの使用の状況について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表するよう努めるものとする。ただし、技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難なデータセンターにあっては、当該公表については、この限りでない。なお、当該目標並びに当該目標を達成するためのデータセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針の公表は、中長期的な計画の提出を行った年度ごとに、当該年度の３月31日までに行うよう努めるものとし、当該使用の状況の公表は、定期の報告を行った年度ごとに、当該年度の３月31日までに行うよう努めるものとする。

（略）

１　エネルギー消費設備等に関する事項

１－１　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

⑴・⑵　（略）

⑶　ボイラー設備

ボイラー設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア．ボイラーについては、別表第３(B)の空気比の値を目標として空気比を低下させるよう努めること。

イ．排ガスの廃熱の回収利用については、別表第４(B)に掲げる廃ガス温度の値を目標として廃ガス温度を低下させるよう努めること。

ウ．　（略）

⑷～⑻　（略）

⑼　電気使用設備

受電端における力率を98パーセント以上とすることを目標として、別表第６に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させるよう検討すること。

１－２　工場等（１－１に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

⑴　燃焼設備

燃焼設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、効率的な燃焼の実施について検討すること。

ア．別表第３(B)の空気比の値を目標として空気比を低下させるよう努めること。

イ．～エ．　（略）

また、別表第５に掲げる事業におけるエネルギーの年度（４月１日から翌年３月31日までをいう。）の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500キロリットル以上である者は、同表に掲げる指標を向上又は低減させるよう努めるものとし、その際、各工場等における状況を把握しつつ、技術的かつ経済的に可能な範囲内において、中長期的に当該指標が同表に掲げる水準となることを目指すものとする。

（略）

１　エネルギー消費設備等に関する事項

１－１　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

⑴・⑵　（略）

⑶　ボイラー設備

ボイラー設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア．ボイラーについては、別表第１(B)の空気比の値を目標として空気比を低下させるよう努めること。

イ．排ガスの廃熱の回収利用については、別表第２(B)に掲げる廃ガス温度の値を目標として廃ガス温度を低下させるよう努めること。

ウ．　（略）

⑷～⑻　（略）

⑼　電気使用設備

受電端における力率を98パーセント以上とすることを目標として、別表第４に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させるよう検討すること。

１－２　工場等（１－１に該当するものを除く。）におけるエネルギーの使用の合理化の目標及び計画的に取り組むべき措置

⑴　燃焼設備

燃焼設備に関しては、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、効率的な燃焼の実施について検討すること。

ア．別表第１(B)の空気比の値を目標として空気比を低下させるよう努めること。

イ．～エ．　（略）

⑵　熱利用設備

①　（略）

②　熱損失防止装置

熱損失防止装置に関しては、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア．工業炉の炉壁外面温度の値を、別表第５(B)に掲げる炉壁外面温度の値（間欠式操業炉又は１日の操業時間が12時間を超えない工業炉のうち、炉内温度が500℃以上のものについては、別表第５(B)に掲げる炉壁外面温度の値又は炉壁内面の面積の80パーセント以上の部分をかさ密度の加重平均値0.75以下の断熱物質によって構成すること。）を目標として炉壁の断熱性を向上させるよう努めること。

イ．・ウ．　（略）

⑶　廃熱回収設備

排ガスの廃熱の回収利用については、別表第４(B)に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を目標として廃ガス温度を低下させ廃熱回収率を高めるよう努めること。

⑷　（略）

⑸　電気使用設備

①　（略）

②　変電設備等

受電端における力率を98パーセント以上とすることを目標として、別表第６に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させるよう検討すること。

⑹～⑻　（略）

２　（略）

Ⅲ　（略）

別表第１　データセンター事業者のエネルギーの使用の合理化に関する目標

一　令和７年度以降に新設したデータセンターの運営又は利用に当たって達成を目指すＰＵＥの値

二　運営又は利用する全てのデータセンターのＰＵＥの値をエネルギーの年度の使用量によって加重平均を取った値について令和12年度末までに達成を目指す値

三　事業区分別に達成を目指す自ら定めたエネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化

（備考）

１　この表及び別表第２において「ハウジング型データセンター」とは、ハウジング型データセンター業（データセンター業のうち自らの工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備を他の者に提供する事業をいう。）の用に供するデータセンターをいう。

２　この表及び別表第２において「ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター」とは、ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業（データセンター業のうち自ら工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所及び情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいう。）の用に供するデータセンターをいう。

⑵　熱利用設備

①　（略）

②　熱損失防止装置

熱損失防止装置に関しては、次に掲げる事項等の措置を講じることにより、エネルギーの効率的利用の実施について検討すること。

ア．工業炉の炉壁外面温度の値を、別表第３(B)に掲げる炉壁外面温度の値（間欠式操業炉又は１日の操業時間が12時間を超えない工業炉のうち、炉内温度が500℃以上のものについては、別表第３(B)に掲げる炉壁外面温度の値又は炉壁内面の面積の80パーセント以上の部分をかさ密度の加重平均値0.75以下の断熱物質によって構成すること。）を目標として炉壁の断熱性を向上させるよう努めること。

イ．・ウ．　（略）

⑶　廃熱回収設備

排ガスの廃熱の回収利用については、別表第２(B)に掲げる廃ガス温度及び廃熱回収率の値を目標として廃ガス温度を低下させ廃熱回収率を高めるよう努めること。

⑷　（略）

⑸　電気使用設備

①　（略）

②　変電設備等

受電端における力率を98パーセント以上とすることを目標として、別表第４に掲げる設備（同表に掲げる容量以下のものを除く。）又は変電設備における力率を進相コンデンサの設置等により向上させるよう検討すること。

⑹～⑻　（略）

２　（略）

Ⅲ　（略）

（新設）

3　この表及び別表第２において「ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター」とは、ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業（データセンター業のうち工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備の提供を他の者から受け、自ら情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいう。）の用に供するデータセンターをいう。

4　データセンターの新設とは、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、次に定めることをいう。

⑴　ハウジング型データセンター及びホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター　新築のデータセンター又は既に建築物のある敷地内における別棟が竣工したこと。

⑵　ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　令和７年度以降に新設されたハウジング型データセンターに専有部分を新たに設けることであって、当該専有部分に係る賃貸借が開始したこと。

5　この表及び別表第２において「ＰＵＥ（Power Usage Effectiveness）」とは、データセンターにおけるエネルギーの年度の使用量（単位　kWh）を当該データセンターにおける情報処理設備のエネルギーの年度の使用量（単位　kWh）によって除すことによって得られる指標をいう。

6　次に掲げるデータセンターについては、技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難であることから、一の目標を定めることを求めない。

⑴　次のいずれかに該当するハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター

ⓘ　データセンターではない建築物を転用して新設したもの

ⓘⓘ　令和６年度以前に新設されたハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンターと受電設備を共有しているもの

⑵　⑴に該当するハウジング型データセンターに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型データセンター

7　次に掲げるいずれにも該当しないデータセンターは、二の算出に含めることを求めない。

⑴　エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上

⑵　サーバ型電子計算機室の面積が300㎡以上

8　三のエネルギー消費原単位は、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、それぞれ次に定める指標により、エネルギーの年度の使用量を除することで算出すること。なお、継続して評価を行う観点から、設定した指標は基本的に変更しないこと。

⑴　ハウジング型データセンター　当該データセンターにおける情報処理設備のエネルギーの年度の使用量

⑵　ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター及びホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　当該データセンターにおけるサーバ型電子計算機の数、サーバ型電子計算機等を設置するラックの数、又はその他のサーバ型電子計算機に係る指標

9　「５年度間平均原単位変化」とは、直近５年度間のエネルギー消費原単位の対前年度比を乗じた値の４乗根をいう。

別表第２　データセンターの新設及びデータセンターに係る設備の新設又は更新をする場合の望ましい取組並びに基準エネルギー効率

データセンターの区分	データセンターの新設及びデータセンターに係る設備の新設又は更新をする場合の望ましい取組	基準エネルギー効率
ハウジング型データセンター	下記の取組等によりエネルギーの使用の合理化に努めた上で、設計時ＰＵＥの値を1.28以下とすること。 ①　情報処理設備が要する冷却性能の変化への対応や廃熱の有効利用が可能なデータセンターとなるよう設計及び付帯設備の選定を行うこと。 ②　データセンター内の温度や湿度の管理に要するエネルギーを低減できる地域その他のデータセンターによるエネルギーの効率的利用を実施する上で地理的な優位性の認められる地域での新設を検討すること。 ③　サーバ型電子計算機室内の冷却設備は、必要とする冷却性能に応じ、エネルギー効率及び熱搬送効率の高い設備の選定を優先し、電力密度が高くなる場合には、液体冷却方式の採用を検討すること。 ④　サーバ型電子計算機室外の冷却設備は、自然エネルギーの活用により冷却に要するエネルギーの効率的利用を実施できる設備の選定を優先すること。 ⑤　ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンターにあっては、動作可能な温度及び湿度の幅が広く高電圧に対応できる等、付帯設備のエネルギーを効率的に利用できる情報処理設備の選定を優先すること。	下記の取組等によりエネルギーの使用の合理化に努めた上で、データセンターの稼働開始後２年が経過した日を含む年度の翌年度以降のＰＵＥの値を1.3以下とすること。 ①　情報処理設備の運用に当たっては、冷却設備その他の建物及び付帯設備の設備容量に対して適切な稼働率となるよう、稼働状況の見直しを行うこと。 ②　情報処理設備の稼働状況を把握し、不要な情報処理設備の廃止及び撤去その他の設備の適切な管理を実施すること。 ③　サーバ型電子計算機室内の冷却設備の運用に当たっては、適切なエアフローの実現等サーバ型電子計算機室内の空調機の送風効率の向上その他の冷却効率の向上のための取組を継続的に実施すること。また、情報処理設備の推奨運用温度に応じて、管理温度及び湿度を見直し、過冷却を防止すること。 ④　高電圧対応の情報処理設備に対しては、高電圧で給電を行うことで送電損失を低減すること。 ⑤　データセンターで発生する廃熱の有効利用のための運用上の工夫を検討すること。
ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター		

（新設）

ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター	動作可能な温度及び湿度の幅が広く、高電圧に対応できる等、付帯設備のエネルギーを効率的に利用できる情報処理設備の選定を優先すること等により、エネルギーの使用の合理化に努めた上で、設計時ＰＵＥの値が1.28以下となるよう設備等を選択すること。	

（備考）

1　上記の内容は、技術の進展や国際動向等を踏まえ、継続的に見直すこととする。

2　データセンターの新設とは、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、次に定めることをいう。

⑴　ハウジング型データセンター及びホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター　新築のデータセンター又は既に建築物のある敷地内における別棟が竣工したこと。

⑵　ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　令和11年度以降に新設されたハウジング型データセンターに専有部分を新たに設けることであって、当該専有部分に係る賃貸借が開始したこと。

3　次に掲げるデータセンターについては、技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難であることから、表中の基準エネルギー効率を満たすことを要しない。

⑴　次のいずれかに該当するハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター

ⓘ　データセンターではない建築物を転用して新設したもの

ⓘⓘ　令和10年度以前に新設されたハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンターと受電設備を共有しているもの

⑵　⑴に該当するハウジング型データセンターに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型データセンター

⑶　エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl未満かつサーバ型電子計算機室の面積が300㎡未満のデータセンター

4　「稼働開始」とは、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、次に定めることをいう。

⑴　ハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター　新設後、当該データセンターのエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上又は運用しているサーバ型電子計算機が存在するサーバ型電子計算機室の面積が300㎡以上に達すること。

⑵　ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　新設後、当該データセンターのエネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl以上又は運用しているサーバ型電子計算機が存在する単一又は複数の専有部分の面積が300㎡以上に達すること。

別表第３(A)　（略）

別表第３(B)　目標空気比（Ⅱ　１　１－１　⑶ア．及びⅡ　１　１－２　⑴ア．関係）

⑴　ボイラーに関する目標空気比　（略）

（備考）

１　（略）

２　負荷率及び空気比の算定については、別表第３(A)⑴備考２及び３による。

３～６　（略）

⑵　（略）

別表第４(A)・別表第４(B)　（略）

別表第４の２　基準発電効率（Ⅰ　Ⅰ－２　２－２（４－２）④イ．関係）　（略）

（備考）

１　（略）

２　この表に掲げる基準発電効率の値は、離島等（電気事業法第２条第１項第８号イに規定する離島等をいう。別表第７において同じ。）に設置するものについては適用しない。

３　（略）

４　この表に掲げる基準発電効率の値は、次に掲げる条件を全て満たす、設備容量が25万kW未満の火力発電設備の発電効率については適用しない。

⑴　沖縄県（離島等を除く。）に設置するものであること。

⑵　発電の開始から最大出力状態までに、平均で毎分６％以上の出力変化が可能であること。

⑶　定格時の高位発熱量基準による発電端効率が30.0％以上であること。

⑷　年間設備利用率が５％未満であること。なお、「年間設備利用率」は、次の算定式により求めること。

年間発電量（単位　kWh）÷｛発電設備の出力（単位　kW）×（8,760（単位　時間）－発電設備のトラブル又はメンテナンス等による休止時間（単位　時間））｝

別表第５～別表第６の２(B)　（略）

別表第７　ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
１Ａ～６Ｂ	（略）	（略）	（略）
７Ａ	通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に	（略）	（略）

別表第１(A)　（略）

別表第１(B)　目標空気比（Ⅱ　１　１－１　⑶ア．及びⅡ　１　１－２　⑴ア．関係）

⑴　ボイラーに関する目標空気比　（略）

（備考）

１　（略）

２　負荷率及び空気比の算定については、別表第１(A)⑴備考２及び３による。

３～６　（略）

⑵　（略）

別表第２(A)・別表第２(B)　（略）

別表第２の２　基準発電効率（Ⅰ　Ⅰ－２　２－２（４－２）④イ．関係）　（略）

（備考）

１　（略）

２　この表に掲げる基準発電効率の値は、離島等（電気事業法第２条第１項第８号イに規定する離島等をいう。別表第５において同じ。）に設置するものについては適用しない。

３　（略）

（新設）

別表第３～別表第４の２(B)　（略）

別表第５　ベンチマーク指標及び中長期的に目指すべき水準

区分	事業	ベンチマーク指標	目指すべき水準
１Ａ～６Ｂ	（略）	（略）	（略）
７Ａ	通常コンビニエンスストアを主として運営する事業（コンビニエンスストア業（統計法（平成19年法律第53号）第２条第９項に規定する統計基準である日本標準産業分類に	（略）	（略）

	掲げる細分類5631に定めるコンビニエンスストアを運営する事業をいう。以下同じ。）のうち主として店舗面積が100㎡以上の店舗（以下「通常コンビニエンスストア」という。）を運営する事業）		
７Ｂ・８	（略）	（略）	（略）
9	（略）	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位　kl）を①と②の合計量（単位　kl）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①・② （略）	（略）
10	（略）	（略）	（略）
11	（略）	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量（単位　kl）を延床面積（単位　平方メートル）にて除した値を、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	（略）
12	（略）	（略）	（略）
13	（略）	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量（単位　kl）を①と②の合計量（単位　kl）にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①・② （略）	（略）

	掲げる細分類5891に定めるコンビニエンスストアを運営する事業をいう。以下同じ。）のうち主として店舗面積が100㎡以上の店舗（以下「通常コンビニエンスストア」という。）を運営する事業）		
７Ｂ・８	（略）	（略）	（略）
9	（略）	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位　キロリットル）を①と②の合計量（単位　キロリットル）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①・② （略）	（略）
10	（略）	（略）	（略）
11	（略）	当該事業を行っている施設におけるエネルギー使用量（単位　キロリットル）を延床面積（単位　平方メートル）にて除した値を、施設ごとのエネルギー使用量により加重平均した値	（略）
12	（略）	（略）	（略）
13	（略）	当該事業を行っているキャンパスにおける当該事業のエネルギー使用量（単位　キロリットル）を①と②の合計量（単位　キロリットル）にて除した値を、キャンパスごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①・② （略）	（略）

14	（略）	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位　kl）を①から③の合計量（単位　kl）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①～③ （略）	（略）
15	（略）	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量（単位　kl）を①から③までの合計量（単位　kl）にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①～③ （略）	（略）
16	データセンター業	当該事業を行っているデータセンターにおけるＰＵＥの値	（略）
17	（略）	（略）	（略）

（備考）

１～７　（略）

８　貸事務所業⑿の特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積は、それぞれ次に掲げるものをいう。

⑴　特殊なエネルギー使用量

（ⅰ）　データセンターのエネルギー使用量

（ⅱ）　（略）

⑵　（略）

９　（略）

14	（略）	当該事業を行っている店舗におけるエネルギー使用量（単位　キロリットル）を①から③の合計量（単位　キロリットル）にて除した値を、店舗ごとのエネルギー使用量により加重平均した値 ①～③ （略）	（略）
15	（略）	当該事業を行っている事業所における当該事業のエネルギー使用量（単位　キロリットル）を①から③までの合計量（単位　キロリットル）にて除した値を、事業所ごとの当該事業のエネルギー使用量により加重平均した値 ①～③ （略）	（略）
16	データセンター業（データの処理を目的とした、データセンター（コンピュータやデータ通信のための装置の設置及び運用に特化した建物又は室）を運営し、又は利用し、情報処理に係る設備又は機能の一部を提供する事業）	当該事業を行っている事業所におけるエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位　kWh）を当該事業を行っている事業所におけるＩＴ機器のエネルギー使用量（データセンター業の用に供する施設に係るものに限る。単位　kWh）にて除した値	（略）
17	（略）	（略）	（略）

（備考）

１～７　（略）

８　貸事務所業⑿の特殊なエネルギー使用量及び特殊なエネルギー使用面積は、それぞれ次に掲げるものをいう。

⑴　特殊なエネルギー使用量

（ⅰ）　当該事業を行う事業所におけるコンピュータやデータ通信のための装置を設置及び運用することに特化した室（以下「データセンター」という。）のエネルギー使用量

（ⅱ）　（略）

⑵　（略）

９　（略）

様式第１

別表第７の次に次の二様式を加える。

データセンター業におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標並びに
当該目標を達成するためのデータセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設
及び更新に対する方針

中長期的な計画の提出年度		年度	
目標		目標値（　年度）	データセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針
令和７年度以降に新設したデータセンターの運営又は利用に当たって達成を目指すPUEの値	ハウジング型データセンター		
	ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター		
	ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター		
運営又は利用する全てのデータセンターのPUEの値をエネルギーの年度の使用量によって加重平均を取った値について令和12年度末までに達成を目指す値			
事業区分別に達成を目指す自ら定めたエネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化	ハウジング型データセンター業	（指標：　　）	
	ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	（指標：　　）	
	ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	（指標：　　）	
自由記述欄			

（備考）

１　エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で 1,500kl 未満かつサーバ型電子計算機室の面積が 300 ㎡未満のデータセンターについては、技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難であることから、公表するデータセンター業におけるエネルギーの使用の合理化に関する目標並びに当該目標を達成するためのデータセンター及び当該データセンターに係る設備の運用、新設及び更新に対する方針の対象から除くものとする。

２　「ハウジング型データセンター」とは、ハウジング型データセンター業（データセンター業のうち自らの工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備を他の者に提供する事業をいう。）の用に供するデータセンターをいう。

３　「ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター」とは、ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業（データセンター業のうち自ら工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所及び情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいう。）の用に供するデータセンターをいう。

４　「ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター」とは、ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業（データセンター業のうち工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備の提供を他の者から受け、自ら情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいう。）の用に供するデータセンターをいう。

５　データセンターの新設とは、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、次に定めることをいう。

（１）　ハウジング型データセンター及びホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター　新築のデータセンター又は既に建築物のある敷地内における別棟が竣工したこと。

（２）　ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　令和７年度以降に新設されたハウジング型データセンターに専有部分を新たに設けることであって、当該専有部分に係る賃貸借が開始したこと。

６　「PUE（Power Usage Effectiveness）」とは、データセンターにおけるエネルギーの年度の使用量（単位 kWh）を当該データセンターにおける情報処理設備のエネルギーの年度の使用量（単位 kWh）によって除すことによって得られる指標をいう。

７　運営又は利用する全てのデータセンターの PUE の値をエネルギーの年度の使用量によって加重平均を取った値について令和 12 年度末までに達成を目指す目標値の公表は、任意とする。

８　エネルギー消費原単位は、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、それぞれ次に定める指標により、エネルギーの年度の使用量を除することで算出すること（事業区分別に達成を目指す自ら定めたエネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化の目標値欄に計算で用いた指標を記載すること。）。なお、継続して評価を行う観点から、設定した指標は基本的に変更しないこと。

（１）　ハウジング型データセンター　当該データセンターにおける情報処理設備のエネルギーの年度の使用量

（２）　ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター及びホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　当該データセンターにおけるサーバ型電子計算機の数、サーバ型電子計算機等を設置するラックの数、又はその他のサーバ型電子計算機に係る指標

９　「５年度間平均原単位変化」とは、直近５年度間のエネルギー消費原単位の対前年度比を乗じた値の４乗根をいう。

様式第２

データセンター業のエネルギーの使用の状況

第１表　データセンター事業者のエネルギーの使用の状況

PUE の値	事業者平均		
	事業区分別平均	ハウジング型データセンター業	
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業	
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業	
エネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化（％）	事業者平均		
	事業区分別平均	ハウジング型データセンター業（指標：　）	
		ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業（指標：　）	
		ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業（指標：　）	
自由記述欄			

第２表　データセンターのエネルギーの使用の状況

データセンターの名称	
運営者	
新設年度	
稼働開始年度	
事業区分	
主たる用途	
PUE の値	
エネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化（％）	
自由記述欄	

（備考）

１　「ハウジング型データセンター業」とは、データセンター業のうち自らの工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備を他の者に提供する事業をいい、「ハウジング型データセンター」とは、ハウジング型データセンター業の用に供するデータセンターをいう。

２　「ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業」とは、データセンター業のうち自ら工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所及び情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいい、「ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター」とは、ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター業の用に供するデータセンターをいう。

３　「ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業」とは、データセンター業のうち工場等の建物又は室に設けた情報処理設備の設置場所その他のデータセンターに必要な設備の提供を他の者から受け、自ら情報処理設備を保有し、情報処理その他の機能を他の者に提供する事業をいい、「ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター」とは、ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター業の用に供するデータセンターをいう。

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

４　新設とは、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、次に定めることをいう。

（１）　ハウジング型データセンター及びホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター　新築のデータセンター又は既に建築物のある敷地内における別棟が竣工したこと。

（２）　ホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　ハウジング型データセンターに新たに専有部分を設けることであって、当該専有部分に係る賃貸借が開始したこと。

５　「PUE（Power Usage Effectiveness）」とは、データセンターにおけるエネルギーの年度の使用量（単位kWh）を当該データセンターにおける情報処理設備のエネルギーの年度の使用量（単位kWh）によって除すことによって得られる指標をいう。

６　エネルギー消費原単位は、次に掲げるデータセンターの区分に応じ、それぞれ次に定める指標により、エネルギーの年度の使用量を除することで算出すること（事業区分別に達成を目指す自ら定めたエネルギー消費原単位の５年度間平均原単位変化の目標値欄に計算で用いた指標を記載すること。）。なお、継続して評価を行う観点から、設定した指標は基本的に変更しないこと。

（１）　ハウジング型データセンター　当該データセンターにおける情報処理設備のエネルギーの年度の使用量

（２）　ホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター及びホスティング・クラウド（テナント）型データセンター　当該データセンターにおけるサーバ型電子計算機の数、サーバ型電子計算機等を設置するラックの数、又はその他のサーバ型電子計算機に係る指標

７　「５年度間平均原単位変化」とは、直近５年度間のエネルギー消費原単位の対前年度比を乗じた値の４乗根をいう。

８　次に掲げるデータセンターについては、技術的理由その他の事由によりエネルギーの使用の合理化が困難であることから、公表するエネルギーの使用の状況の対象から除く。

（１）　次のいずれかに該当するハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンター

（i）　令和６年度以前に新設したもの

（ii）　データセンターではない建築物を転用して新設したもの

（iii）　令和６年度以前に新設されたハウジング型データセンター又はホスティング・クラウド（オーナー）型データセンターと受電設備を共有しているもの

（２）　（１）に該当するハウジング型データセンターに新たに専有部分を設けたホスティング・クラウド（テナント）型データセンター

（３）　エネルギーの年度の使用量が原油換算エネルギー使用量の数値で1,500kl未満かつサーバ型電子計算機室の面積が300㎡未満のデータセンター

○経済産業省告示第百八十六号

エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和五十四年法律第四十九号）第五条第四項の規定に基づき、令和五年経済産業省告示第二十八号（工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事業者の判断の基準）の一部を次の表のように改正し、令和八年四月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
Ⅰ－２　工場等において取り組むべき事項	Ⅰ－２　工場等において取り組むべき事項
⑴　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事項	⑴　専ら事務所その他これに類する用途に供する工場等における非化石エネルギーへの転換に関する事項
（１－１）・（１－２）　（略）	（１－１）・（１－２）　（略）
（１－３）　電気に関する事項	（１－３）　電気に関する事項
ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、自家消費率の向上に寄与する蓄電池その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。また、太陽光発電設備を新設する場合には、土砂崩れ等に対する安全面への懸念が低く、環境及び景観等への影響が比較的少ない建築物の屋根に設ける太陽光発電設備の選定に努めること。	ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、自家消費率の向上に寄与する蓄電池その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。
イ．・ウ．　（略）	イ．・ウ．　（略）
（１－４）　（略）	（１－４）　（略）
⑵　工場等（Ⅰ－２⑴に該当するものを除く。）における非化石エネルギーへの転換に関する事項	⑵　工場等（Ⅰ－２⑴に該当するものを除く。）における非化石エネルギーへの転換に関する事項
（２－１）・（２－２）　（略）	（２－１）・（２－２）　（略）
（２－３）　電気に関する事項	（２－３）　電気に関する事項
ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、風力発電設備その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。また、オンサイト型ＰＰＡの契約に努めること。また、太陽光発電設備を新設する場合には、土砂崩れ等に対する安全面への懸念が低く、環境及び景観等への影響が比較的少ない建築物の屋根に設ける太陽光発電設備の選定に努めること。	ア．事業者は、発電設備を新設又は更新する場合には、太陽光発電設備、風力発電設備その他の非化石電気の使用に対応した設備を選定すること。また、オンサイト型ＰＰＡの契約に努めること。
イ．～オ．　（略）	イ．～オ．　（略）
（２－４）　（略）	（２－４）　（略）

○経済産業省告示第百八十七号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）を実施するため、平成十三年経済産業省告示第八十九号の一部を次のように改正し、令和八年一月一日から施行する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律の規定による経済産業省又は中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式 様式を次のように改める。	下請代金支払遅延等防止法の規定による経済産業省又は中小企業庁の職員の携帯する身分を示す証明書の様式

（表　　面）

8㎝

3㎝

第　　号

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第12条第２項の規定による

立　入　検　査　証

写　　真

3㎝

6㎝

官職

氏名

年　　月　　日生

令和　　年　　月　　日交付（２年有効）

中小企業庁長官　　印

（裏　　面）

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律抜粋

第12条第２項

中小企業庁長官は、中小受託事業者の利益を保護するため特に必要があると認めるときは、委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員に委託事業者若しくは中小受託事業者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第15条

第12条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

（表　　面）

8㎝

3㎝

第　　号

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第12条第３項の規定による

立　入　検　査　証

写　　真

3㎝

6㎝

官職

氏名

年　　月　　日生

令和　　年　　月　　日交付（２年有効）

経済産業大臣　　印

（裏　　面）

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律抜粋

第12条第３項

製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第９条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第15条

第12条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

○経済産業省環境省告示第十三号

脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律及び資源の有効な利用の促進に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第五十二号）の一部の施行に伴い、電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省・環境省告示第二号）の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正
環境大臣　石原　宏高

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示

電磁的方法による保存等をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成十七年経済産業省・環境省告示第二号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第２	**別表第２**
保存等	保存等
（前略）特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（昭和61年通商産業省令第46号）第10条の２第１項の保存、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づく登録確認機関に関する省令（令和７年経済産業省令第83号）第15条第２項の保存、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号）第７条の２第１項の保存（後略）	（前略）特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく指定試験機関に関する省令（昭和61年通商産業省令第46号）第10条の２第１項の保存、経済産業省関係化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行規則（昭和49年通商産業省令第40号）第７条の２第１項の保存（後略）

附　則

この告示は、令和八年一月五日から施行する。

○国土交通省告示第千九十四号

地方税法施行規則の一部を改正する省令（令和七年総務省令第三十号）の施行に伴い、地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示及び地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部を改正する告示（地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示の一部改正）

第一条　地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定（題名を含む。以下同じ。）の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

（地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示の一部改正）

第二条　地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示	地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示
地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十九項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。	地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十八項に規定する船舶は、次の表のとおりとする。

番号	船舶
（略）	（略）

改正後	改正前
地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続を定める告示	地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する国土交通大臣の証明に関する手続きを定める告示
（証明の申請）	（証明の申請）
第一条　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十九項に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、証明申請書（別記様式による。）を提出して行うものとする。	**第一条**　地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第六条第二十八項に規定する証明に係る申請は、当該証明を受けようとする者（以下「申請者」という。）が、国土交通大臣に対して、証明申請書（別記様式による。）を提出して行うものとする。
2　（略）	2　（略）
（証明書の交付）	（証明書の交付）
第二条　国土交通大臣は、前条の証明申請書の提出があった場合において、当該証明申請書に記載されている事項について確認を行い、地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の表の各項に掲げる船舶であると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。	**第二条**　国土交通大臣は、前条の証明申請書の提出があった場合において、当該証明申請書に記載されている事項について確認を行い、地方税法施行規則附則第六条第二十八項に規定する船舶を定める告示（令和三年国土交通省告示第千百七十二号）の表の各項に掲げる船舶であると認めるときは、当該証明申請書にその旨を記入し、これを証明書として申請者に交付するものとする。

（別記様式）

地方税法施行規則附則第６条第29項の証明申請書

年　月　日

国土交通大臣　殿

住　所
氏名又は名称
代表者の氏名

地方税法施行規則附則第６条第29項の規定に基づき、環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に関する基準に適合する特定船舶である旨について証明を願います。

年　月　日現在

船名		
船種		
所有者の氏名又は名称及び住所		
特定船舶導入計画の番号		
基準の種類（※）	地方税法施行規則附則第六条第二十九項に規定する船舶を定める告示（令和３年国土交通省告示第1172号。以下「船舶告示」という。）の表の１の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の２の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の３の項に掲げる船舶	

（※）適合する基準に「有」を記載願います。

番　号
年　月　日

申請のとおり認められたことを証明する。

国土交通大臣　印

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

（別記様式）

地方税法施行規則附則第６条第28項の証明申請書

年　月　日

国土交通大臣　殿

住　所
氏名又は名称
代表者の氏名

地方税法施行規則附則第６条第28項の規定に基づき、環境への負荷の低減、航行の安全の確保並びに航海及び荷役作業の省力化に資する構造、装置又は性能に関する基準に適合する特定船舶である旨について証明を願います。

年　月　日現在

船名		
船種		
所有者の氏名又は名称及び住所		
特定船舶導入計画の番号		
基準の種類（※）	地方税法施行規則附則第６条第28項に規定する船舶を定める告示（令和３年国土交通省告示第1172号。以下「船舶告示」という。）の表の１の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の２の項に掲げる船舶	
	船舶告示の表の３の項に掲げる船舶	

（※）適合する基準に「有」を記載願います。

番　号
年　月　日

申請のとおり認められたことを証明する。

国土交通大臣　印

○国土交通省告示第千九十五号

危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）第百六十八条の規定に基づき、液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示の一部を改正する告示

液化ガスばら積船の貨物タンク等の技術基準を定める告示（昭和六十一年運輸省告示第二百九十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改める。

改正後

別表第３　設計温度が－55℃未満－165℃以上の貨物タンク及び二次防壁（第三条及び第四条関係）

項目	要件			
厚さ	25mm以下			
化学成分、熱処理及び試験	設計温度（℃）	化学成分	熱処理	衝撃試験温度（℃）
	（略）			
	－165以上	オーステナイト系ステンレス鋼（日本産業規格G3127のSUS304，304L，316，316L，321及びJ347）	固溶化熱処理	－196
		高マンガンオーステナイト鋼	熱間圧延及び制御冷却	－196
	（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）			

改正前

別表第３　設計温度が－55℃未満－165℃以上の貨物タンク及び二次防壁（第三条及び第四条関係）

項目	要件			
厚さ	25mm以下			
化学成分、熱処理及び試験	設計温度（℃）	化学成分	熱処理	衝撃試験温度（℃）
	（略）			
	－165以上	オーステナイト系ステンレス鋼（日本産業規格G3127のSUS304，304L，316，316L，321及びJ347）	固溶化熱処理	－196
	（略）	（略）	（略）	（略）
備考	（略）			

附　則

この告示は、令和八年一月一日から施行する。

○国土交通省告示第千九十六号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、及び同法による改正後の製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）第十二条第四項の規定に基づき、平成十六年国土交通省告示第二百五十七号の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

平成十六年国土交通省告示第二百五十七号の一部を改正する告示

平成十六年国土交通省告示第二百五十七号の一部を次のように改正する。

様式を次のように改める。

（表）

第　　号

立 入 検 査 証

写
真

下記の者は、製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律第12条第３項の規定による立入検査をする職員であることを証明する。

官　　職

氏　　名

年　　月　　日生

国土交通大臣　　印

年　　月　　日交付（２年有効）

（裏）

製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律抜すい

第12条第３項

製造委託等に関する取引に係る事業を所管する大臣は、中小企業庁長官の第９条の規定による調査に協力するため特に必要があると認めるときは、所管事業を営む委託事業者若しくは中小受託事業者に対し、その委託事業者の中小受託事業者に対する製造委託等に関する取引に関する報告をさせ、又はその職員にこれらの者の事務所若しくは事業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

第４項

前３項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第15条

第12条第１項から第３項までの規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又はこれらの規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、その違反行為をした者は、50万円以下の罰金に処する。

附　則

（施行期日）

第一条　この告示は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

（経過措置）

第二条　この告示の施行の際現にあるこの告示による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている証明書は、この告示による改正後の様式によるものとみなす。

２　この告示の施行の際現にある旧様式による証明書は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

その他告示

○内閣府、厚生労働省、国家公安委員会、法務省告示第一号

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和七年法律第八十四号）の施行に伴い、及び配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成十三年法律第三十一号）第二条の二（同法第二十八条の二において準用する場合を含む。）の規定に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（令和五年内閣府、厚生労働省、国家公安委員会、法務省告示第一号）の一部を次のように変更したので、同法第二条の二第四項の規定に基づき、公表する。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
国家公安委員会委員長　赤間　二郎
法務大臣　平口　洋
厚生労働大臣　上野賢一郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な事項 １　［略］ ２　我が国の現状 ⑴　法制定及び改正の経緯 平成13年４月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。 平成16年５月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令の制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正（以下「平成16年改正」という。）が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。 平成19年７月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令の制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正（以下「平成19年改正」という。）が行われ、平成20年１月に施行された。	第１　配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本的な事項 １　［同左］ ２　我が国の現状 ⑴　法制定及び改正の経緯 平成13年４月、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、法が制定され、保護命令の制度や、都道府県の配偶者暴力相談支援センター（以下「支援センター」という。）による相談や一時保護等の業務が開始された。 平成16年５月には、配偶者からの暴力の定義の拡大、保護命令の制度の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針の策定及び都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「都道府県基本計画」という。）の策定等を内容とする法改正（以下「平成16年改正」という。）が行われ、平成16年12月に施行されるとともに、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針が策定された。その後、順次都道府県基本計画が策定された。 平成19年７月には、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策を更に推進するため、保護命令の制度の拡充、市町村（特別区を含む。以下同じ。）における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下「市町村基本計画」という。）の策定及び支援センター業務の実施について市町村の努力義務とすること等を内容とする法改正（以下「平成19年改正」という。）が行われ、平成20年１月に施行された。

平成25年６月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする法改正（以下「平成25年改正」という。）が行われ、平成26年１月３日に施行された。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

令和元年６月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われた。

令和５年５月には、配偶者からの暴力等の実情に鑑み、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会に関する規定の創設、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令の制度の拡充等を内容とする法改正（以下「令和５年改正」という。）が行われ、令和６年４月１日に施行された。

また、令和５年６月には、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第53号。以下「手続デジタル化法」という。）により、保護命令手続における情報通信技術の活用を内容とする法改正が行われ、同法の公布の日から５年以内に施行することとされている。

令和７年12月には、配偶者からの暴力等の実情に鑑み、接近禁止命令等における禁止行為として、紛失時における発見のために用いられる識別情報を送信する機能を有する装置の位置情報を、当該装置を所持する被害者の承諾を得ないで取得する行為等を追加する法改正（以下「令和７年改正」という。）が行われ、令和７年12月30日に施行することとされた。

⑵　［略］

３　［略］

［第２～第４　略］

別添　保護命令の手続

第１　［略］

第２　保護命令の種類

１　［略］

２　被害者への電話等禁止命令（法第10条第２項、第28条の２）

⑴　被害者への電話等禁止命令の内容

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

［①～⑧　略］

平成25年６月には、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力及び被害者についても、配偶者からの暴力及び被害者に準じて法の適用対象とすることを内容とする法改正（以下「平成25年改正」という。）が行われ、平成26年１月３日に施行された。この改正により、法律の題名は「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められた。

令和元年６月には、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害者の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされる配偶者からの暴力の被害者の適切な保護が行われるよう、相互に連携・協力すべき機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることとする法改正が行われた。

令和５年５月には、配偶者からの暴力等の実情に鑑み、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）及び都道府県基本計画の記載事項の拡充、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する協議会に関する規定の創設、接近禁止命令等の申立てをすることができる被害者の範囲の拡大、保護命令の期間の伸長等の保護命令の制度の拡充等を内容とする法改正（以下「令和５年改正」という。）が行われ、令和６年４月１日に施行することとされた。

また、令和５年６月には、民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和５年法律第53号。以下「手続デジタル化法」という。）により、保護命令手続における情報通信技術の活用を内容とする法改正が行われ、同法の公布の日から５年以内に施行することとされている。

⑵　［同左］

３　［同左］

［第２～第４　同左］

別添　保護命令の手続

第１　［同左］

第２　保護命令の種類

１　［同左］

２　被害者への電話等禁止命令（法第10条第２項、第28条の２）

⑴　被害者への電話等禁止命令の内容

配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。

［①～⑧　同左］

⑨　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第２条第１項第１号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下同じ。）（⑪の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

⑩　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（当該装置を識別する情報を送信する機能を有し、当該装置の周辺において当該情報を受信した識別情報送受信装置（位置情報記録・送信装置その他の装置であって、当該情報を受信し、及び送信する機能を有するものをいう。）の位置に係る位置情報を利用して、その所在する地点又は区域の位置を特定するために用いられる装置をいう。以下同じ。）（⑪の行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。

⑪　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置又は位置特定用識別情報送信装置（以下「位置情報記録・送信装置等」という。）を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである。また、令和５年改正により、上記④、⑤、⑧及び⑨の行為並びに⑪の位置情報記録・送信装置に係る行為について、令和７年改正により、上記⑩の行為及び⑪の位置特定用識別情報送信装置に係る行為について、拡充が行われている。

⑵　［略］

⑶　位置情報の無承諾取得（⑴⑨から⑪まで）に係る政令の内容

①　［略］

②　政令で定める行為（⑴⑪関係）

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為」は、施行令第３条において、

ア　その所持する物に位置情報記録・送信装置等を差し入れること

イ　位置情報記録・送信装置等を差し入れた物を交付すること

ウ　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の２に規定する自転車、同項第11号の３に規定する移動用小型車、同項第11号の４に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第１条第１号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置等を取り付け、又は差し入れることとされている。

⑨　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（当該装置の位置に係る位置情報（地理空間情報活用推進基本法（平成19年法律第63号）第２条第１項第１号に規定する位置情報をいう。以下同じ。）を記録し、又は送信する機能を有する装置で政令で定めるものをいう。以下同じ。）（⑩の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。

［加える。］

⑩　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。

被害者への接近禁止命令が発令されている状況であるにもかかわらず、被害者に対し、一定の電話等が行われる場合には、「戻らないといつまでも嫌がらせをされるのではないか」、「もっと怖い目に遭わされるのではないか」などといった恐怖心等から、被害者が配偶者の元へ戻らざるを得なくなったり、要求に応じて接触せざるを得なくなったりして、被害者が配偶者から身体に対する暴力を加えられる危険性が高まり、被害者への接近禁止命令の効果が減殺されてしまうことがあり得ることから、平成19年改正により、被害者への電話等禁止命令が設けられたものである。また、令和５年改正により、上記④、⑤、⑧、⑨、⑩の行為について、拡充が行われている。

⑵　［同左］

⑶　位置情報の無承諾取得（⑴⑨、⑩）に係る政令の内容

①　［同左］

②　政令で定める行為（⑴⑩関係）

「その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為」は、施行令第３条において、

ア　その所持する物に位置情報記録・送信装置を差し入れること

イ　位置情報記録・送信装置を差し入れた物を交付すること

ウ　その移動の用に供されることとされ、又は現に供されている道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第９号に規定する自動車、同項第10号に規定する原動機付自転車、同項第11号の２に規定する自転車、同項第11号の３に規定する移動用小型車、同項第11号の４に規定する身体障害者用の車又は道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第１条第１号に規定する歩行補助車（それぞれその所持する物に該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付け、又は差し入れることとされている。

このうち、アとしては、被害者のバッグ等の持ち物の中に位置情報記録・送信装置等を入れることが、イとしては、位置情報記録・送信装置等を中に入れたぬいぐるみやキーホルダー等を郵便や手渡し等により交付すること、ウとしては、将来的に被害者が移動のために利用されると認められ又は利用されている自動車等（アに該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置等を取り付ける行為や自動車等の中に入れる行為等が該当する。	このうち、アとしては、被害者のバッグ等の持ち物の中に位置情報記録・送信装置を入れることが、イとしては、位置情報記録・送信装置を中に入れたぬいぐるみやキーホルダー等を郵便や手渡し等により交付すること、ウとしては、将来的に被害者が移動のために利用されると認められ又は利用されている自動車等（アに該当するものを除く。）に位置情報記録・送信装置を取り付ける行為や自動車等の中に入れる行為等が該当する。
3　被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令（法第10条第３項、第28条の２）	3　被害者と同居する未成年の子への接近禁止命令及び子への電話等禁止命令（法第10条第３項、第28条の２）
⑴　［略］	⑴　［同左］
⑵　子への電話等禁止命令	⑵　子への電話等禁止命令
配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者と同居する成年に達しない子に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。	配偶者又は特定関係者に対し、命令の効力が生じた日以後、前に又は同時に発令された被害者への接近禁止命令の有効期間が経過する日までの間、被害者と同居する成年に達しない子に対して次に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものである。
［①～⑦　略］	［①～⑦　同左］
⑧　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（⑩の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。	⑧　その承諾を得ないで、その所持する位置情報記録・送信装置（⑨の行為がされた位置情報記録・送信装置を含む。）により記録され、又は送信される当該位置情報記録・送信装置の位置に係る位置情報を政令で定める方法により取得すること。
⑨　その承諾を得ないで、その所持する位置特定用識別情報送信装置（⑩の行為がされた位置特定用識別情報送信装置を含む。）の位置に係る位置情報を取得すること。	［加える。］
⑩　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置等を取り付けること、位置情報記録・送信装置等を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置等を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。	⑨　その承諾を得ないで、その所持する物に位置情報記録・送信装置を取り付けること、位置情報記録・送信装置を取り付けた物を交付することその他その移動に伴い位置情報記録・送信装置を移動し得る状態にする行為として政令で定める行為をすること。
被害者について接近禁止命令等が出される状況にもかかわらず、被害者と同居する子に対して一定の電話等が行われる場合には、被害者が要求に応じて面会せざるを得なくなることや、子が恐怖を抱くこと等により子が配偶者の下に戻った場合に被害者自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなることがあり得ることから、子への接近禁止命令とあわせて被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、令和５年改正により、被害者の子への電話等禁止命令が設けられたものである。また、令和７年改正により、上記⑨の行為及び⑩の位置特定用識別情報送信装置に係る行為について、拡充が行われている。	被害者について接近禁止命令等が出される状況にもかかわらず、被害者と同居する子に対して①～⑨の行為が行われた場合には、被害者が要求に応じて面会せざるを得なくなることや、子が恐怖を抱くこと等により子が配偶者の下に戻った場合に被害者自ら配偶者に会いに行かざるを得なくなることがあり得ることから、子への接近禁止命令とあわせて被害者への接近禁止命令の実効性を確保するため、令和５年改正により、設けられたものである。
［４・５　略］	［４・５　同左］
［第３～第９　略］	［第３～第９　同左］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この告示は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（令和七年十二月三十日）から施行する。

○**文部科学省、国土交通省、内閣府、総務省告示第一号**

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎
総務大臣　林　芳正
文部科学大臣　松本　洋平
国土交通大臣　金子　恭之

移動等円滑化の促進に関する基本方針の一部を改正する告示

移動等円滑化の促進に関する基本方針（令和二年国家公安委員会、総務省、文部科学省、国土交通省　告示第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
［略］	［略］
一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項	一　移動等円滑化の意義及び目標に関する事項
1　移動等円滑化の意義	1　移動等円滑化の意義
我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。さらに、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の締結、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）等の関連法制の整備、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会の開催等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっている。	我が国においては、世界のどの国もこれまで経験したことのない本格的な高齢社会を迎え、今後更なる高齢化が進展すると見込まれており、高齢者の自立と社会参加による、健全で活力ある社会の実現が求められている。また、今日、障害者が障害のない者と同等に生活し活動する社会を目指す、ノーマライゼーションの理念の社会への浸透が進み、自立と共生の理念の下、障害の有無にかかわらず国民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う「共生社会」の実現が求められている。さらに、近年、障害者の権利に関する条約（平成二十六年条約第一号）の締結及び障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）等の関連法制の整備に加え、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（平成三十年法律第百号）が公布・施行されたこと、東京オリンピック競技大会及び東京パラリンピック競技大会が開催されること等を契機として、共生社会の実現を目指し、全国において更にバリアフリー化を推進するとともに、高齢者、障害者等も含めて誰もが包摂され活躍できる社会の実現に向けた取組を進めることが必要となっている。
このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。	このような社会の実現のためには、高齢者、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができる社会を構築することが重要であり、そのための環境の整備を一刻も早く推進していくことが求められている。移動及び施設の利用は、高齢者、障害者等が社会参加をするための重要な手段であることから、移動等円滑化を促進することは、このような社会の実現のために大きな意義を持つものである。
また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。	また、移動等円滑化の促進は、高齢者、障害者等の社会参加を促進するのみでなく、「どこでも、誰でも、自由に、使いやすく」というユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての利用者に利用しやすい施設及び車両等の整備を通じて、国民が生き生きと安全に暮らせる活力ある社会の維持に寄与するものである。
さらに、法第一条の二の基本理念の規定に定めるように、この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（いわゆる「社会的障壁」）の除去及び共生社会の実現に資するものであり、移動等円滑化の促進の意義はますます大きくなっている。	さらに、法第一条の二の基本理念の規定に定めるように、この法律に基づく措置は、高齢者、障害者等にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のもの（いわゆる「社会的障壁」）の除去や、共生社会の実現に資するものであり、移動等円滑化の促進の意義はますます大きくなっている。
なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）、妊産婦等その他の日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。	なお、法にいう「高齢者、障害者等」には、高齢者、全ての障害者（身体障害者のみならず知的障害者、精神障害者及び発達障害者を含む。）及び妊産婦等、日常生活又は社会生活において身体の機能上の制限を受ける者は全て含まれる。
また、障害特性は様々であり、例えば視覚障害についても、障害の程度によって期待される移動等円滑化の内容が異なることもあり得ること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者、発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。	また、障害特性は様々であり、例えば視覚障害についても、障害の程度によって期待される移動等円滑化の内容が異なることもあり得ること並びに身体の機能上の制限には、知的障害者、精神障害者及び発達障害者等の知覚面又は心理面の働きが原因で発現する疲れやすさ、喉の渇き、照明への反応、表示の分かりにくさ等の負担の原因となる様々な制約が含まれることから、法が促進することとしている移動等円滑化には、このような負担を軽減することによる移動上又は施設の利用上の利便性及び安全性を向上することも含まれることに留意する必要がある。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、完成度を高めるために、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

さらに、参加者それぞれの視点及び意見を確認して論点を整理する役割を担う第三者の立場での進行役として、ファシリテーター等を設置することも有効である。当事者参画を実施することで、障害のある人もない人も、互いに支え合い、地域で生き生きと明るく豊かに暮らしていける共生社会を推進していくために、障害当事者又はその家族等の支援者等がまちづくり及び施設整備に参画することにより、障害当事者等だけではなく、その他の利用者にとってもより快適な共生社会の環境を整備することができる。

加えて、昨今の情報通信技術（ＩＣＴ）の進歩・普及に鑑みて、バリアフリー分野においてもＩＣＴを活用することが求められている。より簡単にコミュニケーションを取れること及び人手不足等の課題を解消できる一方で、様々な障害特性を前提とし、障害特性又は程度に応じて選択できるなど、誰もが取り残されないように努める必要がある。

2　移動等円滑化の目標

［略］

(1)　旅客施設

［略］

①　鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）並びに一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上三千人未満であって重点整備地区内の生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）である鉄軌道駅については、令和十二年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には高齢者障害者等用便房の設置、券売機がある場合には障害者対応型券売機の設置、移動等円滑化された経路に改札口がある場合には拡幅改札口の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（以下「基本構想等」という。）の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、令和十二年度までに四千番線を整備する。そのうち、一日当たりの平均的な利用者数が十万人以上の鉄軌道駅において、九百番線を整備する。

また、高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないよう、鉄軌道駅及び周辺施設の状況、鉄軌道駅の利用状況、鉄軌道駅の構造等の制約条件等を踏まえ、地域の支援の下、可能な限り移動等円滑化された経路を二以上設ける。

また、移動等円滑化を進めるに当たっては、高齢者、障害者等の意見を十分に聴き、それを反映させることが重要である。

2　移動等円滑化の目標

［略］

(1)　旅客施設

［略］

①　鉄道駅及び軌道停留場

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上である鉄道駅及び軌道停留場（以下「鉄軌道駅」という。）並びに一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上三千人未満であって重点整備地区内の生活関連施設である鉄軌道駅については、令和七年度までに、原則として全てについて、エレベーター又はスロープを設置することを始めとした段差の解消、ホームドア、可動式ホーム柵、点状ブロックその他の視覚障害者の転落を防止するための設備の整備、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。この場合、地域の要請及び支援の下、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ、可能な限りの整備を行うこととする。また、これ以外の鉄軌道駅についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想及び移動等円滑化促進方針（以下「基本構想等」という。）の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

ホームドア又は可動式ホーム柵については、転落及び接触事故の発生状況、プラットホームをはじめとする鉄軌道駅の構造及び利用実態、地域の実情等を勘案し、優先度が高いプラットホームでの整備の加速化を目指し、地域の支援の下、令和七年度までに三千番線を整備する。そのうち、一日当たりの平均的な利用者数が十万人以上の鉄軌道駅において、八百番線を整備する。

また、高齢者、障害者等に迂回による過度な負担が生じないよう、大規模な鉄軌道駅については、当該鉄軌道駅及び周辺施設の状況、当該鉄軌道駅の利用状況等を踏まえ、可能な限り移動等円滑化された経路を二以上設ける。

さらに、車椅子使用者が単独で列車に乗降しやすい鉄軌道駅の整備を進めるため、駅施設、車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、令和十二年度までに四千番線において、プラットホームと車両乗降口の段差及び隙間の縮小を進める。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上であるバスターミナルについては、令和十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には高齢者障害者等用便房の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルについては、令和十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運航情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には高齢者障害者等用便房の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である航空旅客ターミナル施設については、令和十二年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運航情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には高齢者障害者等用便房の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2)

車両等

［略］

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万二千両のうち約八十パーセントに当たる約四万千六百両について、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、特別急行料金等を適用する車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める。

② 乗合バス車両

総車両数約五万五千台から乗合バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両（以下「適用除外認定車両」という。）約一万台を除いた約四万五千台のうち、約九十パーセントに当たる約四万台について、令和十二年度までに、ノンステップバスを導入して移動等円滑化を実施する。

さらに、車椅子使用者が単独で列車に乗降しやすい鉄軌道駅の整備を進めるため、駅施設及び車両の構造等に応じて、十分に列車の走行の安全確保が図れることを確認しつつ、可能な限りプラットホームと車両乗降口の段差及び隙間の縮小を進める。

② バスターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が三千人以上であるバスターミナル及び一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上三千人未満であって重点整備地区内の生活関連施設であるバスターミナルについては、令和七年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運行情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 旅客船ターミナル

一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルについては、令和七年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運航情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、高齢化の進む離島との間の航路等に利用する公共旅客船ターミナルについては、地域の実情を踏まえて順次、移動等円滑化を実施する。また、これ以外の旅客船ターミナルについても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

④ 航空旅客ターミナル施設

一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である航空旅客ターミナル施設については、令和七年度までに、原則として全てについて、段差の解消、視覚障害者誘導用ブロックの整備、運航情報提供設備その他の案内設備の設置、便所がある場合には障害者対応型便所の設置等の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の航空旅客ターミナル施設についても、利用者数のみならず、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、移動等円滑化を可能な限り実施する。

(2)

車両等

［略］

① 鉄道車両及び軌道車両

総車両数約五万三千両のうち約七十パーセントに当たる約三万七千百両について、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。また、新幹線の車両について、車椅子用フリースペースの整備を可能な限り速やかに進める。

② 乗合バス車両

総車両数約六万台から乗合バス車両の構造及び設備に関する移動等円滑化基準の適用除外認定車両（以下「適用除外認定車両」という。）約一万台を除いた約五万台のうち、約八十パーセントに当たる約四万台について、令和七年度までに、ノンステップバスを導入して移動等円滑化を実施する。

適用除外認定車両については、令和十二年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとするなど、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施することとしながら、運行系統別の導入状況についても、進捗状況を確認していく。また、令和十二年度までに、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線を運行する乗合バス車両については、当該施設へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約六十パーセントについて、バリアフリー化した車両を含む運行として移動等円滑化を実施する。

③　貸切バス車両

令和十二年度までに、約二千百台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入して移動等円滑化を実施する。

④　タクシー車両

令和十二年度までに、約九万台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者、妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入して移動等円滑化を実施する。また、令和十二年度までに、各都道府県における総車両数の約二十五パーセントについて、ユニバーサルデザインタクシーとし、移動等円滑化を実施する。

⑤　船舶

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約七十パーセントに当たる約四百九十隻について、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、令和十二年度までに、船舶の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑥　航空機

現在、全ての航空機について、移動等円滑化基準に適合しているところ、引き続き、移動等円滑化基準に適合した航空機の導入を推進し、原則として全て移動等円滑化を実施する。

(3)　道路

重点整備地区内の主要な生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約七十七パーセントについて、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4)　都市公園

①　園路及び広場

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約七十パーセントについて、令和十二年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、園路及び広場の移動等円滑化を可能な限り実施する。

適用除外認定車両については、令和七年度までに、その約二十五パーセントに当たる約二千五百台をリフト付きバス又はスロープ付きバスとする等、高齢者、障害者等の利用の実態を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。また、令和七年度までに、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である航空旅客ターミナルのうち鉄軌道アクセスがない施設へのバス路線を運行する乗合バス車両については、当該施設へアクセスするバス路線の運行系統の総数の約五十パーセントについて、バリアフリー化した車両を含む運行として移動等円滑化を実施する。

③　貸切バス車両

令和七年度までに、約二千百台のノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスを導入して移動等円滑化を実施する。

④　タクシー車両

令和七年度までに、約九万台の福祉タクシー（ユニバーサルデザインタクシー（流し営業にも活用されることを想定し、身体障害者のほか、高齢者や妊産婦、子供連れの人等、様々な人が利用できる構造となっている福祉タクシー車両をいう。）を含む。）を導入して移動等円滑化を実施する。また、令和七年度までに、各都道府県における総車両数の約二十五パーセントについて、ユニバーサルデザインタクシーとし、移動等円滑化を実施する。

⑤　船舶

一般旅客定期航路事業及び旅客不定期航路事業の用に供する総隻数約七百隻のうち約六十パーセントに当たる約四百二十隻について、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。また、一日当たりの平均的な利用者数が二千人以上である旅客船ターミナルに就航する船舶については、令和七年度までに、船舶の構造等の制約条件を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

さらに、これ以外の船舶についても、高齢者、障害者等の利用の実態等を踏まえて、可能な限りの移動等円滑化を実施する。

⑥　航空機

総機数約六百七十機について、令和七年度までに、原則として全て移動等円滑化を実施する。

(3)　道路

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路等で国土交通大臣が指定する特定道路の約七十パーセントについて、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。

(4)　都市公園

①　園路及び広場

園路及び広場（特定公園施設であるものに限る。以下同じ。）の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約七十パーセントについて、令和七年度までに、園路及び広場の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、園路及び広場の移動等円滑化を可能な限り実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約六十パーセントについて、令和十二年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、駐車場の移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 便所

便所の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約七十パーセントについて、令和十二年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、便所の移動等円滑化を可能な限り実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約三十五パーセントについて、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

床面積の合計が二千平方メートル以上の特別特定建築物（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）を除く。以下同じ。）においては、総ストックの約七十パーセントについて、令和十二年度までに、移動等円滑化を実施する。

また、国、都道府県又は指定都市が行う特別特定建築物の建築工事のうち、原則として当該工事に係る部分の床面積の合計が二千平方メートル以上の全ての工事について、令和十二年度までに、設計等の段階における当事者参画を実施する。

さらに、床面積の合計が二千平方メートル未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例制定の促進並びにガイドラインの作成及び周知により、移動等円滑化を実施する。

公立小学校等については、別に定めるところにより、学校設置者における高齢者障害者等用便房、スロープ、エレベーター等の設置等の移動等円滑化及び当該移動等円滑化に係る整備計画等の策定を実施するとともに、当事者参画を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、令和十二年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示（以下「横断歩道標示」という。）の設置等の移動等円滑化を実施する。

特に、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等の移動等円滑化については、令和十二年度までに、原則として全ての当該部分において、音響信号機の設置及び視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられた横断歩道標示の設置を行う。

また、当該道路以外の道路についても、高齢者、障害者等の通行の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、信号機等の移動等円滑化を可能な限り実施する。

② 駐車場

駐車場の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約六十パーセントについて、令和七年度までに、駐車場の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、駐車場の移動等円滑化を可能な限り実施する。

③ 便所

便所の設置された規模の大きい概ね二ヘクタール以上の都市公園の約七十パーセントについて、令和七年度までに、便所の移動等円滑化を実施する。また、これ以外の都市公園についても、高齢者、障害者等の利用の実態等に鑑み、基本構想等の作成状況その他の地域の実情を踏まえて、便所の移動等円滑化を可能な限り実施する。

(5) 路外駐車場

特定路外駐車場の約七十五パーセントについて、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。

(6) 建築物

床面積の合計が二千平方メートル以上の特別特定建築物（小学校、中学校、義務教育学校又は中等教育学校（前期課程に係るものに限る。）で公立のもの（以下「公立小学校等」という。）を除く。）の総ストックの約六十七パーセントについて、令和七年度までに、移動等円滑化を実施する。また、床面積の合計が二千平方メートル未満の特別特定建築物等についても、地方公共団体における条例制定の促進並びにガイドラインの作成及び周知により、移動等円滑化を実施する。

公立小学校等については、別に定めるところにより、障害者対応型便所、スロープ、エレベーター等の設置等の移動等円滑化を実施する。

(7) 信号機等

重点整備地区内の主要な生活関連経路を構成する道路に設置されている信号機等については、令和七年度までに、原則として全ての当該道路において、音響信号機、高齢者等感応信号機等の信号機の設置、歩行者用道路であることを表示する道路標識の設置、横断歩道であることを表示する道路標示（以下「横断歩道標示」という。）の設置等の移動等円滑化を実施する。

特に、当該道路のうち、道路又は交通の状況に応じ、視覚障害者の移動上の安全性を確保することが特に必要であると認められる部分に設置されている信号機等の移動等円滑化については、令和七年度までに、原則として全ての当該部分において、音響信号機の設置及び視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられた横断歩道標示の設置を行う。

(8)　基本構想等

移動等円滑化促進方針の作成市町村数について、令和十二年度までに、約三百五十とする。また、基本構想の作成市町村数について、令和十二年度までに、約四百五十とする。

また、基本構想等を作成した市町村のうち、当事者参画の下、継続的にスパイラルアップに取り組んでいる市町村（直近五年以内に法第二十四条の四又は第二十六条に規定する協議会等を活用して、基本構想等の事後評価又は見直し等（既存の基本構想等と別の地区における基本構想等の作成、基本構想作成後の移動等円滑化促進方針の作成、移動等円滑化促進方針作成後の基本構想の作成を含む。）を実施している市町村）の割合について、令和十二年度までに、約六十パーセントとする。

(9)　移動等円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する。また、「障害の社会モデル」の理解度について、令和十二年度までに、約六十パーセントとする。さらに、障害のある人へ支援をしようとする人の割合及び多様な他者とコミュニケーションをとって行動しようとする人の割合について、令和十二年度までに、原則として約百パーセントとする。

二　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

［略］

1　施設及び車両等の整備

［略］

イ　［略］

ロ　便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は高齢者障害者等用にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。また、高齢者障害者等用の設備についてはその旨を示す案内用図記号を表示し、一般の利用者による高齢者、障害者等への配慮を促すこと。

ハ～ヘ　［略］

2～6　［略］

三　移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

［略］

1　移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

(1)　［略］

(2)　移動等円滑化促進方針作成に当たっての留意事項

［略］

①～④　［略］

⑤　関係者の意見の反映及び移動等円滑化促進方針の作成等の提案

住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努める。このため、移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、法第二十四条の四に規定する協議会（以下「移動等円滑化促進方針協議会」という。）を積極的に活用し、関係者の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号

(8)　基本構想等

移動等円滑化促進方針の作成市町村数について、令和七年度までに、約三百五十とする。また、基本構想の作成市町村数について、令和七年度までに、約四百五十とする。

(9)　移動等円滑化に関する国民の理解と協力（心のバリアフリー）

移動等円滑化に関する国民の理解と協力を得ることが当たり前の社会となるような環境整備を推進する。また、「心のバリアフリー」という用語の認知度について、令和七年度までに、約五十パーセントとする。さらに、高齢者、障害者等の立場を理解して行動ができている人の割合について、令和七年度までに、原則として約百パーセントとする。

二　移動等円滑化のために施設設置管理者が講ずべき措置に関する基本的な事項

［略］

1　施設及び車両等の整備

［略］

イ　［略］

ロ　便所等附属する設備を設置する場合は、一以上は障害者対応型にするなど、高齢者、障害者等の利用に配慮したものにすること。また、障害者対応型の設備についてはその旨を示す案内用図記号を表示し、一般の利用者による高齢者、障害者等への配慮を促すこと。

ハ～ヘ　［略］

2～6　［略］

三　移動等円滑化促進方針の指針となるべき事項

［略］

1　移動等円滑化促進地区における移動等円滑化の促進の意義に関する事項

(1)　［略］

(2)　移動等円滑化促進方針作成に当たっての留意事項

［略］

①～④　［略］

⑤　関係者の意見の反映及び移動等円滑化促進方針の作成等の提案

住民、生活関連施設を利用する高齢者、障害者等その他利害関係者、関係する施設設置管理者及び都道府県公安委員会の参画により、関係者の意見が移動等円滑化促進方針に十分に反映されるよう努める。このため、移動等円滑化促進方針の作成に当たっては、法第二十四条の四に規定する協議会（以下「移動等円滑化促進方針協議会」という。）を積極的に活用し、関係者の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号

に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合又は他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を移動等円滑化促進方針協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚障害、聴覚障害、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十四条の五に規定する移動等円滑化促進方針の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、移動等円滑化促進方針の作成等の必要性を判断する機会と捉え、移動等円滑化促進方針の作成等について積極的な検討を行うことが求められる。なお、提案を受け検討した結果、移動等円滑化促進方針の作成等を行わない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすため、同条第二項に基づきその理由を公表する必要がある。

⑥～⑩　［略］

2　移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1)　移動等円滑化促進地区の要件

［略］

①　「生活関連施設の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十三号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

②　「生活関連施設及び生活関連経路を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十三号ロ）

移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用、土地利用及び諸機能の集積の状況及び将来の方向性その他の事情を総合的に勘案して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要である。

③　［略］

(2)　［略］

3～5　［略］

に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合、又は、他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を移動等円滑化促進方針協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚障害、聴覚障害、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十四条の五に規定する移動等円滑化促進方針の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、移動等円滑化促進方針の作成等の必要性を判断する機会と捉え、移動等円滑化促進方針の作成等について積極的な検討を行うことが求められる。なお、提案を受け検討した結果、移動等円滑化促進方針の作成等を行わない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすため、同条第二項に基づきその理由を公表する必要がある。

⑥～⑩　［略］

2　移動等円滑化促進地区の位置及び区域に関する基本的な事項

(1)　移動等円滑化促進地区の要件

［略］

①　「生活関連施設（高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設をいう。以下同じ。）の所在地を含み、かつ、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区であること。」（法第二条第二十三号イ）

生活関連施設に該当する施設としては、相当数の高齢者、障害者等が利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設、病院、文化施設、商業施設、学校等多岐にわたる施設が想定されるが、具体的にどの施設を含めるかは施設の利用の状況等地域の実情を勘案して選定することが必要である。

また、生活関連施設相互間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区をいい、原則として、生活関連施設がおおむね三以上所在し、かつ、当該施設を利用する相当数の高齢者、障害者等により、当該施設相互間の移動が徒歩で行われる地区であると見込まれることが必要である。

②　「生活関連施設及び生活関連経路（生活関連施設相互間の経路をいう。以下同じ。）を構成する一般交通用施設（道路、駅前広場、通路その他の一般交通の用に供する施設をいう。以下同じ。）について移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められる地区であること。」（法第二条第二十三号ロ）

移動等円滑化促進地区は、移動等円滑化を促進する必要がある地区であることが必要である。

このため、高齢者、障害者等の徒歩若しくは車椅子による移動又は施設の利用の状況、土地利用及び諸機能の集積の実態並びに将来の方向性等の観点から総合的に判断して、当該地区において移動等円滑化を促進することが特に必要であると認められることが必要である。

③　［略］

(2)　［略］

3～5　［略］

四　基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1　重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1)・(2)　［略］

(3)　基本構想作成に当たっての留意事項

［略］

①～⑤　［略］

⑥　高齢者、障害者等の意見の反映及び基本構想の作成等の提案

生活関連施設を利用する高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「基本構想協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合又は他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を基本構想協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚障害、聴覚障害、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、基本構想の作成等の必要性を判断する機会と捉え、基本構想の作成等について積極的な検討を行うことが求められる。なお、提案を受け検討した結果、基本構想の作成等を行わない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすため、同条第二項に基づきその理由を公表する必要がある。

⑦　［略］

⑧　段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、おおむね五年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況、重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、基本構想協議会の積極的な活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが重要である。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律第六条第一項の規定により作成された基本構想についても、同様に見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

⑨・⑩　［略］

2～5　［略］

四　基本構想の指針となるべき事項

市町村は、基本構想を作成する場合には、次に掲げる事項に基づいて作成する必要があり、施設設置管理者、都道府県公安委員会等の関係者は、これらの事項に留意する必要がある。

1　重点整備地区における移動等円滑化の意義に関する事項

(1)・(2)　［略］

(3)　基本構想作成に当たっての留意事項

［略］

①～⑤　［略］

⑥　高齢者、障害者等の意見の反映及び基本構想の作成等の提案

生活関連施設を利用する高齢者、障害者等を始め関係者の参画により、関係者の意見が基本構想に十分に反映されるよう努める。このため、基本構想の作成に当たっては、法第二十六条に規定する協議会（以下「基本構想協議会」という。）を積極的に活用し、高齢者、障害者等の参画を得ることが求められる。この際、既に同条第二項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用している場合又は他の法令に基づいて同項各号に掲げる構成員からなる協議体制度を運用しようとする場合は、当該協議体制度を基本構想協議会と位置付けることも可能である。なお、意見を求めるべき障害者には、視覚障害、聴覚障害、内部障害等の身体障害者のみならず、知的障害者、精神障害者及び発達障害者も含まれることに留意する必要がある。

また、法第二十七条に規定する基本構想の作成等に係る提案制度が積極的に活用されるよう環境の整備に努めるとともに、当該提案を受けた際には、基本構想の作成等の必要性を判断する機会と捉え、基本構想の作成等について積極的な検討を行うことが求められる。なお、提案を受け検討した結果、基本構想の作成等を行わない場合でも、地域のニーズに対して必要な説明責任を果たすため、同条第二項に基づきその理由を公表する必要がある。

⑦　［略］

⑧　段階的かつ継続的な発展（スパイラルアップ）

移動等円滑化の内容については、基本構想作成に係る事前の検討段階から事後の評価の段階に至るまで、高齢者、障害者等の利用者及び住民が積極的に参加し、この参加プロセスを経て得られた知見を共有化し、スパイラルアップを図ることが重要である。

そのため、市町村は、基本構想が作成された後も、おおむね五年ごとに、施設を利用する高齢者、障害者等の利用の状況並びに重点整備地区における移動等円滑化のための施設及び車両等の整備状況等を把握するとともに、基本構想協議会の積極的な活用等により基本構想に基づき実施された事業の成果について評価を行い、それに基づき、必要があると認めるときは、基本構想の見直し及び新たな基本構想の作成を行うことが重要である。

また、法附則第二条第二号の規定による廃止前の高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成十二年法律第六十八号）第六条第一項の規定により作成された基本構想についても、同様に見直しを行うことが重要であることに留意する必要がある。

⑨・⑩　［略］

2～5　［略］

五　移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

１　［略］

２　移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割

(1)～(3)　［略］

(4)　国民の役割

①　基本的な役割

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい知的障害、精神障害、発達障害、認知症、内部障害、聴覚障害等、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等を手助けすること等、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

加えて、「心のバリアフリー」の実践に資するため、積極的に国、地方公共団体等が行う啓発活動等に参加することが望ましい。

②　［略］

六　移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

１　［略］

２　観光施設に係る移動等円滑化に関する情報提供

生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を適確に把握できる環境を整備する必要がある。

このため、国は、宿泊施設、飲食店その他の観光施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用するために必要な用具の備付け、バリアフリー情報の提供その他の必要な措置を講じている施設を認定する仕組みを整備した。また、認定を受けた施設が掲出する認定マークを策定するとともに、バリアフリー情報が高齢者、障害者等のもとによりわかりやすい形で提供されることを推進する。

七　［略］

附　則

この告示は、令和八年四月一日から施行する。

五　移動等円滑化の促進に関する国民の理解の増進及び移動等円滑化の実施に関する国民の協力の確保に関する基本的な事項

１　［略］

２　移動等円滑化に関する「心のバリアフリー」の取組の推進に当たっての関係者の基本的な役割

(1)～(3)　［略］

(4)　国民の役割

①　基本的な役割

国民は、高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性並びにそのために高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を実現することの必要性について理解を深めるよう努めなければならない。その際、外見上分かりづらい聴覚障害、内部障害、精神障害、発達障害など、障害には多様な特性があることに留意する必要がある。

また、視覚障害者誘導用ブロック上への駐輪、車椅子使用者用駐車施設への駐車等により高齢者、障害者等の施設の利用等を妨げないことのみならず、鉄道駅の利用に当たり、必要に応じ高齢者、障害者等を手助けすること等、高齢者、障害者等の移動等円滑化のために必要となる支援その他のこれらの者の円滑な移動及び施設の利用を確保することに積極的に協力することが求められる。

加えて、「心のバリアフリー」の実践に資するため、積極的に国、地方公共団体等が行う啓発活動等に参加することが望ましい。

②　［略］

六　移動等円滑化に関する情報提供に関する基本的な事項

１　［略］

２　観光施設に係る移動等円滑化に関する情報提供

生活の本拠の周辺地域以外の場所における移動等円滑化が高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保する上で重要な役割を果たすことに鑑み、高齢者、障害者等が日常生活でなじみのない施設を利用しようとする際に、事前にハード・ソフト両面のバリアフリー情報を適確に把握できる環境を整備する必要がある。

このため、国は、宿泊施設、飲食店その他の観光施設について、高齢者、障害者等が円滑に利用するために必要な用具の備付け、バリアフリー情報の提供その他の必要な措置を講じている施設を認定する仕組みを整備する。また、認定を受けた施設について、認定を受けた旨を外形上わかりやすく表示させることを可能とするとともに、民間のノウハウやネットワークも活用しながら、バリアフリー情報が高齢者、障害者等のもとによりわかりやすい形で提供されるよう十分配慮する。

七　［略］

○外務省告示第四百七十三号

千九百七十年六月十九日にワシントンで作成された特許協力条約に基づく規則の一部は、同条約第五十八条(2)の規定に従い、次のように修正され、その修正は、令和八年一月一日に効力を生ずる。ただし、第三十三規則及び第六十四規則の修正は、同日以後に国際調査報告又は第十七条(2)(a)の宣言が作成される国際出願について適用する。

（令和五年十一月九日付け及び令和六年十二月三日付け世界知的所有権機関事務局長回章）

令和七年十二月二十六日

外務大臣　茂木　敏充

一　33.1(a)中「書面による開示（図面その他の図解を含む。）によつて」を「手段のいかんを問わず」に改める。

二　34.1を次のように改める。

34.1　定義

(a)　第二条(i)及び(ii)の定義は、この第三十四規則については、適用しない。この第三十四規則の規定の適用上、「特許文献」には以下のものを含むものとする。

(i)　公表された国際出願

(ii)　公表された広域特許

(iii)　国内官庁又はその法的な先行官庁によつて千九百二十年以後に発行され公表された国内特許

(iv)　フランスによつて千九百二十年以後に発行された実用証

(v)　旧ソヴィエト連邦によつて発行された発明者証

(vi)　(ii)から(v)に規定するいずれかの態様の保護を求める出願であつて千九百二十年以後に公表されたもの

(b)　(c)の規定にかかわらず、第十五条(4)に規定する資料（「最小限資料」）は、次のものから成る。

(i)　(a)に掲げる「特許文献」であつて、実施細則に定める技術的要件及び利用可能性要件並びに該当する場合には36.1(ii)の規定に従つて、該当する国内官庁若しくはその法的な承継官庁により若しくはその官庁に代わつて、又は国際事務局により、利用することができるようにされたもの

(ii)　公表された非特許文献のうち国際調査機関が合意するものであつて最初の合意の際に及び変更の都度国際事務局によつて一覧表において公表されるもの

(c)　国際調査機関は、(b)に記載する必要な資料の調査に加え、更に国内官庁又はその法的な先行官庁によつて千九百二十年以後に発行された実用新案及び同年以後に公表された実用新案出願から成る実用新案文献を調査することが望ましい。ただし、その実用新案文献が、実施細則に定める技術的要件及び利用可能性要件に従つて、該当する国内官庁若しくはその法的な承継官庁により又はその官庁に代わつて利用することができるようにされている場合に限る。

(d)　実施細則に定める要件に従つて特許文献及び、該当する場合には、実用新案文献を利用することができるようにしている各国内官庁は、次のことを行う。

(i)　国際事務局にその旨を通知すること。

(ii)　新たに公表された特許文献及び、該当する場合には、新たに公表された実用新案文献を、通常利用することができるようにすること。

(iii)　利用可能な特許文献及び、該当する場合には、利用可能な実用新案文献の現在の範囲を実施細則に従つて詳述したオーソリティファイルを国際事務局に少なくとも毎年提供すること。

(e)　国際事務局は、(d)の規定に従つて通知された特許文献及び実用新案文献の利用可能性を認証し、当該文献の詳細及び当該文献が最小限資料の一部となる日付を公報に掲載する。国際事務局は、実施細則に定めるところにより、(d)(iii)に規定するオーソリティファイルのためのリポジトリーの管理業務を行う。

(f)　出願が二度以上公表される場合において、二度目以降に公表されたいずれのものも追加事項を含まない場合には、各国際調査機関は、最初に公表されたもののみをその資料に保存する義務を負う。

(g)　この第三十四規則の規定の適用上、公衆の閲覧に供されたにすぎない出願及び特許は、公表された出願及び特許とはみなさない。

三　36.1(i)中「国内官庁又は政府間機関は、」の次に「所要の技術分野について」を加える。

四　36.1(ii)を次のように改める。

(ii)　国内官庁又は政府間機関は、当該国内官庁若しくは政府間機関及び、該当する場合には、その法的な先行官庁若しくは機関が発行した特許及び公表した特許出願を第三十四規則に規定する最小限資料の部分として調査するために、実施細則に定める要件に従つて利用することができるようにしなければならない。

五　36.1(iii)を次のように改める。

(iii)　国内官庁又は政府間機関は、実施細則に従つて、調査の目的のために少なくとも第三十四規則に定める最小限資料を所有し又は継続して利用し得るようにしていなければならない。

六　63.1(i)中「国内官庁又は政府間機関は、」の次に「所要の技術分野について」を加える。

七　63.1(ii)を次のように改める。

(ii)　国内官庁又は政府間機関は、当該国内官庁若しくは政府間機関及び、該当する場合には、その法的な先行官庁若しくは機関が発行した特許及び公表した特許出願を第三十四規則に規定する最小限資料の部分として調査するために、実施細則に定める要件に従つて利用することができるようにしなければならない。

八　63.1(iii)を次のように改める。

(iii)　国内官庁又は政府間機関は、少なくとも、審査の目的のために適正に整備された第三十四規則に定める最小限資料を容易に利用することができるようにしておかなければならない。

九　第六十四規則の表題中「国際予備審査における」の下に「関連のある」を加える。

十　64.1(a)中「書面による開示（図面その他の図解を含む。）によつて」を「手段のいかんを問わず」に改める。

十一　64.2中「当該書面による開示以外の開示は、第三十三条(2)及び(3)の規定の適用上、先行技術の一部とはしない。もつとも、」を削り、「国際予備審査報告においては、」を「国際予備審査報告において、」に改める。

○外務省告示第四百七十四号

令和七年十二月十八日にパリで、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対する国際連合教育科学文化機関が賛助する第二区分センターとしての指定の更新に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定の署名が行われ、同協定は、令和八年一月一日に効力を生ずる。

令和七年十二月二十六日

外務大臣　茂木　敏充

（訳文）

アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対する国際連合教育科学文化機関が賛助する第二区分センターとしての指定の更新に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定

日本国政府及び国際連合教育科学文化機関は、

無形文化遺産の保護に関する条約及びユネスコの総会が無形文化遺産の保護に関する国際協力を希求する総会決議第三十二号（第三十二回会期）を考慮し、

二千六年に日本国において海外の文化遺産の保護に係る国際的な協力の推進に関する法律が公布されたことを考慮し、

ユネスコの総会が、その第三十五回会期において、ユネスコが賛助する第二区分センターとして、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターの設立を認めたことを想起し（総会決議第五十二号（第三十五回会期））、

二千十七年の国際連合教育科学文化機関の執行委員会の決定第十八・一・Ｃ号（第二百二回会期）に基づき、国際連合教育科学文化機関の賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センター（第二区分）の日本国における継続に関する日本国政府と国際連合教育科学文化機関との間の協定（以下「二千十八年協定」という。）が、二千十八年十二月六日にパリで署名されたことを想起し、

執行委員会が、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対するユネスコが賛助する第二区分センターとしての指定を更新することを決定し、及びユネスコ事務局長に対し関連する協定に署名することを認めた決定第二十・六号（第二百二十二会期）を想起し、

日本国政府とユネスコとの間の協力のための枠組みに関する条件（この協定において、ユネスコが賛助するアジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに与えられるもの）を定めることを希望して、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定において、

a　「政府」とは、日本国政府をいう。

b　「ユネスコ」とは、国際連合教育科学文化機関をいう。

c　「センター」とは、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターをいう。

d　「機構」とは、日本国の独立行政法人国立文化財機構をいう。

e　「二千三年条約」とは、無形文化遺産の保護に関する条約をいう。

f　「両締約者」とは、政府及びユネスコをいう。

第二条　運営

政府は、日本国の法令の範囲内で、この協定の定めるところにより、ユネスコが賛助する第二区分センターとしてのセンターの継続的な運営のために求められる適当な措置をとることに同意する。

第三条　協定の目的

この協定は、各締約者の法令（日本国については日本国の法令、ユネスコについてはユネスコの規則）の範囲内で、ユネスコが賛助する第二区分センターとしてのセンターに係る政府とユネスコとの間の協力に関する条件並びに当該条件から生ずる両締約者の権利及び義務を定めることを目的とする。

第四条　法的地位

a　センターは、ユネスコから独立したものとする。

b　センターは、機構の不可分の一部を成す。機構は、日本国の法令に従い、センターの活動に関連して、機構の任務の遂行に必要な法人格及び法律上の能力（次の能力を含む。）を有する。

i　契約を締結する能力

ii　動産及び不動産を取得し、及び処分する能力

iii　訴えを提起する能力

第五条　目的及び任務

a　センターは、次のことを目的とする。

i　二千三年条約を普及させ、及びアジア太平洋地域におけるその実施を促進すること。

ii　二千三年条約第二条3に規定する無形文化遺産の保護のための手段としての調査研究を発展させ、及び結集しつつ、アジア太平洋地域における無形文化遺産の保護を強化すること。

iii　アジア太平洋地域において、二千三年条約第十三条(c)に規定する学術的、技術的及び芸術的な研究並びに調査の方法を促進し、調整し、及び発展させること。

これらの三つの目的は、ユネスコの承認された計画及び予算（Ｃ／五文書）に定めるユネスコの戦略的な計画の目的及び世界的な優先事項の達成に重要な貢献を行うために追求される。

b　センターの任務は、aに規定する目的を達成するため、次のとおりとする。

i　日本国及びアジア太平洋地域の大学、調査研究機関、地域社会の代表者並びに他の政府機関及び非政府機関と協力しつつ、危険にさらされている無形文化遺産であってアジア太平洋地域に存在するものの保護に関する実践及び方法について調査研究を推進し、及び調整すること。

ii　開発途上国に特別の注意を払いつつ、アジア太平洋地域の国による二千三年条約第十一条から第十四条までに規定する措置の実施について、調査研究の観点から援助すること。

iii　無形文化遺産を保護するための有用な構成要素としての調査研究の役割並びに関連する実践及び方法に焦点を合わせたワークショップ及びセミナーであって、アジア太平洋地域から専門家、地域社会の代表者及び行政官が参加するものを開催すること。

iv　無形文化遺産の保護に関連する調査研究活動に従事するアジア太平洋地域の若手研究者を奨励し、及び援助すること。

v　アジア太平洋地域の内外において、無形文化遺産の保護の分野で活動している他の第二区分機関及び第二区分センターと協力すること。

vi　アジア太平洋地域において、開発途上国に対する技術的な援助を推進しつつ、無形文化遺産の保護の分野で活動している他の全ての関係機関との間における協力を開始すること。

第六条　運営理事会

a　センターは、運営理事会の指導及び監督を受ける。同理事会は、定期的に更新されるものとし、次の者により構成する。

i　機構の理事長（議長とする。）

ii　政府の代表者又は当該代表者が任命する代理

iii　日本ユネスコ国内委員会の代表者

iv　ユネスコの他の加盟国（三箇国を限度とする。）が、それぞれ、第十条bの規定に従いセンターに対し、センターの活動に参加する旨の通告を送付し、かつ、運営理事会に自国の代表者を出すことに関心を表明した場合には、当該代表者

v　日本国の大学、調査研究機関及び地方公共団体の代表者。ただし、三人を限度とする。

vi　ユネスコ事務局長の代理

b　運営理事会は、次のことを行う。

i　センターの所長がユネスコとの協議の後に提出するセンターの長期及び中期の計画をcの規定に適合するものかどうかについて審査し、及び採択すること。

ii　センターの所長がユネスコとの協議の後に提出するセンターの事業計画案及び予算案（職員配置表を含む。）をcの規定に適合するものかどうかについて審査し、及び採択すること。

iii　センターの所長が提出する年次評価報告書（ユネスコの承認された計画及び予算（C／五文書）、世界的な戦略及び行動計画並びに分野別の計画の優先事項に対するセンターの貢献に関する報告書を含む。）を審査すること。また、そのような貢献を強化するための対応戦略を作成すること。

iv　センターの詳細な財務書類に関する定期的な独立した監査報告書を審査し、及び財務書類の準備に必要な会計帳簿の提出の状況を把握すること。

v　センターが不可分の一部を成す機構に関する関連法令上の枠組みに基づき、センターにおける必要な内部規則を作成し、及び採択すること。

vi　地域の政府間機関、国際機関その他の関係機関によるセンターの活動への参加について決定すること。

c　センターの長期及び中期の計画並びに事業計画及び予算は、機構に関する関連法令上の要件を満たすものとする。また、当該長期及び中期の計画並びに事業計画及び予算は、ユネスコの戦略的な計画の目的及び世界的な優先事項に沿ったものとし、並びに前条に定めるセンターの目的及び任務に適合するものとする。

d　運営理事会は、定期的に、かつ、少なくとも日本国の各会計年度に一回、通常会期として会合する。同理事会は、同理事会の議長の発意により又はユネスコ事務局長の要請若しくは同理事会の構成員の過半数の要請により同理事会の議長が招集する場合には、臨時会期として会合する。

e　運営理事会は、会期と会期との間のセンターの効果的な運営を確保するため、常設の執行委員会に同理事会が必要と認める任務を委任することができる。同委員会の構成員は、同理事会が決定する。

f　運営理事会は、その手続規則を採択する。

第七条　政府による貢献

a　政府は、日本国の法令に従い、センターがその運営及び適切な機能に必要な全ての資源（資金であるか現物であるかを問わない。）を受領するために求められる適当な措置をとることを約束する。センターの資源は、機構が割り当てる資金、政府機関、政府間機関又は非政府機関から受領する拠出及びセンターが提供する役務に対する支払から生ずる。

b　政府は、日本国の法令に従い、センターに対し、主要な大学若しくは調査研究機関の域内又はこれらの近隣に所在する適当な施設を提供するよう努める。

第八条　ユネスコへの財政上の貢献

センターは、ユネスコがセンターに対して行う執行、監督、報告その他の運営上の手続によって生ずる費用を回収することを目的として、この協定の効力発生から毎年十二月三十一日までに、対応するユネスコの計画部門に対し、千アメリカ合衆国ドル相当の又は政府の決定に基づくこれよりも高い年次拠出金を支払う。この関連において、政府は、当該拠出金が、日本国の関係法令に従い、当該拠出金に充当されるセンターの年次予算に含まれ、及びユネスコに支払われることを確保する。

第九条　ユネスコの貢献

a　ユネスコは、ユネスコの承認された計画及び予算（C／五文書）（世界的な戦略及び行動計画並びに分野別の計画の優先事項を含む。）に従い、必要に応じ、センターの活動に対する技術的な援助を次のことによって提供することができる。

i　センターの専門分野においてユネスコの専門家による援助を提供すること。

ii　ユネスコが実施する各種の活動であって、センターが参加することがユネスコの目的及びセンターの目的に合致し、かつ、これらの目的のために有益であると認められるものにセンターを参加させること。

b　aに規定する援助については、その援助がユネスコの計画及び予算に関する規定の範囲内のものである場合を除くほか、行ってはならない。ユネスコは、加盟国に対し、ユネスコの職員の使用及び関連する費用に関する会計報告を提供する。

第十条　参加

a　センターは、センターの目的に関する共通の関心に基づいてセンターとの協力を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国の参加を奨励する。

b　この協定に規定するセンターの活動への参加及び運営理事会への理事としての出席を希望するユネスコの加盟国及び準加盟国は、参加を希望する旨の通告をセンターに送付する。センターの所長は、この協定の両締約者及びセンターの活動への参加の意思を通告した加盟国に対し、その通告を受領した旨を通報する。

第十一条　責任

ユネスコは、センターがユネスコから法的に独立していることから、センターの作為又は不作為に対して法的に責任を負わないものとし、また、いかなる訴訟手続の対象にもならず、及び財政上その他のいかなる責任も負わない。ただし、この協定に明示的に定める場合は、この限りでない。

第十二条　評価

a　ユネスコは、次の事項を確認するため、センターによって供与される資金により、いつでもセンターの活動についての評価を実施することができる。

i　センターが、その指定が更新された時点におけるユネスコの承認された計画及び予算（C／五文書）（世界的な戦略及び行動計画並びに分野別の計画の優先事項を含む。）に重要な貢献を行っているか。

ii　センターが実際に遂行する活動が、この協定に規定する活動に合致しているか。

b　ユネスコは、この協定の更新を行うため、その指定が更新された時点におけるユネスコの承認された計画及び予算（C／五文書）（世界的な戦略及び行動計画並びに分野別の計画の優先事項を含む。）へのセンターの貢献についての評価を行う。ユネスコによって管理される当該評価は、センターにより資金を供与される。この関連において、政府は、評価のための費用が、日本国の関係法令に従い、評価が行われる年のセンターの予算に含まれ、及びユネスコに支払われることを確保する。

c　ユネスコは、センター及び政府に対し更新のための評価の結論を提出し、及び関連する計画部門のウェブサイトにおいて更新のための評価報告書を入手可能なものとすることを約束する。

d　更新のための評価の結論の後、両締約者のそれぞれは、第十五条及び第十七条に規定するこの協定の内容の改正又はこの協定の更新若しくは終了を要請する選択権を有する。

第十三条　ユネスコの名称及びロゴの使用

a　センターは、ユネスコとの協力関係について表示することができる。したがって、センターは、その名称の前に「ユネスコが賛助する」と表示することができる。

b　センターは、ユネスコの管理機関が定める条件に従い、ユネスコのロゴ又はこれを用いて作成されたロゴをセンターの書簡用紙（センターの名称等を上部に印字したもの）及び文書（電子的な文書及びウェブサイトを含む。）に使用することを認められる。

c　ユネスコとの有効な合意がない場合には、センターの書簡用紙（センターの名称等を上部に印字したもの）及び文書（電子的な文書及びセンターのウェブサイトを含む。）にユネスコの名称又はロゴ（名称中に使用されるものを含む。）を使用することは、厳に禁止する。

第十四条　効力発生

この協定は、両締約者による署名の後、二千二十六年一月一日に効力を生ずる。

第十五条　有効期間及び終了

a　この協定は、効力発生から八年の期間について締結される。この協定は、ユネスコ事務局長の勧告及び両締約者間の協議の後、執行委員会の決定に基づき更新される。

b　この協定は、一方の締約者が他方の締約者に対し外交上の経路を通じて送付した書面による通告を他方の締約者が受領した後、執行委員会の決定に基づき延長することができる。

c　この協定は、ユネスコ事務局長の勧告及び両締約者間の協議の後になされる執行委員会の決定に基づくユネスコから政府に対する通告により、又は両締約者間の協議の後になされる政府からユネスコに対する通告により、終了する。一方の締約者は、協議の結果にかかわらず、他方の締約者に対し、協定の終了を一方的に通告することができる。終了は、一方の締約者が他方の締約者に送付した通告を他方の締約者が受領した後、百八十日以内に効力を生ずる。

第十六条　書簡の交換

a　機構とユネスコとの間において、この協定の規定に従い、アジア太平洋地域における無形文化遺産のための国際調査研究センターに対するユネスコが賛助する第二区分センターとしての指定の更新に関する書簡（以下「書簡」という。）を交換する。

b　この協定が終了する場合には、書簡は、同じ日に終了する。

c　書簡の終了の手続が開始される場合には、政府又はユネスコは、前条の規定に従い、この協定の終了について速やかに他方の締約者に通告する。この場合には、この協定は、書簡の終了の日と同じ日に終了する。

第十七条　改正

この協定は、両締約者間の書面による合意により、かつ、更新のための評価の結論を考慮して、改正することができる。

第十八条　紛争の解決

この協定の解釈又は適用に関する紛争は、両締約者間の協議によって解決する。

第十九条　特権及び免除

この協定の又はこの協定に関連するいかなる事項も、ユネスコの特権及び免除の放棄とはみなされない。

以上の証拠として、下名は、この協定に署名した。

二千二十五年十二月十八日にパリで、英語により本書二通を作成した。

日本国政府のために
　加納雄大

国際連合教育科学文化機関のために
　エルネスト・レナト・オットーネ・ラミレス

○財務省告示第三百三十五号

国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定により令和七年十一月十七日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和七年十二月二十六日

財務大臣　片山さつき

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額100円当たりの買入価格
利付国庫債券（物価連動・10年）	第22回	1,000,000,000円	101.53円
〃	第24回	2,000,000,000円	101.29円
〃	第27回	6,800,000,000円	102.18円
〃	第30回	500,000,000円	99.03円
〃	第30回	500,000,000円	99.05円
〃	第30回	500,000,000円	99.07円
〃	第30回	2,000,000,000円	99.09円
〃	第30回	500,000,000円	99.10円
〃	第30回	500,000,000円	99.11円
〃	第30回	300,000,000円	99.12円
〃	第30回	1,500,000,000円	99.14円
〃	第30回	600,000,000円	99.15円
〃	第30回	3,400,000,000円	99.18円
合計		20,100,000,000円	

○農林水産省
経済産業省告示第六号
国土交通省

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関する基本的な方針（令和七年農林水産省経済産業省国土交通省告示第一号）の一部を次のように改正する。

令和七年十二月二十六日

農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第一～第四　（略）	第一～第四　（略）
第五　その他貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関し必要な事項 1　（略） 2　運転者の運送及び荷役等の効率化の前提となる事項 運転者の運送及び荷役等の効率化を行うに当たっては、国、地方公共団体及び民間事業者は、次に掲げる事項を実施し、	第五　その他貨物自動車運送役務の持続可能な提供の確保に資する運転者の運送及び荷役等の効率化の推進に関し必要な事項 1　（略） 2　運転者の運送及び荷役等の効率化の前提となる事項 運転者の運送及び荷役等の効率化を行うに当たっては、国、地方公共団体及び民間事業者は、次に掲げる事項を実施し、

運転者の運送及び荷役等の効率化の前提となる環境を整えることで、運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の効果を一層高めることが重要である。 (1)・(2)　（略） (3)　運転者の運送及び荷役等の効率化に当たっては、貨物自動車運送事業者等の法令遵守が前提となる。国は、貨物自動車運送事業者等の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている悪質な荷主、元請貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者等に対して、トラック・物流Gメンによる是正指導等を徹底するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和三十一年法律第百二十号）に違反するおそれがある場合も含め、悪質な荷主、貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者等に対する処分の厳格化を図る必要がある。また、荷主による法令遵守も不可欠である。国は、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者の排除、運送責任の不明確化につながる行き過ぎた多重下請構造の是正やそのための実運送体制管理簿の積極的な活用、運転者に対するハラスメントの防止等を図ることが必要である。	運転者の運送及び荷役等の効率化の前提となる環境を整えることで、運転者の運送及び荷役等の効率化の推進の効果を一層高めることが重要である。 (1)・(2)　（略） (3)　運転者の運送及び荷役等の効率化に当たっては、貨物自動車運送事業者等の法令遵守が前提となる。国は、貨物自動車運送事業者等の法令違反の原因となるおそれのある行為をしている悪質な荷主、元請貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者等に対して、トラック・物流Gメンによる是正指導等を徹底するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）又は下請代金支払遅延等防止法（昭和三十一年法律第百二十号）に違反するおそれがある場合も含め、悪質な荷主、貨物自動車運送事業者、貨物利用運送事業者等に対する処分の厳格化を図る必要がある。また、荷主による法令遵守も不可欠である。国は、運送事業の許可を得ずに違法に運送を行う事業者の排除、運送責任の不明確化につながる行き過ぎた多重下請構造の是正やそのための実運送体制管理簿の積極的な活用、運転者に対するハラスメントの防止等を図ることが必要である。

附　則

この告示は、下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。

○経済産業省告示第百八十八号

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第五項第五号の規定に基づき、同号の業種を次の表のとおり指定する。

令和七年十二月二十六日

経済産業大臣　赤澤　亮正

番号	業種	指定期間
一	野菜作農業（きのこ類の栽培を含む。）（製造加工設備を有するもやし栽培農業、作業所内において工場的生産設備（最小限温度又は湿度調節装置及び育成管理室を有することが必要。以下同じ。）をもって生産及び卸売する菌床栽培農業、並びに作業所内において工場的生産設備をもって生産及び卸売する苗床栽培方式のかいわれ大根栽培農業に限る。）	令和八年一月一日から令和八年三月三十一日まで
二	工芸農作物農業（製造加工設備を有する茶作農業であって、荒茶及び仕上茶の製造を行っているものに限る。）	
三	素材生産業	
四	素材生産サービス業	
五	石炭鉱業（石炭選別業を含む。）	
六	花こう岩・同類似岩石採石業	
七	石英粗面岩・同類似岩石採石業	
八	安山岩・同類似岩石採石業	
九	大理石採石業	
十	凝灰岩採石業	
十一	砂岩採石業	
十二	粘板岩採石業	
十三	砂・砂利・玉石採取業	
十四	その他の採石業、砂・砂利・玉石採取業	
十五	耐火粘土鉱業	
十六	ろう石鉱業	
十七	ドロマイト鉱業	
十八	長石鉱業	
十九	けい石鉱業	
二十	天然けい砂鉱業	
二十一	石灰石鉱業	
二十二	その他の窯業原料用鉱物鉱業	

二十三	酸性白土鉱業
二十四	ベントナイト鉱業
二十五	滑石鉱業
二十六	土木工事業（造園工事業、しゅんせつ工事業及び舗装工事業を除く。）
二十七	造園工事業
二十八	建築リフォーム工事業
二十九	とび工事業
三十	タイル工事業
三十一	コンクリートブロック工事業
三十二	床工事業
三十三	内装工事業
三十四	金属製建具工事業
三十五	木製建具工事業
三十六	屋根工事業（金属製屋根工事業を除く。）
三十七	防水工事業
三十八	解体・はつり工事業
三十九	電気通信工事業（有線テレビジョン放送設備設置工事業を除く。）
四十	有線テレビジョン放送設備設置工事業
四十一	信号装置工事業
四十二	一般管工事業
四十三	給排水・衛生設備工事業
四十四	その他の管工事業
四十五	機械器具設置工事業（昇降設備工事業を除く。）
四十六	昇降設備工事業
四十七	熱絶縁工事業
四十八	部分肉・冷凍肉製造業

四十九	肉加工品製造業
五十	乳製品製造業（処理牛乳、乳飲料を除く。）
五十一	その他の畜産食料品製造業
五十二	水産缶詰・瓶詰製造業
五十三	海藻加工業
五十四	水産練製品製造業
五十五	塩干・塩蔵品製造業
五十六	冷凍水産物製造業
五十七	冷凍水産食品製造業
五十八	その他の水産食料品製造業
五十九	野菜漬物製造業（缶詰、瓶詰、つぼ詰を除く。）
六十	味そ製造業
六十一	ソース製造業
六十二	砂糖精製業
六十三	でんぷん糖類製造業
六十四	精米・精麦業
六十五	でんぷん製造業
六十六	他に分類されない食料品製造業
六十七	清涼飲料製造業
六十八	果実酒製造業
六十九	発泡性酒類製造業
七十	清酒製造業
七十一	醸造酒類製造業（果実酒、清酒を除く。）
七十二	蒸留酒類製造業
七十三	混成酒類製造業
七十四	製茶業
七十五	単体飼料製造業

七十六	有機質肥料製造業
七十七	製糸業
七十八	化学繊維製造業
七十九	綿紡績業
八十	化学繊維紡績業
八十一	毛紡績業
八十二	ねん糸製造業（かさ高加工糸を除く。）
八十三	かさ高加工糸製造業
八十四	綿・スフ織物業
八十五	絹・人絹織物業
八十六	毛織物業
八十七	細幅織物業
八十八	その他の織物業
八十九	丸編ニット生地製造業
九十	たて編ニット生地製造業
九十一	横編ニット生地製造業
九十二	綿・スフ・麻織物機械染色業
九十三	絹・人絹織物機械染色業
九十四	織物整理業
九十五	織物手加工染色整理業
九十六	綿状繊維・糸染色整理業
九十七	ニット・レース染色整理業
九十八	繊維雑品染色整理業
九十九	漁網製造業
百	レース製造業

百一	組ひも製造業
百二	フェルト・不織布製造業
百三	その他の繊維粗製品製造業
百四	織物製成人男子・少年服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百五	織物製成人女子・少女服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百六	織物製乳幼児服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百七	織物製シャツ製造業（不織布製及びレース製を含み、下着を除く。）
百八	織物製事務用・作業用・衛生用・スポーツ用衣服・学校服製造業（不織布製及びレース製を含む。）
百九	ニット製外衣製造業（アウターシャツ類、セーター類等を除く。）
百十	ニット製アウターシャツ類製造業
百十一	セーター類製造業
百十二	その他の外衣・シャツ製造業
百十三	織物製下着製造業
百十四	ニット製下着製造業
百十五	織物製・ニット製寝着類製造業
百十六	補整着製造業
百十七	和装製品製造業（足袋を含む。）
百十八	ネクタイ製造業
百十九	スカーフ・マフラー・ハンカチーフ製造業
百二十	靴下製造業
百二十一	手袋製造業
百二十二	他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業
百二十三	寝具製造業
百二十四	じゅうたん・その他の繊維製床敷物製造業

百二十五	刺しゅう業
百二十六	タオル製造業
百二十七	他に分類されない繊維製品製造業
百二十八	一般製材業
百二十九	単板製造業
百三十	木材チップ製造業
百三十一	造作材製造業（建具を除く。）
百三十二	合板製造業
百三十三	集成材製造業
百三十四	建築用木製組立材料製造業
百三十五	パーティクルボード製造業
百三十六	繊維板製造業
百三十七	銘木製造業
百三十八	床板製造業
百三十九	コルク加工基礎資材・コルク製品製造業
百四十	木製家具製造業（漆塗りを除く。）
百四十一	金属製家具製造業
百四十二	マットレス・組スプリング製造業
百四十三	宗教用具製造業
百四十四	鏡縁・額縁製造業
百四十五	洋紙製造業
百四十六	機械すき和紙製造業
百四十七	重包装紙袋製造業
百四十八	角底紙袋製造業
百四十九	複合肥料製造業
百五十	その他の化学肥料製造業
百五十一	無機顔料製造業
百五十二	塩製造業

百五十三	その他の無機化学工業製品製造業
百五十四	石油化学系基礎製品製造業（一貫して生産される誘導品を含む。）
百五十五	脂肪族系中間物製造業（脂肪族系溶剤を含む。）
百五十六	発酵工業
百五十七	環式中間物・合成染料・有機顔料製造業
百五十八	プラスチック製造業
百五十九	合成ゴム製造業
百六十	その他の有機化学工業製品製造業
百六十一	脂肪酸・硬化油・グリセリン製造業
百六十二	石けん・合成洗剤製造業
百六十三	界面活性剤製造業（石けん、合成洗剤を除く。）
百六十四	塗料製造業
百六十五	印刷インキ製造業
百六十六	仕上用・皮膚用化粧品製造業（香水、オーデコロンを含む。）
百六十七	頭髪用化粧品製造業
百六十八	その他の化粧品・歯磨・化粧用調整品製造業
百六十九	火薬類製造業
百七十	ゼラチン・接着剤製造業
百七十一	潤滑油・グリース製造業（石油精製によらないものに限る。）
百七十二	プラスチック板・棒製造業
百七十三	プラスチック管製造業
百七十四	プラスチック継手製造業
百七十五	プラスチック異形押出製品製造業
百七十六	プラスチック板・棒・管・継手・異形押出製品加工業
百七十七	プラスチックフィルム製造業
百七十八	プラスチックシート製造業

百七十九	合成皮革製造業
百八十	プラスチックフィルム・シート・床材・合成皮革加工業
百八十一	電気機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百八十二	輸送機械器具用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百八十三	その他の工業用プラスチック製品製造業（加工業を除く。）
百八十四	工業用プラスチック製品加工業
百八十五	軟質プラスチック発泡製品製造業（半硬質性を含む。）
百八十六	硬質プラスチック発泡製品製造業
百八十七	強化プラスチック製板・棒・管・継手製造業
百八十八	強化プラスチック製容器・浴槽等製造業
百八十九	発泡・強化プラスチック製品加工業
百九十	プラスチック成形材料製造業
百九十一	プラスチック製日用雑貨・食卓用品製造業
百九十二	プラスチック製容器製造業
百九十三	他に分類されないプラスチック製品製造業
百九十四	自動車タイヤ・チューブ製造業
百九十五	ゴム製履物・同附属品製造業
百九十六	プラスチック製履物・同附属品製造業
百九十七	ゴムベルト製造業
百九十八	ゴムホース製造業
百九十九	工業用ゴム製品製造業
二百	医療・衛生用ゴム製品製造業
二百一	ゴム練生地製造業
二百二	再生ゴム製造業
二百三	他に分類されないゴム製品製造業

二百四	なめし革製造業
二百五	工業用革製品製造業（手袋を除く。）
二百六	革製履物用材料・同附属品製造業
二百七	革製履物製造業
二百八	革製手袋製造業
二百九	かばん製造業
二百十	袋物製造業（ハンドバッグを除く。）
二百十一	ハンドバッグ製造業
二百十二	毛皮製造業
二百十三	その他のなめし革製品製造業
二百十四	ガラス製加工素材製造業
二百十五	ガラス容器製造業
二百十六	その他のガラス・同製品製造業
二百十七	セメント製造業
二百十八	生コンクリート製造業
二百十九	コンクリート製品製造業
二百二十	粘土がわら製造業
二百二十一	その他の建設用粘土製品製造業
二百二十二	食卓用・ちゅう房用陶磁器製造業
二百二十三	陶磁器製置物製造業
二百二十四	電気用陶磁器製造業
二百二十五	理化学用・工業用陶磁器製造業
二百二十六	陶磁器製タイル製造業
二百二十七	陶磁器絵付業
二百二十八	陶磁器用はい土製造業
二百二十九	その他の陶磁器・同関連製品製造業
二百三十	耐火れんが製造業
二百三十一	不定形耐火物製造業

二百三十二	その他の耐火物製造業
二百三十三	砕石製造業
二百三十四	再生骨材製造業
二百三十五	石工品製造業
二百三十六	けいそう土・同製品製造業
二百三十七	鉱物・土石粉砕等処理業
二百三十八	石膏製品製造業
二百三十九	石灰製造業
二百四十	鋳型製造業（中子を含む。）
二百四十一	他に分類されない窯業・土石製品製造業
二百四十二	製鋼・製鋼圧延業
二百四十三	鋼管製造業
二百四十四	磨棒鋼製造業
二百四十五	引抜鋼管製造業
二百四十六	伸線業
二百四十七	銑鉄鋳物製造業（鋳鉄管、可鍛鋳鉄を除く。）
二百四十八	可鍛鋳鉄製造業
二百四十九	鋳鋼製造業
二百五十	鍛工品製造業
二百五十一	鍛鋼製造業
二百五十二	鉄鋼シャースリット業
二百五十三	鋳鉄管製造業
二百五十四	鉛第二次製錬・精製業（鉛合金製造業を含む。）
二百五十五	伸銅品製造業
二百五十六	銅・同合金鋳物製造業（ダイカストを除く。）
二百五十七	非鉄金属鋳物製造業（銅・同合金鋳物及びダイカストを除く。）

二百五十八	アルミニウム・同合金ダイカスト製造業
二百五十九	非鉄金属ダイカスト製造業（アルミニウム・同合金ダイカストを除く。）
二百六十	非鉄金属鍛造品製造業
二百六十一	ブリキ缶・その他のめっき板等製品製造業
二百六十二	洋食器製造業
二百六十三	機械刃物製造業
二百六十四	作業工具製造業
二百六十五	その他の金物類製造業
二百六十六	配管工事用附属品製造業（バルブ、コックを除く。）
二百六十七	ガス機器・石油機器製造業
二百六十八	温風・温水暖房装置製造業
二百六十九	建設用金属製品製造業（鉄骨を除く。）
二百七十	金属製サッシ・ドア製造業
二百七十一	製缶板金業
二百七十二	アルミニウム・同合金プレス製品製造業
二百七十三	金属プレス製品製造業（アルミニウム・同合金を除く。）
二百七十四	粉末や金製品製造業
二百七十五	金属製品塗装業
二百七十六	溶融めっき業（表面処理鋼材製造業を除く。）
二百七十七	金属彫刻業
二百七十八	金属熱処理業
二百七十九	その他の金属表面処理業
二百八十	くぎ製造業
二百八十一	その他の金属線製品製造業
二百八十二	ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業
二百八十三	金庫製造業

二百八十四	金属製スプリング製造業
二百八十五	他に分類されない金属製品製造業
二百八十六	ボイラ製造業
二百八十七	汎用内燃機関製造業
二百八十八	その他の原動機製造業
二百八十九	空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機製造業
二百九十	油圧・空圧機器製造業
二百九十一	動力伝導装置製造業（玉軸受、ころ軸受を除く。）
二百九十二	エレベータ・エスカレータ製造業
二百九十三	物流運搬設備製造業
二百九十四	工業窯炉製造業（燃焼炉に限る。）
二百九十五	弁・同附属品製造業
二百九十六	建設機械・鉱山機械製造業
二百九十七	製織機械・編組機械製造業
二百九十八	染色整理仕上機械製造業
二百九十九	縫製機械製造業
三百	食品機械・同装置製造業
三百一	木材加工機械製造業
三百二	包装・荷造機械製造業
三百三	鋳造装置製造業
三百四	プラスチック加工機械・同附属装置製造業
三百五	金属工作機械製造業
三百六	金属加工機械製造業（金属工作機械を除く。）
三百七	金属工作機械用・金属加工機械用部分品・附属品製造業（機械工具、金型を除く。）
三百八	機械工具製造業（粉末や金業を除く。）
三百九	金属用金型・同部分品・附属品製造業

三百十	非金属用金型・同部分品・附属品製造業
三百十一	ロボット製造業
三百十二	娯楽用機械製造業
三百十三	自動販売機製造業
三百十四	体積計製造業
三百十五	圧力計・流量計・液面計等製造業
三百十六	精密測定器製造業
三百十七	測量機械器具製造業
三百十八	コネクタ・スイッチ・リレー製造業
三百十九	電力開閉装置製造業
三百二十	内燃機関電装品製造業
三百二十一	その他の民生用電気機械器具製造業
三百二十二	電球製造業
三百二十三	電気照明器具製造業
三百二十四	エックス線装置製造業
三百二十五	電気計測器製造業（工業計器、医療用計測器等を除く。）
三百二十六	医療用計測器製造業
三百二十七	自動車製造業（二輪自動車を含む。）
三百二十八	自動車車体・附随車製造業
三百二十九	自動車部分品・附属品製造業
三百三十	航空機製造業
三百三十一	その他の航空機部分品・補助装置製造業
三百三十二	その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業
三百三十三	造花・装飾用羽毛製造業
三百三十四	ボタン製造業
三百三十五	針・ピン・ホック・スナップ・同関連品製造業
三百三十六	ピアノ製造業

三百三十七	その他の楽器・楽器部品・同材料製造業
三百三十八	運動用具製造業
三百三十九	漆器製造業
三百四十	喫煙用具製造業（貴金属・宝石製を除く。）
三百四十一	その他の生活雑貨製品製造業
三百四十二	工業用模型製造業
三百四十三	情報記録物製造業（新聞、書籍等の印刷物を除く。）
三百四十四	眼鏡製造業（枠を含む。）
三百四十五	ガス製造業
三百四十六	ガス小売業
三百四十七	電気通信に附帯するサービス業
三百四十八	ラジオ放送業（衛星放送業を除く。）
三百四十九	映画・ビデオ制作業（テレビジョン番組制作業、アニメーション制作業を除く。）
三百五十	テレビジョン番組制作業（アニメーション制作業を除く。）
三百五十一	映画・ビデオ・テレビジョン番組配給業
三百五十二	レコード制作業
三百五十三	ラジオ番組制作業
三百五十四	新聞業
三百五十五	出版業
三百五十六	広告制作業
三百五十七	ニュース供給業
三百五十八	その他の映像・音声・文字情報制作に附帯するサービス業
三百五十九	普通鉄道業
三百六十	一般乗合旅客自動車運送業
三百六十一	一般乗用旅客自動車運送業
三百六十二	一般貸切旅客自動車運送業

三百六十三	一般貨物自動車運送業（特別積合せ貨物運送業を除く。）
三百六十四	特別積合せ貨物運送業
三百六十五	特定貨物自動車運送業
三百六十六	貨物軽自動車運送業
三百六十七	集配利用運送業
三百六十八	外航貨物海運業
三百六十九	沿海旅客海運業
三百七十	沿海貨物海運業
三百七十一	港湾旅客海運業
三百七十二	河川水運業
三百七十三	内航船舶貸渡業
三百七十四	航空機使用業（航空運送業を除く。）
三百七十五	倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
三百七十六	港湾運送業
三百七十七	利用運送業（集配利用運送業を除く。）
三百七十八	運送代理店
三百七十九	鉄道施設提供業
三百八十	他に分類されない運輸に附帯するサービス業
三百八十一	各種商品卸売業（従業者が常時百人以上のものに限る。）
三百八十二	その他の各種商品卸売業
三百八十三	繊維原料卸売業
三百八十四	織物卸売業（室内装飾繊維品を除く。）
三百八十五	男子服卸売業
三百八十六	婦人・子供服卸売業
三百八十七	下着類卸売業

三百八十八	寝具類卸売業
三百八十九	かばん・袋物卸売業
三百九十	その他の身の回り品卸売業
三百九十一	野菜卸売業
三百九十二	果実卸売業
三百九十三	食肉卸売業
三百九十四	生鮮魚介卸売業
三百九十五	その他の農畜産物・水産物卸売業
三百九十六	砂糖・味そ・しょう油卸売業
三百九十七	酒類卸売業
三百九十八	乾物卸売業
三百九十九	茶類卸売業
四百	その他の食料・飲料卸売業
四百一	木材・竹材卸売業
四百二	セメント卸売業
四百三	プラスチック卸売業
四百四	その他の化学製品卸売業
四百五	石油卸売業
四百六	鉄鋼一次製品卸売業
四百七	空瓶・空缶等空容器卸売業
四百八	非鉄金属スクラップ卸売業
四百九	その他の再生資源卸売業
四百十	農業用機械器具卸売業
四百十一	その他の産業機械器具卸売業
四百十二	自動車卸売業（二輪自動車を含む。）
四百十三	家庭用電気機械器具卸売業
四百十四	電気機械器具卸売業（家庭用電気機械器具を除く。）
四百十五	輸送用機械器具卸売業（自動車を除く。）

四百十六	計量器・理化学機械器具・光学機械器具等卸売業
四百十七	家具・建具卸売業
四百十八	室内装飾繊維品卸売業
四百十九	陶磁器・ガラス器卸売業
四百二十	化粧品卸売業
四百二十一	合成洗剤卸売業
四百二十二	紙卸売業
四百二十三	紙製品卸売業
四百二十四	金物卸売業
四百二十五	肥料・飼料卸売業
四百二十六	スポーツ用品卸売業
四百二十七	たばこ卸売業
四百二十八	書籍・雑誌卸売業
四百二十九	他に分類されないその他の卸売業
四百三十	百貨店
四百三十一	ドラッグストア
四百三十二	その他の各種商品小売業
四百三十三	呉服・服地小売業
四百三十四	寝具小売業
四百三十五	男子服小売業
四百三十六	婦人服小売業
四百三十七	子供服小売業
四百三十八	靴小売業
四百三十九	履物小売業（靴を除く。）
四百四十	かばん・袋物小売業
四百四十一	下着類小売業
四百四十二	洋品雑貨・小間物小売業
四百四十三	野菜小売業

四百四十四	果実小売業
四百四十五	食肉小売業（卵、鳥肉を除く。）
四百四十六	鮮魚小売業
四百四十七	酒小売業
四百四十八	茶類小売業
四百四十九	中古自動車小売業
四百五十	自動車部分品・附属品小売業
四百五十一	二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む。）
四百五十二	自転車小売業
四百五十三	その他の機械器具小売業
四百五十四	家具小売業
四百五十五	宗教用具小売業
四百五十六	金物小売業
四百五十七	陶磁器・ガラス器小売業
四百五十八	他に分類されないじゅう器小売業
四百五十九	医薬品小売業（薬局を除く。）
四百六十	化粧品小売業
四百六十一	農業用機械器具小売業
四百六十二	肥料・飼料小売業
四百六十三	ガソリンスタンド
四百六十四	燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
四百六十五	書籍・雑誌小売業（古本を除く。）
四百六十六	新聞小売業
四百六十七	紙・文房具小売業
四百六十八	スポーツ用品小売業
四百六十九	楽器小売業
四百七十	時計・眼鏡・光学機械小売業

四百七十一	たばこ・喫煙具専門小売業
四百七十二	建物売買業
四百七十三	土地売買業（投機を目的としないものに限る。）
四百七十四	不動産代理業・仲介業
四百七十五	貸事務所業
四百七十六	その他の不動産賃貸業
四百七十七	不動産管理業
四百七十八	産業用機械器具賃貸業（建設機械器具を除く。）
四百七十九	スポーツ・娯楽用品賃貸業
四百八十	映画・演劇用品賃貸業
四百八十一	音楽・映像記録物賃貸業（映画配給業及び映画フィルム賃貸業を除く。）
四百八十二	貸衣装業（映画・演劇用のものを除く。）
四百八十三	他に分類されない物品賃貸業
四百八十四	芸術家業
四百八十五	翻訳業（著述家業を除く。）
四百八十六	建築設計業
四百八十七	その他の土木建築サービス業
四百八十八	旅館、ホテル
四百八十九	簡易宿所
四百九十	下宿業
四百九十一	リゾートクラブ
四百九十二	他に分類されない宿泊業
四百九十三	日本料理店
四百九十四	焼肉店
四百九十五	すし店
四百九十六	酒場、ビヤホール
四百九十七	バー、キャバレー、ナイトクラブ

四百九十八	お好み焼・焼きそば・たこ焼店
四百九十九	持ち帰り飲食サービス業
五百	配達飲食サービス業
五百一	施設給食業
五百二	普通洗濯業
五百三	洗濯物取次業
五百四	リネンサプライ業
五百五	理容業
五百六	美容業
五百七	洗張・染物業
五百八	リラクゼーション業（手技を用いるもので医業類似行為を除く。）
五百九	他に分類されない洗濯・理容・美容・浴場業
五百十	旅行業（旅行業者代理業を除く。）
五百十一	旅行業者代理業
五百十二	衣服裁縫修理業
五百十三	葬儀業
五百十四	結婚相談業、結婚式場紹介業
五百十五	他に分類されないその他の生活関連サービス業
五百十六	劇団
五百十七	楽団、舞踏団
五百十八	演芸・スポーツ等興行団
五百十九	競輪場
五百二十	自動車・モーターボートの競走場
五百二十一	競輪競技団
五百二十二	自動車・モーターボートの競技団
五百二十三	マージャンクラブ

五百二十四	パチンコホール
五百二十五	ゲームセンター
五百二十六	マリーナ業
五百二十七	カラオケボックス業
五百二十八	娯楽に附帯するサービス業
五百二十九	書道教授業
五百三十	生花・茶道教授業
五百三十一	他に分類されない教育、学習支援業
五百三十二	無床診療所
五百三十三	あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師・柔道整復師の施術所
五百三十四	療術業
五百三十五	歯科技工所
五百三十六	その他の児童福祉事業
五百三十七	介護医療院
五百三十八	通所・短期入所介護事業
五百三十九	その他の老人福祉・介護事業
五百四十	し尿処分業
五百四十一	その他の自動車整備業
五百四十二	履物修理業
五百四十三	かじ業
五百四十四	他に分類されない修理業
五百四十五	職業紹介業
五百四十六	労働者派遣業
五百四十七	ビルメンテナンス業
五百四十八	その他の建物等維持管理業
五百四十九	警備業
五百五十	ペストコントロール業

五百五十一	他に分類されないその他の事業サービス業（集金業、取立業（公共料金又はこれに準ずるものを除く。）を除く。）	
五百五十二	集会場	

備考

1　この表に掲げる業種は、次のとおりとする。

一　統計法第二十八条の規定に基づき、統計基準として日本標準産業分類を定める件（令和五年総務省告示第二百五十六号）において分類された業種区分によるものとする。

二　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号。次号において「適正化法」という。）第二条第一項第一号から第三号までに掲げるものについては、公序良俗の観点から問題のないものに限る。

三　適正化法第二条第五項に規定するものを除く。

2　指定期間とは、市町村長又は特別区長に対して特定中小企業者の認定を申請することができる期間をいう。

○国土交通省告示第千九十七号

道路法施行令（昭和二十七年政令第四百七十九号）別表の備考二の規定に基づき、国土交通大臣が定める市町村の区域を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

道路法施行令別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域は、次のとおりとする。

一　第一級地　都の特別区の存する区域並びにさいたま市、川口市、草加市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、八潮市、富士見市、ふじみ野市、市川市、船橋市、松戸市、習志野市、流山市、浦安市、立川市、武蔵野市、三鷹市、東京都府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市、横浜市、川崎市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、大和市、海老名市、座間市、名古屋市、向日市、長岡京市、大阪市、堺市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、大東市、箕面市、門真市、摂津市、藤井寺市、東大阪市、大阪府泉南郡田尻町、尼崎市、西宮市、芦屋市、伊丹市、広島県安芸郡府中町、福岡市、春日市、那覇市、宜野湾市、浦添市及び沖縄県中頭郡北谷町の区域をいう。

二　第二級地　札幌市、仙台市、塩竈市、多賀城市、守谷市、群馬県邑楽郡大泉町、川越市、所沢市、春日部市、狭山市、上尾市、越谷市、入間市、桶川市、久喜市、北本市、三郷市、蓮田市、坂戸市、鶴ヶ島市、吉川市、白岡市、埼玉県北足立郡伊奈町、同県入間郡三芳町、同県南埼玉郡宮代町、同県北葛飾郡松伏町、千葉市、野田市、柏市、八千代市、我孫子市、鎌ケ谷市、四街道市、八王子市、青梅市、武蔵村山市、あきる野市、東京都西多摩郡瑞穂町、相模原市、横須賀市、平塚市、小田原市、秦野市、厚木市、伊勢原市、綾瀬市、神奈川県三浦郡葉山町、同県高座郡寒川町、同県中郡大磯町、同郡二宮町、同県足柄上郡大井町、同郡開成町、同県愛甲郡愛川町、金沢市、野々市市、甲府市、山梨県中巨摩郡昭和町、岐阜市、各務原市、瑞穂市、岐阜県羽島郡岐南町、同郡笠松町、同県本巣郡北方町、三島市、富士市、焼津市、静岡県駿東郡清水町、同郡長泉町、豊橋市、岡崎市、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市、津島市、碧南市、刈谷市、安城市、蒲郡市、犬山市、江南市、小牧市、稲沢市、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、みよし市、あま市、長久手市、愛知県愛知郡東郷町、同県西春日井郡豊山町、同県丹羽郡大口町、同郡扶桑町、同県海部郡大治町、同郡蟹江町、同郡飛島村、同県知多郡東浦町、同郡武豊町、四日市市、三重県三重郡朝日町、同郡川越町、草津市、守山市、栗東市、京都市、宇治市、城陽市、八幡市、京田辺市、京都府乙訓郡大山崎町、同府久世郡久御山町、同府相楽郡精華町、岸和田市、高槻市、貝塚市、八尾市、泉佐野市、富田林市、河内長野市、松原市、和泉市、柏原市、羽曳野市、高石市、泉南市、四條畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、大阪府三島郡島本町、同府泉北郡忠岡町、同府泉南郡熊取町、神戸市、明石市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、兵庫県加古郡播磨町、奈良市、大和高田市、大和郡山市、橿原市、生駒市、香芝市、奈良県生駒郡三郷町、同郡斑鳩町、同県磯城郡川西町、同県北葛城郡上牧町、同郡王寺町、同郡広陵町、同郡河合町、和歌山市、岡山県都窪郡早島町、広島市、広島県安芸郡海田町、同郡坂町、徳島市、徳島県板野郡北島町、同郡藍住町、香川県綾歌郡宇多津町、北九州市、中間市、筑紫野市、大野城市、太宰府市、古賀市、福岡県糟屋郡宇美町、同郡志免町、同郡新宮町、同郡粕屋町、同県遠賀郡水巻町、熊本市、糸満市、沖縄市、豊見城市、沖縄県中頭郡読谷村、同郡嘉手納町、同郡北中城村、同郡西原町、同県島尻郡与那原町及び同郡南風原町の区域をいう。

三　第三級地　函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、青森市、八戸市、盛岡市、岩手県紫波郡矢巾町、名取市、岩沼市、富谷市、宮城県柴田郡大河原町、同郡柴田町、同県宮城郡七ヶ浜町、同郡利府町、秋田市、山形市、天童市、福島市、郡山市、水戸市、日立市、土浦市、古河市、結城市、龍ケ崎市、取手市、牛久市、つくば市、ひたちなか市、鹿嶋市、神栖市、つくばみらい市、茨城県東茨城郡大洗町、同県那珂郡東海村、同県稲敷郡阿見町、同県猿島郡五霞町、同郡境町、宇都宮市、足利市、佐野市、小山市、下野市、栃木県河内郡上三川町、同県下都賀郡壬生町、同郡野木町、前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、館林市、群馬県北群馬郡榛東村、同郡吉岡町、同県吾妻郡草津町、同県佐波郡玉村町、同県邑楽郡明和町、同郡千代田町、同郡邑楽町、熊谷市、行田市、飯能市、加須市、本庄市、東松山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、幸手市、日高市、埼玉県入間郡毛呂山町、同県比企郡滑川町、同郡嵐山町、同郡川島町、同郡吉見町、同郡鳩山町、同県児玉郡上里町、同県大里郡寄居町、同県北葛飾郡杉戸町、銚子市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、市原市、袖ケ浦市、印西市、白井市、富里市、大網白里市、千葉県印旛郡酒々井町、同県長生郡一宮町、東京都西多摩郡日の出町、三浦市、南足柄市、神奈川県足柄上郡中井町、同郡松田町、同県足柄下郡箱根町、同郡真鶴町、同郡湯河原町、新潟市、燕市、新潟県北蒲原郡聖籠町、富山市、高岡市、魚津市、射水市、富山県中新川郡舟橋村、小松市、白山市、能美市、石川県河北郡内灘町、福井市、敦賀市、鯖江市、富士吉田市、南アルプス市、甲斐市、笛吹市、中央市、山梨県南都留郡山中湖村、同郡富士河口湖町、長野市、松本市、上田市、岡谷市、諏訪市、茅野市、塩尻市、千曲市、長野県北佐久郡軽井沢町、同県諏訪郡下諏訪町、同県上伊那郡南箕輪村、同県上高井郡小布施町、大垣市、多治見市、羽島市、美濃加茂市、土岐市、可児市、岐阜県不破郡垂井町、同県安八郡神戸町、同郡輪之内町、同郡安八町、同県揖斐郡大野町、同郡池田町、同県加茂郡坂祝町、静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、富士宮市、伊東市、磐田市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、菊川市、伊豆の国市、静岡県田方郡函南町、同県駿東郡小山町、同県榛原郡吉田町、豊田市、西尾市、常滑市、愛西市、弥富市、愛知県知多郡阿久比町、同県額田郡幸田町、津市、伊勢市、桑名市、鈴鹿市、名張市、三重県桑名郡木曽岬町、同県員弁郡東員町、同県三重郡菰野町、大津市、彦根市、近江八幡市、野洲市、湖南市、滋賀県愛知郡愛荘町、同県犬上郡豊郷町、舞鶴市、亀岡市、木津川市、京都府綴喜郡井手町、大阪府豊能郡豊能町、同府泉南郡岬町、同府南河内郡太子町、同郡河南町、姫路市、赤穂市、三木市、小野市、三田市、兵庫県加古郡稲美町、同県神崎郡福崎町、同県揖保郡太子町、天理市、桜井市、葛城市、奈良県生駒郡平群町、同郡安堵町、同郡三宅町、同郡田原本町、有田市、御坊市、岩出市、和歌山県日高郡美浜町、米子市、境港市、鳥取県西伯郡日吉津村、岡山市、倉敷市、玉野市、浅口市、岡山県浅口郡里庄町、呉市、尾道市、福山市、大竹市、廿日市市、広島県安芸郡熊野町、宇部市、防府市、下松市、光市、山口県玖珂郡和木町、小松島市、徳島県名西郡石井町、同県板野郡松茂町、高松市、丸亀市、坂出市、善通寺市、香川県仲多度郡琴平町、同郡多度津町、松山市、新居浜市、愛媛県伊予郡松前町、高知市、大牟田市、久留米市、直方市、飯塚市、田川市、柳川市、筑後市、大川市、行橋市、小郡市、宗像市、福津市、糸島市、那珂川市、福岡県糟屋郡篠栗町、同郡久山町、同県遠賀郡芦屋町、同郡岡垣町、同郡遠賀町、同県三潴郡大木町、同県京都郡苅田町、同県築上郡吉富町、佐賀市、鳥栖市、佐賀県神埼郡吉野ヶ里町、同県三養基郡基山町、同郡上峰町、長崎市、佐世保市、島原市、大村市、長崎県西彼杵郡長与町、同郡時津町、荒尾市、合志市、熊本県玉名郡長洲町、同県菊池郡菊陽町、同県上益城郡嘉島町、同郡益城町、大分市、別府市、宮崎市、鹿児島市、石垣市、名護市、うるま市、南城市、沖縄県国頭郡恩納村、同郡金武町及び同県島尻郡八重瀬町の区域をいう。

四　第四級地　釧路市、帯広市、登別市、北海道伊達市、石狩市、北斗市、同道亀田郡七飯町、同道虻田郡倶知安町、同道岩内郡岩内町、弘前市、黒石市、五所川原市、三沢市、むつ市、青森県南津軽郡藤崎町、同郡田舎館村、同県上北郡野辺地町、同郡おいらせ町、北上市、奥州市、滝沢市、岩手県紫波郡紫波町、同県胆沢郡金ケ崎町、石巻市、気仙沼市、角田市、東松島市、大崎市、宮城県亘理郡亘理町、同県宮城郡松島町、同県黒川郡大和町、同郡大衡村、同県遠田郡美里町、能代市、潟上市、秋田県南秋田郡八郎潟町、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、長井市、東根市、南陽市、山形県東村山郡山辺町、同郡中山町、同県西村山郡河北町、同県東田川郡三川町、会津若松市、いわき市、白河市、須賀川市、相馬市、南相馬市、福島県伊達市、本宮市、同県伊達郡桑折町、同郡国見町、同県安達郡大玉村、同県岩瀬郡鏡石町、同県河沼郡会津坂下町、同郡湯川村、同県西白河郡西郷村、同郡泉崎村、同郡矢吹町、同県田村郡三春町、同県双葉郡広野町、同郡楢葉町、同郡富岡町、同郡大熊町、同郡双葉町、同郡浪江町、同県相馬郡新地町、石岡市、下妻市、常総市、高萩市、北茨城市、笠間市、潮来市、那珂市、筑西市、坂東市、かすみがうら市、桜川市、小美玉市、茨城県東茨城郡茨城町、同県稲敷郡美浦村、同郡河内町、同県結城郡八千代町、同県北相馬郡利根町、栃木市、鹿沼市、日光市、真岡市、大田原市、矢板市、那須塩原市、さくら市、栃木県芳賀郡益子町、同郡市貝町、同郡芳賀町、同県塩谷郡高根沢町、沼田市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、群馬県甘楽郡甘楽町、同県邑楽郡板倉町、秩父市、埼玉県入間郡越生町、同県比企郡小川町、同郡ときがわ町、同県秩父郡横瀬町、同郡長瀞町、同県児玉郡美里町、同郡神川町、館山市、東金市、旭市、勝浦市、鴨川市、君津市、富津市、八街市、南房総市、匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、千葉県印旛郡栄町、同県香取郡神崎町、同郡東庄町、同県山武郡九十九里町、同郡芝山町、同郡横芝光町、同県長生郡睦沢町、同郡長生村、同郡白子町、同県夷隅郡御宿町、同県安房郡鋸南町、東京都小笠原村、神奈川県足柄上郡山北町、同県愛甲郡清川村、長岡市、三条市、柏崎市、新発田市、小千谷市、加茂市、見附市、糸魚川市、妙高市、五泉市、上越市、阿賀野市、南魚沼市、胎内市、新潟県西蒲原郡弥彦村、同県南蒲原郡田上町、同県南魚沼郡湯沢町、同県刈羽郡刈羽村、氷見市、滑川市、黒部市、砺波市、小矢部市、南砺市、富山県中新川郡上市町、同郡立山町、同県下新川郡入善町、同郡朝日町、七尾市、加賀市、羽咋市、かほく市、石川県能美郡川北町、同県河北郡津幡町、同県鹿島郡中能登町、小浜市、あわら市、越前市、坂井市、福井県吉田郡永平寺町、同県大飯郡高浜町、都留市、山梨市、大月市、韮崎市、北杜市、上野原市、甲州市、山梨県西八代郡市川三郷町、同県南巨摩郡富士川町、同県南都留郡西桂町、同郡忍野村、同郡鳴沢村、飯田市、須坂市、小諸市、伊那市、駒ヶ根市、中野市、佐久市、東御市、安曇野市、長野県北佐久郡御代田町、同県諏訪郡富士見町、同郡原村、同県上伊那郡辰野町、同郡箕輪町、同郡飯島町、同郡宮田村、同県下伊那郡松川町、同郡高森町、同県東筑摩郡山形村、同郡朝日村、同県北安曇郡池田町、同郡松川村、同郡白馬村、同県埴科郡坂城町、関市、中津川市、美濃市、瑞浪市、山県市、本巣市、海津市、岐阜県養老郡養老町、同県不破郡関ケ原町、同県加茂郡富加町、同郡川辺町、同県可児郡御嵩町、島田市、下田市、伊豆市、御前崎市、牧之原市、静岡県賀茂郡東伊豆町、同県周智郡森町、新城市、田原市、愛知県知多郡南知多町、同郡美浜町、松阪市、尾鷲市、亀山市、いなべ市、志摩市、伊賀市、三重県多気郡明和町、同県度会郡玉城町、長浜市、甲賀市、高島市、東近江市、米原市、滋賀県蒲生郡日野町、同郡竜王町、同県犬上郡甲良町、福知山市、綾部市、宮津市、京丹後市、南丹市、京都府綴喜郡宇治田原町、同府与謝郡与謝野町、大阪府南河内郡千早赤阪村、洲本市、相生市、豊岡市、西脇市、加西市、丹波市、南あわじ市、淡路市、加東市、たつの市、兵庫県川辺郡猪名川町、同県神崎郡市川町、五條市、御所市、奈良県高市郡高取町、同郡明日香村、同県吉野郡大淀町、海南市、橋本市、新宮市、紀の川市、和歌山県有田郡湯浅町、同県有田郡有田川町、同県西牟婁郡白浜町、同郡上富田町、同県東牟婁郡太地町、鳥取市、倉吉市、鳥取県東伯郡湯梨浜町、同郡琴浦町、同郡北栄町、松江市、出雲市、津山市、笠岡市、総社市、備前市、瀬戸内市、赤磐市、岡山県小田郡矢掛町、同県勝田郡勝央町、竹原市、三原市、広島県府中市、東広島市、江田島市、下関市、山口市、岩国市、柳井市、周南市、山陽小野田市、山口県熊毛郡田布施町、同郡平生町、鳴門市、阿南市、吉野川市、阿波市、徳島県板野郡板野町、同郡上板町、観音寺市、さぬき市、東かがわ市、三豊市、香川県木田郡三木町、同県香川郡直島町、同県綾歌郡綾川町、今治市、宇和島市、八幡浜市、西条市、伊予市、四国中央市、東温市、愛媛県伊予郡砥部町、南国市、土佐市、香南市、高知県安芸郡田野町、豊前市、うきは市、宮若市、嘉麻市、朝倉市、みやま市、福岡県鞍手郡小竹町、同郡鞍手町、同県嘉穂郡桂川町、同県朝倉郡筑前町、同県三井郡大刀洗町、同県八女郡広川町、同県田川郡香春町、同郡糸田町、同郡川崎町、同郡大任町、同郡福智町、同県築上郡築上町、唐津市、多久市、伊万里市、武雄市、鹿島市、小城市、神埼市、佐賀県三養基郡みやき町、同県西松浦郡有田町、同県杵島郡大町町、同郡江北町、同郡白石町、諫早市、雲仙市、南島原市、長崎県東彼杵郡川棚町、同郡波佐見町、同県北松浦郡佐々町、八代市、人吉市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、熊本県菊池郡大津町、同県阿蘇郡西原村、同県上益城郡御船町、同県八代郡氷川町、中津市、臼杵市、津久見市、由布市、大分県速見郡日出町、都城市、延岡市、日向市、西都市、宮崎県北諸県郡三股町、同県東諸県郡国富町、同県児湯郡高鍋町、同郡新富町、同県東臼杵郡門川町、鹿屋市、出水市、指宿市、霧島市、いちき串木野市、奄美市、姶良市、鹿児島県大島郡瀬戸内町、同郡龍郷町、宮古島市、沖縄県国頭郡今帰仁村、同郡本部町、同郡宜野座村、同郡伊江村、同県島尻郡渡嘉敷村及び同郡座間味村の区域をいう。

五　第五級地　市町村の区域で第一級地、第二級地、第三級地及び第四級地以外のものをいう。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（関係告示の廃止）

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成二十五年国土交通省告示第千百二十八号

二　平成二十九年国土交通省告示第二十八号

三　令和元年国土交通省告示第五百六十号

四　令和四年国土交通省告示第千二百六十三号

○国土交通省告示第千九十八号

開発道路に関する占用料等徴収規則（昭和四十二年建設省令第二十九号）別表の備考二の規定に基づき、国土交通大臣が定める市町村の区域を次のように定める。

令和七年十二月二十六日　　国土交通大臣　金子　恭之

開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域

開発道路に関する占用料等徴収規則別表の備考二の規定により国土交通大臣が定める市町村の区域は、次のとおりとする。

一　第二級地　札幌市の区域をいう。

二　第三級地　函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、苫小牧市、江別市、千歳市、恵庭市及び北広島市の区域をいう。

三　第四級地　釧路市、帯広市、登別市、北海道伊達市、石狩市、北斗市、同道亀田郡七飯町、同道虻田郡倶知安町及び同道岩内郡岩内町の区域をいう。

四　第五級地　市町村の区域で第二級地、第三級地及び第四級地以外のものをいう。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、令和八年四月一日から施行する。

（関係告示の廃止）

2　次に掲げる告示は、廃止する。

一　平成二十五年国土交通省告示第千百二十九号

二　平成二十九年国土交通省告示第二十九号

三　令和元年国土交通省告示第五百六十一号

四　令和四年国土交通省告示第千二百六十四号

○国土交通省告示第千九十九号

平成十年建設省告示第千百八十八号における別表（低騒音型建設機械）に、本告示に掲げる別表（低騒音型建設機械）の建設機械を追加する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

別表（低騒音型建設機械）

指定番号	機種	型式	諸元						申請社名
7194	バックホウ	R930	山積容量	2.2	㎥	平積容量	1.75	㎥	タップ・ジャパン㈱
7195	バックホウ	R945	山積容量	2.7	㎥	平積容量	2.15	㎥	タップ・ジャパン㈱
7196	バックホウ	ＳH200ＬＣ－８	山積容量	0.90	㎥	平積容量	0.62	㎥	住友建機㈱
7197	トラクターショベル	L580	山積容量	5.7	㎥	平積容量	5.2	㎥	タップ・ジャパン㈱
7198	トラクターショベル	ＪＬ120H	山積容量	3.50	㎥	平積容量	2.59	㎥	山崎マシーナリー㈱
7199	クローラクレーン	MK3053ＣW－１	吊上能力	1.0	t吊	×	5.2	m	㈱前田製作所
7200	トラッククレーン	ＡＣ　5.250－２	吊上能力	125.3	t吊	×	5.0	m	㈱タダノ
7201	ホイールクレーン	ＧR－700N－３	吊上能力	70	t吊	×	2.1	m	㈱タダノ
7202	ホイールクレーン	MK650A	吊上能力	65	t吊	×	3.0	m	コベルコ建機㈱
7203	アースオーガー	ＰＤME200ＬＣ－７	全装備最大質量	30.0	t				日立建機日本㈱
7204	タイヤローラー	ＴＳ160－４	車両総質量	2.880	t				酒井重工業㈱
7205	振動ローラー	HD　14ｉ　ＶＶ	車両総質量	4.435	t				ヴィルトゲン・ジャパン㈱
7206	アスファルトフィニッシャー	ＳＵＰＥＲ　1900－５ｉ	舗装幅	2.55～9.75	m				ヴィルトゲン・ジャパン㈱
7207	空気圧縮機	Ｃ230ＴＳ－17	吐出量	23	㎥／min	圧力	1.7	ＭＰａ	ガードナー・デンバー㈱
7208	発動発電機	ＥＦ９ＨｉＳ	定格容量	0.9	ｋＶＡ				㈱Willbe
7209	発動発電機	ＩＥG4000M－Ｙ２	定格容量	4.0	ｋＶＡ				㈱やまびこ

○国土交通省告示第千百号

令和七年国土交通省告示第九百九号における（別表）排出ガス対策型建設機械から、本告示に掲げる（別表）排出ガス対策型建設機械の建設機械を削除する。

令和七年十二月二十六日

国土交通大臣　金子　恭之

（別表）排出ガス対策型建設機械

指定番号	建設機械の名称	建設機械の型式	申請者
３－31	小型バックホウ（ミニホウ）	ＡX08ｕ－４	㈱ＡＩＲＭＡＮ
３－32	小型バックホウ（ミニホウ）	ＡX10ｕ－４	㈱ＡＩＲＭＡＮ
３－33	小型バックホウ（ミニホウ）	ＡX17ｕ－４	㈱ＡＩＲＭＡＮ
３－34	小型バックホウ（ミニホウ）	ＡX20ＵＲ－５	㈱ＡＩＲＭＡＮ
３－59	小型バックホウ（ミニホウ）	ＡX20ｕ－４	㈱ＡＩＲＭＡＮ
３－87	小型バックホウ（ミニホウ）	ＡX22ｕ－４	㈱ＡＩＲＭＡＮ

3—246	小型パックホウ（ニニホウ）	ＡＸ14—4	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—502	小型パックホウ	ＡＸ17ｕ—６Ａ	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—526	小型パックホウ	ＡＸ20ｕ—６Ａ	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—527	小型パックホウ	ＡＸ26ｕ—６Ａ	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—567	小型パックホウ	ＡＸ30ｕ—６Ｂ	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—568	小型パックホウ	ＡＸ35ｕ—６Ｂ	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—569	小型パックホウ	ＡＸ30ＵＲ—６Ｂ	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—570	小型パックホウ	ＡＸ40ＵＲ—６Ｂ	㈱ＡＩＲＭＡＮ
3—627	小型パックホウ	ＡＸ20ＵＲ—６Ａ	㈱ＡＩＲＭＡＮ

○防衛省告示第二百八十八号

飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令（昭和三十三年防衛庁訓令第百五号）第十四条の規定により、百里飛行場についての告示（令和四年防衛省告示第七十号）の変更について次のように告示する。

令和七年十二月二十六日

防衛大臣　小泉進次郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後			
一～三　［略］			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
灯火	灯質	光度	配置その他
［略］			
進入灯（標準式）	ＬＥＤ灯、航空可変白、不動光	［略］	［略］
	ＬＥＤ灯、航空白、閃光、毎秒二閃光	実効光度 六千カンデラ	［略］
進入灯（簡易式）	ＬＥＤ灯、航空可変白、不動光	［略］	［略］
進入角指示灯（ＰＡＰＩ）	ＬＥＤ灯、上層航空白、下層航空赤、不動光	航空白　八万五千カンデラ 航空赤　一万五千カンデラ	［略］
滑走路灯	ＬＥＤ灯、航空可変白、航空黄、不動光	［略］	［略］

改正前			
一～三　［同上］			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
灯火	灯質	光度	配置その他
［同上］			
進入灯（標準式）	ハロゲン灯、航空可変白、不動光	［同上］	［同上］
	キセノン放電灯、航空白、閃光、毎秒二閃光	実効光度 五千カンデラ	［同上］
進入灯（簡易式）	ハロゲン灯、航空可変白、不動光	［同上］	［同上］
進入角指示灯（ＰＡＰＩ）	ハロゲン電灯、上層航空白、下層航空赤、不動光	航空白　八万五千カンデラ 航空赤　一万二千七百五十カンデラ	［同上］
滑走路灯	ハロゲン灯、航空可変白、航空黄、不動光	［同上］	［同上］

○東北地方整備局告示第百八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十八号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
天童市大字山口字原ノ前一九一三番二から同市大字山口字梨木前一四二二番一まで	前	一四・四〇～二九・三九（キロメートル〇・二九六）	
	後	一四・四〇～二九・三九（キロメートル〇・二九六）	

(四) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

○東北地方整備局告示第百九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　東北地方整備局長　西村　拓

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十八号	天童市大字山口字原ノ前一九一三番二から同市大字山口字梨木前一四二二番一まで	東北地方整備局及び同局山形河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

○関東地方整備局告示第二百五十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　五十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
伊勢崎市赤堀今井町一丁目五四三番八からみどり市笠懸町鹿二一〇番一まで	前	B　一〇・二〇～一一四・〇〇（キロメートル七・七六〇～八・〇八〇）	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	A　一〇・二〇～一一四・〇〇 B　一〇・〇〇～一三八・七〇（キロメートル七・六〇～八・〇八〇）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局高崎河川国道事務所

○関東地方整備局告示第二百五十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百三十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
大月市大月二丁目字関屋六四九番六から同市大月二丁目字坂瀬六八一番二まで	前	一一・六三～九八・五〇（キロメートル〇・二一八）	
	後	一一・六三～九八・五〇（キロメートル〇・二一八）	

(四) 図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

滑走路末端灯	ＬＥＤ灯、航空緑、航空赤、不動光	［略］	［略］	［略］
滑走路末端識別灯	ＬＥＤ灯、航空白、閃光、毎秒二閃光	実効光度　航空白　六千カンデラ	［略］	［略］
滑走路中心線灯	ＬＥＤ灯、航空白、航空赤、不動光	［略］	［略］	［略］
誘導路中心線灯	ＬＥＤ灯、航空緑、航空黄、不動光	［略］	［略］	［略］
誘導路灯	［略］	［略］	［略］	［略］
	ＬＥＤ灯、航空青、不動光	航空青　二カンデラ	［略］	［略］

五・六　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

滑走路末端灯	ハロゲン灯、航空緑、航空赤、不動光	［同上］	［同上］	［同上］
滑走路末端識別灯	キセノン放電灯、航空白、閃光毎秒二閃光	実効光度　航空白　五千カンデラ	［同上］	［同上］
滑走路中心線灯	ハロゲン灯、航空白、航空赤、不動光	［同上］	［同上］	［同上］
誘導路中心線灯	ハロゲン灯、航空緑、航空黄、不動光	［同上］	［同上］	［同上］
誘導路灯	［同上］	［同上］	［同上］	［同上］
	けい光放電灯、航空青、不動光	航空青　十二カンデラ	［同上］	［同上］

五・六　［同上］

○関東地方整備局告示第二百五十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　関東地方整備局長　橋本　雅道

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百三十九号	大月市大月二丁目字関屋六四九番六から同市大月二丁目字坂瀬六八一番二まで	関東地方整備局及び同局甲府河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

○中部地方整備局告示第百十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　中部地方整備局長　森本　輝

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十二号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
尾鷲市上野町七五三番二二三地内	前	二一・九二～二一・九四メートル	〇・〇〇二キロメートル
	後	二一・九二～二四・三二	〇・〇〇二

(四)　図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局紀勢国道事務所

○中国地方整備局告示第九十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　中国地方整備局長　杉中　洋一

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百八十号	岡山市南区大福字鴨池六九番三から同市南区古新田字東新田一五七〇番五まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

○四国地方整備局告示第六十八号

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構において令和七年十二月一日付けで、次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　四国地方整備局長　豊口　佳之

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高松市北浜町六番の二から同市中新町一四番まで	前	A　一四・六〇～六二・〇〇メートル	二・一〇〇キロメートル	上記A・B・C及びDは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	B・C・D　二二・三〇～三二五・九九	四〇・二六二	
	後	A　一四・六〇～六二・〇〇	二・一〇〇	
	後	B・C・D　二二・三〇～三二五・九九	四〇・二六二	

(四)　図面縦覧場所　四国地方整備局、同局香川河川国道事務所及び本州四国連絡高速道路株式会社坂出管理センター

○九州地方整備局告示第百四十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
宮崎市佐土原町下那珂字平廻四七九七番一一から同市新名爪字麦田一四三七番一まで	前　A	一四・四二～七七・七六メートル	五・五九九キロメートル	上記A、Bは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後　A	一四・四二～七七・七六	五・五九九	
	後　B	二五・三〇～三二〇・六四	五・〇七一	

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局宮崎河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百四十七号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	佐伯市直川大字上直見字大境向山一五九二番二から同市直川大字上直見字大境向山一五八六番一まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

○九州地方整備局告示第百四十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十号	臼杵市野津町大字清水原字前田二〇〇九番二から同市野津町大字泊字前津留三六九番二まで	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月二十六日

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するについて、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

関東地方整備局長　橋本　雅道

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	１号
(三) 占用を制限する区域	区域
	備考
	東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番１から同区虎ノ門一丁目三〇〇番三まで
(四) 制限の対象となる占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年十二月二十七日
(七) 図面縦覧場所	関東地方整備局及び同局東京国道事務所

九州地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第１項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定するについて、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年十二月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年十二月二十六日

九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一) 道路の種類	一般国道
(二) 路線名	十号
(三) 占用を制限する区域	区域
	備考
	臼杵市野津町大字野津市字間戸一一一一四番１から同市野津町大字野津市字岩上二三五番二まで
(四) 制限の対象となる占用物件	新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五) 占用を制限する理由	緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日	令和七年十二月二十七日
(七) 図面縦覧場所	九州地方整備局及び同局佐伯河川国道事務所

国家試験

司法書士法第３条第２項第２号の規定に基づく認定を受けた者の公告

司法書士法（昭和25年法律第197号）第３条第２項第２号の規定に基づき簡裁訴訟代理等関係業務を行うのに必要な能力を有すると認定した者の氏名を次のとおり公告する。

令和７年12月26日　法務大臣　平口　洋

受験地　東京

受験番号	氏名
1	岡野　美月
2	矢島　順一
3	栗原由香利
4	岩田　貴子
5	小林　裕衣
7	藤井　芳典
8	太田　陽子
9	原口　義寛
12	篠崎　雅一
13	椎名　泰裕
14	桃島　雄一
15	齊藤　伸義
16	安藤　誠二
19	伊東　玲子
20	金平　友樹
21	小杉　健斗
22	堤　理咲子
24	佐武　弘章
28	二階堂晃靖
31	菊地　洋元
32	石坂　大騎
33	比江島　誠
34	川口公三郎
35	相川　翔
36	鈴木　健
37	大金　博
41	施　瑜珏
43	白川　隆貴
44	大野　直都
47	半澤　哉
49	平田　優子
50	小宮路大輔
51	山崎　由佳
52	中本　峻史
53	長谷川直子
54	伊東　貞尚
57	宮本　千恵
58	末廣　瑛美
59	蒔田　淳一
60	北山　朋子
61	武田　剛志
62	大石　徹
63	山中　雅子
64	寺村　公陽
65	二見　吉彦
66	阿部夏奈子
67	新貝英一朗
68	金子　哲也
69	佐藤　光
70	トンラガ
72	黒須　亜紀
73	勝田　継介
74	加藤　裕功
75	伊藤　靖弘
76	春日　誠
77	松尾　拓幸
78	岡本　美加
79	木谷　幸代
80	小西　香織
81	石田　健介
82	佐野　亮太
84	梶原　均
85	有川　桃香
86	青柳　長毅
87	不破　毅則
88	近藤　優子
89	関川　葉月
90	神坂　裕美
91	加藤愛咲美
92	渡部　太亮
93	伊藤　香助
94	竹本　翔
95	実方　歩
96	金城　祐子
97	金　錦姫
98	久住雄太郎
99	本間　美実
100	中原　彩乃
102	会田　晴香
103	西出　知可
104	嘉山　幸子
107	登口亜矢子
109	柴田　節子
110	宮野　圭輔
111	遠藤めぐみ
112	小林裕美子
113	大石　郁弥
114	深澤　倫史
125	前川沙弥加
126	渡部　礼子
128	北風　秀
130	中西　俊一
131	石倉　悠貴
132	齋藤　樹
133	野田　紗代
134	山野目智代
135	小川　太郎
136	佐々木　満
137	石原　瑞樹
138	平山　満
139	山田　裕
140	ダール明菜
142	喜利　直美
143	小島　守央
144	岡村　正人
147	酒井　浩民
148	堀口　綾
150	平家　隆文
151	千葉　隆敏
152	高石　将也
155	永井　日向
156	太田　忠紀
157	菊地　祥子
158	田島　寛道
159	石井　信行
160	甲斐　義規
161	坂本　有貴
162	前島サントス
164	藤村　崇徳
165	堀川真衣果
166	吉田　妙
168	永田　幸代
169	倉若みの里
170	中村　優理
171	山本　唯
173	柏木万利子
174	伊藤　颯汰
175	丹羽　茂也
177	森　宏彰
178	神野　格
180	田中　紗耶
182	増田　学
183	安東　潤
184	柏木　佳奈
188	木﨑　史帆
189	長田　眞幸
190	谷口　紀子
191	田中久美子
192	嶋田　隼人
193	友野　優輝

195　水無絵衣実
203　村田　務
207　坂林　琢磨
213　藤枝　佳那
216　山郷　辰幸
218　柗本佐智子
221　松井　映暁
223　深澤　輝行
226　多田　淳也
229　新江　優介
233　家　康隆
235　加藤　誠治
239　佐藤　和生
241　坂口　国博
243　中野　綾子
246　矢作　歩
249　石塚　雅美
251　佐々木　茜
253　三浦　圭介
255　内藤　裕貴
258　田中　孝幸
260　川本　龍
262　大隅咲枝里
264　藤田　静香
266　中木原雛世
269　三浦　裕美
272　渡邉あずさ
277　橋本智恵子
285　新井　豊
287　齋藤　透
289　中泉　英知
291　下川　瞬
294　大石　雄紀
297　竹田　基志
299　滝本　隆太
301　立本　浩教
303　山口　翔
305　中野　裕子
307　三好マスミ
309　石山　哲也
315　山形　星
200　金井　百合
204　斎藤　聖奈
209　福留　伸浩
215　永嶋　圭介
217　小林　倫也
219　中釜奈緒子
222　菊地　伸
225　宮里　一正
227　三嶋　伸美
231　金子　隆人
234　岩崎　俊弥
237　豊岡　慶太
240　西村貴代美
242　南　利秋
245　岡田　幹子
248　小川　健太
250　川延　大介
252　新居　正也
254　眞弓　毅史
257　落合俊一郎
259　木島　有紗
261　佐藤　由衣
263　柿沼　大将
265　秀村　智香
268　篠木　桃子
271　根来　修佳
275　松本　秀信
284　木村　亮
286　半澤　裕加
288　佐藤　尚子
290　中田　有香
292　早川　侑希
295　飯間　一仁
298　武藤　弘明
300　森脇　利江
302　古川未侑子
304　岡崎　亭輔
306　関　雄介
308　三友　彩加
312　眞島かおり
316　山田　晃裕

318　今川　勝博
323　横井　祐
326　古守　夏希
328　太田　大地
331　斉藤　太
334　彦坂　結衣
337　本田　紘明
339　川井喜代子
344　佐藤　洋平
348　森本　環
350　武樋　真也
354　内藤健太郎
358　阿部　譲
361　永山　透
364　室田　康晴
367　前田　雄貴
369　波戸場友貴
371　庄司　秀一
373　小林　温
375　桐渕　啓悟
377　速水　琢巳
381　野積　弦
387　内　由希子
389　近藤　匠
392　髙橋由季子
394　天野　良仁
398　穂苅　伸治
402　河合　佳彦
404　小林あゆ美
410　松瀬　祐也
412　髙橋　将幸
414　桐生　啓
416　巻　光徳
419　小川　智子
421　遠藤　文雄

受験地　大阪

受験番号	氏　名
2	飯田　晃
4	植田　康大
6	内田　貴大
8	大川　真史

320　松延　咲
325　鷲尾　奈穂
327　笹川　祐子
330　羽賀　直亮
333　田中　美沙
335　高松　晃大
338　稲葉　隆史
343　湯浅　優美
347　飯野　淳
349　中村　隆之
353　田村剣二郎
355　根本　大輝
359　桜井　亮平
363　今川以美子
365　坪田和之伸
368　田谷　智之
370　菊池　那弥
372　田中　精一
374　椛山　桜子
376　石原　啓司
380　眞庭ちはる
386　岩品　迅人
388　鈴木　沙也
390　森　純一
393　岡本　志慕
397　広岡　愛
401　渡辺由里香
403　中村　純代
408　小田　悠平
411　池浦　祐太
413　小山　源久
415　平丸　貴大
418　沼田　安徳
420　櫻澤　慎
425　佐野　広明

受験番号	氏　名
3	池上　朋宏
5	上森智恵子
7	王　悦
10	大平　将之

11　小野　大輝
13　柿沼未央希
16　門井　宏樹
18　金村　充晃
22　北御門嘉昭
26　木本　雄介
28　楠本　恭平
30　栗生　佳明
32　黒下　昌代
35　古俣　勇樹
37　阪口　健
39　迫　仁美
41　重綱　裕子
43　白川　喬
45　角田真一郎
47　田中　庸介
49　辻野　晃美
52　内藤　友理
54　中島　里菜
57　二越　友莉
60　西田　寛子
62　原田満理奈
64　東野　匡志
67　藤原　昌子
71　水瀧　沙織
75　森内　樹哉
78　柳　宗亘
88　古川　愛
92　山本　美和
95　廣内　悠太
98　長谷川沙耶
100　人見　徹志
104　伊勢川和矢
106　鹿野　未肖
108　林　駿毅
116　伊藤　由美
120　髙森　武司
124　高江洲和明
126　住江　晃宙
131　佐伯　麗
12　小野　好市
14　柏本　直輝
17　金田健太郎
19　萱森　安未
25　木下真理子
27　木本　優亮
29　工藤　耕平
31　栗山　宗弓
33　小谷口武久
36　齋藤　晴子
38　阪野　哲夫
40　笹尾　裕一
42　志水　愛子
44　管野　貴仁
46　高木　里佳
48　淡野　晋平
50　筒渕　裕友
53　中島遼太郎
55　中東　裕
58　西田　英司
61　橋口　和佳
63　東浦　弘樹
66　藤原可南子
70　馬淵　遊杜
74　森井　優子
76　森脇　悠輔
83　山本智恵子
89　鈴木　香織
94　松本智香子
96　安井　眞緒
99　正木　昌未
102　石田　尚未
105　荻野　啓子
107　髙松　直也
112　村上　大樹
118　大森　八朗
123　山崎　維文
125　林　祐介
130　田畑　優花
133　永野　真司
134　安西　恵
136　瀬戸満紀子
138　永田　絵美
140　寺澤　未奈
142　玉光　真人
145　白木　英文
147　野村由香里
149　村上隆太朗
154　河端　亨典

受験地　名古屋

受験番号	氏　名
1	木野　力
12	朝倉　亨
15	松川　領也
19	柴田　羽輝
22	大野　奈央
24	今野蓮ラハマン
25	東　彩子
27	工藤　修揮
30	澤田　祐也
33	板橋　幸平
36	永井　達也
39	廣瀬　昌弘
42	山口　真央
45	矢野　泰三
47	辰野　温仁
50	瀬戸　貴嗣
53	堀木　健一
55	伊藤　陸
58	中川　治
61	藤原久美子
67	進藤　晴紀
69	山下　保
71	﨑田由香里
74	北住　拓也
76	竹原　誠
79	中村　誠
81	谷鋪　暢恵
135	則　正義
137	土居　雅子
139	馬場　与志
141	小原　健一
144	平松　俊英
146	中田　裕人
148	寺谷　貴幸
153	畑村　伸子
156	川原　剛史

受験番号	氏　名
2	竹内　将哉
14	飼沼　裕司
17	比嘉　貴史
20	宮内　隆一
23	川野　欣哉
29	寺西　正晶
31	岩本　麻希
34	鈴木　雅幸
37	今村真由美
41	岡井　知佳
43	杉浦　弘典
46	竹下千賀子
48	倉知　孝文
52	曽根　康寛
54	伊藤　義寿
56	内山　博之
60	西　貴宏
66	髙木　脩平
68	榊原　実希
70	岸本　徳和
72	石崎　衛
75	作野　沙織
78	玉木　雄矢
80	針谷　恒人

受験地　広島

受験番号	氏名	受験番号	氏名
4	石井　正樹	7	中野　泰輔
8	中田百合恵	9	柴田　誠子
10	山本　貴之	11	今井　寛子
12	上野　正登	13	中川　大聖
14	住吉　杏子	15	大平　晴香
16	安原亜矢加	17	甲斐　祥麻
19	塚越　誠治	20	今津　聡子
23	大井淳一朗	24	藤野　航太
25	竹森　聖章	26	松倉　友美
27	太安　茂徳	28	安東　克正
30	佐々木公之	31	下山　純平
32	仁多　和英	33	野津　竜一
34	宮下　大蔵		

受験地　福岡

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	内田　紗妃	3	中村信司郎
5	中村　圭一	6	雪竹　晴輝
8	村﨑　紗弥	9	安永　由莉
10	所　美佳	12	占部　宏朗
13	吉武　拓臣	14	岡部美木子
15	武田　康志	16	松尾　仁慈
18	池上　勇司	19	髙田加奈子
20	山口　美里	22	石橋　凌
23	川崎　博子	24	佐藤　玄
25	清水ひとみ	26	社川　瑛輔
27	園田　篤	28	原口　航太
30	山口　一彬	31	吉﨑　藍子
32	渡邉　千洋	34	有田　晴也
35	岩永　敏朗	37	山内　誉
41	兵頭　歩	42	松岡　幸浩
44	青木　崇史	45	川元　亜紀
46	山田　太平	47	立石　蓮人
50	平田　仁博	51	武石　佳華
52	鵜狩　澄	53	中村　佳
54	俣木真奈美	55	大迫乃理子
56	古川　英俊	58	松原　浩一
59	鶴田　大輔	60	塩﨑　美緒
61	飯塚　哲	63	山田　和寛
66	仲本　幸央	67	山田　哲平

受験地　仙台

受験番号	氏名	受験番号	氏名
2	渡邉　成美	3	本合　大地
4	芳賀　光	5	長沼　大作
6	小野　貴紀	7	島貫　壮司
8	石黒　正彬	9	菅原　葵
11	佐藤　光祐	12	熊谷　祐子
14	柏木　牧子	15	栗栖　英俊
16	伊東　大佑	17	大野　浩志
19	福田　泰輔	21	鈴木　威朗
22	佐藤　宏美	23	芦野　英貴
24	伊藤　徳明	25	田端　裕子
26	松田　翔平	27	田村　匠
30	吉田　鮎子	31	荒谷　彩沙

受験地　札幌

受験番号	氏名	受験番号	氏名
2	土谷　優美	3	池田　和裕
6	竹本　海雅	7	泉本　和士
9	大西　大介	10	能正　貴文
11	土屋　康予	12	神下　拓也
14	有野　弘実	15	木村　俊
16	片山　壌	17	佐久間　恵
19	小林　久恵	21	立山　颯紀
22	中村　宏之	23	中村　優樹
26	中村裕郁里	27	有坂　湧馬
30	新明　知	31	神谷　龍一
32	角鹿　景哉		

受験地　高松

受験番号	氏名	受験番号	氏名
1	中川　繁和	2	十河　昌弘
3	池田　正美	4	白石　正道
5	藤原　信	6	平賀　淑恵
8	松本　空也	11	亀井　望
12	河野　隆富	13	松本　耕平
15	田中　涼	16	出見　伸幸
17	松本　英雄	18	門屋　佐和
19	泉川　大輔	20	大石　正人
22	波内　知津	23	井上　瑞絵

official

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた令和７年度の令和７年10月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

令和７年12月26日　　財務省

1　一般会計

(1)　歳入

単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合
						%
租税及印紙収入	77,819,000,000	5,522,124,350	9,284,228,996	14,806,353,346	△63,012,646,653	19.0
租税	76,789,000,000	5,447,843,228	8,934,760,004	14,382,603,233	△62,406,396,766	18.7
所得税	22,666,000,000	1,995,367,422	6,340,168,700	8,335,536,123	△14,330,463,876	36.7
法人税	19,245,000,000	753,660,308	402,024,323	1,155,684,631	△18,089,315,368	6.0
相続税	3,461,000,000	253,814,999	595,026,009	848,841,009	△2,612,158,990	24.5
消費税	24,908,000,000	2,208,654,760	414,676,164	2,623,330,924	△22,284,669,075	10.5
酒税	1,174,000,000	10,037,371	183,736,739	193,774,110	△980,225,889	16.5
たばこ税	953,000,000	7,860,523	245,363,975	253,224,498	△699,775,501	26.5
揮発油税	1,976,000,000	77,126,727	259,458,148	336,584,876	△1,639,415,123	17.0
石油ガス税	4,000,000	278,084	706,489	984,573	△3,015,426	24.6
航空機燃料税	40,000,000	1,194,427	9,783,458	10,977,885	△29,022,114	27.4
石油石炭税	601,000,000	43,179,628	73,387,638	116,567,266	△484,432,733	19.3
電源開発促進税	307,000,000	8,191,121	69,082,590	77,273,712	△229,726,287	25.1
自動車重量税	407,000,000	30,036,522	99,402,816	129,439,338	△277,560,661	31.8
国際観光旅客税	49,000,000	4,060,778	9,884,188	13,944,967	△35,055,032	28.4
関税	989,000,000	53,630,472	229,130,050	282,760,522	△706,239,477	28.5
とん税	9,000,000	749,796	2,928,362	3,678,159	△5,321,840	40.8
地価税	—	284	347	631	631	—
印紙収入						
印紙収入	1,030,000,000	74,281,121	349,468,991	423,750,113	△606,249,886	41.1
官業益金及官業収入						
官業収入	51,779,865	6,275,762	25,380,411	31,656,174	△20,123,690	61.1
政府資産整理収入	290,826,567	14,111,771	165,811,071	179,922,842	△110,903,724	61.8
国有財産処分収入	31,520,741	3,125,548	12,903,229	16,028,778	△15,491,962	50.8
回収金等収入	259,305,826	10,986,222	152,907,841	163,894,064	△95,411,761	63.2
雑収入	8,389,166,356	86,647,446	6,019,635,035	6,106,282,481	△2,282,883,874	72.7
国有財産利用収入	106,791,124	7,287,640	65,139,456	72,427,097	△34,364,026	67.8
納付金	1,404,804,312	29,277,131	230,639,570	259,916,701	△1,144,887,610	18.5
諸収入	6,877,570,920	50,082,674	5,723,856,008	5,773,938,682	△1,103,632,237	83.9
公債金						
公債金	28,647,072,460	500,000,057	11,752,190,010	12,252,190,068	△16,394,882,391	42.7
合計	115,197,845,248	6,129,159,388	27,247,245,525	33,376,404,913	△81,821,440,334	28.9

(2) 歳　　出

単位　千円（千円未満切捨）

所管	歳出予算現額	支出済歳出額 本月分	支出済歳出額 前月までの累計	支出済歳出額 計	歳出予算残額	支出歩合
						%
皇室費	13,441,919	1,668,552	3,253,629	4,922,181	8,519,738	36.6
国会	136,723,343	11,873,952	56,187,533	68,061,486	68,661,856	49.7
裁判所	361,086,867	22,432,397	143,430,498	165,862,896	195,223,970	45.9
会計検査院	17,384,059	1,535,144	6,858,109	8,393,254	8,990,805	48.2
内閣	165,622,194	10,617,527	41,041,566	51,659,093	113,963,101	31.1
内閣府	5,103,958,984	734,927,637	1,798,591,915	2,533,519,553	2,570,439,430	49.6
デジタル庁	227,293,609	8,587,919	41,192,057	49,779,977	177,513,632	21.9
総務省	20,712,315,353	44,590,549	18,433,418,160	18,478,008,710	2,234,306,643	89.2
法務省	887,687,130	63,924,594	361,287,392	425,211,986	462,475,143	47.9
外務省	886,966,535	126,710,224	411,977,694	538,687,918	348,278,616	60.7
財務省	29,885,004,326	153,826,468	13,748,473,421	13,902,299,890	15,982,704,435	46.5
文部科学省	6,859,477,714	727,965,057	3,019,468,634	3,747,433,691	3,112,044,023	54.6
厚生労働省	35,059,266,512	3,429,967,459	18,156,933,557	21,586,901,017	13,472,365,494	61.5
農林水産省	3,275,979,627	199,918,065	792,002,954	991,921,019	2,284,058,607	30.2
経済産業省	1,659,538,975	236,924,202	438,045,823	674,970,026	984,568,949	40.6
国土交通省	9,941,457,053	315,539,804	1,318,492,555	1,634,032,359	8,307,424,693	16.4
環境省	574,010,453	37,374,710	98,110,561	135,485,272	438,525,181	23.6
防衛省	9,673,896,607	451,294,571	3,588,296,410	4,039,590,982	5,634,305,625	41.7
合計	125,441,111,268	6,579,678,841	62,457,062,477	69,036,741,318	56,404,369,949	55.0

2　特　別　会　計

単位　千円（千円未満切捨）

会計名	歳入予算額又は歳出予算現額	収納済歳入額又は支出済歳出額 本月分	収納済歳入額又は支出済歳出額 前月までの累計	収納済歳入額又は支出済歳出額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）又は歳出予算残額	収入歩合又は支出歩合
交付税及び譲与税配付金						%
歳入	51,631,340,774	4,206,262,735	20,136,122,746	24,342,385,481	△ 27,288,955,292	47.1
歳出	51,430,715,115	12,447,320	42,722,835,178	42,735,282,498	8,695,432,616	83.0
地震再保険						
歳入	117,427,430	6,669,130	51,667,568	58,336,698	△ 59,090,731	49.6
歳出	117,427,430	112,436	1,488,637	1,601,073	115,826,356	1.3
国債整理基金						
歳入	222,118,500,012	7,334,074,932	152,480,041,689	159,814,116,622	△ 62,304,383,389	71.9
歳出	225,204,323,942	7,233,154,042	121,121,335,251	128,354,489,293	96,849,834,648	56.9
外国為替資金						
歳入	4,942,991,669	210,482	1,011,455,414	1,011,665,897	△ 3,931,325,771	20.4
歳出	1,545,794,724	48,066,086	269,565,896	317,631,982	1,228,162,741	20.5
財政投融資						
財政融資資金勘定						
歳入	21,638,208,346	1,008,291,008	17,399,272,541	18,407,563,550	△ 3,230,644,795	85.0
歳出	21,638,208,346	999,326,255	17,380,480,123	18,379,806,379	3,258,401,966	84.9
投資勘定						
歳入	851,790,046	220,447	766,966,091	767,186,538	△ 84,603,507	90.0
歳出	890,790,046	9,724	239,389,208	239,398,932	651,391,113	26.8
特定国有財産整備勘定						
歳入	40,439,908	55	29,647,617	29,647,672	△ 10,792,235	73.3
歳出	5,380,687	1,851,781	62,859	1,914,641	3,466,046	35.5
エネルギー対策						
エネルギー需給勘定						
歳入	2,984,637,341	180,508,160	1,717,784,787	1,898,292,947	△ 1,086,344,393	63.6
歳出	3,737,459,827	93,361,627	1,971,990,493	2,065,352,120	1,672,107,707	55.2
電源開発促進勘定						
歳入	420,929,444	35,539,140	131,539,386	167,078,526	△ 253,850,917	39.6
歳出	473,253,761	37,810,122	66,168,950	103,979,073	369,274,688	21.9
原子力損害賠償支援勘定						
歳入	12,169,336,286	636,700,000	4,243,351,059	4,880,051,059	△ 7,289,285,226	40.1
歳出	12,169,336,286	639,190,435	4,240,690,352	4,879,880,787	7,289,455,498	40.0
先端半導体・人工知能関連技術勘定						
歳入	332,800,000	—	332,800,000	332,800,000	—	100.0
歳出	332,800,000	—	171,500,000	171,500,000	161,300,000	51.5
労働保険						
労災勘定						
歳入	1,260,215,646	1,672,485	698,143,482	699,815,967	△ 560,399,678	55.5
歳出	1,107,592,615	140,846,190	493,948,908	634,795,099	472,797,516	57.3
雇用勘定						
歳入	2,394,700,619	9,325,695	1,084,788,324	1,094,114,020	△ 1,300,586,598	45.6
歳出	2,196,749,754	189,283,247	933,728,927	1,123,012,175	1,073,737,579	51.1
徴収勘定						
歳入	4,257,725,436	409,977,314	2,021,526,102	2,431,503,416	△ 1,826,222,019	57.1
歳出	4,257,787,169	5,829,089	1,912,685,861	1,918,514,950	2,339,272,218	45.0
年金						
基礎年金勘定						
歳入	28,557,395,255	4,544,728,761	14,383,306,152	18,928,034,914	△ 9,629,360,340	66.2
歳出	28,557,395,255	3,652,845,247	13,082,851,203	16,735,696,451	11,821,698,803	58.6
国民年金勘定						
歳入	4,312,450,059	831,126,739	1,933,532,433	2,764,659,172	△ 1,547,790,886	64.1
歳出	4,312,450,059	966,289,241	1,970,682,052	2,936,971,293	1,375,478,765	68.1
厚生年金勘定						
歳入	52,432,946,234	4,757,087,674	26,835,171,223	31,592,258,897	△ 20,840,687,336	60.2
歳出	52,432,946,234	7,534,508,296	26,220,796,503	33,755,304,800	18,677,641,433	64.3

健康勘定						
歳入	13,768,540,281	937,362,480	6,779,071,271	7,716,433,752	△ 6,052,106,528	56.0
歳出	13,768,540,281	977,753,391	7,245,627,062	8,223,380,454	5,545,159,826	59.7
業務勘定						
歳入	1,246,216,154	82,704,791	694,850,500	777,555,291	△ 468,660,862	62.3
歳出	1,246,216,154	154,992,739	434,107,024	589,099,763	657,116,390	47.2
子ども・子育て支援						
子ども・子育て支援勘定						
歳入	4,711,372,242	1,013,969,548	2,729,556,233	3,743,525,782	△ 967,846,459	79.4
歳出	4,799,093,038	82,369,939	1,320,319,394	1,402,689,334	3,396,403,704	29.2
育児休業等給付勘定						
歳入	1,068,697,363	49,147,330	468,934,954	518,082,285	△ 550,615,077	48.4
歳出	1,068,697,363	80,130,921	399,130,062	479,260,984	589,436,378	44.8
食料安定供給						
農業経営安定勘定						
歳入	247,250,231	76,455,881	174,567,264	251,023,146	3,772,915	101.5
歳出	247,250,231	11,371,627	74,883,842	86,255,470	160,994,760	34.8
食糧管理勘定						
歳入	939,840,290	29,770,134	426,967,060	456,737,194	△ 483,103,095	48.5
歳出	952,195,300	53,929,660	325,359,676	379,289,336	572,905,963	39.8
農業再保険勘定						
歳入	100,916,245	69,250	40,969,966	41,039,217	△ 59,877,027	40.6
歳出	96,801,256	2,210,887	29,554,129	31,765,016	65,036,239	32.8
漁船再保険勘定						
歳入	7,894,751	525,859	4,617,185	5,143,045	△ 2,751,705	65.1
歳出	6,878,861	420,281	1,378,216	1,798,497	5,080,363	26.1
漁業共済保険勘定						
歳入	27,044,909	518,198	6,524,278	7,042,476	△ 20,002,432	26.0
歳出	11,501,857	576,740	5,701,430	6,278,171	5,223,685	54.5
業務勘定						
歳入	24,114,989	283,806	3,518,229	3,802,035	△ 20,312,953	15.7
歳出	24,138,419	127,994	3,205,291	3,333,285	20,805,133	13.8
国営土地改良事業勘定						
歳入	8,419,830	182,742	2,261,526	2,444,268	△ 5,975,561	29.0
歳出	9,198,295	243,592	1,053,984	1,297,576	7,900,718	14.1
国有林野事業債務管理						
歳入	334,695,285	—	167,705,771	167,705,771	△ 166,989,513	50.1
歳出	334,695,285	—	167,705,771	167,705,771	166,989,513	50.1
特許						
歳入	262,683,987	14,001,991	201,696,113	215,698,104	△ 46,985,882	82.1
歳出	154,677,660	12,028,921	49,333,564	61,362,486	93,315,173	39.6
自動車安全						
自動車事故対策勘定						
歳入	82,168,027	1,007,421	79,116,101	80,123,523	△ 2,044,503	97.5
歳出	24,274,104	2,792,854	8,849,127	11,641,982	12,632,122	47.9
自動車検査登録勘定						
歳入	44,996,731	3,478,188	25,197,559	28,675,748	△ 16,320,982	63.7
歳出	44,437,912	2,334,877	10,260,701	12,595,579	31,842,332	28.3
空港整備勘定						
歳入	388,981,361	32,730,310	293,347,082	326,077,393	△ 62,903,967	83.8
歳出	494,287,650	18,400,057	119,825,699	138,225,757	356,061,893	27.9
東日本大震災復興						
歳入	646,243,623	30,770,600	348,646,261	379,416,862	△ 266,826,760	58.7
歳出	708,837,066	7,735,383	130,725,876	138,461,259	570,375,806	19.5

（参考）　沖縄振興開発金融公庫等収入支出状況調

単位　千円（千円未満切捨）

機関名	収入予算額又は支出予算現額	収入済額又は支出済額 本月分	収入済額又は支出済額 前月までの累計	収入済額又は支出済額 計	収入予算額と収入済額との差（△は減）又は支出予算残額	収入歩合又は支出歩合
						%
沖縄振興開発金融公庫						
収入	13,976,035	652,606	4,560,819	5,213,426	△ 8,762,608	37.3
支出	11,936,279	956,466	4,105,202	5,061,668	6,874,610	42.4
株式会社日本政策金融公庫						
国民一般向け業務						
収入	202,077,485	11,428,894	77,240,716	88,669,611	△ 113,407,873	43.8
支出	127,950,234	5,483,919	46,374,822	51,858,741	76,091,492	40.5
農林水産業者向け業務						
収入	55,428,254	4,349,868	25,714,409	30,064,278	△ 25,363,975	54.2
支出	54,394,934	1,434,355	18,554,533	19,988,888	34,406,045	36.7
中小企業者向け業務						
収入	146,213,116	6,837,337	52,536,833	59,374,171	△ 86,838,944	40.6
支出	65,160,091	1,985,203	19,040,359	21,025,562	44,134,528	32.2
信用保険等業務						
収入	289,927,847	18,792,418	128,714,907	147,507,326	△ 142,420,520	50.8
支出	878,752,235	38,495,271	221,393,878	259,889,149	618,863,085	29.5
危機対応円滑化業務						
収入	12,842,017	309,233	5,858,045	6,167,279	△ 6,674,737	48.0
支出	55,522,275	861,355	10,813,181	11,674,537	43,847,737	21.0
特定事業等促進円滑化業務						
収入	5,964,969	23,148	247,518	270,666	△ 5,694,302	4.5
支出	5,964,967	4,710	240,435	245,145	5,719,821	4.1
株式会社国際協力銀行						
収入	1,973,709,011	108,402,713	556,777,835	665,180,548	△ 1,308,528,462	33.7
支出	1,913,109,085	107,404,149	508,822,087	616,226,236	1,296,882,848	32.2
独立行政法人国際協力機構有償資金協力部門						
収入	170,455,297	11,081,027	95,976,919	107,057,946	△ 63,397,350	62.8
支出	223,578,281	9,575,100	63,749,089	73,324,189	150,254,091	32.7

㈱　本表は、各機関からの通知により記載したものである。